

平成29年第1回

香美市議会定例会会議録

平成29年 3月 1日 開 会
平成29年 3月17日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 3 月 1 日 水曜日

平成29年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年3月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月1日水曜日（会期第1日） 午後 1時09分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会議務局長 和田 隆 議会議務局書記 山本 絵里
議会議務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 1号 平成29年度香美市一般会計予算
議案第 2号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算
議案第 3号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 5号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 7号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 8号 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 9号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 10号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
議案第 11号 平成29年度香美市水道事業会計予算
議案第 12号 平成29年度香美市工業用水道事業会計予算
議案第 13号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）
議案第 14号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 15号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 16号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 17号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
議案第 18号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 20号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 21号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 22号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 23号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 24号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 25号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 33号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 35号 泰山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 陳情第 1号 かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成29年3月1日(水) 午後1時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
 4. 市長の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について

報告第 1号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - (2) 行政の報告及び提案理由の説明
- 日程第4 議案第 1号 平成29年度香美市一般会計予算

日程第5	議案第	2号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算
日程第6	議案第	3号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第	4号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算
日程第8	議案第	5号	平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第	6号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予 算
日程第10	議案第	7号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予 算
日程第11	議案第	8号	平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業 勘定）予算
日程第12	議案第	9号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第	10号	平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計 予算
日程第14	議案第	11号	平成29年度香美市水道事業会計予算
日程第15	議案第	12号	平成29年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第16	議案第	13号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）
日程第17	議案第	14号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3 号）
日程第18	議案第	15号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）
日程第19	議案第	16号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算（第4号）
日程第20	議案第	17号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補 正予算（第4号）
日程第21	議案第	18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	19号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第23	議案第	20号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
日程第24	議案第	21号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	22号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第26	議案第	23号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第27 | 議案第 | 24号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第 | 25号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第 | 26号 | 香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第 | 27号 | 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第31 | 議案第 | 28号 | 香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第 | 29号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第33 | 議案第 | 30号 | 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第 | 31号 | 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第35 | 議案第 | 32号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 日程第36 | 議案第 | 33号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について |
| 日程第37 | 議案第 | 35号 | 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第38 | 同意第 | 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第39 | 議案第 | 34号 | 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第40 | 議案第 | 36号 | 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第41 | 陳情第 | 1号 | かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について |

会議録署名議員

9番、爲近初男君、11番、門脇二三夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午後 1時09分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成29年第1回香美市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

風はまだまだ冷たいものの、日差しは一日一日ぬくもりを増してまいりました。三寒四温を繰り返しながら、春は間近までやってきております。

議員各位、執行部には、年度末を控え何かと公務ご多忙の折、平成29年第1回定例会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、国政におきましては2017年度予算案が衆議院を通過いたしました。予算案は、一般会計総額9兆7千454億円で5年連続で最大を更新し、防衛費に過去最大の5兆1,251億円を盛り込んだほか、現内閣の看板政策一億総活躍社会の実現に向け、保育士や介護職の処遇改善や給付型奨学金の創設などが盛り込まれております。なお、予算案は通過をいたしました但し重要法案はこれからでございますので、その行方を注視していかなければならないと考えるところでございます。

さて、本定例会に市長から提出されている議案は36件、同意が1件でございます。また、陳情が1件ございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて9番、爲近初男君、11番、門脇二三夫君を指名します。よろしく願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、2月24日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） 16番、比与森です。

本日招集されました平成29年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月24日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から3月17日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、平成28年第6回議会定例会の継続審査事件であった陳情第1号は

開会日に審査報告から採決まで行います。また、議案第22号及び同意第1号につきましては、本日、委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の2日から会期6日目の6日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期第7日目の7日から会期9日目の9日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の10日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き、議案第1号及び議案第13号については連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の11日、会期12日目の12日は休日及び議案精査のため休会としました。

会期13日目の13日は、午後1時から教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の14日は、午前9時から産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の15日、会期16日目の16日は、議案審査整理のため休会とします。

会期17日目の最終日17日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会付託を省略して本会議で採決まで行います。

また、追加案件としまして、議員提案の発議、決議案、意見書案が予定されております。ほかに執行部からも議案が1件予定されています。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の2日木曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、決議案、意見書案等の議案について協議を行いました。請願につきましては提出案件がなく、陳情が1件、発議が1件、決議案1件、意見書案が3件提出されております。

陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続については、昨年12月22日に、谷相自治会長ほか2名の自治会長から提出されたものです。協議の結果、陳情第1号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

発議第1号及び決議案第1号は、議会運営委員会で審議をしてきた案件で、最終日に追加案件として提案することになりました。また、意見書案第1号から第3号までの3件の意見書案につきましても、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、最終日に追加案件として提出することになりました。

その他協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしております予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法第180条の規定による専決処分実行について、報告第1号のとおり報告がありました。

次に、監査委員から、例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

次に、今年1月に各常任委員会、定住人口増加促進特別委員会が実施しました行政視察の報告書の提出がありましたのでお手元に配付をしておきました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） 9番、爲近です。委員長報告を行います。

12月議会以降、1月30日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果について順次報告をいたします。

1点目、入札については、まず本市の入札制度について説明を受けました。

最小の経費で最大の効果を上げること。競争性、公平性、透明性を担保し、品質の確保、本市の中小企業保護・育成を踏まえての入札制度を構築している。入札参加者は必要な資格審査を受ける。それにより格付が行われ、すみ分けをして規模に応じた工事発注につなげている。市内外で1,273業者であると説明がありました。

指名業者の基準については、市内業者のランクづけは経営事項審査結果業種別総合評点に、本市の主観的事項として工事成績評点、指名停止状況、災害施工の件数を合計した点数により決定していると説明。

平成28年度の入札の現状については、制限付一般競争入札、指名競争入札の建設工事入札においては、平成28年末合計で約23億円余りで、落札率87%になる。全体で26億円余りであると説明がありました。また、建通新聞の記事が配られて、内容として、国土交通省幹部と建設事業主団体の長との今年のテーマとして、生産性の向上

と働き方改革を挙げ、一体となり平準化を目指す。国交省は2017年度当初予算案で初めてゼロ国債を計上。2カ年国債も倍増させて、4月から6月の発注量の落ち込み改善を図ろうとしている。国交省、総務省は平準化を要請し、ゼロ債務負担行為の設定が可能だということもアナウンスをし、これに呼応する地方公共団体はふえている。地方の暮らしと経済を支える建設業のためにも、積極的活用を指摘した記事となっていました。

質疑では、入札の今後において不落、不調にならない打開策を持っているのかに対して、早目に設計をして早く発注する。また、事業課が事業量、事業規模を勘案して余裕のある年間工程を組み、事業を推進すべきであると答弁がありました。一般の事業で、大きな事業になれば工期が足らなくなり繰り越しをせざるを得ない状況があるが、繰越制度の適切な活用やゼロ債務負担行為の設定が可能ということなので、利用すればよいのでは。繰り越しを財務が認めてくれる状況もあり、平準化に向けてかじをとるべきではないかという意見が出ました。委員会としても、この方向で推し進めていくべきとのまとめをいたしました。契約等審議会において、知識経験の有する者を入れるという条例規定がある中で、それを実施して入札の不落、不調が減る可能性があるのではに対して、今は実施していない。必要かどうかほかの市町村の状況も聞いてみると答弁。市内には工科大学もあるので検討してくださいとの発言がありました。

2点目、児童クラブの行政視察のまとめについて審査をしました。

香南市の直営のクラブについては、公営では、指導員は全て臨時職員であるが十分な配置がされている。各クラブの保護者負担金は同額である。施設の整備は順調にされている。雇用が不安定、リーダー不足、事故・災害の対応に問題はあるものの、直営ならではの十分な運営ができています。委託のクラブについては、保護者会の役員が毎年かわり円滑な運営が困難であり、会の負担が大きいなど直営を望む声が多いということでした。

南国市のクラブについては、その全ての運営を南国市学童保育連絡協議会が委託をしていて、指導員等も本会の一括雇用となっている。会の立ち上げに尽力した方を専従事務員で雇用し、保護者に寄り添う中で指導員の育成、会の運営、施設整備等成果が出ています。

今回の行政視察を踏まえた意見として、本市においては指導員等の確保・育成、賃金や利用料の統一化、保護者会の充実等が課題とされている中で、南国市のような強い思い入れでリーダーシップを持つ人が確保され、保護者会を引っ張っていく人の確保はどうなのか。また一括しての受け皿として、保護者会が無理なら全国的に例のある社会福祉協議会やシルバー人材センターはどうなのかとの意見も出ました。また、香南市の直営のように複数の担当をつけ、指示・命令がしっかりでき、情報の共有ができる体制が大事なので、直営的な考えも必要ではないかとの意見が多くありました。現在の指定管理の状況は多くの問題があり、統一された運営を目指すべきであるという意見でまとめ

られました。本市の児童クラブの現状の把握の必要があるということで、保護者会の役員の方々、また、指導員の方々にも来ていただいて話を聞かせてもらいたいということで先月に実施をさせていただきました。現在まとめをしております、市長への提言につなげていこうとしています。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、定住人口増加促進特別委員会の報告を行います。

定住人口増加促進特別委員会では、1月19日から20日にかけて広島県で行政視察を、また、2月2日に委員会を開催をしましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

まず、広島県での視察研修についてですけれども、その内容・経過等につきましては、お手元の委員長報告をごらんください。

次に、2月2日の委員会では都市計画について、移住・定住の現状についてを議題としました。

都市計画については、昨年10月26日に南国市で行った行政視察後に担当課が行った協議のまとめとして、権限移譲については県の規制緩和の動向、また、南国市の動向を見ると、いずれは受けなければならないという認識のもとで、それに向けた今後の対応が課題となる。また、市街化調整区域については、市がやりたいもの、中心となるものが何かあれば、地区計画等で開発審査会に諮ることもできると認識しているとの説明を受けた後、質疑・意見交換等を行いました。

移住・定住の現状については、担当課より香美市の移住定住推進についての冊子をもとに、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた移住促進の目標と目標達成に向けた主な取り組みとして、移住相談・空き家バンク物件案内、空き家バンク登録のための空き家調査、香北町猪野々地区への移住促進を。また、その他の取り組みとして移住相談会、移住ツアー実施、移住交流会、お試し移住体験住宅の施設管理、移住希望者を関係各課へ案内取り次ぎ、高知・南国・香南との4市連携事業、他市町村からの視察団の受け入れについての説明を。

また、NPO法人いなかみの近藤代表理事よりは、人と自然が優しい田舎の冊子をもとに、平成28年度の取り組み、平成28年度の移住目標を。また、主な進捗報告の中では移住相談窓口、移住交流体験ツアー、移住希望者の現地案内、お試し住宅の運営管理、移住後のアフターフォロー、地域とのコミュニティーづくり、ものづくり教室の開

催、その他の取り組みについて。そして最後に、3つの課題整理として、移住希望者が求める「住まい」が見つからず他県・他市に流れてしまっている、仕事をやめて独立を考える移住希望者の不安を軽減する仕組みが不足している、地域住民（先輩移住者を含む）と移住希望者をつなぐ体制が十分に整っていないとの課題等についても説明を受けた後、質疑・意見交換等を行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩とします。

（午後 1時31分 休憩）

（午後 1時31分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

日程第4、議案第1号、平成29年度香美市一般会計当初予算から日程第38、同意第1号、教育委員会委員の任命についてまで、以上35件を一括議題とします。

行政の報告及びただいま議題となりました議案の提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 本日ここに平成29年1回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては年度末のご多忙のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、それぞれ地域福祉の向上、地域振興、そして市行政の充実、香美市発展のためにご尽力いただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

既にご承知のとおり、本日香美市は合併から11年となりました。香美市におきましては、議会の皆様はもとより、多くの関係の皆様のご理解、ご協力のもと、各種事業の推進を通じまして、まちづくりの振興が図られていることに深く感謝をいたしているところでございます。私は香美市民の皆さんがまちに関心を持ち、積極的にかかわろうとする意欲を持ってくださっていることを大変うれしく思っております。

例を挙げますと、まちづくり委員会は多くの公募委員によって構成をいただき、活発に議論をし、立派にその任務を果たしていただきました。また、合併10周年記念事業におきましても、市民パワーのすばらしさを感じたところでございます。

行政と市民が力を合わせることは今日とても重要なことでもあります。今、国・地方の財政は厳しくなっております。香美市は合併から10年が経過し、いよいよ交付税一本算定が大きいのしかかってきております。一方では、少子高齢化、人口減少、産業振興など課題を抱え、地方創生事業などについても積極的な取り組みが強く求められているところであります。こうした状況の中において果敢に多くの課題に向かっていくには、特に市民の皆さんの理解と協力は欠いてはできません。つまり、住民本位、市民本位、

市民参加の視点、実行が大切であります。

しかしながら、最近の市行政をめぐって市民の皆さんからは、残念ながらこの点において十分な評価をいただけない状況にあるというふうに反省をいたしておるところでございます。どのような事業であれ、まちをよくしよう、市民の皆さんのためにとり進める事業であります。住民本位、市民を大切にする市行政を徹底し、行政不信や事業停滞を招くことがないようにしなければなりません。ともに全職員が意識改革、能力向上に今後一層努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、各課関連行政報告をさせていただきます。

まず初めに、企画財政課でございます。

1、香美市合併10周年記念事業について、昨年3月から実施してきた合併10周年記念事業については、2月22日に市民憲章碑が完成し、27日に除幕式を開催いたしました。また、3月29日には市勢要覧が完成・納品となり、全ての記念事業が終了します。

2、リフォーム補助金について、平成28年4月19日から平成28年度分を募集し、平成28年12月16日に募集を締め切りました。申請件数は55件で892万2,000円の補助を実施しました。

定住推進課。

1、集落活動センター事業について、美良布地区において集落活動センターの設立に向けて準備を進めており、現在、施設整備の基本設計に着手しております。ワークショップにおきましては、2月14日に第2回目のワークショップを開催し、集落活動センターの交流スペースの活用や集落活動センターの愛称について、地域住民の方々からご意見をいただきました。開所につきましては、平成29年3月30日に開所式を実施する予定となっております。当日は看板を設置し、開所宣言を行う予定となっております。

2、ふるさと納税について、2月16日現在で寄附件数1万3,757件、寄附金額1億9,960万1,000円となっております。予想以上にふえた理由としては、年末に向けて返礼品の充実及び返礼品納入業者の増加、また新聞による広告効果が考えられます。

防災対策課。

1、地域集会所の耐震化について、昨年度から繰り越して整備を行っていましたが地域集会所耐震化促進事業は、2月末に35件の耐震工事が終了し、昨年度に完成した8件を含む43件の耐震整備は、全て完了しました。

2、防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事について、物部町地区で施工中の同報系防災行政無線デジタル整備は、屋外子局27カ所の設置をほぼ終え、現在、各世帯に戸別受信機の取り付けを行っております。運用は4月からの開始予定です。

3、ヘリポートの整備について、土佐山田町北滝本に建設中のヘリポートは年度内に完成しますが、香北町中谷に建設予定のヘリポートは、用地取得に不測の日数を要し年度内の完成が見込めないため、平成29年度に繰り越して事業の完成を図ります。なお、

設置数は北滝本の整備により6カ所となります。

福祉事務所。

1、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結について、2月15日に、社会福祉法人土佐香美福祉会が運営する特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘と特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館、香南香美老人ホーム組合が運営する養護・特別養護老人ホーム白寿荘の2法人4施設と、福祉避難所の設置運営に関する協定を結びました。今後は物資・器材の充実を図るなど福祉避難所の機能整備とあわせて、開設運営の体制づくりを進めてまいります。

環境上下水道課。

1、水道事業における先進地視察研修について、1月26日、27日に産業建設常任委員会の視察研修に同行し、全国初の公民連携共同出資による水道事業会社である「株式会社水みらい広島」を訪問しました。民間ならではの発想とITの活用、人材育成の取り組み、県職員出向による公民それぞれの立場による経営形態の模索等、今後の水道事業の参考となる有意義な研修となりました。

次に、建設課です。

1、工事関係について、本年度、がけくずれ住家防災対策事業で要望のあった9件のうち8件は事業が完了し、残り1件は年度内完成に向け現在施工中です。本年度の豪雨等による農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業については、29件災害が発生し、28件は国の査定を終え、事業規模により一部繰越及び過年度工事も視野に入れておりますが、現在早期完成に向け事業を実施しています。残り1件は地すべり災害であり、3月に国の査定予定となっております。また、一般単独災害及び小災害については、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業において設計委託も含め40件あり、12月に国・財務事務所等の現地確認を完了しておりますが、入札不調もあり事業繰越及び過年度工事も視野に入れ完成を目指します。市道・林道等の道路整備については、年度内完成に向け現在施工中です。また、あわせて国からの追加補正もあり、一部繰り越しも視野に入れての事業計画を行います。

2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、繰越分用地買収は完了し、現年分については、契約を終え現在移転等の作業中です。また、踏切安全対策として八王子踏切支障通報装置設置委託は完了しました。工事については、現在踏切付近取り合わせ工事及び併設の下水等工事を行っており、国からの追加補正もあり一部繰り越しとなります。

3、地籍調査について、本年度計画地区である物部町大栃・柳瀬・押谷・安丸の各一部、香北町谷相の一部及び東山、土佐山田町西又の一部の各地区において、初年度事業が3月末に完了となります。また、次年度前倒し分である香北町谷相・中谷・横谷の各一部、土佐山田町西後入の一部の各地区において、調査準備を進めています。

4、県営工事について、国道195号は、楠目・佐野工区の詳細設計及び物件調査を

行っています。あわせて、県土木及び市にて地域に出向き詳細説明を行い、来年度より両工区とも用地等買収に入ります。また、大栃橋架け替え工事では、下部工工事が3月末完了予定となっており、次年度より上部工に着手する予定です。今後も県道などの他路線についても地域との連絡を密とし、事業のスムーズな進捗に向けて事業を進めていきます。

産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業について、香美市猟友会の皆様にご協力をいただき実施している有害鳥獣捕獲は、1月26日時点でシカ1,355頭、イノシシ277頭、サル30頭等となっています。3月には、白髪山付近で4回の捕獲事業を予定しております。一層の捕獲を期待するところです。

2、農政について、集落単位で農業経営を図っていくために設立されている集落営農組織は、現在17組となり、平成27年度の16組と比較し1組が増となりました。また、取り組みの拡大や農業経営の安定のため組織の法人化にも取り組んでおり、平成29年4月には香北町の西永野集落営農組合で新たな法人化が予定されています。中山間地域直接支払交付金における集落協定は現在94組となり、平成27年度の89組と比較して5組の増、面積で19ヘクタールの増となりました。これは新規2地区に加え休止していた3組が再締結された結果であり、県補助事業によるヒアリングの成果であると考えています。

3、林政について、平成28年度の木材住宅支援事業は2月14日現在で18件の申請があり、補助金合計は1,689万3,000円です。翌年度に向けさらに数件の問い合わせをいただいております。新聞広告による成果も一定見られることから、一層の周知・展開を図ってまいります。

4、商工観光について、ホテル・セレネの改修は著作権者を含めた設計協議に日数を要しており、3月中に設計委託業務が完成し、これに基づき本体改修工事の入札を実施する予定です。夏のオープンを目指していた本体改修工事もおくれが予想され、秋ごろに完成を予定しております。その後、施設を使った従業員教育期間を経て、年内のオープンが予定されています。

農業委員会。

1、農地の状況について、平成29年2月現在で農業委員会が審査した農地法3条関係は54件、市街化農地を含めた4条、5条関係は44件、農地の貸借は141件となっています。平成29年2月8日現在、香美市の農地面積は約2,418ヘクタールで、平成28年4月1日時点から11カ月間で約7.8ヘクタールの減少となっています。遊休農地が耕作放棄地とならぬよう、一層のご協力をお願いをしてまいります。

次に、生涯学習振興課でございます。

1、図書館・美術館収蔵庫建設事業について、現在、依頼していた建築設計プロポーザルの提案を中止して、2月13日に建設等検討委員会を開催し、候補地選定について

の検討を始めました。今後は議会の意見を踏まえ、建設等検討委員会において市民の意見が反映できる方法を検討していただき、候補地選定作業を進めていきます。そして、できるだけ早く建設に向けた業務を再開して、図書館等の建設を推進していきます。

2、音楽祭の開催について、12月18日に合併10周年記念事業の一環として、香美市音楽祭を開催しました。「こころに刻む、極上の時間。」と題して、香美市出身のプロ演奏家4人による演奏会を工科大学講堂で開催しました。大変好評で満席の約590名の鑑賞者がありました。

3、体育文化奨励賞について、2月11日に、第5回香美市体育文化奨励賞表彰式典を行い、体育分野の国体・全国大会や四国大会において、すぐれた功績のあった4名と1団体を表彰しました。受賞者及び受賞団体につきましては、表に掲げておりますのでご参照ください。

4、図書館雑誌スポンサー制度について、2月14日に開催した図書館協議会において、現図書館ではスポンサー制度の導入に検討の余地があり、利用者数と雑誌数の増加が予定される新図書館の開館に向けて、スポンサー名の掲示方法やスポンサー企業の募集について実施を検討することとしました。

教育振興課です。

1、子ども祭りについて、子ども会議で決定した子ども主体のお祭り「香美市KYO子ども祭り」が、12月25日に日曜日と同時開催で行われました。香美市内の全小中学校・高等学校の児童生徒が、日ごろの学習発表や舞台発表、地域の特産物販売などを行い、楽しく交流することができました。また、堀内佳さんのミニコンサートも行われ、子どもたちと一緒に香美市の歌を歌いました。

2、姉妹都市交流事業について、姉妹都市との友好交流関係の発展を図るため、1月12日から15日まで、積丹町の児童7名と白濱課長ほか職員3名が香美市を訪れました。香美市では、染物体験や龍河洞探検、楠目小学校との交流などを行い、思い出に残る貴重な体験ができました。今後もこのつながりを続けてまいります。

3、大栃小学校児童クラブ（もんべえクラブ）新築工事の完成について、大栃小学校児童クラブ（もんべえクラブ）新築工事が平成29年1月4日に完成しました。

消防課。

1、平成28年の火災、救急及び救助出動件数等について、昨年は火災件数9件、損害額2,621万7,000円、救急出動件数1,629件、救助出動件数16件となっており、平成27年と比較すると火災件数は同じ、損害額は1,555万9,000円の増、救急出動件数は41件の増、救助出動件数は3件の減となっています。

2、消防団の活動について、平成28年11月6日に土佐山田方面隊、11月20日に物部方面隊、11月27日に香北方面隊がそれぞれ冬季訓練を実施。香北方面隊は訓練の後、民生委員とともに独居高齢者宅を訪問し防火点検を行いました。12月26日から30日まで全分団による年末警戒を実施し、各分団はそれぞれの管轄区域を巡回し

て火災予防を呼びかけました。平成29年1月3日の成人式で、消防団員の定数確保のため消防団員が出席し、消防団員募集のパンフレットの配布等、消防団員入団促進を呼びかけました。

3、消防出初め式について、1月8日、大栃中学校体育館で消防団員ら約300名が参加し、平成29年香美市消防出初め式を開催しました。式においては消防団員の表彰等を行いました。

4、香北分署の建設について、2月22日に第4回香美市消防署香北分署建設地検討委員会を開催、これまでの検討内容を取りまとめ、2月23日、委員長から市長に答申をしました。

さて、日本経済について政府は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調にあるとしています。また、昨年12月の「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれると、実質GDP成長率を1.5%程度と予測しております。一方、地方財政については、前年度に引き続き通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について平成28年度を4,000億円上回る額を確保することとしています。

こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、平成29年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、住宅耐震化促進事業や防災行政無線デジタルシステム整備等の防災対策関連事業、都市計画道路新町西町線新設改良事業、集落活動センター建設事業、小中学校の教育環境整備や学力向上対策等の教育の充実にかかる事業、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実を重要政策として、本市の将来像である「進化する自然共生文化都市」の実現を目指して取り組んでまいります。

続きまして、今期定例会に上程します議案について提案及び説明を申し上げます。

まず報告第1号は、専決処分事項の報告であり、損害賠償の額の決定及び和解です。

議案第1号は、平成29年度香美市一般会計予算です。

平成29年度の歳入・歳出予算総額は185億1,400万円で前年度176億5,600万円と比べて、8億5,800万円、4.9%の増となっています。

歳入では、市税で軽自動車税が前年度比10.2%増、たばこ税が前年度比4.9%減、新たに始まる入湯税の皆増等により総額で24億7,476万1,000円、自動車重量譲与税は前年度比16.7%の増、利子割交付金は前年度比4.0%の減、配当割交付金は前年度比48.2%の減、株式等譲渡所得割交付金は前年度比62.8%の減、地方消費税交付金は前年度比3.2%の減、自動車取得税交付金は前年度比11.6%の増、地方特例交付金は前年度比21.3%の増となっています。また、普通交付税は61億

4,000万円を計上しています。

繰入金については、歳入不足を補うため財政調整基金繰入金10億8,359万2,000円を計上し、施設等整備基金の繰り入れや庁舎建設基金繰入など基金繰入金の総額が12億9,545万4,000円となっています。

市債については、交付税の振替財源として臨時財政対策債が4億5,650万6,000円となっており、都市計画整備事業、まちづくり事業、消防防災施設整備事業等に伴う合併特例債2億9,200万円、消防防災施設整備事業にかかる緊急防滅災事業債4億3,990万円、義務教育施設整備事業や道路新設改良事業、林道整備事業等に伴う過疎対策事業債6億6,520万円、過疎対策事業債のソフト分につきましては1億8,520万円、道路新設改良事業にかかる辺地対策事業債4,800万円、災害復旧事業債7,360万円により、総額で21億6,040万6,000円となっております。

歳出では、性質別に大別すると義務的経費が77億8,159万8,000円、投資的経費が34億1,287万8,000円、その他の経費73億1,952万4,000円となっています。また、総予算に占める割合は義務的経費が42.1%、投資的経費が18.4%、その他経費が39.5%となっています。

以上、平成29年度一般会計予算案の説明を終わります。

次に、議案第2号は、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算でございます。

議案第3号は、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算。

議案第4号は、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第5号は、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第6号は、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第7号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第8号は、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第9号は、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第10号は、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算です。

議案第11号は、平成29年度香美市水道事業会計予算です。

議案第12号は、平成29年度香美市工業用水道事業会計予算です。

議案第13号は、平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）です。

議案第14号は、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案第15号は、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第16号は、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

議案第17号は、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）です。

議案第 18 号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 19 号は、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 20 号は、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 21 号は、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 22 号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 23 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 24 号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 25 号は、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 26 号は、香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 27 号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 28 号は、香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 29 号は、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 30 号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 31 号は、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定です。

議案第 32 号は、市有財産の無償貸付けです。

議案第 33 号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定です。

議案第 35 号は、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定です。

同意第 1 号は、教育委員会委員の任命です。

以上、平成 29 年度香美市一般会計予算など、報告 1 件、議案 34 件、同意 1 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細については、議案細部説明書をご参照くださいますようお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

日程第 39、議案第 34 号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、島岡信彦君、爲近初男君、比与森光俊君の退場を求めます。

(8 番、島岡信彦君、 9 番、爲近初男君、 1 6 番、比与森光俊君 退場)

○議長 (小松紀夫君) 議案第 3 4 号について、提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長 (法光院晶一君) それでは、説明申し上げます。

議案第 3 4 号は、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定でございます。

○議長 (小松紀夫君) 提案理由の説明を終わります。

島岡信彦君、爲近初男君、比与森光俊君の入場を許可します。

(8 番、島岡信彦君、 9 番、爲近初男君、 1 6 番、比与森光俊君 入場)

○議長 (小松紀夫君) 日程第 4 0、議案第 3 6 号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、小松 孝君の退場を求めます。

(2 番、小松 孝君 退場)

○議長 (小松紀夫君) 議案第 3 6 号について、提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長 (法光院晶一君) ご説明申し上げます。

議案第 3 6 号は、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定でございます。

○議長 (小松紀夫君) これで提案理由の説明を終わります。

小松 孝君の入場を許可します。

(2 番、小松 孝君 入場)

○議長 (小松紀夫君) 暫時休憩します。

(午後 2 時 1 2 分 休憩)

(午後 2 時 3 0 分 再開)

○議長 (小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、報告第 1 号の専決処分事項について質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、森田雄介君。

○5 番 (森田雄介君) 5 番。そしたら、報告第 1 号についてお伺いをいたします。

こちらのほう、実際落石があつての車の破損というようなことでの香美市の責任割合 1 0 0 %と云々ということですが、実際この落石を受けての何かの対策をしたのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長 (小松紀夫君) 建設課長、井上雅之君。

○建設課長 (井上雅之君) 即にとりという形になりますと、現場の見回りを即に行いました。また、定期的な現場の見回りを行っています。また、長期的な観点からという形になりますが、今回の議会でご審議願いますが来年度より落石防護策の事業を入れてやっていきたいというふうに考えております。また、あわせて今後も見回り等は続けていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第22号及び同意第1号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第25、議案第22号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、本案について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 説明をさせていただきます。

議案第22号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年3月1日提出、香美市長 法光院晶一

香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

なお、改正文につきましては、省略をいたしたいと思えます。また、提案説明につきましては、細部説明書の180ページから181ページに記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。また、本日の資料の中で新旧対照表もごございますので、ご参照いただきたいと思います。議員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

2ページの中で、テナント使用料についてお伺いをいたしたいですが、美良布地区集落活動センターの使用料が1カ月10万円というふうになっております。従来は平成27年度の決算とかを見ますと、美良布直販店からの使用料82万9,440円が計上されているわけで、月にしましたら6万9,120円ということになっております。

今回こういう形になりましたその根拠と、これに対しての十分な理解と同意が得られているかというところをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

テナント使用料の1カ月10万円の根拠といたしましては、現在の美良布直販店がある場所の土地のほうを路線価、そして建物は推定評価額を出しまして、使用料条例によ

って面積に応じて、月額の使用料を出しましたら約9万3,000円ぐらいとなりましたので、その根拠で10万円という使用料を出しております。あくまで10万円が上限となっておりますので、この議会の最終日にまた指定管理者のほうの議案を出させていただくように予定はしておるんですけど、今後指定管理者のほうが決まれば、その指定管理者が10万円の範囲内で使用料のほうを決めることができるということに、第23条でそういうふうになっておりますので、そのような形になろうかと思っております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 関連で、理解が得られているかというところを質問したと思うんですけども、そのあたりお願いできますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 今、農産物販売所兼レストランのほうには協同組合のほうが入っておりますけれど、そちらのほうには説明はさせていただいております。理解のほうはいただいております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

使用料について伺いますが、同じ2ページの備考のところ、「使用期間が1箇月未満の場合は、1箇月とする。」と書いております。

ということは10万円以内ということですが、3月30日に開所の運びということで、30日、31日、3月分は10万円以内発生するということよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） この議案のほう審議をしていただきましたら、3月1日から、公布の日から集落活動センターという設置になりますので、今までは香北支所のほうに使用料ということでお支払いしていましたが、今からは指定管理者も決まりましたら、そちらのほうで金額のほうは決定にはなりますが、香北支所のほうではなく、こちらのこの条例に基づいて1カ月未満の場合は1カ月とするので、集落活動センターのほうの使用料ということでお支払いをしていただくようになります。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在の美良布直販店の部分で、今先ほど濱田議員が言われたように月平均で6万何がしがかかっていると。それは3月分は発生しないという認識でいいんですか。実際、現在使っていて、その部分はこの条例が決まれば新たな基準でということになります。そこら辺がちょっとわかりかねますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 香北支所のほうにお支払いする美良布直販店の分は、発生しないということになります。ただ3月の30・31日、2日と言いましても1カ月未満ということですので、1カ月分の利用料ということでお支払いをしていただくよ

うになろうかと思えます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後。

それが法的にオーケーならいいんですけど、ただ、看板がかけかわるのが実際3月31日ということで、それまでは直販店として現実営業するわけですね。その部分については、実際のところは旧態の香北支所に払うんやったら、香北支所に払うのが私は基本的な契約の原則というふうに考えますけど、それに対して課長が言っている方向性は間違いないという認識、最後に確認します。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） この2ページの下の方の附則のところにあります、「香美市農林水産物直販所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。」ということで、美良布直販店の項を削るのを同じくきょうお出ししておりますので、それによって「美良布直販店」という施設名称がもうなくなりますので、これによって「美良布地区集落活動センター」ということで定住推進課のほうの管理ということになりますので、そのような認識でお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけお伺いをします。

この美良布地区集落活動センターにつきましては、議会質問もございまして何回か地元説明を行っているかと思うのですが、その経過とそれから出されました意見、それから、合意がきちんと得られたのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

地元説明会につきましては、6月26日に保健福祉センター香北で美良布地区、蕪生野地区、皆様にご案内をして説明会をいたしました。そのときには三十数名来ていただいております。また、7月3日には美良布地区と蕪生野地区、計7地区のところの説明会をさせていただいております。残念ながら蕪生野地区につきましては賛成の同意が得られませんでしたので、1月におきましても総会のほうにちょっと出席させていただきまして、また説明もさせていただいております。今後もまた機会がありましたら、ぜひ蕪生野地区のほうにも説明にも行かせていただきたいと思いますと思っております。

意見といたしましては、皆さんからも集落活動センターに言うたら期待しているというお声もいただいております。ただ1回ではなかなか複雑でわかりにくいという意見もありましたので、また今後も、いろんなワークショップも2回やりまして、また、今回当初予算にも出してありますがワークショップのほうもご審議いただきまして、予算が通りましたら5回か6回ぐらいワークショップのほうも開きながら、住民の意見も取り入れながら、順番に事業活動なども続けていきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今後ワークショップも開いていくということですが、ややその手順が逆になってしまった部分が地元合意を得るという点ではあったかと思うんですが、その点今後の教訓としてこういうものをこれからつくっていくときに、それはやっぱりそういう感はあると思いますが、その点が1点と。

それから、蕪生野地区の方々の残念ながら同意を得られなかった、その理由については何かおっしゃっておられますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 蕪生野地区のほうにおきましては、賛成がちょっと少なかったので残念な結果になりましたが、なかなか1回の説明ではわかりにくかったということと、周辺施設に例えば保健福祉センター香北とかセレネとかたくさん施設がありましたので、新たにつくらなくてもいいのではという意見もあったのですが、なかなか保健福祉センター香北にしろセレネにしろ、いろいろそれぞれ活用方法がありますので、今の直販店のところを拠点として、そこに交流サロンやまた直販店、レストランも拡充をしながら、そこを拠点として農産物の販売やレストラン、そしてまた地域の交流ということで、今後も十分に組み込んでいきたいということでご説明はさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで、現在のところ全体として何組の生産者さんが参加をされますか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

美良布直販店のほうの組合員さんとしては、約300ぐらいはおいでになるということで、協同組合のほうからも経営計画もいただいておりますが、今後もまた平成29年度、30年度以降につきましては、組合員の確保も十分またやっていきたいということで、経営計画のほうはいただいております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を、採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第38、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。
まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 同意第1号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田233番地1

氏 名 宮 地 憲 一

生年月日 昭和23年9月20日

平成29年3月1日提出、香美市長 法光院晶一

経歴を参考資料としていますのでご参照ください。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、平成28年第6回議会定例会で継続審査に付してありました日程第41、陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置についてを議題とします。

これから、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。当常任委員会で継続審査となっていました陳情の審査報告を行います。

平成29年3月1日、香美市議会議長 小松紀夫殿、教育厚生常任委員長 織田秀幸
陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第145条の規定により報告します。

記

1. 審査事件 陳情第1号 かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について

2. 付託年月日 平成28年12月9日(金)

3. 審査実施日 平成28年12月16日(金)

4. 審査の経過 執行部から今後の児童クラブ専用施設の設置計画について説明を受けました。また、現地視察を行い、指導員から補足説明を受け審査を行いました。

5. 審査の結果及び意見

結果としましては、全員賛成によって採択すべきものと決定をしました。その中で、多数意見等あったわけですが5点に絞らせていただいて、①といたしまして、トイレと手洗い施設が同部屋1カ所であり、混雑し順番待ちなど不便である。②としては、降雨時は下駄箱の使用時ぬれるおそれがあり、また、トイレの悪臭も懸念される。③他団体の事務所と隣り合わせであり、学童専用施設ではないので、検診や会議等において部屋の移動や騒音等の気遣いがある。④としまして、学校敷地内に建設用地の確保は、十分可能である。⑤軽量鉄骨(プレハブ)様式等の導入で予算軽減も可能であり、計画している施設の早期設置を強く望むものである。

以上で陳情第1号の報告を終わります。

○議長(小松紀夫君) 教育厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長(小松紀夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、かたじ児童クラブ専用施設の早期設置についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、陳情第1号は、原案のとおり採択されました。

本日の日程はこれで全て終了しました。

次の本会議は3月7日午前9時に開きます。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時51分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 9 年 3 月 7 日 火曜日

平成29年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年3月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月7日火曜日（会期第7日） 午前 8時59分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長兼少年育成センター長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

選挙管理員長 松尾 禎之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成29年3月7日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 山崎 眞幹
- ② 17番 依光 美代子
- ③ 12番 山崎 晃子
- ④ 16番 比与森 光俊
- ⑤ 15番 織田 秀幸
- ⑥ 9番 爲近 初男
- ⑦ 5番 森田 雄介
- ⑧ 2番 小松 孝
- ⑨ 6番 濱田 百合子
- ⑩ 1番 甲藤 邦廣
- ⑪ 13番 山崎 龍太郎
- ⑫ 7番 村田 珠美
- ⑬ 3番 利根 健二
- ⑭ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

9番、爲近初男君、11番、門脇二三夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 8時59分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で順次お尋ねをしていきたいと思っております。

まず最初に、新図書館・美術館収蔵庫合築建築用地選定をめぐってでございます。

このことについては12月議会でも質問をさせていただきましたが、2月15日の高知新聞紙上に「新図書館の予算提出断念 用地選定方法の批判受け」という記事が掲載されてまして、その中で「用地選定に「市民の声が反映されていない」などと市議会から批判されたことを受けた措置で、工期の遅れが懸念される」とこのように書かれておりました。予算提出断念に至ったのは、2月7日の議員協議会での市議会から批判されたことだけではなくて、その後の建設等検討委員会でのやりとり、また教育委員会での協議等を経て断念されたのではないかとこのように考えます。

まず1番目ですけれども、この経過等については、3月1日の議員協議会でも一定の説明をいただきましたけれども、聞き漏らしたこととかそういうことがあるかもしれませんので、なお確認の意味も込めて、2月13日に行われた建設等検討委員会について再度お尋ねをしたいと思います。

①です。検討委員会に対して行った説明内容をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） おはようございます。

まず、事業認定（収用法）の認識不足によりまして、建設候補地を明かさないうまに進めてきたこと、また建設等検討委員会で検討されるべき建設位置につきまして、未検討での手続を進めたことのおわびをまずいたしました。改めて要綱に示されまして実施していなかった建設位置に関する事項の再検討をお願いをいたしたところでございます。

次に、資料を提示しまして、議員協議会でご説明した内容の文化施設等検討委員会の検討報告の説明、用地選定方針の説明、用地検討委員会での検討内容と結果報告書の説明の後、建設等検討委員会に至るまでの経過につきまして、ご説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、ちょっと確認ですけれども2月7日ですよ、

議員協議会で説明、この9つぐらい資料がありましたよね。それを全部お示しをして説明をされたということでもいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） そのとおりご説明を申し上げました。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、②に移ります。

そういう説明を受けて、委員さんからはどのような反応があったかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 委員の皆様方から出ました意見といたしましては、まず資料の文書がどういう性格のもので、誰がいつ作成したものか時間経過がわからないということと、土地を選定するとき公的な機関の外部の人を入れるということは検討しなかったかということと、価格の妥当性はあったのかということと、土地の高い安いはあるだろうが、文化施設であることを考えると値段だけではないと思うという意見と、議会で説明できるのなら、今回のような説明する機会がもっと前にあったのではないかというご意見と、用地選定の点数を入れるメンバーに建設等検討委員会が加わることはできなかったのかというご意見と、選考過程での意見に合理性があったと納得できる資料があれば納得できるというご意見です。それと、用地検討結果の疑義が払拭できる議事録など資料の提示をしてもらいたい。また、疑義を払拭した形で建設等検討委員会を進めたい。それと、用地の問題などで守秘義務があり、専門的な見地や市内をよく知っているということで行政の方々にやりたいというのは一定理解できるが、外部から言われたときにきちんと返答ができるように正しく伝える部分があるのではないかとということと、用地検討の際、条件付きの視点は図書館を建てる視点で考えたのかと思う部分があるなど意見が出されました。

また、事務局に対しまして「こんなことをやっているといつまでも図書館は建たないよと、もっとプロっぽくやりましょう。」と厳しい指摘がありました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） さまざまなご意見が寄せられたということですがけれども、そのご意見に対して、適切というのはちょっと難しいかもしれませんが、その委員の皆さんがある程度納得できるような答えがその場に出せたのかどうか、ちょっと一旦お聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 回答ができるものにつきましては回答しましたが、こういった問題ですので、今後よろしくお願ひしたいということも踏まえまして回答したところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは、次の質問に移ります。

（2）、そういうさまざまな意見が寄せられた中で、教育委員会のほうでもお話をされた、最終的には新聞記事にございますように一旦取り下げると、予算提出をしなかったということなんですけれども。その新聞記事にありますように、工期に間に合わないというふうなことがあれば、別に提出自体は可能だったんじゃないかというふうに思います。そういうことも含めて、予算提出を断念した理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 事業を進めてきた過程におきまして、手続の上で不備がありました。また、候補地選定における説明責任ができていないこともありました。このことを解決しないと議会への報告義務が果たせないということを判断いたしまして、当初予算の提出を断念したところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、（3）に移ります。

私自身が12月議会の質問で一旦これを取り上げたわけですけれども、そのときに「新図書館・美術館収蔵庫合築は、進化する自然共生文化都市のシンボルプロジェクトと位置づけられるべきもので、立地場所の選定については、建設後のまちの姿や人の流れをも視野に入れた対応が必要だと考えます。」とこのように前置きをしまして、それまでの経過、そして振興計画にうたっているまちの将来像等も踏まえて質問させていただいたという経過がございます。

この事業については、本市の文化の核となって教育委員会の掲げております学園都市構想、これのシンボルの1つとなるであろう施設を建設するという、これから先に同様の事例は、もうしばらくないかもしれないと思われるような大事業ですよね。本市の協働のまちづくりのスローガンの実践例として最適の事業であると思います。ですから、この事業を本市のスローガンである「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」のきっかけとするためには、でき上がった図書館を核としてどのようなまちづくりを進めるのか、また、10年後20年後のまちの姿をどう展望するのかというビジョンを、市民と共有することが最優先されるべきだとこのように考えるわけでございます。ですから、用地選定に当たっては、市民と共有されたビジョンに限りなく合致する場所が選ばなければならないと考えます。

この事業をまちづくりへの市民参画へ促す絶好の機会と捉え、完成までの過程により多くの市民の意見や思いを反映させることで、建設後の積極的な利用や管理運営等、さまざまな場面で当事者意識を持った市民の参画が期待できるのではないかとこのように

考えます。逆に言えば、市民ニーズの反映がなければ、建設後の積極的な活用・かかわり等は余り期待できず、そして学園都市構想の進捗にも少なくない、また残念な影響があるのではないかとこのように懸念されるわけです。

これらのことから用地選定に当たっては、公募の委員を募集し、建設等検討委員会に小委員会を設けるなどの工夫をして、俎上に上がっていた場所にこだわらず周辺状況の変化も視野に入れ、今ある場所やその付近等での建てかえ、また土佐山田駅周辺の南北を考える場合には、その南北をまたぐ形等も視野に入れるべきだと考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

新図書館の建設に当たっては、山崎議員のご意見のとおりです。

新図書館は本市の知の拠点となり、市民に愛される図書館でなければならないと思っております。教育委員会としては全力で取り組んでまいったところですが、十分な手続が踏めておらず本当に申しわけございませんでした。市民の意見が今後十分反映できる手順や検討方法を含めて、建設等検討委員会で検討していく手続をとってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのようによろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと確認ですけれども、私自身は場所については、もう既に最初の検討から1年以上たってるわけで、新たな条件がそこに生まれてきてる可能性もありますし、実際、駅前というか東本町のところを見たら大きな空き地が今できてる、そういうような状況もあります。だからそういうことも含めて、要はコンセプトのところからもう一度練り直していただけるのかどうか、その点をちょっと確認をしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この建設等検討委員会のほうでは、これから選定をしていくときの手順とか、それから、今までの用地検討委員会のほうで検討いただいている内容等も踏まえまして、今後どのようにすればよいかというところから検討していただきたいと思っております。

それで、その後、新しい用地のことも出てくるかもしれませんので、そのことも含めて検討ができるような手順をとっていきたいと考えているところです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 1年たってよくなかったこともあるかもしれないけど、いいこともあるかもしれませんので、もうちょっと用地に関しては、まず最初に私が言わせていただいたようにコンセプトを10年後20年後「進化する自然共生文化都市」、これをどういう構築するかというところが主眼となって、それを活用するという視点をぜ

ひ持って行って検討していただきたいと思うわけです。

実際、この前段の委員会であります文化施設等検討委員会の報告書の前文には、まさにこのことが書いてありまして「文化施設において、公共施設の責務を果たし、公共施設であるが故の困難点を克服する為には、市民参画の道を開いて民間と協働であたり、機能として活性化させていく事が重要である。」と、「民間も含めたその他の施設や組織とつながりを持つことで、文化施設がまちづくりの核として機能し、人の流れやまちの活性化につながっていく事を期待する。」このように書いてあるわけですよ。これを書いて次に引き渡せなかったということは一体どうなのかということ、またちょっと後で追及したいと思いますけど。追及じゃない、お尋ねをしたいと思いますけどね。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、「香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設基本計画書（案）」ということで、これの意見募集、パブリックコメントが本日3月7日を期限に行われておりまして、このことについて幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、意見募集に至るまでの経過についてをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 文化施設等検討委員会の検討結果を踏まえまして、昨年7月12日から建設等検討委員会で同計画案の検討を始め、その都度検討を重ねてきた結果、今回成案ができたので、2月7日から1カ月間パブリックコメントの募集の実施に至ったという経過でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まず、文化施設等検討委員会の検討で、報告書をもとにして、新しく建設等検討委員会のほうで協議をして成案を得たということですがけれども、これそもそも論になってしまう。私の場合、そもそも論になってしまいますけれども。文化施設等検討委員会っていうのは、なかなか熱心にやられてまして全部で8回ですかね、8回の会議をやられています。その中で設置要綱を見ると、「香美市立文化施設等の効率的な利活用等について検討を行うため設置する。」ということだったんですね。効率的な利活用、だから別に図書館・美術館っていう話じゃなかったんですけどというふうに私は思うんですけど、それが図書館・美術館についてずっと6回ぐらいの会を重ねてまして、それでまとめたわけですね。

その部分を今度、建設等検討委員会の場合はわずか3回、この資料でいただいた中を見ると、3回の検討で成案を得たとこのように言われるわけですがけれども、実際問題として、その文化施設等検討委員会のメンバーは15名です。15名の方が6回、視察も4カ所行ってます、一生懸命やりました。そして、新しくこの建設等検討委員会のメンバーは19名。そのうちに文化施設等検討委員会からそのまま移られて、そこに来られてる方が5名です。5名の方と14名の方は初めて見る方なんですよ、この計画を。

その方がいる中で、この短期間で本当にちゃんと成案ができるのかな。皆さんの納得のいく形のものができるのかなということが、すごく疑問があります。それはまた後でお尋ねをしますけれども、経過はお聞きをしました。

それでは、②の質問に移ります。

そのパブリックコメント、きょうまでやっているんですが、きょう来るか来ないかわかりません。でも、今までの段階で寄せられた意見等の数と内容の概要をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在まで、きょうまでですが、6件の意見が寄せられています。ホームページ上の回答はなかったということです。

内容につきましては、収蔵庫だけではなく美術館と図書館の併設を望む意見や、建物周辺の安全対策について考慮が必要との意見がありました。

次に、新聞報道された場所についてのご意見としまして、子どもや交通弱者にとって不向きであるというご意見と、また別の意見といたしまして、国道沿いで立地条件やアクセスもよいのご意見がありました。

6件のご意見がありました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったですね、コメントが寄せられて。

じゃあ、次に移りたいと思います。

③です。CMですよ、コンストラクティング・マネジメントです。この方が、この計画についてチェックをされたのかということです。

いただいた資料によりますと、第3回12月13日、そして1月17日の会議にこの会社が出席をしているというふうなことでしたけれども、詳細にチェックをしたのか。またアドバイスみたいなのをいただいたのか。そういうことがあるならば、その際の見解等についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 技術支援者、CMですが、技術支援者として基本計画の内容の指導を受けました。基本的に、注文書的なこともありますので、きちっとした計画書でないと設計業者のほうに伝わらないということもございまして、技術支援をいただいたということです。

結果、設計につなげていくための必要な項目が不足している指摘もありまして、当初の計画内容を補う作業を行った結果、現在成案となっております基本計画書となりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） CMさんとしては本当に責任があるというか、先ほども課長が説明されたように、この計画をもとにして建設計画ができるわけですね。だから、これが不完全だと、なかなかこれどうやって計画に結びつけていったらいいんだろうかということが物すごく悩ましくなっていて、できる範囲での指摘というかは一生涯懸命したと思うんですが、いかんせん時間がないですね。じゃあ、先ほど言われたように、そのCMさんの指摘で追加されたところはこの項目のどこですか、それをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長。久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） もともと私ども技術力もない者が計画を立てておりましたので、この計画書につきまして先ほどもご答弁申し上げましたとおり、全ての項目においてこの設計者に、この計画書の意味が伝わるように技術支援を受けたということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 具体的には挙げられないということは、全ての項目でいろいろな細かい修正が入ったということですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） そのとおりです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのCMは信頼に足るCMだと思います。実は、この第2回目の図書館懇談会のときにCMの方が来られてまして、私もそれ出席してまして、そのときにすごくある意味理にかなっている説明をされてて、いい感じやなと思ったんですが、そのときの資料をいただけませんかということをお願いもしましたが、ちょっと無理だということでした。

まさに、そのCMさんの懸念というか、それがそのとおりだと思うんですね。

次の質問に移ります。

この計画書自体は、「趣旨」とか「コンセプト」「基本思想」「基本理念」というものがあちこちに書き込まれているんですね。そして、読んでみるとすごく読み通しづらいんですよ。そして、主語が一体どこにあるのかわからなかったり、文脈がどこにつながっているのかわからないとかいっぱいありまして、先ほどまさに課長の答弁どおり、これ説明責任、これによってアカウントアビリティが問われるわけですよ。そして、これを前提に計画がされるということは、責任説明を担保する計画書であって公開を前提としたものなんです。そうすれば、やっぱりもう少し丁寧に整理することが必要だというふうに考えます。

加えて「現状と課題」の抽出から、それがどう施策に至るかという理路が整理されていないんです。計画書全体としての構成がすごくわかりづらいことも問題で、それでもパブコメが6件来たということで、それはある意味すごいなと思ったんですが。

何よりも「周辺環境に対しても十分配慮し、眺望を活かし人と環境とを結ぶプロジェクトコンセプトに見合った環境づくりを行っていく。」これは21ページに書き込まれています。そして、これは24ページですけれども、「計画する新図書館の近傍には公共交通機関がなく、今後も一層自家用車での来館者が多くなることが想定される。」と書き込まれていることからわかるように、これ一旦白紙とされた場所を建設地とすることを前提とした計画書であります。

ということからすると、本来は建設用地を白紙とした時点で、少なくとも2月15日にはこのパブリックコメントも白紙、つまり中止すべきものであったというふうに私は考えます。それでも、文化施設等検討委員会で、視察も含めさっきも言いましたように6回の協議をして、4カ所視察をして、本当に中身まで一生懸命やっってるんです。それはやっぱり大事にしたほうがいいと思うんで、そういうのもたくさんあることから、せいぜい譲歩してというか、私の気持ち的に建設地が決まった後にそうやって公募の委員も入れて、コンセプトワークからして建設地が決まった後で、この計画書をもとに公募市民を加えた委員会で、再度検討をして意見募集を行い成案。それは、本当の建設計画書をつくる手前の、ちゃんとしたって言い方は何か失礼。公開するわけですから、皆さんに読んでわかる、わかりやすい、すっと頭に入るぐらいの成案とすべきだというふうに考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） パブリックコメントを出したのが2月7日で、15日に白紙撤回じゃないですけど一旦中断したということもございまして、確かにこの示されましたとおり、「眺望を活かす」ということと駐車場の件につきましては、現在のAコープを想定しまして計画に盛り込んだわけです。今回、白紙撤回されたわけですので、その土地が変わった時点で計画書はつくるのは当たり前だと感じておるところでございます。

ちなみに言いわけではないですけど、その建設計画につきましては削除したという経緯もございまして、この部分が削除漏れであったということはおわびして訂正します。

それと、今後新建設が決まれば、そういったことをこの計画書に書き込むことになろうかと思っておりますので、そのときにはまた新たにパブリックコメントを募集して、市民の皆さんに公表しなくてはならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この件については、今議会の一般質問において、あと3名の方がさまざまな観点から質問を予定をしておりますので、私のほうの質問はこの程度にとどめておきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

次に、放課後児童クラブをめぐっての質問でございます。

これはさきの行財政改革推進特別委員会で委員と保護者会、また放課後児童支援員の方との意見交換をちょっと私、傍聴させていただいておりました。

私は、行政の使命というものはG k H、香美市で暮らす幸せ感の向上を目指すことであると、このように思っております。そして、これに関連して、これまでもさまざまに質問をさせていただいてきたところでございます。

委員との意見交換の中で保護者会、そして放課後児童支援員の方々、それぞれに困り事とか心配事が数多くありまして、それぞれがクラブの運営をめぐるまして、出口の見えない迷路をさまよっていると。つまり私に言わせたら、関係者のG k Hが大きくマイナスに振れているというようにも見えましたことから、ちょっと私なりに何でそうなるのかなということ、迷路をさまよっている原因ですよね、ちょっと調べもし考えもさせていただいて、それは多分、指定管理制度と運営主体の問題かなということで、それを2つの観点から整理をして、放課後児童クラブについてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、①でございます。

本市の児童クラブ運営は指定管理制度というものをとっておりますけれども、指定管理制度は地方自治法第244条の2の3に根拠を持つ、法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる制度です。施設の管理を行わせる制度なんですね。一方、この教育委員会が管理する地区公民館に位置している香長児童クラブ、かたじ児童クラブは、1つの施設に2人の管理者がいる。教育委員会が管理し、そして運営委員会に指定管理をさせている。これは法令違反の可能性がすごく高いと私は思います。この2つのクラブについては、指定管理にはなじまないとこのように思います。

そのことから、香美市児童クラブ設置条例にのっとった事業の実施のためには、専用施設の早急な建設が必要であって、施設完成までは条例に附則等を書き加えて運営委託、厳密に言えば補助金方式とするべきだと考えますけれども、この件について見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） おはようございます。山崎議員のご質問にお答えいたします。

児童クラブの指定管理制度につきましては、香美市児童クラブ設置条例の制定時にもさまざまご議論をいただいておりますし、現在もさまざまな考え方あるところでございます。よりベターな運営方針を探りながら、専用施設の建設についてできるだけ早く進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ちょっと厳しく言わせてもらいます。よりベターとかいう話じゃないんです。実は地方自治というのは法令、地方自治法がまず上にあって、その下

にそれぞれの自治体の条例、規則、要綱等で、その法令に違反しない範囲で、みずから規則、決まりをつくって運営することが許されてます。

さっきも言いましたけど、この指定管理制度っていうのは地方自治法の第244条の2の3、ここ何て書いてあるかっていうと「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」施設の管理です。それを施設が2つ、教育委員会がこの香美市立香長地区公民館、これが香長児童クラブがあるところですよ。そして、香美市立片地地区公民館、これはかたじ児童クラブがある。でも、これは教育委員会が管理してるんですよ。香美市立公民館設置条例にちゃんとうたわれてます。だから、公民館が管理しているところを指定管理で出せないですよ、どっちかやめなきゃ。これ違反してます。違反してます。見解を。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

実は他の市町村でも公の施設を指定管理に利用している事案も多数ございます。県からもそのことについての指摘は受けておりませんが、このことにつきましては、さらに研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その今言われた、ほかのどこでもやってるっていう具体的な自治体の名前を教えてください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 済みません。県内にはちょっと見当たりませんでした。県外の市レベルで幾つかありまして、ちょっと今、自治体名までは覚えておりませんけれども幾つかございました。あと管理者が特定されている場合でも、管理運営の一部を民間に指定管理できるというようなことの解釈もあるというふうにも伺っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その解釈がわかりません。あると伺ってますと言われてもわからない。こういうのがありますとちゃんとエビデンスを出してもらわないと、そんなことで「はい。そうですか。」というふうに言うわけには私にはいけません。

あくまでもさっきも言いましたように、自治体の認められた範囲っていうのは、法令に決められたものがまず頭にあるわけですよ。その中で、それに違反しない範囲でみずから決まりをつくってやっていいですよというお話ですから、私が普通に指定管理の制度を読むに当たって「施設の管理を行わせることができる。」と書いてある。施設です

よ。仕組みじゃないです。それをダブルスタンダードでやってるということは、これは大きな問題です。それは、ちょっと僕も時間があんまりないんで、これはこの辺で一応言っときます。これは大きな問題なりますよということです。

それでは、②に移ります。

それに関連してですけれども、くしくも今期定例会初日には、継続審査となっております陳情第1号、かたじ児童クラブの専用施設の早期設置についてというこの陳情が全会一致で可決をされました。香美市児童クラブ設置条例にのっとりた事業の実施のためには、児童クラブ整備の優先順位を再考して、香長児童クラブ、かたじ児童クラブの施設整備を急ぐことが必要ではないかというふうに考えるわけですが、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

かたじ児童クラブからは専用施設の早期建築の陳情書が提出され、3月1日の本会議で採択をされたところでございます。また、香長児童クラブにつきましても、専用施設建築を望む声もあるというふうに聞いております。優先順位の再考は、議員のおっしゃるとおり必要になると思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 法令違反が疑われるような事例は早急に解決すべきだと、このように思います。間違ってますよ。

③に移ります。

平成27年の4月から新制度移行に向けて策定されました改訂版・放課後児童クラブガイドラインの策定に際して、財団法人こども未来財団が取りまとめた報告書では、その運営主体についての現状の課題、考え方の中で「子どもへの支援の継続性という観点からも、放課後児童クラブの運営は、子どもの福祉に十分な理解を有して取り組める能力を持ち、安定した財政基盤と運営体制を有する主体が継続的・安定的に担っていくことが望ましい。」また「公設の放課後児童クラブが運営委託や指定管理者制度の対象となる場合、設置主体である市区町村は、運営主体が「放課後児童クラブを運営するために必要な経済的基盤があること・社会的信望を有すること・財務内容が適正であること・不正また不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由がある者でないこと」などの判断を行って選定することが求められる。」とこのように書き込まれています。

ちなみに、本市が運営を委託している運営協議会でしたかね、これは保護者会ですが、これも、「保護者会」を検索すると、保護者会って一体何やろうっていうふうに見ると、検索したらこんなに書いてるんですよ。「幼稚園・保育園、小・中・高校で、子どもの成長について保護者と担任が協議する会。以前は「父兄会」「父母会といった。」これ

保護者会の一般的な定義です。子ども成長について保護者と担任が協議する会。保護者会、ちょっとこれ頭に入れておいてくださいね。

この保護者会が、本市の基本協定書の内容を見てもたくさんの中身があるね。これは、国が決めて市町村、前自治体を運営主体にしたときから、国がいろんなことを決めてるわけですけども、その内容のものを本当にしっかりと、健全な必要な財政基盤をもって管理できるのか大いに疑問なんですよね。本当にそんなことができるんやろうか。

ですから、本市が放課後児童健全育成事業者として運営委託をしている保護者会は、上記の国が想定している運営主体に当てはまらないんじゃないかというように考えるわけです。このことについて、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保護者会による運営につきましては、運営にかかわる役員等の負担などについて、さまざまなご意見があることは承知しておりますが、利用する子どもたちの保護者が直接運営にかかわることのメリットもございます。保護者が積極的に運営に、かかわることによってもたらされる、日常の子どもたちの安定や行事等への積極参加など、メリットは大きいものと考えております。また、財政状況・財務内容等につきましても、月々の事業報告書等で確認するなどして適正化を実施しております。

改善すべき点は多々あるかと思いますが、公設民営の児童クラブ運営事業者として、現状では適切であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 何か保護者会がやってメリットもあるっていうふうなお話やったですけどね。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということで、厚生労働省省令第63号です。これによりますと、保護者との関係なんですけれども、第19条に保護者との連絡っていうのがあって「放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。」とこのように書いてある。それで、その保護者会が運営している。その保護者会の中の人と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともにというふうな、何かおかしいと思いません。うまく言えてないかもしれない。おかしいと思いません。

それでこの基準が、厚生労働省が放課後児童クラブを運営するに当たってこれだけのことをやりなさいよということを書いてあるんです。いろいろ事細かに書いて、第21条まであります。大変なことがたくさんあります。それにのっとなって、本市でも先ほど説明させていただいたものをつくってるわけですよ、基本協定書。これにのっとなってやれてるみたいな話をされてますけども、実際子どもたちを見ている放課後児童支援員

の方とその保護者会とが、何かお話を聞いている中で切り分けがうまくできてないんですよ。要はできないと思います、今のような体制であっては。だから、本当にこの厚生労働省が求めているような子ども見守りが、果たしてその保護者会が運営することによってできるのか。ちょっとうまく説明できないですけども、多分理解してもらえないのかなというふうに思いますが、やっぱりおかしいと思いますね。基本協定書の内容もそうですけれども、この厚生労働省の求める内容も、今の保護者会が運営主体となったものではとてもできないというふうに私は思います。

ちょっと時間がどんどんなくなっていくますんで再度このことだけは言っておきますけれども、保護者会ってというのは、子どもの成長について保護者と担任が協議する会なんです。そこに任せるということは、やっぱりどう考えてもおかしいです。だからそのことがあるから、みんなG k Hが下がるわけですよ、どんどんどんどん。それは、もうちょっと整理して質問する機会があれば、また質問したいと思います。今のところ適正であるこのまま思っているかどうか、そこだけ確認をします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） このままやり続けるということではございません。改善すべきところは改善していかなければならないと思っておる。運営方法につきましても今後改善の余地はあろうかと思しますので、検討は常にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 検討していくということなんで、検討の仕方を次に提案します。④です。

保護者会が運営する放課後児童クラブは、これまで全国的にも実はあるがですよ、経過の上で。でも一方で、平成9年の児童福祉法の改正により事業の主体が、この時点から市町村となりました。そのことをきっかけに、また平成27年に新制度移行となりまして、それに合わせる形で運営主体の見直しする自治体も実は多くあります。

本市の「未来を拓く」と位置づけられている子どもたちをめぐる政策の一環を担う方々、そのG k Hが大きくマイナスに振れてる。現状を見るにつけても、やっぱり本市においても、早急に運営主体の見直しについて関係者で検討委員会を設置して、早急に見直すべきだと思うんですけども、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えします。

児童クラブの運営につきましては、保護者会以外の運営も多数ありますが、ご質問にございましたとおり、保護者会による運営がまだまだ多数を占めておる状況でございます。今後、運営方法等について、さまざまな角度から検討を進めていくことが必要だとは考えておりますし、G k Hの向上に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まだまだ多くあると言われましたけど、数は僕調べてますけど、そんな多くないんです、実は。今ちょっとそういうふうに言いましたけど、そうじゃないんですよ。

ちょっとご紹介しておきますけど、平成27年5月1日現在、育成環境課調べ、平成27年10月1日以降の総務課少子化総合対策室調べで設置・運営主体実施状況を見ると、全国で運営委員会・保護者会という形で運営しているのが約20%です。これ保護者会と運営委員会は別ですからね。それくらいしかないんですよ。まだまだあると言いましたけど、ないんです。近江八幡市とかいろんな先行事例もありまして、検討してる場所も全国的にはたくさんあるんで、これやっぱり保護者負担大きいんです、本当に大きいと思います。何とかこれ変えてあげないと、いろんな言葉を並べても、実際に子育てしてる保護者とかの幸せにつながらなければ意味ないですよ本当に、お題目何ぼ唱えても。そこをやっぱりちゃんとやってほしいと思います。いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 運営方法も含め早期建築も含めて、できるだけ可能な限り早急に進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） さまざまに疑わしいところは、早急に是正をしていくということでもよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は、自治基本条例、まちづくり条例についてでございます。

この件については、自分、平成27年の3月議会でお尋ねをしたことがあります。もう2年前ですか。そのときは答弁としては、「まちづくりには市民と市の協働が重要なことだと考えておりますが、今回、住民参加型の委員会としてまちづくり委員会がやっと産声を上げようとしているところで、現在、このまちづくり委員会発足に向けて、職員一同精いっぱい取り組みをしているところです。自治基本条例もまちづくりを推進する重要なツールだと思いますが、現時点ではこのまちづくり委員会を軌道に乗せ、継続していくことが最も重要なことだと考えております。」というふうな担当課長の答弁でございました。

それから2年も過ぎました。やはり、まちづくり委員会も一定の成果を上げて、振興計画もできました。それから新しい動きもありますよね、地方創生の動きもあります。分権時代の、また地方創生の流れの中にある自治体のまちづくりは、住民自治、団体自治の仕組みをより深化させることが求められており、そのことをいち早く自覚し重く受けとめた自治体では、住民と行政が相互の信頼関係を醸成し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合いながら行う「協働まちづくり」に必要な

基本事項を定めた「まちづくり基本条例」を策定し、市民本位・市民主体のまちづくりを進めています。本市も一刻も早く「まちづくり基本条例」を策定し、「参画」と「協働」を基本として、市民と行政が対等の立場で意見を交わし合いながら、市政に市民の意向を的確に反映できる仕組みを充実させ、市のスローガン「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」に沿ったまちづくりを推進すればと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

自治基本条例については、平成28年12月現在、全国の361の自治体で策定されております。高知県では2市1町で制定されており、条例の内容を見ても前文があり、自治体の最高の規範として位置づけ、住民の権利や責務、行政の責務等について定められており、30条程度で構成されております。

本市は振興計画に定める「基本理念」「将来都市像」を目指して施策を進め、市民の主体的なまちづくり活動を喚起するための市民憲章を制定し、まちづくりを進めております。自治基本条例は、これらのことを具体的に表現したものかなというふうに感じております。

市民参画、協働のまちづくりにつきましては、平成27年度にまちづくり委員会を設置し、新たな取り組みを始めております。まちづくりにおいて市民参画、協働は非常に重要なことであると考えておりますので、さまざまな政策課題の重要度や緊急度等も踏まえて条例の効果等を検証した上で、策定についての検討を行いたいと考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 「検討を考える。」って言いましたっけ。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

策定についての検討を行っていきたいということでございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 策定についての検討。ということは、平成27年3月議会よりは、もうちょっと前へこう進んだというふうなイメージですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

当時は山崎議員もおっしゃいましたように、まちづくり委員会を設置したばかりで、それを軌道に乗せることに力を注いでおりまして、2年間やってきまして、まちづくり委員会のほうもいろんな課題等も見えてきましたので、第2期に向けての準備というのもちょっとやっておるという状況ではございますけれども、この自治基本条例については、これを策定するためにはかなりの期間を要しますので、さまざまな業務がございま

すので、そういった業務の整理、課題等もしながら、またこの自治基本条例がどういったものかということも研究しながら、策定の時期等について検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 時間をかけることは私大賛成なんです。一応、策定について検討するということで、大分前進したのかなというふうに思います。市長の行政運営の姿勢というものは私かつてお聞きして、これは私も肝に銘じてるんですけども「説得はだめですよ、共感ですよ。」とこう言われましたよね。そして「山崎さん、楽しいところは1人じゃなくて、みんなでやらなきゃだめですよ。」って、これ私言われて「よっしゃ、そうや。」と思って、それから肝に銘じてるわけですけども。ということは、やっぱり市長の行政運営の姿勢っていうのは、共感と協働というところにキーワードがあるのかなとずっと思っていました。

ところが一方で、その市長の共感と協働という姿勢が十分理解、共感されてないために、そのことが市内の隅々まで浸透していないことが、今回のいろんな問題が表出してくる要因の1つじゃないかというふうに僕はちょっと思うわけですよ。やっぱりそういうふうに考えると、共感と協働のまちづくりのルールを定めたものがあるって、初めてそのルールにのっとった行政運営が各担当でできると思います。

パブコメについてもそうなんですけど、担当によって取り扱い方が違ったり、それから、委員会の物事を進めるに当たって、委員会を立ち上げてやっていくわけですけども、その中で、例えばあるところはばんばん情報開示をする、あるところは情報開示をしないなんていう、そういう一体性というか、本当にこれ両方が香美市の行政なのというふうなことが散見されるというふうに思いました。だから、やっぱり現状では、もしかしたらかなりばらばらの市長の意志が、思いがうまく伝わらない状態で行政運営がされているというふうにも見えますので、早急にそれ検討して、やっぱり共感と協働のまちづくりのルールを定めたものをちゃんと持って、香美市はこれで行くぞと、これをつくって、そして、この将来都市像に向けて行くぞというふうに、やったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

そのことについて、市長に聞きましょうか。ちょっと、もう一段置いて聞いてもよかったです。ちょっと市長のお言葉を僕も肝に銘じてますんで、そのことについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

住民の皆さんと一緒に行政が取り組んでいくっていうことは、香美市にとってそのことは非常に大事だというお話を開会のご挨拶で申し上げたところであります。

今回、基本条例を制定してはどうかという話であります。大事なお話でありまして、私は山崎議員が言われる、市民が主体者としてこのことをいかに考えるかということだ

と思います。行政との協力・協働も大切ですが、市民の皆さんみずからが、このまちにそういう基本条例を持つんだという大きなうねりをつくっていただくならば、この条例には本当に力も加わるし、血も通っていくんだろうというふうに思います。そういう状況をしっかりと自治体、行政側のほうも理解をして進めていくということではいけないと思います。

まちづくりの委員会の30人の委員の中に、16名の公募の委員さんが参加をしてくださいました。これは本当に私としてはありがたいお話でありまして、その多くの委員さんが、まだまだ消化不良だとかいうふうにおっしゃっておられます。この消化不良は大変残念でありますけれども、つまりまだまだ言うべきところ、言い足りないことがたくさんあるとかいうふうに受けとめておりますので、こうした方々にも力をいただきながら、しっかりと基本条例の方向を見定めて進んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やっぱりちょっと1つ手前に求め過ぎまして、言いたいことがまだあったんですけど、もう進めていきたいとこのように表明されましたので、改めて言うこともないのかなというふうには思いましたが。せっかく考えてましたのでちょっと、なぜそうなのかということを少し補足ぎみに言いますと、やっぱり今政策個々のPDCAをやっぱり問われてるわけですね。その中で、地方創生なんかの関連で、数値目標を必ず入れてPDCA回しなさいというようなことがあります。そういうこともやられてますけども市の政策そのものですね、政策そのものの成り立ちが市民のニーズを反映しているかどうかということについても、検証のもととなる基準がどうしても必要で、その観点からも条例の必要性があるというふうに私は考えてますし、それが無い自治体っていうのは、やっぱり羅針盤を持たない船であるということで、本当に分権時代の地方自治体とは呼べないんじゃないかというふうにも思ってます。だから、今市長の言われたことは、まさにそれを実現することによって共感と協働の市政が、はっきりそこにうたわれるわけですからいいと思います。ぜひそれを取り組んでほしいと思います。

そして、主体者としてどのように考えるか、市民がということでしたけれども、その自治基本条例の中では、それぞれ言葉の定義っていうのがあったり、それから、市民の責務であったり、議会の責務であったり、情報公開のあり方とかそういうものがみんなの共通認識のもとで決められておりますので、またそういうことも含めて市長の今のお考えに沿うものだというふうに思いますので、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

その中で今、最初課長が憲法であると、ある意味ね。自治体の最高規範、憲法であるというふうなお話をしましたけど、そのことについては賛否両論あったり、いろいろ先進の事例ではたくさんの検証もされてます。論点整理も進みますのでそういうことも

含めて慎重に、議会もその件については議会基本条例というものを策定をしまして、情報公開、市民参加を推進してるものですから、もし両輪として何か協力できることがあれば、多分協力は惜しまないであろうと。それは市民のG k Hの向上につながるという視点でということでもあると思いますので、ぜひ早期の取り組みを希望して次に移りたいと思います。

いよいよ最後に何とかたどり着いてちょっと時間が過ぎてますが、もうちょっと前半できつくやったほうがよかったのかなという気もして、やらないほうがやっぱりよかったのかなと。

①です。

G k H（香美市に暮らす幸せ感）の向上に欠かせないということでこれまで質問を行ってきて、いろいろ担当の方の骨折りがあってやっとできた総合案内、これが開設されておよそ半年が過ぎました。この間の経過等を市民からの声、また庁内の評価、課題等を含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、山崎眞幹議員の総合案内についてのご質問にお答えします。

総合案内は、ご案内のとおり昨年10月1日から業務委託をしております、約半年間が経過をいたしました。この間の市民の方々からの声や職員の意見などを紹介したいと思います。

まずは市民の方々からの声ですが、「総合案内で聞きたくても聞きづらかったことがあったが、以前と比べ聞きやすくなった。」といった声が複数あったほか、「案内の女性の方が丁寧に教えてくれるのがありがたいです。」「総合案内の職員は以前と比べると対応がよい。」との投書が寄せられました。

職員の意見としましては、「市民の方々に与える印象がよく、以前より明るくなった。」「職員が担当業務に専任できるので、仕事がやりやすくなった。」「職員よりの確な案内ができていると思う。」などがありました。

批判的な声や意見は聞かれず、総じて好評であると言えます。現在のところ、特に課題はありませんが、定期的な勉強会を開催し、業務の進め方や注意点などの確認、点検を行っております。また、業務上の改善点などは、その都度、総務課と協議しながら進めております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 課題がない。ないのが課題みたいなことがあるのかもしれませんが。

最初のうちは、担当された方からもさまざまなお話があったと思いますが、今回は別に聞かなかったんですが、そのような担当される方のいろんな要望というか思い

みたいなものについては適切にずっと、なかったら別にいいですけど、それがあった場合は適切に対応してこれたというふうなイメージでいいですか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） なれないということもありまして、その都度、相談とかいうことはあっております。位置につきましても正面を基本としておりましたが、例えば現在のような納税相談をやられているときにはこの位置とか、細かい位置の移動であるとか、その都度の相談に対しては協議をしながら進めておりますので、今のところ、特に思いが伝わらないというふうなことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そういうことで、これ自分たちが京丹後市というある種先進地を視察をさせていただいて、その中で特に庁舎に入って、明るい丹後ちりめんを来た女性の方が「いらっしゃいませ」というふうに言われたことで、もうすごく気持ちが明るくなって、いい気分になって、いい1日が始まるぞみたいな。そういうことをですね、そういう幸せ感というものを、やっぱり本市の市民の方々にもぜひ感じていただきたいというふうなイメージもあって、もちろん職員の方が持っている事務に専念していただきたいという気持ちもあるわけですけども、そういうことも含めて提案をさせていただいてきた経過があります。これからもぜひよりよい結果が出るように、重ねてさまざまな工夫をしていただきたいと思います。

実際、僕も正面がえいんじゃないのかというお話をしました。寒かったり暑かったりね、行くとやっぱり正面にこう見ると何か怖いんですよね。僕も入って行って、何か正面だとまずいかなというふうな思いもしたことがありましたので、また、なおさまざまな工夫をやっていただけたらというふうに思います。

それでは、②に移ります。

実は、僕たちというか今年の2月に同窓会がありまして、それで都会に出ていた同級生がこっちへ帰ってきました。田舎へ帰って来て「何で香美市にはこんなのがないの。」っていうふうなご指摘を受けました。これは物すごくいいことなんで、ぜひ取り組んだらどうかというふうに思います。

ごみ捨てについては、新しく移住定住される方、そして今暮らしてる方も地区ごとにごみ捨てが決まってまして、うちなんかもやっていますけれども、毎月のカレンダーに、カレンダーめくったときに書いて、自分でこの日この日この日って書いてやっていますけれども、その部分の利便を向上するというか、資源とごみの地区別年間カレンダーをつくって、自治会を中心に配布してはどうかというふうに考えます。

これ今ちょっと2つぐらい全国的な、たくさんあるんですけども、その中で代表的なやつを2つぐらい用意しましたので、ちょっと見ていただきたいんですが（スクリーンを示しながら説明）。

これ中野区のごみ捨てカレンダーです。中野区もたくさんエリアがあって、これは鷺宮1丁目・3丁目、白鷺1丁目とか、その地域のごみ捨てのカレンダーがあります。こういうものですね。これにそれぞれ毎月、何を捨てる日、何を捨てる日ってそれに書いてある。これが配られています。

そして、もう一つは奈良市なんですけど（スクリーンを示しながら説明）、奈良市はそれだけじゃなくて、これちょっと見づらいから申しわけないんですけど、ほかのさまざまな情報。これはごみの情報ですけども、こっち側にほかのやつとか、持ち込みごみ、大型ごみ、有害ごみ。今、本市でもやってるB3ぐらいのものありますよね。そういうのの情報も全部一緒に入れた1枚物をやってるところが。

この2つが大体な主なものなんですけども、そういうものをちょっと、今本市では防災カレンダーですか、あれを配ってますよね。そんなんと一緒にちょっとこういうのを構えて、住民の皆さんのG k Hの向上に努められてたらどうかなというふうに思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

ごみの分別等に関する情報の提供を通じて、市民の意識の向上や啓発に努めることは重要と考えます。今回のご提案は、今後の取り組みのテーマの1つとさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） テーマの1つと検討するとどうなんですかね。検討するテーマの1つということなんですが。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

環境行政につきましてはいろいろテーマがあるわけですが、最近ごみの分別と出し方について、うちのほうに分別が悪いと、出し方が悪いというご意見をよくいただいております。まずは、そのごみの出し方のルール、周知を改めてやっていきたいと、これがまず1つ基本的なことじゃないかなと。その次にこういうスケジュール、カレンダー等について取り組んでいきたいというふうに考えてます。

ちなみに本市の地区数につきましてはですが、土佐山田町が8地区、香北町が6地区、物部町が10地区、合計24地区になってきます。したがって、24種類のカレンダーを毎年作成しないといけないと想定した場合、非常に業務量も増加しますし、配布について自治会のほうにもお願いをしなければいけないと。いろいろ課題はあるわけですが、他の自治体、先ほどご紹介いただいた自治体も含めまして、可能性は探していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 工夫の仕方はたくさんあると思うんですよね。それぞれの土佐山田町8、香北町6、物部町10ですか。頼み方もあるだろうし、日が決まってるわけですから、必ずしも担当課の人間がやる必要があるのかどうかも、そこもちょっと検討すればいいと思いますし、配布等についても自治会がいいと思うんですよね。自治会、皆さん加入される方が少なくなって、皆さん何か非常に困ってるという状況もありますので、自治会に加入するとそういうカレンダーも毎年、広報だけじゃなくて配られますよみたいな、ちょっとプラスのインセンティブもできるのかなというふうな気もしますので、ぜひ検討されたらどうかなというふうに思います。

ごみ出しのルールとかがあって、テーマがたくさんあるということは理解しました。その書き方も、ここなんかは、これは奈良市ですかね、奈良市ではそういうことも含めて、ちょっと読む読まんのことはありますけど、それを書いて啓発に努めてるというようなこともありますので、これちっちゃなサービスのように見えますけど、これやっていただくとすごくうれしいですよ、市民はみんな。本当にそのように思いますので、ぜひお願いをしたいと思いますが、再度答弁お願いします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

自分としても、カレンダー作成については非常によい取り組みだと感じてます。ただ先ほどもお話をさせていただきましたが、まずはごみの分別、出し方についてのルールの周知徹底を行っていきたいというふうに考えております。

ちなみに、家庭ごみの分け方・出し方のパンフレットについてですが、これにつきましても、もう既に10年を経過しております。来年度をめどに、これについても全戸配布を行っていきたいというふうに考えてます。よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いいですね。ぜひ、そのときにカレンダーつきのやつをお願いをしたいと思います。全戸配布いいと思います。

全戸配布でちょっと思い出したんですけど、例えば京丹後市なんかは今年予算とかいうの全戸配布してます、50ページぐらいのやつを。それは余談です。議長にそれはないろうと言われる可能性がありますのでやめておきますけど、そういうことですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

郵便局のバイクにやなせうさぎのナンバープレートをつけてもらってはどうかということで、これもさっきの自治基本条例と一緒になんですけど、平成27年3月議会、2年前に質問をしました。そのときに担当課長の答弁は「郵便局のバイクに本市のご当地ナンバープレートを活用をお願いすることは可能であると考えております。しかし、「やなせうさぎ」の活用については難しいと考えております。」とこういうものでございま

した。

そこで本年2月22日の新聞報道で、土佐市の土佐郵便局が「全配達バイクにご当地ナンバー」という新聞記事が出ました。これが県内初の取り組みとして紹介をされております。平成27年3月のときにも同じようにシティセールスの観点からどうですかと、やなせうさが走るということは、これは香美市がやなせ先生の生誕地であるということ、言葉じゃなくてそういうもので、要はメタ認識の部分で示してることになるのでやりませんかというふうに言ったんですけれども、同じようにシティセールスの観点からも、山田郵便局のバイクにキャラクターナンバープレート、今回はやなせうさぎとは言っておりませんが、キャラクターナンバープレートの装着をお願いしてはどうかとこのように思いますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市のキャラナンバープレートについては、平成26年度にキャラの総選挙により上位3位までを採用し、9月1日から交付しております。香美市のPRを進める上でも、多くのバイクにキャラクターナンバープレートをつけていただくことは重要だと考えておりますので、郵便局のバイクに装着をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） ありがとうございます。1回で終わってしまいます。それじゃあね、それ言われたらおしまい、もうちょっと次の答弁構えてないですか。

ぜひよろしくお願いします。さくらてんし、龍河洞リュウくん、それでもう一つなんでしたっけ。さくらてんしと龍河洞リュウくん…

（企画財政課長、山中俊明君、自席から「ゆずぼうや」と発言する）

○4番（山崎真幹君） ゆずぼうやか、ゆうずぼうやね。それぞれエリアがあるんですよね。やなせ先生が13キャラクターをつくってくれてまして、それぞれエリアがあって。できたら、それは無理かできるかあれですけど、例えば物部町を走ってるバイクにはゆずぼうやのキャラクターがついてるとか。それは郵便局がうんと言わなきゃ無理なんですけど、土佐山田の町なかはさくらてんしとかね。さくらてんしと龍河洞リュウくんのやつとかいうふうに、ぜひお願いをするということなんで、じゃあできることを夢見ながら、これ以上のお尋ねをすることはないので、これで全ての私の質問は、以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 山崎真幹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。通告に従って、4項目について質問をいたします。

最初に、ギルバーグ調査についてお伺いいたします。

この調査は、平成24年度から県が障害のある人が自立し、地域で安心して生活ができる社会の実現の施策の1つとして発達障害者の支援体制づくりが必要であるということで、県がスウェーデンのヨーテボリ大学と協定を行い、児童精神医学分野の世界的権威であるクリストファー・ギルバーグ教授の協力により、高知ギルバーグ発達神経精神医学センターを高知県立療育福祉センター内に開設をしました。このセンターでは、ギルバーグ教授の指導・協力のもと、発達障害に関する専門医の養成や県内の支援を充実させるため、臨床研究や臨床教育が開始をされました。その臨床的研究のフィールドとして、平成25年度から県内では安芸市と本市が依頼され、準備期間を終え平成26年度から、1歳6カ月と3歳の乳幼児健康診査に心理士の問診による気になる子どもの早期発見につながるギルバーグ調査が開始をされました。

発達障害は早期に発見し、早期介入により、予後に非常に大きな差が出てくると言われております。このギルバーグ調査により、早期に気になる子どもさんが発見でき、要経過観察や要支援につながっていると聞いております。

それでは、以下何点かお尋ねをいたします。

最初に、この調査の開始された平成26年度から平成28年度までの、平成28年はまだ終わっていなければ見込み数で結構でございます。までの各年度の乳幼児健診別に調査対象者数と要経過観察や要支援の必要な気になる子どもの数は何人でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 依光議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

平成25年度から療育福祉センター、高知ギルバーグ発達神経精神医学センターが実施する疫学研究に協力しています。平成25年度の1年間はスクリーニングの準備を行い、どのようにかかっていくか、健診票を利用したトレーニング研修を行っています。調査実施期間は先ほど言いました平成26年4月1日からです。

平成26年度の1歳6カ月健診対象児数は152人、受診児数は143人、そのうち要経過観察・要精密を合わせた要フォロー児数は62人です。同じく平成26年度の3歳児健診対象児数は156人、受診児数は149人、そのうち要フォロー児数は43人となっています。

平成27年度につきましては、1歳6カ月健診対象児数は176人、受診児数は159人、要フォロー児数は49人です。平成27年度3歳児健診対象児数は187人、受

診児数は164人、要フォロー児数は39人となっています。

平成28年度につきましては、平成29年2月までの人数になりますが、1歳6カ月健診対象児数は141人、受診児数は131人、要フォロー児数は38人です。平成28年度3歳児健診対象児数は141人、受診児数は132人、要フォロー児数は22人となっております。

既に医療機関にかかっている児童は、要フォロー児数には含まれていません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 既に医療機関にかかっている方はこの数字に含まないということでございました。

そうしたときに、この経過観察、様子を見ていく、その調査後の気になる子どもさん、そういう子どもさんを抱えたお母さん方、親御さんに対して、やっぱり適切な相談や育児支援をできるだけ早い時期から開始するためにも、この調査が有効であると考えます。健診後の支援は、その気になる子どもさんだけでなく、親支援も重要になるろうかと思えます。また、気になる子どもに対しては、乳幼児から保育、小中学校へと年齢ごとの支援機関が変わっても、一貫した支援が続けられる仕組みづくり、そういうこともあわせて必要と考えますが、本市ではどのような支援をされていますか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 依光議員、次の質問に移りましたか。

○17番（依光美代子君） 次の。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 月1回、香美市で児童精神発達の専門医による2次健診を設けており、要精密となった場合には、2次健診受診をお勧めします。その結果、専門機関への紹介となる場合もあります。

要経過観察となった場合は、家庭での様子や就園している場合は保育園などでの集団生活の様子を見させていただき、必要がある場合には2次健診をお勧めする場合があります。また、健診から期間をあけて再度受診していただき、発達の確認をさせていただく場合もあります。

保護者の方が子育てに困り感を持っている場合には、地区担当保健師が子どもの特性の理解やかかわり方への助言などの支援を行っています。医療機関を受診する場合にも、保健師が在籍する保育園の保育士などが必要に応じて同行し、支援することもあります。療育的な支援が必要とされる場合には、福祉事務所と一緒に連携し、福祉サービスへの利用へつなげる場合もあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 月に1回そういう対象者に対して2次健診をやって、引き続き観察をしながら適切なアドバイスなんかできているということで、非常に大事な

ことだと思えます。

そうしたとき、その月1回の再度の2次健診をしたときから医療機関のほうへ行かれる子どもさんっていうのはどれぐらいの割合というか、数字がわかっておればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成26年度では16人、医療機関のほうへ紹介しています。平成27年度は6人、28年度は4人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 今、人数を聞かせていただいて、当初から言うとやはりこの検査の問診によって、早い目に要経過観察というか要支援が必要、そういう子どもさんが早くチェックできているということが伺えます。本当にきめ細かな対応ができてるといことがよくわかりました。

それで、保育でのこともちらっとお話をされたんですが、やはり保育園への入所時のときにその状況を引き継いでいかなければならないけど、それに対してはどのようなことをなさってるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） その件につきましては、やはり保健師の対応もしていますし、家庭や保育園、学校での集団生活など、社会に出るまでのライフステージの支援の充実さがあるということで、やはりその部分については、保健師がかかわったり保育園のほうと一緒に連携して、支援していくという体制は整っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら保育園の入所時なんかも、必要とあれば保健師が出向いて話をしているという、その個々に合うた個別のファイルというか、そういうものの作成はされておられませんか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 支援ファイルというのが、今現在、香美市のほうにありまして、県で発行されてるつながりノートというのもあります。それは福祉事務所なり県のほうで発行されている部分ということになりますが、本人のやっぱり同意がなければそれは持たないということになりますので、やはり本人の同意を促していつて、それで支援していくという体制も、今現在、香美市では取り組んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そうですね、本人の同意が必要。支援ファイルという

かつながりノート、そのことがあってこそこう生きて。

以前、保育園のほうで聞かせていただきました。保育園のほうでその気になるお子さんのファイルを使って、やはり適切に対応することで、その子が発達障害がありながらも、やっぱりその特性を生かしながら、その場で育っていくということが非常に大事になってこようかと思いますが。

少し気になる。その保育園なんかに入る前、その健診がすごく効果があるなということがこの数字からも見えてきましたが、やはりこういう障害を持ったお子さんは、小学校、中学校、学校への引き継ぎ、継続ということがとても大事になろうかと思いますが、教育委員会のほうではこのことをどのように捉えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 通告にないですけど、答えられる範囲で答えてもらえますか。
教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 質問にお答えいたします。

先ほども答弁のほうで出ました支援ファイルを活用しまして、保育園、小学校、中学校とつなげて支援を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 支援を進めていきたいということは、今はまだやられていないということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 香美市におきましては、特別支援については力を入れてやっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

この共同研究によるギルバーク調査の最終年度は何年でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 調査実施期間は平成29年度までとなっております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） この調査が終わって調査結果の報告、毎年してるんでしょうか、それが全て終わってしてるんでしょうか。その結果報告はどのような形でしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

調査結果につきましては、この研究期間が終わった段階で報告ということになると思います。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 終わった時点でやられるということで、そしたら、次の質問に移らせていただきます。

この調査によって、その気になる子どもさんの早期発見・早期介入ができてると。その支援ファイルの作成により、保育園にもつなげ、また小学校へもつなげ、よりよい方向へ行くようにということで取り組みを進めているということで、とてもいい状況が続いていると思いますが。平成29年度で終わる、けど取り組みをすることで早期発見ができておりますが、この調査終了後も何らかの手だてが必要と考えますが、どのような対策を考えているのか見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 現在実施している心理士の問診や専門医による2次健診については、研究協力終了後に継続することは難しいと考えております。が、幼児健診で心理士による助言や相談ができる体制は、検討していきたいと考えております。

また、健診とは別に心理士や保健師等による個別相談の機会を充実させ、健診後のフォローや子育ての助言等の保護者の支援ができるような取り組みを保育園や子育てセンターと連携し、協力して支援をしていきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） この調査が終わっても、支援の体制づくりを検討していくというご答弁でしたが、昨年の高知新聞の報道によると、11月1日に高知県とスウェーデンのヨーテボリ大学ギルバード神経発達精神医学センターとの協定、それをさらに5年間更新したという記事を見ました。そして、そのことにより、もう少しこの発達障害、精神障害においてのもろもろの取り組みが必要であるということで、更新することによって専門医の養成とか、診断技術の向上に取り組んでいくという報道がありました。こういった機会を活用して、本市でも継続して気になる子どもに対応できる人材育成、そういったことができないかと思って質問をさせていただきます。

このセンターでは、人材育成も非常に力を入れております。幾つかの研修を実施しており、健診の対応する方向けに、乳幼児健診などで早期に気になる子どもを発見できる力をつける研修の開催、また県内の児童発達支援の整備が進んでいない背景には、保育園、幼稚園や家庭と連携して、就学前の子どもに対して支援を行うことができる専門的な人材不足が挙げられております。この人材育成にも力を入れ、専門職を対象とした研修、スーパーバイザー養成研修なども実施していると聞いております。また、保育園などで気になる子どもへの配慮がなされるよう、直接現場への支援として、障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援を実施していると聞いておりますが、活用はできておりますか。このような事業を実施しているうちに人材育成を同時にやるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光議員、若干通告から離れていっておりますので、ちょっと気をつけてくださいね。できたら通告へ具体的に書いていただいたほうがいいと思います。

答えられる範囲で教えてください。

健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 香美市においては、教育委員会のほうがティーチャートレーニングというのを今やっております。多分年間、今までも何回か保育士を集めて、早期発見のために児童・園児の見方を学習するというトレーニングをやっています。

また、うちの保健師なんかもやはり、それに加わったこともありますし、やはりこういった研修は必要と思います。ですから、そういった形で今回もやっぱり子どもを支援していくのに当たっては、香美市はそういう特別支援にかなり力を入れてますので、そういった研修等は進んで参加はしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 済みません。十分に通告ができてなくて。

やっぱりとても発達障害に対して支援が大事、早期発見・早期介入がすごく大事になるから、やっぱり人材育成、それに対応できる人を育てていくということが非常に大事になろうと思って、こういった研修もあるからということで、ずっと言わせてもらいました。

香美市は本当にこの特別支援に力を入れているということで、他市からも香美市に来ると安心して、発達支援のことにも手厚くいろんな支援がある、よく相談にも乗ってくれるからということで、引っ越しをして来られたという声なんかも聞いております。ぜひ、この研修続けて人材育成、それから指導力の向上、そういうことを引き続いてお願いを申し上げて、次の質問に移らさせていただきます。

次に、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を見据えてについてお尋ねをいたします。

現在、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して住み続けることができるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めることを目指し、事業年度は平成27年度から平成29年度の3年間です。

今年1月の新たな第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の現状把握や計画の基礎資料にするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査が実施されました。このことについてお尋ねをいたします。

最初に、第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となることを見据え、いかに元気な高齢期を向かえるための介護予防や生活支援などの充実とあわせて、元気高齢者の老人力を生かせるかにかかっていると考えます。そのためにも、今回の高齢者の実態把握

の調査は重要です。調査の対象者は何名で、回収率はどのくらいでしたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 調査の回収率ということで、ご質問いただきました。

対象者は、平成28年12月1日現在で65歳以上となる方を対象、介護認定者を除くとしています。最終受け取り3月2日現在の回収結果としましては、配布数8,700件、回収数は6,341件、回収率は72.9%となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

この回収率が72.9%であったと、前回よりほんの少し上がってるかと思いますが、この未回収者に対してやっぱりきめ細やかな対応が必要、やはり、このデータが次の計画へ生かせるかと思っています。

そこで、未回収者に対しての対策が必要かと思っています。

この回収に対して、きめ細やか対応をしている自治体がございます。地域包括ケアシステムを早くから確立している和光市を初め幾つかの自治体では、未回収者に対しはがきで提出依頼をし、そこへ民生委員に訪問をお願いして回収をしております。民生委員には大変ご苦勞をかけるけれど、このことにより民生委員さんも地域の実情がわかり、人とのつながりもでき、民生委員にとっても行政にとっても、よい状況につながっていると聞いております。当然、費用は発生すると思います。

香美市は未回収者に対してどのような対応をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

アンケート調査結果につきましては、3月2日までに回収した調査結果を委託業者が入力し、現在集計中の段階となっております。

アンケート郵送の受け取りは、第6期高齢者福祉計画と同じように土佐山田郵便局どめにしており、集計委託業者が直接回収をしています。未回収者が誰かというのはわからないため、未回収者への対応はできていない状況になってます。

集計の結果につきましては、3月下旬の提出される予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 未回収者が誰なのかわからない状態で、集計したものを郵便局どめでそのままあれをしているということですが、せっかくの費用をかけて惜しいと思います。この前に名前もありますよね（資料を示しながら説明）。ここに何らか番号があるから、これを見ればその方が提出してる提出していないかがわかるのではな

いかなど、今入力中ということですが、次の計画っていうのは75歳以上、団塊の世代が迎える、そのことによりいろんなことが起きてきますよね。それで今、地域包括ケアシステムをこの6期で構築し次へ進めなければ、いかに介護度を抑える、重症化を抑えるということも大事、そして、また元気なお年寄りが活躍できる場っていうそういうことも踏まえていかな、よりきめ細やか調査が必要になってこようかと思います。ぜひ、その辺をまだ期間がありますよね。それで、その集計が終わった後に地域差がまた出てくるんじゃないか、提出者が同じ地域に少ない状況が見られたとき、分析が余り正確なものになってこないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 集計につきましては、やはり未回収の方の対応で集計委託業者に渡すという作業は、担当課がチェックするのはなかなか時間が、業務量が増加するというのもあって今の現状になっています。

地域の分につきましては今のところ考えていませんが、現状でやっていくということしか、今のところはやってないと思います。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 現状でやっていく。より細かな分析っていうことが必要になってこようかと思います。

それで、ひとつ市民の声としてお伝えをしておきたいんですが。

たまたま地域でお話してる方がおって声かけたときですが、この調査票、次回までまだあれがありますが、「問2のからだを動かすことについて、ここあたりなんかもう私たちがばかにしてる。当然できること。だから、ここができれば次へ進んでくださいとか、そういう設問の仕方ができないんだろうか。私はあんまりばかにしてるから、もう出さなかった。」「いや、それはいかんよ。現状を把握したいから、元気な人がどういう状況にいるのか、そういうことが必要なためにやってるから。」っていう、お二人とももう出してない、1人の方は破棄したというような状況がございました。それで、やっぱり元気な人は元気を維持していくということもとても大事ですので、再度そういう未提出者に対する対応というのも今後の課題として検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、このニーズ調査から高齢者の現状を的確に把握し、次の介護予防事業などの計画に反映さすので分析がとても重要となります。そして、地域性もより鮮明に出てくると思います。ますます保険者機能の強化が求められております。データヘルスを横展開させ、医療費・介護費の分析により、費用の伸びの要因や地域差を分析したものを見える化することで、質の向上につながっていくと思います。その地域差を縮小することが全体の質の向上にもつながっていくと思います。地域課題も含め今後の対応策を考え、マクロの計画策定とミクロのケアマネジメント支援が求められておると思います。分析については、圏域のみでなく、もう少し細かく小学校区ぐらいの地域性を加味すべ

きではないでしょうか。

例えばですが、この土佐山田圏域は広うございます。地域によって課題、そして状況、そういうものが大きく違ってくるのではないのでしょうか。せつかく分析するのであれば、そういったことも加味してはいかがかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 第6期のアンケート調査結果につきましても、日常生活圏域を土佐山田、香北、物部圏域と旧町村単位で分析しております。介護予防事業を計画し展開していく上では、環境の違う地域性も踏まえた分析を行っていくことは重要な視点であります。最終的には現在の高齢者の身体機能や生活状況を踏まえた個別性を重視し、個別的なアプローチが必要になってくると考えられます。

また、事業展開をしていく上では、今回のアンケート調査だけではなく、対象者ご本人様にも、訪問等で実態を把握していくこととなります。対象者の日常の生活に直接かわりのある家族や近隣者、地域の民生児童委員さんや福祉委員さん、各事業所からも必要に応じて生活の実態及び環境に関することをしっかり聞き取り、その方に必要と考えられる支援を一緒に検討していくことが重要であると考えています。

詳細につきましては、集計結果が出て検討させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

次期計画に生かすためにも事業の検証が必要となります。平成27年度の検証は、平成28年度7月に行われました。平成28年度検証と第6期の検証は、いつごろを予定しているのかお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在のところ、年度別の検証までは至ってませんが、前回第6期における最初の計画策定委員会は9月に開催し、第5期の検証等についての報告をしています。今回はそれよりもできるだけ早い段階で、第6期の検証等について計画策定委員会への報告を行いたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 検証がとても大事になりますので、できるだけ早い検証をお願い申し上げておきます。

その次期7期計画は、やっぱり年を重ねて高齢者になっても生涯活躍ができるという、今いきいき教室とか地域でやっておられますことが1つプラスになっておると思います。だけど、しかし残念ながら、年の経過とともにその数が少なくなったりやまったりということが、そこにはなぜそれが原因なのか、そういうことも含めて次期の計画へ生かせることをお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

3 番目です。

ファミリー・サポート・センター開設の進捗状況についてお尋ねをいたします。

本市では、ファミリー・サポート・センターの開設予定を平成30年としています。県下では高知市が平成16年の7月から、佐川町が平成28年2月から、昨年の11月には香南市が開設をされました。高知県は、このファミリー・サポート・センターを2019年までに県下13市町村での開設を目指しております。県は、国の補助要件のハードルが高いので、県独自の支援策として、国の補助要件を満たさない会員数50人未満の小規模なセンターの設置運営する市町村に対し、高知版運営補助金を打ち出しております。

その適用開始第1号が香南市のファミリー・サポート・センター、いわゆるファミサポでした。このファミサポが開設されると、保育園などへの送迎や保育園開所前や終了後の預かり、放課後や児童クラブへの迎え・引き続きの預かりなどのほか、特に仕事の都合による急な一時預かりなどのニーズにも柔軟に対応ができます。子育てが安心して働きながらできるという環境が整備され、女性の活躍や少子化対策の両面で有効と考えられます。

この事業は、地域において子育てのお手伝いをしてほしい人を「依頼会員」、中には「おねがい会員」としているところもあります。また、お手伝いをしたい人を「援助会員」、「まかせて会員」、そういうような形でそれぞれが会員登録をして、子育ての助け合いを有償ボランティアとしてする仕組みです。センターは会員の紹介や助け合いの調整を行います。南国市は平成29年度の秋開設を目指しております。本市では、昨年の同僚議員のファミサポの開設の質問には、高知県版の事業も視野に入れつつ、できるところは前倒しで取り組みたいとの答弁でした。

そこで、最初にお尋ねをいたします。

前倒しで取り組みたいということでしたが、開設に向けて平成28年度はどこまで取り組みが進みましたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ファミリー・サポート・センターのご質問にお答えいたします。

平成28年度は、子育て支援センターの職員や保健師を中心に高知市や佐川町の視察を実施いたしまして、運営方法などの研修をしております。また、子育ての手助けをしたい人である援助会員になるために必要な子育て講習会に参加し、実施に向けて必要な知識の習得に努めてまいったところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 子育て支援の養成講座へ参加をされたということですが何名が、その支援センターの職員さんが参加をされたのでしょうか。どういった方が参

加をしたかもあわせてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 支援センターの職員と保健師が参加しております。
人数は今把握しておりません。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

開設に向けやはり新しいニーズ調査、そういうことが必要かと思えます。いつごろ行う予定ですか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ニーズ調査につきましては、先ほどお話のあった9月議会でも同様のご質問をいただきました。その際は、香美市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たって実施したニーズ調査をもとに、実施に向けて取り組んでいくということでお答えさせていただいております。現時点で単独での新たなニーズ調査の予定はございませんが、教育振興基本計画におけるニーズ調査を平成29年度に実施する予定でございますので、その中の項目の1つとして調査を行いたいと考えております。
以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 新たに教育振興基本計画をされる中で調査をしたいというのですが、それを平成29年度に行う予定ですか？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 平成29年度に実施予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 平成29年度のいつごろするのでしょうか。少し心配しています。以前の調査はもう数年前ですよ、データとして古いですよ。そのときにはまだ、このファミリー・サポート・センターの話も出てきてないときの調査であったように思うんですが、それで意向調査ができるのでしょうか。平成29年度にその調査の中へニーズ調査する項目を入れやられるということですが、平成29年度の何月ごろ予定をしておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 教育振興基本計画のニーズ調査の日程はまだ決まっておりませんが、そのニーズにつきましては前回の調査において一定あると考えておりますので、ファミリー・サポート・センターの開設については、平成30年度実施に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） わかりました。

そしたら、次の質問に移らさせていただきます。

平成30年に開設ということですが、この開設準備に向け、平成29年度は大変な重要な年になります。どのような取り組みを計画しているのか。また、提供会員（後に「援助会員」と訂正あり）となられる方は、資格は必要ないですがセンターの実施する研修の受講が必要となります。そういった研修もいつごろ実施をするのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成29年度につきましては、関係各機関と調整を図りながら、実施に向けた必要の要綱でありますとか要領の素案に向けて検討して、平成30年度の実施がスムーズに行えるように準備を進めていきたいと思っております。

研修につきましては、ファミリー・サポート・センターを開設するに当たってはアドバイザー、その調整する役の方が必要ですので、その方を雇用してからの研修になるかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そのアドバイザーの方を雇われてから研修になるかと思うということですが、非常にこうスローテンポというか、前回の9月議会では、やれることはやって前倒しで取り組みたいという答弁をされました。だから期待をして今回質問をさせてもらいましたが、全くというか余り進んでないという。子育て支援センターの方がこのファミサポ、ここで言われたことではないですよ。もっと以前から、平成27年度でしたか掲げてましたよね香美市は、平成30年度に開設を目指すということ掲げてあったと思います。それで、質問をされてできることは取り組んで前倒しでということでしたが、この状況でいったら非常に心配をします。そのファミサポが開設されてから研修、そんなことしてたらとてもじゃないです。やっぱり子どもさんの命を預かるのですから、提供会員（後に「援助会員」と訂正あり）さんにおいては、ある一定の知識を身につけてもらわないといけないんですよ。その開設されてからしてたら遅いんです。平成29年度に早目にし、そして、やはり提供会員（後に「援助会員」と訂正あり）さん、アドバイザーさん、お互いが資質の向上も図って、そういう長期的なことも展望しながらやっていかなければならないと思います。

1つあれですが、子育て支援センターの方が行かれた県の主催による子ども・子育て支援制度に基づく子育て支援員研修受講されたということですが、香美市にも何名かそういう方がおりますので、県とも連携して取り組まれてはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ファミリー・サポート・センターを担当するであろう部署の支援センターの職員につきましては、先ほどの子育て講習会でありますとか、ファミサポアドバイザー研修等に参加して知識を深めておるところでございますし、援助会員になられる方の研修も一定していただいております方もおります。開設までには、そういった方の講習への参加も募集して進めていながら、アドバイザーにつきましてはどうしても雇用してからということになるかと思っておりますけれど、そのアドバイザーを雇用してからすぐに運営できるように、周りの職員も研究・研修を行って、サポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 済みません。先ほどのあれで、私が「援助会員」を「提供会員」って言いました。そこをちょっと訂正をお願いいたします。

非常にこう心配をするところでございます。平成29年度になって要綱とか要領なんかも早目に検討して詰めていくということで、そこから研修もアドバイザーも決まってきたからというような、少し心配をします。もう少しスピードアップして取り組んでいただきたい。働く親御さんにとって、こういうファミリー・サポート・センターができると、非常に安心して働きながら子育てができる、中には期待をしていらっしゃる方もおられるかと思っておりますので、もう少しスピードアップして取り組みをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

開設するとなれば、事業主体はどこがするようになりますか。今、子育て支援センターの職員さんがそういう視察とか、支援員の研修行かれたということですが、子育て支援センターが行うというようなことでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 運営方法につきましては現在検討中でございますが、直営・委託と多角的に考えながら、平成29年度中には方針を決めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 平成29年度中に直営・委託かを考えてるということで、前回、社会福祉協議会も委託の1つと考えますというような答弁でしたが、社会福祉協議会との協議なんかはされているんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

社会福祉協議会とも協議はしてまいりました。ただ、前回、昨年12月の議会での質問もありましたとおり、社会福祉協議会の体制は今、大変難しい状況、このファミリー・サポート・センター事業につきましては、大変理解はしていただいております。していただいておりますが、今なかなか手を挙げにくいという部分もございますので、これも今後

協議はしていかなければならないと思いますが、直営の方向も考えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひ、このファミリー・サポート・センターの開設はとても大事なことです。平成29年度の1年の計画を明確に、何月までにこれをする、そういった計画をつくって取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） なるべく早い段階で計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 計画に基づき早期の開設を求め、次の質問に移らさせていただきます。

最後の質問です。

高齢者などのごみ出しについてお伺いをいたします。

近年、単身世帯がふえ、高齢化や障害のためにほんの少し支援の必要な方がふえております。例えば、ごみステーションが遠くてごみ出しに不自由している。膝を痛めつえがあれば歩くことができるが、ごみを持ち、ごみステーションまで遠くて歩けず、ごみ出しに困っている。また、療育手帳など障害手帳などを持っている障害者の方が、同居の方が病気や死亡のため単身となり、ごみが出せないなどの声も聞いております。

この高齢化や障害などのため、ごみステーションへのごみ出しに不自由している方へ個別回収ができないかということで、昨年3月と6月議会で同僚議員から質問がございました。3月議会では、何らかの回収方法を検討したい、6月議会では、関係課との連携を図りながら、自治会などの協力もいただきながら、実情に応じた取り組みを展開していきたいとの答弁でした。高知県環境行政連絡会でも、この問題に対し県内では多くの声が上がっておったと聞いております。

近隣の市町村では、南国市、安芸市などが元気な単身の高齢者は別として、支援を必要とする対象者などを要綱により基準を定め、居宅介護支援サービスとして週に1回、日程を決め、自宅前にごみを出せば市の職員が申請者宅を順番に回り、可燃ごみとその週の資源ごみを一緒に回収する個別回収をしております。両市ともに職員数は本市とは比べようもないくらい多く、南国市は8名と最終処分場や環境センターは委託をしております。安芸市では、本所は正職5名と臨時1名、最終処分場と収集運搬業務も直営でっておりますので、正職3名、臨時13名で対応をしております。また、お隣の香南市は、正職5名で対応し、ここでは昨年秋に資源ごみを出すのに困難を来している方を一定条件のもと試験回収を行いました。

そこで、順次お尋ねをいたします。

最初に、昨年のお答の後、半年以上が経過しました。その後、関係課や自治会とどのような協議が行われましたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 依光美代子議員のご質問にお答えいたします。

昨年11月に県下の自治体で構成する高知県環境行政連絡会におきまして、高齢者のごみ出しについて意見交換を行いました。その中で県内各市町村とも同様の課題であるということを確認し、改めて内部で方向性につきまして議論を行ってまいりました。その結果、高齢者問題につきましては、環境部門だけでなく福祉・介護の関係部署の連携と地域の方々、自治会、民生委員等のご協力を得ながら、行政・住民が一体となった環境づくりが必要と、改めて再認識の結論に至ったところであります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 県下でもこの問題が課題であるということを確認されたということで、私も他市へ少し問い合わせしたとき、やはり高知県環境行政連絡会でも、このことが問題に上がっておったということを知っていました。そしたら、そういう関係課やいろいろな方の協力を得ながらやっていくべきだということを確認をしたということでございますが、次の質問に移らさせていただきます。

それならば、平成29年度、この高齢者や障害があるなどの弱者に対してのごみ出しについてどのような対策を実施するのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

まずは、市役所内において環境・福祉・介護の部署による組織づくりに向けた準備に取りかかりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 市役所内で介護、それから福祉のほうと一緒に環境づくりをしていきたいということをごさいました。

私も1つ非常に心配をするんですが、今の環境上下水道課の職員体制、年々業務がふえ、なかなか課題も多く、対応に追いつかないという厳しい状況があるということは理解できます。そうした中で、組織づくりをしたいということで、前へ1歩進まれるようになったことは、非常に1歩前進だと思います。

そこで、関係課へお尋ねをいたします。

これ昨年、議会でもこの問題が出てきてましたよね。現場の声として、健康介護支援課とか福祉事務所などへケアマネやヘルパー、民生委員から、この問題のようにごみ出しに困っているなどの声はありませんでしたか。また、議会でこの問題が取り上げられたときに、市民が困っておれば自分たちの課で行政として何ができるか、そういうこと

を考えていくべきではないでしょうか。

- 議長（小松紀夫君） 休憩とします。
（午前 11 時 44 分 休憩）
（午前 11 時 46 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

○17番（依光美代子君） 済みません。こういう問題起きたときに、この問題はぜひ皆さんに、執行部側の方にもお願いしたいんですが、環境上下水道課にこの問題振られたから環境上下水道課がやったらいいわでなくて、やはり関係する課であれば、その中でこのことに対して自分たちで何ができるか、やっぱりそういうことを考えていくべきではないかと思えます。そうしたときに、一時はシルバーへというような声も上がったり、それはその後どうなったかわかりませんが、そういう声もあったが関係課としてそういうことは検討されなかったのか、中での協議はどうだったかなということをお聞きをしたいと思ひまして、答えれる範囲で結構です。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

高齢者のごみ出しにつきましては、地域ケア会議の中でもこれの話が出てました。その中で、やはり山間部の方ではなく町の方が苦勞されてるという話が出てきております。

ヘルパーなどの事業者に頼むことも出ていましたが、やはりごみ出しなんかは時間が短いということもあり、そして、やはり早朝だという時間も執務時間に影響するという事で、ちょっと厳しいという問題も出てきています。シルバー人材センターにつきましては、業務については検討しているのだが、まだそこまでは至ってないということで話は出ております。

やはり、これにつきましては地域の方が協力して、やはり対応していくことが必要じゃないかなという声があり、身内の方や近隣の方が協力していただく必要があるんじゃないかなということは講じておりまして、この問題につきましては、先ほど環境上下水道課長が答弁したように、関係課とやはり連携しながら、住民と話し合いながら、解決しないといけないかなという考えを持っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 地域ケア会議でも出ていることをお聞きしました。やっぱりそういった声をつなげていかないかん、現実的にヘルパーさんも短い時間だからできない、それは当然だと思うがですね時間的な。そうしたときに、今シルバーへもあれしたということではありますが。ぜひ、連携をして関係課がどうすればよりよい方法が編み出せるか。行政として何ができるか、そこをやっていかないかんと思ひます。そのためにも組織づくりの準備を来年度されるということで、とても大事なことだと思います。そうしたときに、本来は支援が必要な、その地域で困っているという声を聞き、

やはり介護のほうであったり福祉のほうから声が出てき、そして、その中で協議して、どうしても自分たちの課内では対応ができんね、だから何とか環境上下水道課も応援してくれんだろうか、環境上下水道課として協力できないだろうか、そういうことの議論を煮詰めていくべきだと思うがです。そうすることによって少しでも前へ進んでいくんではないかと思しますので、ぜひいま一步前へ出た協議をお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

ごみ出しが困難な弱者の方々への支援ができないとするならば、その理由は何ですかと通告しておりましたが、今お話を聞き状況がわかりましたので、そして、今言われるように自治会とも協議しながら対応したいというお話も出てきておりました。そうしたときに、自治会への働きかけはどのようにするのでしょうか。

この自治会への協議は、高齢で単身者で元気があるが、車の運転ができず近所にも親族がいなくて資源ごみが出せないときなどは、市が支援ができないので自治会に協力してもらおうよになればいいと思うけれど、こういった手足の不自由な方に対しては、やはり中での議論が重要になってこようかと思えます。

先ほどもご近所で住民にも支援が得られんかといったときに、やはりその地区の自治会長さんに何とか支援ができんかぐらいではできんと思うがです。そうしたときに職員が地域へ出向き、やはり説明をしていかないかん。先ほどもお話に出てきたように、説得ではなく説明をし、理解を得、共感を呼ぶ。そういったことをするには、やはり時間が必要になってこようかと思えます。今の職員体制の中で地域へ出向き、地域住民や自治会へ説明をして回り、理解を得るには時間と職員が必要と思えます。現状の職員数が少ない中でできますか、職員数は足りないのではないですか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

行政サービスを今後向上させるためには、組織の強化または外部委託、この2通りになってくるかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 行政サービスを向上していくために組織の強化、外部委託ということをおっしゃいましたが、そこで市長にお尋ねをいたします。

市長も前回のごみのときに答弁をされております。市長は、よく住民参加ということをおっしゃっており、そこに住民に参加してもらおう、協力をいただこうと思えば、やっぱり住民にその気になってもらえるような働きかけを粘り強くする必要があります。現在の環境上下水道課の人員配置で地域へ出向き、説明を行い、地域住民を説得するには、何回も足繁く通わなくては協力は得られません。できると考えられるでしょうか。組織の強化ということもおっしゃいました。今の体制で本当にそういうことができるんだろうかということと、昨年6月議会のごみの問題の答弁で市長は、行政サービスは市民で

ある以上、公平に受ける権利を有しており、行政はその権利が生かされるように配慮していくべきと考えます。困難な中に暮らしておられる方がたくさんおられますが、住民の皆さんも知恵を絞られ、行政も知恵を絞って、お互いに汗をかいていくということが行政の基本だということを言われました。

市長は、市民が困っておれば行政として何ができるかを考えていくべきと思いますが、どのようなことを考えているのか具体的にお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ごみ出しの問題について、お答えをしたいと思います。

高齢者だけでなく障害者、あるいは勤務の関係で朝出さなきゃならないけれども、なかなか勤務の関係でできないんだという、そういう困難者もおられます。一方、町の中では、ごみ出しではなくてごみを出さなくて大変困っておる、いわゆるごみ屋敷という問題もあります。

こうした問題はただ特別な出来事ではなくて、今後、高齢化が進んでいく市としては、こういった困難者、ごみ出しが大変な負担になっていく方もふえてこようかというふうに思います。そういう点では、やはりまず家族、あるいは身内、あるいは地域、またボランティアといったところも、私は大いに議論をしていただきたいというふうに思っております。

家族の方の中には、さまざまな工夫もされております。それこそ、ごみの一時預かりステーションみたいになっているお家もあるようであります。そして、出すべきときに出しておられるご家族、そういう努力もされておられるところもあります。

また、地域によっては、早くから出せるようにということで網のかごを購入して、早く出せるような状況にも取り組んでおられる地域もあります。

こうした知恵を出し切っていく、そして、さらに残った部分について、行政がどういうふうに取り組んでいくのかということだというふうに思うんですけれども、これについてはやはり今、議員さんからも言われたように、公平で妥当性がある、公益を損なわないものでなければならないというふうに思います。そのためには行政の中で、まずは制度として福祉や高齢者対策などでできるものについては、そちらのほうで基準をきちんと設けていかなきゃならないと思います。この基準を設けるために、誰もが納得していただけるような基準をきちんと行政の中で考えていくことが大事だというふうに思います。

ただ、行政の戦力とか職員の数とかいうふうなものにだけ目が行っても、では何をするのかと、具体的に数がそろっても、どういうことで地域に出て行ってご説明をして、実効のある、効果的なことができるのかということがなければ、戦力を構えたところでできないわけですので、まずは行政の中でしっかりと部署を越えて、議論をし切るということが大事だと思います。それと同時に、市民の皆さんもこうした課題について一緒に考えていく、ともに協働してまちづくりを進めていくという観点を、一層強めていく

必要があろうかというふうに思います。行政だけでできる時代ではなくなってきたということも、やはり行政もしっかり言いながら、市民の皆さんの知恵・汗を出していただくことをやっていかなければならないというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 市長が今言われたように、本当にこれからはますます行政だけではできない。そのためにも内部でしっかりと議論をしてということ、ぜひそのことを。いろんな問題がこの議場で出てきております。その課が答弁していても、自分の課にとってどうかということ、絶えず行政の皆さんは振り返りながら、何ができるか、自分とこの課として何ができるかを考えながら、行政に携わっていただきたいことをお願い申し上げ、私の質問を以上で終わります。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 11時59分 休憩）

（午後 0時58分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、子育てに関して、選挙の投票所に関して、支所機能に関しての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、子育てに関してお伺いいたします。

①です。まず、就学援助制度についてお伺いいたします。

学校教育法第19条によれば、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されています。

就学援助は、小中学生がいる家庭に学用品費や入学準備金、通学用品費などを支給する制度です。2013年度の文部科学省の調査によりますと、全国で152万世帯が就学援助制度を活用し、全小中学生の6人に1人が受給しています。受給率は、同調査を始めた1995年の6.10%から、2013年度は15.68%に上昇しています。また、就学援助の県内割合は1995年度に10.02%だったのが、2013年度には25.37%と上昇し、4人に1人が補助を必要としているとのことです。本市においても年々増加傾向にありまして、平成28年9月時点では315人、19.2%になっ

ているとお聞きをいたしております。このことは、貧困と格差が広がっていることをあらわしていると考えられます。このような厳しい環境にある子どもたちへの支援として、就学援助制度は大きな役割を果たしています。

その就学援助の支給項目の中に、小中学生への入学時にランドセルや制服などを購入するための入学準備金が設定されていますが、本市の支給時期など現状をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎晃子議員の就学援助についてのご質問にお答えいたします。

現在のところ、新入学児童生徒学用品費の支給につきましては、4月から入学後の申請受付を行い、5月の前半からの支給を実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 現在は4月以降ということになっているということです。

それでは、②の質問に移ります。

入学準備金の支給時期についてですが、平成26年8月29日に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱によりますと、就学援助の適切な運用についての記述があります。また、文部科学省初等中等教育局長が、児童生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知しているとの国会答弁もありました。

ここで言う児童生徒が援助を必要とする時期とは、親御さんが子どもたちの入学準備をする3月に当たるのではないかと考えます。

保護者の方々からは支給を早目にしてほしいという声も多く聞いていますが、3月に入学準備金の支給はできないもののでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 就学援助の趣旨として、必要な援助を必要な時期に実施するということが重要なことであるとも考えておりますので、他の市町村の実例などを研究して、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 必要な時期に支給をするということが重要だということを課長のほうも認識をしていただいております。他の市町村の状況も見ながらということをおっしゃっていただきましたけれども、親御さんたちがこの3月の時期というのは助かるという声も聞いておりますので、前倒しにしたらどういう方法になるのかとか、そういうことは研究していかなければいけないかと思っておりますけれども、こんなに困ってる厳しい環境の中にいる子どもさんがふえてるわけですから、できるだけ早目に取り組んでいただきたいと思います。できれば、私としては、来年度からでも早速取り組んでいただきたいと思いますというふうに

考えますが、その点についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 実施時期につきましては、今すぐにはお答えできません。近隣の市町村というか県下の市町村、あるいは県外の市町村も含めて実施するとなれば、4月入学の子どもさんに対して前年度に支給するという形になりますので、その具体的な方法などもちょっと勉強させていただいてから、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 実施の方向で検討していただけるというふうに受け取りましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

子ども医療費無料化について、お伺ひいたします。

子どもの医療費無償化は、子どもに何かあったときに、お金の心配なく医療を受けたいという保護者の切実な願ひから出発したものです。

子どもの医療費無料化を求める取り組みは、1961年に岩手県沢内村のゼロ歳児医療費無料化に始まり、今日では条件的な違いはありつつも、全国47都道府県1,742市区町村の全てで、子どもの医療費への助成制度が実施されています。しかし、国の子ども医療費無償化制度はなく、各自治体の助成制度には対象年齢、所得制限、一部負担の有無などの大きな格差があります。

子どもたちの命と健康を守り、子育て世帯を応援するには、国の制度として定められるべきと思いますが、国の取り組みはその反対の方向に進んでいます。国は、各自治体が独自で子ども医療費の窓口無料化や定額払い化を行っているのに対し、その自治体の国保の国費を減額するというペナルティーを課しています。都道府県や市町村が窓口負担を独自に減額すれば、通常よりも受診と医療費がふえるというのが政府の主張で、このペナルティーは障害者、高齢者、ひとり親家庭など、自治体が行うあらゆる医療費助成にも適用されています。

このことについては、国民や地方団体から批判の声が上がり、地方団体の要求はペナルティー撤廃で一致しています。本市議会でも国に対し意見書を上げてきた経過があります。

国は、ようやくそれらの声を受けて、2015年9月に設定された厚労省子どもの医療制度の在り方等に関する検討会で、ペナルティーの見直しについて議論をしています。しかし、出された結果は、就学前までの助成に対するペナルティー廃止にとどまり、その実施すら2018年度からと先送りをされています。

国は、住民の暮らしと健康を守り、福祉の向上を目指す自治体の努力を積極的に応援する立場にあるものと考えますが、このような消極的とも言える見直しに関して見解を

お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎議員の見解をとということで、お答えをさせていただきます。

先ほど述べられたように、現在、自治体が独自で各種医療費助成を行うと、国は病院にかかったときに窓口で負担金を支払わなくてよいことになると、医療費がふえるのではないかという理由で、自治体の行う医療費の無料化に対して、国民健康保険への公費を減額するという措置を取っております。

子どもの医療費助成につきましては、子育て支援の一環として本来国が行うべきものであり、現在の市町村の努力と逆行するということで、地方から全廃を強く要望していました。

今改正では、全国のどの自治体でも未就学児までは医療費助成を行っているということで、未就学児まで減額措置を取りやめる一部廃止が決定をされました。また、実施の時期につきましても、都道府県化になる平成30年度からとされました。今回、地方単独事業に対する公費の減額措置が全廃でなく、子どもの医療費助成も未就学児までの一部廃止と決定されたことは、全廃を望んでいた地方の思いが届かず、残念な結果だと思っています。

しかし、総務省は、子育て支援の観点から全廃を求める地方の意見を踏まえた対応をしてもらえるように、さらなる検討を厚生労働省に求めていくという見解を示しております。市町村も引き続き、全面廃止を要望していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 課長も私と同じような意見で述べていただきました。また引き続いて全面廃止ということ、声を上げていただけるということもお聞きいたしました。

それでは、次の質問に移ります。④です。

減額調整措置の廃止による本市の額についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 平成27年度の実績による数字でございますが、市町村の単独事業により減額措置をされている額は、全体で1,028万5,484円となっております。療養給付費で628万2,484円、そのうち未就学児部分が97万65円、調整交付金で400万3,000円、そのうち未就学児部分が59万5,000円で、未就学児全体に係る減額調整の措置総額は156万5,065円となっております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 未就学ということで少ない金額になってしまったわけですが、それでも、それでは、引き続き⑤の質問に移ります。

本市では子どもの医療費問題に積極的に取り組み、中学校卒業時まで医療費を無料化にしており、子どもを持つ親御さんからは大変喜ばれ、市の取り組みに感謝する声も多く聞きます。それと同時に、さらなる拡充を望む声もお聞きしています。何とか、子どもの医療費を高校卒業時まで無料化することはできないのか見解をお伺いしますとともに、高校卒業まで医療費を無料化した場合、その予算はどれくらい必要になるかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） まず、高校卒業時まで医療費を無料化できないかという質問でございますが、今回の廃止に伴い、国からは対象年齢を上げるなど、さらなる医療費助成を拡大することがないよという通知もされているところでございますが、香美市の国保会計にとっても高校生まで対象年齢を拡大することになりますと、せっかく未就学児まで減額調整が廃止をされましても、また公費の減額がふえることとなります。

また、香美市の国保会計は実質単年度収支が毎年度赤字で、現在、財政調整基金を取り崩して財政運営をしております。その財政調整基金も、平成30年度の国保の都道府県化までには枯渇をする状況が見込まれることから、公費が減額をされることになる医療費の無料化の新たな拡大はできないと考えます。

また、高校卒業時まで無料化した場合の予算はというご質問でございますが、大ざっぱ計算になりますが、約1,480万円程度になるのではないかと試算をしております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 高校卒業まで拡大はなかなか難しいということですが、対象年齢の拡大に関しての通知は絶対的なものではない。要するに、自治体へのお願いというようなものかと思えます。やはり子育て支援、それから、経済的に負担の軽減というところからも、高校卒業までの無料化っていうのは市民の方にとっても大変喜ばれることだと思いますが、今答弁を聞いた中では、もう検討する余地は全然ないようなご答弁だったんですけれども、子育て支援の観点からも、どういう状況になったら高校無料化っていうものは考えられるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 最終的には市長のご判断になると思うところでございますが、先ほど来申しました国保に対する国の公費の減額措置というものが今1,000万円以上あるわけで、そういうものが全廃をされた暁に、やはりその状況とかを見た中で判断をしていくものになると思えます。現在のその状況の中では、試算で出てます1,400万円以上の医療費がかかる分については、拡充をすることは難しいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 高校生になると割合皆さん元気ですので、1,480万円

ほども要らないということもあろうかと思えます。けがとかは多くなってくるかとは思いますが、1,000万円以上のお金がかかるのでなかなか難しいということでしたけれども、やっぱり子育て支援の観点からいくと、市町村がやっぱりそれに向けて取り組んでいくということは大事なことですし、香美市で子どもが安心して育てられるっていう、そういうこともまた移住定住にもつながってくるというふうに考えますので、またこの問題については、引き続き質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、選挙の投票所に関して伺います。

まず、移動投票所に関して伺います。

来年は本市において市長選挙と議会議員選挙が行われます。また、衆議院選挙も行われる予定です。昨年からは18歳選挙権が導入されましたが、投票率は依然低下傾向にあります。

山間地では高齢化が進み、投票に行くことが困難な方がふえています。このことに関しては、これまでの議会でも質問をさせていただき、移動スーパーのように移動する投票所はできないかと提案させていただいておりました。この移動投票所に関しては、県にも問い合わせをしましたが、その当時はどこにも例がなく実現には困難な問題があるとのことでした。しかし、過疎と高齢化が一層進んだ山間地域の状況から見ても、どうしても移動投票所等の検討は必要であると考え、再度提案させていただくことにしました。

公益財団法人明るい選挙推進協会が発行している情報誌の昨年6月10日発行号に、「移動期日前投票所の開設」という記事が掲載されておりました。それは島根県浜田市が、参議院選挙で全国で初めて移動期日前投票所を開設したという取り組みを紹介したものでした。その浜田市の取り組みの内容を少し紹介させていただきます。

浜田市の移動期日前投票所は10人乗りのワンボックスカーを利用して、窓ガラスはプライバシー保護パネルを設置して、車内が見えないようになっています。投票に際しては、車内に投票管理者、職務代理者、投票立会人、事務従事者の5名が配置されます。有権者は1人ずつ車内に乗り込み、記載台で投票用紙に記載し、投票箱に投函します。選挙期間中1カ所1回、最大で2時間程度の開設をしているとのことでした。移動期日前投票所は、投票所が廃止となる地域や、投票所ではないが住民からの要望により設置した地域など、11カ所で開設したとのことでした。

本市は、広大な面積の中に急峻な山間地域を抱えています。また、過疎と高齢化が深刻な状況です。このような現状から見ても、浜田市の取り組みのような移動期日前投票所の開設が必要ではないでしょうか。市民の利便性と投票率の向上を図る意味でも、ぜひ前向きに検討されることを要望するものですが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

選挙管理委員会は、その都度都度の定例会議以外に会議もありまして、いろんなときの課題についてももちろん検討してるわけで、現状で言いますと、重要なのは若い人の投票率のアップをどうするか、これは18歳選挙権の問題と絡んで、前回の答弁のときにちょっと申し上げたと思います。

それからもう一点は、高齢者の投票率の低下を抑えるというか、何とか助けるという課題をやっぱりいつも提起をしております。

先ほどご紹介いただきました浜田市の例ですけれども、実は昨年9月に私どものほうから問い合わせをしております。どういう状況でどういう形でやってるかということでの問い合わせも行っております。

その上で、現状ではどういうふうにするかという話を進めておりますが、現在79カ所投票所ありますけれども、40人未満の投票所が10カ所あります。その中から2カ所ほど選挙時の運営について、人がいないので大変になってきていると。登録者数は確かに40人近いところもありますけれども、現実的に住んでない方、病院にいる方とかいろいろいらっしゃるので、運営上非常に大変だと、もう何とかできないかという話をいただいております。法律上、立会人がその現地の人でないといけないとかいろいろありますので、そういうことを考慮しながら、統廃合をまた進める必要があるんじゃないかという投票所が出てきております。

その関連で、その全て廃止すると、遠距離になったりとかいろいろな問題がありますので、期日前の移動投票所というのを設置できないかということで、浜田市の例なんかを現在検討しております。現状では、そのうちの9カ所ほどの地区を、統廃合と含めて移動期日前投票所をやろうということで今、案を作成をしております。ただ案で簡単に進めるというわけにはいきませんので、現地の方々に一応アンケートなり説明会なりを一応つくった段階でお持ちをして、進めていくということで今進めております。どういう形が一番、いろいろ悩んだあげくでこれが一番いいのではないかと。

いろいろ問題あります。経費上の問題、閉めるのと移動の車を使ったやり方で費用対効果がどうなのかとか、それ以外にも二重投票の問題だとか、幾つも検討課題があります。現実的には説明会まで持って行って、何とか実施に向けていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 既に検討に入っているということをお聞きしました。ぜひ進めていただきたいわけですが、いろいろ問題も、解決せないかんこともあるかと思いますが、来年も選挙があるわけですね、そういうのに間に合うような状況になるんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 時期的なことをきょうお答えするっていうことは

多分できないわけですが。一般的な考え方といたしまして、来年、確実にあるのが市長選挙と市議会議員選挙ということですので、地元密着でいろんな問題も多く出やすい選挙なので、その時期に間に合わせて、いろんな改革をすぐできるかというのも検討課題の1つに入っておりますので、ちょっと期日については、今すぐお答えすることはちょっとできかねます。

幾つもの課題を全て調査をして、その上で説明会で了解を得てやるということですので、ちょっとお時間をいただくことになるかもしれません。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

それでは、次の質問に移ります。移動支援についてお伺いいたします。

本市には、車の運転ができない方、バス停まで歩行が困難な方等も多くおいでます。また、合併以降、近くの投票所が廃止され、投票所が遠くなった地域もあり、高齢や障害等により投票に行きたくても行けないという方もおいでます。このような状況の方々のために、自宅から投票所までの移動困難者を対象とした移動支援も、移動投票所とあわせて検討しなければならない時期にきているのではないのでしょうか。

移動支援に関して取り組んでいる自治体がありますので、紹介させていただきます。

まず、兵庫県神河町の取り組みですが、期日前投票期間に公共交通機関の利用が困難な方を対象に支援しています。具体的には車椅子やストレッチャーを利用している方になりますが、社会福祉協議会が自宅と期日前投票所の間を車椅子やストレッチャーの搭載に対応している車で送迎するシステムをとっています。また、投票日当日は、歩行に支障のある独居高齢者や高齢者夫婦世帯を対象にして支援しています。具体的には、同一世帯の内の方の送迎が不可能で、自宅から最寄りのバス停まで自力歩行が困難な方になりますが、自宅から投票所間を保健師が同乗した町の公用車で送迎するシステムをとっています。いずれの場合も利用者の負担は発生しません。

また、青森県田子町では、長距離の自立歩行が難しく補助の移動手段を持たない方に対し、移動支援を実施しています。年齢制限はなく、要介護認定者等の条件設定もされていません。自宅と期日前投票所の間を車椅子とともに乗車できる介護タクシーで送迎しています。こちらの支援は期日前投票期間に限定していますが、神河町と同じく利用者の負担は発生しません。

これらのように移動支援に積極的にかかわっている自治体がありますが、本市の現状から見て、早い時期に移動支援の導入が必要であると考えます。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 大変難しい課題ではあります。

先ほどちょっと質問の中で触れられましたけども、実は合併後に、その当時は行政改革が非常に吹き荒れておりましたので、その関係で閉鎖した投票所がこの香美市にも6

カ所あります。その後、そこにつきましては別に統廃合になって、そこへ行っていただくということになっております。それにつきましても、足がどうこうの問題だとか、その当時もいろいろ出てきました。その辺につきましては、実は今回移動期日前投票所を設置する際には、その以前に合併した地区も対象地域に入れて、移動投票所を開設するようにしようということは考えております。ちょっと一時期ご不便をおかけしたというようなことにはなりましたけれども、そういう方向では思っております。

ただ、じゃあどこもかしこも輸送手段を構えてということになると、公平性とかいろいろ、けさのごみの話じゃないですけど、前まで取りに来てくれと言われてというような話もあるし、どこまでどういう形でやっていくかっていうのは大変難しい問題ですので、また考えさせていただきたいと思っております。

高知県でも土佐清水市が2カ所ほどバスで送り迎えをしておりますが、これは香美市に似たようなところで、投票所の閉鎖に伴う遠距離地に対する対策というものの1つで、バスの運営をしていると聞いております。ですから、そういう形であれば何とかという形にはなりますが、それ以外であこ、ここの状況把握をして全てということになると、ちょっと現状ではなかなか難しいのかなと、もうちょっといろいろ調査をしてみたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 現状では難しいということで、今、移動の投票所を検討するときにこれも一緒にということ、障害のある、車椅子とか利用してる方なんかは、今の現状では投票所に行くってことは難しいわけですよ。そういった支援に関しても、検討していただけるということになるのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） おっしゃることはよくわかりますが、なかなか個別の問題について、今ここでどうこうというのは難しいので、ちょっとお答えしかねますけれど。

前にも私申し上げたことがあります。1つは郵便投票という制度がありまして、これが現在は介護度5とかいうレベルですので、非常に限定されております。これについても、やっぱりもう少し中身を、ただ不正防止とかいろいろな課題があるので単純ではないですが、検討する必要もあるのではないかとということと、それから、相当動きのとれない方は、病院なんかでいらっしゃる方が多いので、病院での指定の投票所を設置ということはもちろん積極的に進めておりますので、そういう形でやると。あと、じゃあ動けない人という話ですが、昔のコミュニティーの時代とはちょっと違ってきましたので、確かにおっしゃることはそのとおりですが、じゃあそれをやるかということ、それは選挙の課題だけでなく、日常生活の課題も含まれてのフォローになるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと選挙のときだけ特にとということが果たして可能なのかどうかは、

横の連絡もとりながら、いろいろ考えてみたいと思います。

一応、香美市もコミュニティーバスみたいなものをつくっておりますので、じゃあ、バス乗れない人はどうすると言われるとなかなか何とも言いようがないわけですけど、現状ではちょっともう少し研究をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） この移動支援に当たっては、国のほうも平成28年度から特別交付税の措置ということで、そういう経費の2分の1だったと思うんですけども、そういった措置もされるということも聞いておりますので、ぜひ同時に研究をしていただきたいということを申し上げて、それでは次の質問に移ります。

支所機能に関してお伺ひいたします。

町村合併から10年たった節目のときに、物部支所が新築されました。新しい支所は、支所機能と公民館機能が一体化し、さらに防災拠点として重要な役割を果たすものとして整備され、昨年12月26日から業務を開始しました。

新庁舎になって、住民が気持ちよく利用できるようになったことは非常に喜ばしいことですが、1点気がかりなことがあります。それは、この10年で支所の職員数が幾度か削減されてきたことです。

平成27年度の主要な施策の成果説明書には、次のように書かれています。「職員配置数の度重なる削減により、各職員の業務がさらに多岐にわたってきている。本庁の関係担当各課との連携を密にし、事務分担の見直しや受付要領の作成、各種研修等を通して円滑な業務の遂行と住民サービスの維持ができるようにする必要があるが、人力的に限界がきており、住民サービスの低下が生じつつある。」とこのように明記されています。現時点で人力的に限界がきて、住民サービスの低下が生じつつあるという状況であるならば、早急に体制の見直しを行うべきではないでしょうか。このことを放置すれば、人員不足が原因で今以上に支所機能が低下し、物部地域の住民は安心して暮らすことができなくなってしまうのではないのでしょうか。全体的に見た組織再編等も考慮しながら検討されるよう望みますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市の組織再編につきましては、本庁の完成した平成23年度、そして25年度、28年度と3回行っております。平成28年度の再編では、技術職員の技術力向上と同時に支所機能の強化を図ることを目的に、技術職員の建設課への一元化を行いました。支所に建設課分室を置くことにより、土木業務の強化を図るとともに支所業務を分室に移行し、支所業務の軽減も行われております。

このように、平成27年度の主要な施策の成果説明書に書かれております課題につきましては、平成28年度の組織再編により職員数を維持しながら、合理化・効率化を図

る取り組み、改善を行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 改善を図ったということで、改善されたということはよかったですと思います。というのは、私この主要な施策の成果説明書で、平成26年度には「住民サービスの低下が危惧される。」ってなっていたんですね。それが平成27年度の主要な施策の成果説明書では、「住民サービスの低下が生じつつある」という表現になったものですから、これは大変なことであるということでこの質問をさせていただいたわけですが、物部の地域では、合併して本庁機能のある役場を失って、支所として役場の機能を果たしていったらいいということになりますけれども、その支所が住民サービスが低下が生じつつあるような状況では、物部地域の住民の方は安心して暮らせないという思いが本当に強くあります。支所があることによって安心っていうのはすごく違いますし、また、それが充実しているっていうことは、本当に安心な暮らしっていうところで心強いものになってきますので、ぜひ支所機能が充実するように、またそれが継続していくようにということを思うわけですが、市長にこの件に関して見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 支所機能についてのお答えをしたいと思います。

言われるように行政のサービスの低下、これはどこにあってもサービスが受けられるように努力をしていくのは、これは行政の務めでありますので、そのような状況にならないようにということで配慮はしております、ただいま課長のほうからも答弁がありましたように、行政の内部でありますけれども、工夫を重ねたり努力をしておるわけがあります。

無論、置かれた状況によっては随分違ってまいりますので、今後必ず来ると言われている南海トラフの地震対策などで防災行政無線も、懸案の事業でありましたけれども事業を進めておるところであります。その際にも非常に不安を抱えておられる地域から優先してやっていこうということで、物部地区、そして香北、そして土佐山田というふうな形で、行政としての最大配慮はさせていただいておるといふふうに考えております。

また、山地の中で暮らしをしておられる方は水の問題などもあります。そうしたときに支援員の配置を行ったりしながらやっておりますけれども、その支援員の実態を見ましたら、なかなか厳しい業務に携わっております。こういう業務が続けていけるように、もちろん安全な状況でなければなりませんけれども、そうしたものにつきましても、我々も行政としてお願いをしている以上は、安全にそういう業務ができるように、そして、そのことによって地域の方々が安心して暮らせるようにいふふうな配慮をしていきたいというふうに思っております。

そのために行政のトップも地域に入って、状況をつぶさに見ながら、手当をしてまい

りたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 市長からもご答弁をいただきました。山間地の厳しい状況、市長も十分ご理解をしていただいているというふうに思いましたので、これからもよろしくをお願いしたいと思っております。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、コミュニティ・スクールの進捗状況についてお尋ねいたします。

コミュニティ・スクール設置に向けた取り組みにつきましては、昨年、一昨年にも質問をさせていただきました。教育長からは、とてもよい中身なので早く全校が取り組めるようになればいいとの答弁もいただいております。各校では多忙の中、前向きに対応されていることは承知しています。そのことを踏まえ、それぞれの学校の現状について順次お尋ねします。これまでもコミュニティ・スクールの中身につきましては、始終お聞きしましたので、現状についてのみ順次お尋ねします。

1点目に、大栃保・小・中学校です。

大栃保・小・中学校では、今春4月から物部コミュニティ・スクールが組織されることでしたが、準備は万全に整っているのか現状をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） コミュニティ・スクールについてお答えをいたします。

大栃の保・小・中学校についてですが、予定どおり進んでおります。大栃保・小・中学校設置推進委員会、名前は保育園をのけて大栃小・中学校設置推進委員会としていますが、昨年度7回、今年度10回の設置推進委員会を開催し、平成29年4月のスタートに向けての協議を行ってまいりました。ほぼ1年をかけて、保育園から中学校までの物部の子どもが目指す姿について協議してきました。並行して、今ある学校支援地域本部をもっとよりよいものにしようと、部会をつくって活動を行うようにしています。今月末には学校運営協議会の発足式を行います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 準備万端というふうに受け取りました。物部につきましては、独特の取り組みということも以前にお聞きしましたが、今後どのような、教育長として期待をされるのか、1点お聞きしたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

物部のこのコミュニティ・スクールは、片地小学校が先にされてたのをもとにしまし

て十分検討した上で進めてきましたので、非常にいい形になっています。これから発足する運営協議会も、2年間の積み上げをもって子どもたちの課題・成果をそれぞれ踏まえた上で、学校と地域が協働して進もうという、そういう体制がしっかりとできています。先ほどお話ししました学校支援地域本部も部会をそれぞれ置きまして、話し合ったことがすぐ次の活動に生かせるようにということで、システムも組織もきちっと整った形でいっています。

感想で言うと、学校の子どもたちが本当に主体的にいろんなことができるように伸びてきましたし、地域がそれを応援する、どういう子どもを育てたいかということがしっかりとわかって応援をしていますので、地域も1つになって子どもを応援する大変元気な活動と変わってきました。ますますいい活動になってくると思います。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②に移ります。

②の質問ですが、これも③、国と市の指定の内容が違っていたということで②、③と分けさせていただきました。

香長小学校、楠目小学校、大宮小学校、そして香北中学校についてお尋ねします。

2年間、国の指定を受け研究を進め、平成30年度にスタートする計画で進んでいるとのことでしたが、現状についてお尋ねいたします。体制づくりが特におくれている学校はないのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

香長小、楠目小、大宮小、香北中学校につきましては、各学校設置推進委員会を開催し、平成30年度スタートに向けて協議を行っているところです。

コミュニティ・スクールについて研修を行ったり、それぞれの地域の子どもたちの目指す姿について協議をしたり、準備を行っています。今後、各学校でリーフレットを作成し、ボランティアの募集を行う予定もしています。

進み方はそれぞれですけれども、平成28年、29年と準備期間で取り組むときに、これまでの学校もそうでしたけれども、1年目は勉強しながらやりますけれども、いざリーフレットをつくるときに、もう一度きちっと理解ができてなかったり、組織がまだいま一つというところをもう一度検討しながらいくものですから、今、各地域に合わせて、それぞれがリーフレットをつくりながら、悩みながら、次の年へ向かおうとしているところです。春からはまたそれをもとにして進んでいくので、十分予定どおりいくと思います。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以前答弁をいただいたときに、香北の大宮小学校と香北中学校につきましては、物部コミュニティというのは小中一貫でというような構想も、お話をお聞きした記憶がございますけど、その辺はどういうふうな取り組みを考えてお

られるかお聞きします

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

大宮小学校と香北中学校につきましては、物部のほうと同じように一貫構想でも取り組んでいますし、この推進委員会のほうを小中一緒に構成してやっているということです。ここはちょっと規模が大きいので、最初少し難航したところはありますけれど、今は十分に前向いて進んでいるところです。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ③です。山田小学校、舟入小学校についてお尋ねいたします。

この2校につきましては、市の指定を受け平成30年度からコミュニティ・スクールをスタートさせるとのことでしたが、現状をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

国の指定と市の指定と内容的には違うわけではありませんけれども、国の指定のほうについては加配教員がつくこともあるので、楠目小、それから大宮小、香北中、ここに2人、1人ずつ加配がついてやってきたということがあります。

お答えします舟入小学校、山田小学校については、市の指定で内容的には全く同じように進めています。同じように設置推進委員会を開催しながら、平成30年度に向けて協議を進めているところです。ここの学校も同じですが、山田小学校が規模が若干大きいので、ここを組織を整えて出発するのに少し時間がかかりましたが、会議をしながら前へ進めているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

④です。鏡野中学校についてお尋ねいたします。

鏡野中学校は、学校の規模も大きく工夫が必要ではないか。平成30年度からのスタートを目指す、時間がかかるかもしれないとの前回の答弁でした。現状についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

鏡野中学校につきましては、小学校5校と連携してということですので、5校の小学校のスタートの状況も見ながら慎重に進めているところです。鏡野中学校には育む会があるので、その中でも協議をし、設置に向けて準備をしているところです。

4月からは、設置推進委員会を設置し進めるように今段取りができていますけれども、平成30年度出発が若干困難であれば、平成31年度からのスタートになるかもしれな

いと考えているところです。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 鏡野中学校につきましては、自分も小学校5校からの関係もあり、平成30年度にはこだわることなく万全な体制でスタートすることが望ましいのではないかとこのふうにも考えます。

それで課題として、明確な課題、またそれに対する対策等も今後検討はされると思いますが、先ほど述べられた中にも含まれるのかもしれませんが、特にこういう課題というのがありましたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 課題は幾つかはあります。多分一番大きい課題は、香北、大柘のように小中で連携しているところもありますけれども、割にある一定の地域ということをするときには、もうちょっと集まりやすかったり、人が選びやすかったりということはあるかもしれません。

鏡野中学校の場合は、この土佐山田町が全部になってしまうので、結局、推進の委員さんをどうするかというところから始まって随分悩んでいました。どちらかという、PTAのほうの元会長さん方が育む会を立ち上げた経過もあったりしまして、その方たちが全体に呼びかけをしてくださりながら、今、組織がだんだんできるようになっているところです。組織ができればその中でまた話をしていきますので、課題はかなり解決をしていくことができると思います。

それから、もう一つ。小学校の場合は、学校支援地域本部を立ち上げて、その中で検討したことを活動に移していくときに、そこに部会をつくって活動していただくという組織ができていっています。鏡野中学校も同じように、そういう学校支援地域本部のような形をつくってすると思うのですが、小学校のように一緒に活動を余りしなくても、中学生は部活動も忙しかったりしてということがあるので、その辺の学校の課題に対してどういうことを一緒にやっていくか、地域としてどういうことを考えればいいのかというときに、若干小学校とはまた違ったというか、中学校らしい中身が生まれてくると思います。まだそこまで検討がっていないので、課題というのか、これからもっとおもしろい活動になるっていうか、その辺が見えにくいところはまだあります。

ほかにも細々したことはあると思いますが、地域が広いということと、たくさんかかわってくれる人がいるんだけれども、広いがゆえに、集まってくるのに地域の人たちが集まりやすいようなことをこの推進委員会のほうで提案をしてあげないと、集まってきにくいということがあるかもしれないので、そこに大きな工夫が必要だと思います。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

⑤です。片地小学校についてお尋ねいたします。

片地小学校では、本年度4月からスタートされています。学校評価も終了し、地域の方々からの意見も集約されているのではないかと思います。片地小学校のこの1年間の成果、そして課題についてどのように捉えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 片地小学校は、本当に大きなモデルの学校になっています。取り組みが、本当に香美市だけじゃなくて、県内にも県外にもモデルになれる地域です。

今年度4月からスタートしました学校運営協議会の中で、学校行事の見直しや新しい活動の提案などが次々と協議をされています。地域の方々の運営とか見守りによって、子どもたちが活動することができました。また、活動ボランティアの方々には、学校の一員であるという思いを持っていただくために、会員証も発行したり工夫をしています。このような活動に刺激を受けて、実はPTAのほうも大変活発になっています。地域や地域外のお祭りに出店して参加をしたり、スポーツでの交流も以前とは全く違う形で積極的に進んでいます。

課題としましては、協力してくださるボランティアの方々の固定化というか高齢化というか、人数的に若干少ないので、その方が継続しながらやっていくのには、もっと若い方々の参加協力が必要になるのではないかとということも話したりされています。また、中学校へのつながりも今後の課題になると思います。

とにかく次々と大変な発想をもって工夫していきますので、来年度は片地のコミュニティ・スクールのカレンダーもできるそうです。一面に子どもたちが全部写真で載っていて、中のカレンダーの日も全部子どもの字で書かれていて、大変すてきなものができています。そういうものが生まれてくる、そういう学校も元気、地域も元気、一緒になってもっと元気という、とてもいい状態です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。先ほど答弁にもありましたように、以前、京都のほうへ紹介していただいて、視察もさせていただきました。あそこも本当、京都市内では中京区の真ん中にあるところですけど、本当に地域と密接して、コミュニティ・スクールのよいところが全面に出されているなということを実感したわけですが、片地小学校がそういうふうなすばらしい取り組みをされているということなので、後に続く小中学校が、またすばらしい組織になるようによろしく願いしまして、次の質問に移ります。

次の項目、通学路の安全対策について質問します。

平成24年4月に京都府亀岡市そして千葉県館山市において、集団登校していた児童の列に車が突っ込む死亡事故が発生し、文部科学省から県を通じ、全ての学校において通学路の調査が依頼されました。そのことを受け、一般質問もさせていただいたところ

平成24年度に実施された全国緊急点検において、対策が必要とされた危険箇所のうち93%が解消されたことが、昨年11月28日付で公表されています。当時、本市にも数カ所の危険箇所があったのではないかと思います。以上を述べましてお聞きいたします。

①です。

通学路の安全対策には、警察や道路管理者との連携が必要だと思いますが、現在、市教育委員会が把握している危険箇所はあるのでしょうか。もしあれば、その場所と今後の対策をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成28年度につきましては、9月26日に香美市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を実施いたしまして、6校区11カ所の危険箇所が認められておりまして、対策につきましては、②の質問とも関連いたしますが、危険が認められた場所につきましては、道路管理者や警察などの関係機関と協議を行い、歩道整備や防護柵設置などのハード面と交通規制・交通安全教育などのソフト面の両面で実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ちょっと確認です。そしたら、危険場所については100%対処できているということによろしいですかね。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） それぞれの関連機関で対策を実施しております。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②です。

本市の通学路安全対策は、先ほど答弁があったかもしれませんが、どのような仕組みで取り組まれているのでしょうか。定期的なものではなく、その都度、学校のほうから要望が寄せられるのをお聞きするだけなのか。あわせて、横断歩道やスクールゾーンなどの白線点検などへの対応もお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

香美市交通安全対策連絡協議会などを通じ、市教育委員会や県土木、警察、公安委員会などの関係機関との連携を密とし、子どもたちが安全に通学しやすい環境整備を行いたいと思っております。

点検につきましては、道路パトロールなどにより早期に現地の確認をし、横断歩道などの交通安全施設などについては警察、公安委員会に、国道・県道の白線などの道路附帯施設については、道路管理者の県土木などに早期改良を要望してきております。

また、市道についても、限られる予算、人員の中ではありますが、同様に早期対応を

とっていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 警察などとの連携も密にとりということですが、春とか秋とか交通安全週間とか、定期的にそういう全体的な話し合いというか、学校の意見も含めたような、そういう組織、連絡会はないものですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 定期的な連絡会としてはございません。ただ、教育委員会また市役所の中では、防災対策課の交通安全係と連絡を密にとり、そちらの担当からの連絡を都度っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 新学期も始まりますので、その辺しっかり対応していただきたいということを述べまして、次の質問に移ります。

通学路の安全対策（2）です。不審者情報についてお尋ねいたします。

本年度、山田小学校区では、不起訴とはなりましたが逮捕者が出たと思います。

①に、平成28年度の不審者情報の実態を小学校区別にお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（久保和昭君） お答えします。

平成28年度中の少年育成センターが取り扱いました不審者情報は、山田小学校10件、舟入小学校1件、楠目小学校2件、大宮小学校1件、合計で14件となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。

不審者情報について大柵小、片地小、香長小はないということですね。

不審者情報に対し、児童生徒にどのような指導、教育がされているのか。また、保護者への通知、連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 児童生徒への指導等についてお答えをいたします。

不審者情報を受けた学校は、保護者に文書やメールで知らせ、注意喚起を行っております。また、児童生徒には、帰りの会で同様の内容を担任がわかりやすく説明をしています。説明のとき、もし同様のことがあれば、近くの大人に助けを求めること、そして、家に帰ったらすぐに保護者に伝えること、学校に連絡を入れることなどを伝えているところです。保護者の方々も非常にアンテナを高くして、すぐ対応をしてくれています。

それと、先ほどコミュニティ・スクールでもお話をしましたように、地域の方の見守

りの、特にコミュニティ・スクールになった学校なんかは、そういうきちっとした部会もあったりして、それから、ほかの学校もやまびこ会と通じて、見守りをしてくださっているような状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 不審者情報の集約ですけど、去年の逮捕者の件はお聞きしてるとは思いますけど、その際も香美警察署庁舎のスクールサポーターとも自分も何回かお話したわけですが、教育委員会として、また各学校として、警察OBのスクールサポーターとの連携などは定期的なものか、何か事があればとかどういうふうな。また、スクールサポーターに対する希望なんかもあればお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

スクールサポーターというか、警察とはすぐ連携をして、細かく連絡をとりあって、一緒に動くというようなことしてしていますので、その辺は育成センターも一緒になっているような動きができています。

ただ、子どもたちの安全面は本当に何があるかとても心配するものですから、このスクールサポーターについては警察のほうとは連携もしたいですし、本当はそういう補助事業みたいなものもあったりするので、そこの辺も活用できたらいいなどは思っていますが、まだそこまではいっていません。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。次の項目、人権について質問します。

この件につきましては、去年の6月議会でも質問をさせていただきました。そのときは自民・民進・公明の3党による部落差別の解決を推進する法案を議員立法で共同提出したことを受けての質問でありました。

ご存じのとおり、昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が成立しました。成立しました部落差別解消推進法には「現在もなお部落差別が存在する」と明記され、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり許されないとして対策が求められています。部落差別解消推進法の第5条では、国は自治体とともに必要な教育及び啓発を行うことが示されています。今回成立しました部落差別解消推進法は、先週3月1日付発行されました人権広報「あけぼの」第163号にその法律が掲載されているところであります。

以上を述べまして、教育、そして行政の立場から、それぞれ今回の法整備についての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

当法律は部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。部落差別は、憲法の基本的人権にかかわる問題であり、差別をなくすための学

習内容や効果的な啓発活動等を検討し、地域の実情に合った教育・啓発を進めなくては
いけないと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 行政として啓発の立場からお答えをい
たします。

今回の法律は、部落差別は許されないものであるとの認識を明確にし、部落差別の解
消を推進し、もって、部落差別のない社会を実現しようとする理念をもとに、国と地方
公共団体の責務を定めているほか、相談体制の充実、教育と啓発、実態調査などを柱に
したものだとの認識しております。

この法律は昨年末に施行されたばかりで、具体的にどのような施策が講じられるのか
明らかではありませんが、ふれあい交流センターとしましては、今後の国や県の動きを
見守りながら、正確な情報集に努めていきたいと考えております。

この法律の第5条には「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」と明
記されていますが、本市の啓発の取り組みにつきまして、平成27年10月に人権教育
及び啓発の推進に関する「香美市行動計画第1次改訂版」を策定いたしました。

香美市行動計画では、人権教育、人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、
市民に身近な人権課題としての同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染
者、外国人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10項目の人
権課題を解決していくための推進方針と、具体的な取り組みを定めて人権意識の啓発に
努めています。

今後は国の動向を注視しながら、現行の人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動
計画に基づき、人権教育・啓発の枠組みの中で、同和問題初めさまざまな人権課題の解
決に向けた取り組みを進めていくことが大切であると考えます。全ての国民に基本的
人権の享有を保障している日本国憲法の理念などから、部落差別の解消に果たす行政と教
育の役割は極めて重要であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時16分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答形式でお伺いをいたします。

今回は学校関連、ハード面そしてソフト面の2項目についてお伺いをいたします。午後ということで大変お疲れのところであると思いますが、答弁のほどよろしくお願いたします。

初めに、本市の小中学校の施設について、お伺いをいたします。

これは以前から何回か取り上げさせていただいた項目でもありますが、我々地域住民、またそういう形で、学校のいろんな中身についてああしなさい、こうしなさいということは素人でありますので言えませんが、何とか教育環境に対しては精いっぱい力添えいうんですか、そういう流れに持っていきたいと。そして、我々世代とはまた現在大きく変わってきておるいうんですか、我々世代では、本当にぼろの教室で机といったそういう状況でありましたが、いろんな面で大きく変化をする中で、やはり行政も、また地域もどのように対応していけるか、そういった点が大変大事になってくるのではないかと、そんなにも思っております。

それでは①でございますが、ICTを効果的に活用することによりまして、これは授業の質を向上させることが期待をされるところでございます。このICTの教育環境の充実・改善に向け取り組むことで、各学年の発達段階にもしっかりと対応しながらICTを活用していく、そういう指導等により子どもたちが課題を解決する能力を有する人材、子どもたちを育成していけるのではないかと。今の現状の流れに沿った教育方針が大事ではないか、このように思っているところでございます。

①でございます。

ICT教育の導入によりまして、教師と先生の間でのコミュニケーション、また生徒同士での学習内容の共有などが、より容易に行われるようになってきているわけでありまして、これには生徒の主体的な学習活動への参加、そしてここが大事なんですが、この学習意欲も高めることができるし、思考力や判断力などの向上にもつながることが期待されているところでございます。

本市のICT教育の検証、そしてパソコンや電子黒板・タブレットの普及状況をお伺いたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

普及状況につきましては、平成29年3月1日現在で電子黒板を小学校へ42台、中学校へ10台整備しております。また、タッチ操作が可能なプロジェクターを中学校へ3台整備しております。

平成26年度よりパソコン教室の教育用パソコンをタブレットへ移行しておりまして、平成26年度に楠目小学校と香北中学校、平成27年度に舟入小学校と大栃中学校、平

成 28 年度に香長小学校と片地小学校へ導入しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15 番、織田秀幸君。

○15 番（織田秀幸君） 電子黒板を小学校で 42 台、中学校で 10 台ということで、当初予算にもこういったことがまた含まれておるのではないかとそのように思っておりますが。これ ICT 教育の検証、こういった声があるんか、そこの答弁が抜かっとなったように思いますが。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 失礼いたしました。

授業での ICT 活用につきましては、かつてのチョークとトークの授業から抜け出して、新しい授業の形から思考力や判断力を高め、深まりのある授業づくりができておると感じております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15 番、織田秀幸君。

○15 番（織田秀幸君） 他県いうんかよそでは、タブレット等は小学校等においては、高学年の子どもたちには全員にいうようなそういったところもあるように思いますが、そういった生徒全員にいうような今後の検討いうんですか、どのような計画があるのか。全然わかりませんというのであればそれで構いませんが、そこらのちょっと見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今後の整備につきましては、平成 29 年度、新年度ですけれども、電子黒板を小学校へ新たに 6 台、中学校へ 2 台の予定をしております。それで合わせて小学校 48 台、中学校 12 台ということで、教育用パソコンのタブレットの移行につきましては、平成 29 年度にも山田小学校、大宮小学校、大栃小学校、平成 30 年度には鏡野中学校へ整備をして、普及率を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15 番、織田秀幸君。

○15 番（織田秀幸君） だんだんふやしていく流れで、タブレットの台数等はちょっとわからんわけですか。中学校では何台ぐらい、小学校では何台ぐらい。先ほど私の質問で全員にいうことは一遍にはなかなか財政的なものもあろうと思いますけど。将来的にはそういう形がベターではないんかと、そういう意味合いも込めてあれです。

電子黒板等の数、当初予算のやつとタブレットもふやすということですが、この台数的なものがちょっとわかったら教えていただきたい。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 平成 30 年度までに整備する台数が、タブレットリ

ース生徒用として380台を予定しております。全員というわけにはまいりませんがかなりの数、またその後も恐らく整備を続けていくようにはなろうかと考えて、今のところ平成30年度までに全部で380台を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） さっきの検証いうところで、課長も答弁の中でしっかりと、子どもが前向きに一生懸命、学習意欲等が高まるような方向で進んでいるということで、ぜひともまたこれはどんだんどんだん、これ当然予算が絡んでくるわけですが、しっかりとそこらは、また押さえていっていただきたいとそんなにも思っておりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

次に、そしたら②のほうに移らせていただきます。

このことも何回か取り上げさせていただきました。冒頭に申し述べたように、なかなか環境が我々世代と大きく変わっておりますよと、我々の時代はいいところで扇風機やったらすごいな、そういうような状況でございましたけど、今はそういった状況ではありません。

学校は災害時に避難所として利用する際の機能強化のため、また酷暑における教育環境の向上など、快適に授業を受けられるよう空調設備の設置が望まれているところでございます。空調設備の使用に当たっては、環境に優しい使用のあり方を考え、学校で環境教育としても取り組んでいると思われるわけでございます。

空調機の設置状況、以前にも取り上げた経緯がございますが、環境教育については、各学校には太陽光を乗せておりますわね、そういったことでも環境の教育にもつながっているのではないかと思います。空調機の設置状況、それについてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成29年3月1日現在で、学校ごとにいきますと香長小学校が66.7%、山田小学校が41.7%、舟入小学校42.9%、楠目小学校28.6%、片地小学校38.9%、大宮小学校が52.2%、大栃小学校52.6%、鏡野中学校50.0%、香北中学校63.2%、大栃中学校60%となっております。

小学校全体の設置率が45.1%、中学校全体が56.3%となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私が思っていたよりちょっと進んでいるなど、そういう感じがすると同時に、また今後もふやす方向で、以前取り上げたときは、膨大な予算が要るということで、当時の執行部のそういう答弁があったわけなんです。なかなか全教室ということにはならん思います。

そして、これ一応ちょっとネットで調べた状況なんですけど、平成26年4月1日現在ということで、県下の小中学校の空調設備の設置状況、これは普通教室とか特別教室があるわけですが保有する教室の数、普通教室で平成26年度ですが、まだこれ15%いてないわけなんです、県下の状況は。そして、特別教室は30%ほどになっております。これは保有する特別教室の部屋数が3,178ということで、設置が944ということで約30%なっております。合計した数では、特別教室と普通教室と合わせて5,887ありまして、そして、1,317教室が空調設備が整っておると。これを計算したら22.4%ということですが、これ平成26年度ということで、だんだんだんだん各小中学校に、そういう環境整備の予算が盛り込まれているのではないかと思います。ちなみに平成22年度は、13.6%という、そういうデータがあります。

そして、これはまた電子黒板、パソコンとかIT関連の機器を使用する状況の中、やはり高知県は高温多湿いうそういうような風土がありますんで、ぜひとも温度をかなり下げるとかいうのではなしに、湿気を取り除くITに対して優しい環境、当然それは子どもが優先なわけですけどそういったことも考慮しながら、精いっぱいまた課長、努力もしていただいたらなと思います。そういうことでまたふやす方向、すなわち予算づけの方向でしっかりとまた、取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次はトイレの質問でございますが、従来、学校のトイレは、大便器いうんですかほとんどが和式であったわけですが。一方、近年は各家庭においても、また商業施設等においても、洋式化が進んできているわけであります。

学校トイレについては、アンケートからも洋式を望む声も方々で聞かれておるわけでありまして、改修にあわせて和式と洋式の設置の比率が見直されてきているのではないかと。その比率をどのように設定していくかは、1つの検討課題とされているのではないかとと思いますが、便器については、学年が上がるにつれて、人が座った便座に座ることに対して、抵抗を感じる子どもたちもいるという声もあります。また、和式の使い方を学ばせるべきというようなこともあったりします。これは、それだけ家庭の環境が大きく変わってきておるいうところでございます。また、けがをしたりとか、しゃがめないもので洋式が必要な利用者も当然いるわけでございますが、学校施設は学校開放などにより、内外の多くの方が利用することにも配慮をしていく必要もあるのではないかとと思われるところでございます。改修時の和式と洋式の設置比率については、それぞれの特徴を考慮しながら、どう運用していくかなどを十分検討し、適切に決定していくことがベターではないかとと思われるところでございます。

それでは③でございますが、家庭のトイレ環境の変化に伴い、子どもたちは数少ない洋式トイレを選んで使用する様子も見受けられるのではないかとと思われるが、洋式トイレの不足が課題となっていると。また、学校は今や地域コミュニティの核となっており、さまざまな年代の方が利用する。また、災害の際には大型の避難所の役割を果たすケー

スも多いわけでごさいます、その際、特に問題になるのが高齢者であります。足腰の弱いお年寄りの中には、なかなか和式では用を足せないという方もふえています。各学校のトイレの洋式化率と今後どういうふうな設置構想を持っているか、その点をちょっとお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在のトイレの洋式化率でございますが、平成29年3月1日現在で、香長小学校が83.3%、山田小学校が93.3%、舟入小学校43.5%、楠目小学校82.6%、片地小学校65.5%、大宮小学校66.0%、それとちょっと低いほうでいきますと大栃小学校が40.0%、鏡野中学校が16.4%、香北中学校の洋式化率が13.3%となっております。それと、大栃中学校は68.4%です。

今後の計画でございますが、先ほど低かったほうの大栃小学校と香北中学校は平成31年度にトイレ改修を実施する予定でございますが、鏡野中学校につきましては、補助事業の関連がございまして、平成38年度以降となる見込みとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ鏡野中学校16.4%、それ子どもが和式がいいですよ言うのであればあれなんです、洋式にいう声は鏡野中学校からはなかったわけですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 鏡野中学校のトイレの改修につきましては、平成22年度の耐震改修に合わせまして、国の補助事業により和式を和式のままで改修、新しい和式に改修したということで、耐用年数が15年ということでありますので、そこを経過するまで改修できないというのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） この前、中学校に20日の参観の日にちょっと寄らせていただきました。そして、何人も父兄が来とんではないかいうことを想定しながら中学校へ行ったわけなんです、玄関の受付で名前書くところがまだ白紙やったわけですし、私は名前だけ書いて、そしてコツコツ廊下を歩いておりますと、誰か不審者が来たんじゃないかいうて学校の先生が授業中にこうやってのぞいてみたりしてましたんで、これはちょっとまずい思うて、校長先生に案内してもろうて回った経緯があります。

私が何を言いたい。全然、以前とは違うわけ鏡野中学校はね。校長先生も言っておりましたが、もう本当に、授業中でありながらわいわい騒がしいいう声は1つも聞こえんわけ。一生懸命、勉学、授業に取り組んでいる様子を目の当たりにして、これ年度年度で若干の上下ある思いますけど、大変すばらしい環境、そういった感じがしたわけな

んです。

耐震改修の際に和式の変更にしたいというあれで年月がかからんといかんということですが、それはそれなりの一定の理由で、この平成38年言うたら10年先になりますよね、それ。しっかりとできるところからいう言い方しかできんわけなんですけど、洋式化いう形で取り組んでいただきたいと思いますので、その点よろしく願いをいたします。

そしたら次、④、行かせていただきます。

冒頭にこれ私は申し上げておりますが、私もこの武道館、プール建設検討委員会のメンバーの1人であります。これは地域代表いう形で私は参加をさせていただいております。もう一人地域代表いう形で、中学校周辺の方がおったわけなんですけど。何回か会がとられました。それぞれ校長先生とかいろいろ識者、そういった者も含めて検討させていただきました。

これは当初、専門家のファンドさんのいろんなA案、B案示していただきながら、またプールをどうするとか、武道館どうするとか、そういったことも喧々諤々議論があったわけでごさいます。そして我々地域の代表いう形で、あの楠目地域は昔から水がないという不便さがありまして、現在の中学校のプールは防火用水にも使用されるということで、新たに武道館またプール併設の建物ができた場合には、そういった防火水槽の対案、代替、そういったものを必ず設置していただきたいがいう、そういったことも検討委員会の中で申し述べた経緯がございます。

そういった流れの中で、これ通告にも書いております。諮問を受け検討して、答申いう形で出して、どうなっているか全然状況が見えてこないがいう思いもあった。かなり答申からの期間があったんではないかと思いますが、この④の問題で建設検討委員会の答申が生かされたのかどうか。

また、検討委員会での予算規模より大幅な増となり、その建築の内容も大きく変わっていたわけでごさいます。委員会でこの変更した理由、説明はあったんかどうか。また、予算増額は建築内容の変更ということで、そういう予算の増額もあったんではないかと思いますが、その点ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この報告書につきましては、平成25年度鏡野中学校武道館及びプール施設等整備計画事前調査業務委託の中で作成されておまして、その検討委員さんの皆様にいただいたご意見を反映した報告書が、平成26年2月に提出されております。そして、今できております実施設計につきましては、昨年11月末にできておるということで、かなり時間は要しております。

それで、大幅増になったという部分につきましては、もともこの報告書をつくる段階で概算工事費が出されておったと思いますが、この金額につきまして坪単価の設定が低過ぎたことが1点、原因があろうかと思いますが。さらに、その後実施設計に至るまで

の間の経済情勢でありますとか雇用情勢、その他資材高騰等で大幅に工事費が膨らんだということでございます。

それで、今回の設計につきましては、委員の皆様にはご説明を申し上げておりません。このことについては申しわけないと思っております。

それと、検討内容が反映されておるかということでございますが、この報告書に示されておりました配置、機能、プールとか卓球場、それと武道館の施設の内容については、検討委員会で検討されたことが十分に反映できていると思っております。ただ、昨年4月14日に発生した熊本地震を受けまして、南側2階にあったプールを1階におろした、ここが大きな変更点となっております。そして、南側1階にあった卓球場を北側の1階に移して、そこにあった武道館を北側の2階に移したと。大変重量物でありますプールを、震災対策も考えまして1階におろしたというのが変更の大きな点でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 検討委員会のメンバーにその変更の理由の説明があったかどうかということと、坪単価が大幅に上がった、それで予算が倍々に膨れ上がった。これ予算的なものはこういう場ではなかなか言えんわけなんですけれど、倍増したという認識でおるわけですが、なぜ坪単価が上がったか。これは2階のプールを1階にする、これは地震の影響で建築内容が変更されたという答弁であったわけですが、何で坪単価が大幅に上がったのか。そこらは、どんなに執行部としては思っているわけですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 検討委員会でお示しした業者の見積もっておった概算工事費の坪単価が、もともと低過ぎたというのが実情でございます。そのときの平均的な単価よりも、低い単価で見積もっておったというのが現実です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ1つ問題として、開会日にこの資料いただきました。この下段にこのように書かれておりますが、平成29年1月1日に入札公告をしましたよと。工事から適用されたことにより同規模工事の諸経費が約2.6%、約2,600万円上昇しました。また、この設計は実勢価格で行ったが、入札業者が県内業者のみであり、プレキャストコンクリート工法を検証する日数が不足していたため、この工法を検証する日数が不足していたため、施工業者と金額の交渉を行えないまま見積もり価格としたことが、価格の上昇の原因であると。

これちょっとプレキャストコンクリート工法、課長はどんな工法であると思っておるのか、ちょっとそこをお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） プレキャストコンクリート工法につきましては、現

場でコンクリートを打つのではなくて工場で生産した物を、天候に左右されない工場で作った部材を運んできて、組み上げていくというような工法になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） このPC工法、今、課長が言うたんはRC工法、在来型工法で、現場で型枠組んでやるやつと、どっかで作った物を運んでくるわけですよ。このPC工法、プレキャスト鉄筋コンクリート工法、こういったものは、県下ではどこもやっておるところないんじゃないですか、これ。わかりませんか。わかりますか？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） PCにつきましては県内での採用は少ないというふうに認識しておりますが、工期の短縮とか現場打ちより静かにできるとかいった利点がございますし、安定した部材が供給できるということが利点であると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 県下でやってるところが少ない。少ないいうことはあるいう、そういうまあ言うたら答弁に聞こえるわけ。

要はこのPC工法、早いし、騒音とかそういう周辺環境にもかなり優しい、躯体の組み立てで済むわけでございますけど。これがゼネコンではないとつくれんいうような、そういうような話を聞いたわけでございます。だから、本来であればRC工法でやることをPC工法でやるがために、数億円の単価の上昇につながっておるのではないかと思います。ここ、日数が不足していたために、金額交渉を行えないまま見積もり価格としたことも、価格の上昇の原因になる。これこんなことは民間ではあり得んことなんよ、実際は。期間がなかったけん、それは業者さんの言うとおりに見積もりをしましたいう、そういうふうにとっておりますが、課長はどういう見解を持っていますか？

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど少ないと申しましたPCの工事も、一定高知県内でもあると思います。ただ、PCの部材をつくる工場が高知県にないので、運搬してこなければならないという実情がございます。

それと、前回お示しした資料で増額した、もともと概算で平成26年に見積もってあった価格から、今回の設計で大幅アップしたということではなくて、もともとの平成26年の報告書で出されておったころの概算の金額が低過ぎたというのが、PCにしたからということではなくて、もともと概算の坪単価が余りにも低過ぎたというのが原因と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ課長、ほんならPCに変えたゆえに単価が上がったという、それはないということですか。PC工法にした。それで単価が上がったということはない、そういう答弁でよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） もとの設計はRCであったということですが、PCに変えたから急激に単価がアップしたということよりも、もともと平成26年に示された数字が、坪単価六十数万円という物すごく低い数字であったということが、第一の原因と考えております。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私はRCからPCに変える、これは大手のゼネコンの対応になってくるということで、当然大きなレッカーとかそんなもんが要るようになってくるわけですよ。そういったものを全部ひっくるめよったら、とてもじゃないけど坪単価が大きく変わっていく。課長は、当初から予算のそういう枠があった。特にPCに変えた、それで上がったのではない、そういう答弁ですか、それ。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

RCからPCに変わったということで、全く変化がないという認識ではございませんが、当時の設計が本当に非常に低過ぎたというのはございます。その当時、PCとRCでどれぐらいの差があったかまではちょっと今検証できませんけれども、当時示された額が坪単価六十数万円、本当に民家をつくる程度の坪単価しか見積もってなかったという、大変低い見積額であったとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 課長、そのRCからPCに変わる段階で、私が聞いた話では大きく単価が上がりますよという、型枠組んで、本来であればRC工法でメントを流していうそういう流れから、確かにそれは早い、地域環境にも優しいということでPCを選んだかどうかわからん。そのことによってかなりの増額いうんか、そういうものがあつたように思います。そのところまたちょっと、後々で構いませんがまた勉強のほうをしとっていただいたらと。

それで、私がこういう一連の経緯の流れの中でいろいろスキルを持った職員もおるのではないかと思います、所管の課として、担当課として、職員のいろんなそういうノウハウみたいな、そういう問い合わせとか聞き込みとか、そんなものはあつたんかどうか、その点を1点伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 設計等に当たりましては、建設担当部署等とも協議を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それぞれの建設課とか、そういったことも協議もしっかりとしましたよと。えらいかなり、建設課とそういう専門職員もおるわけなんですから、専門家の職員のスキルもまだまだであると、そういう認識を持たざるを得んわけですが、本当にしっかりと、専門分野の職員とのキャッチボール、話し合いはできたわけですね、したい。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 実施設計に当たりまして、さまざまご意見もいただいております。ただ、この報告書をいただいた時点におきましては、そういった協議がなされかたどうかというのはちょっと不明ですけれども、この報告書を作成した時点で、この業者の見積もりも大変甘かったですが、こちらのチェックも甘かったということであると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） もうこの程度にしますが。業者の見積もりも甘かった、こちらのチェックも甘かった、どこが原因か。発注側のチェック機能が働いてなかったら、業者の言いなりになるわけよね。こういったことが次回からないような方向でしっかりと、今はいろんな情報を取り入れることができるわけですので、これは我々素人目からしてもやり方がずさんではないかと、そう言わざるを得ないような状況でございますので。当初の答申より内容が変わった、まだそれやったらいいですよ、予算が倍額ぐらいにふえとるいう。PC、RCの話が出ました。PC工法にした場合には、どればあの予算が増額になるかということも、ちょっとまた勉強していただいたらと思います。そういうことで、よろしく願いをいたします。

もう時間が、持ち時間30分が過ぎました。もうさっと流します。

次の教育行政について、質問させていただきます。

①としまして、人口減少、そして少子化という流れの中で、学校教育の現場においても児童生徒数が減少していくような流れがあります。新年度の各小中学校の生徒数、また山田小学校、適正規模・適正配置等に関する対応や大栃小・中、大宮小、香北中などの小中一貫教育への見解をお聞かせ願います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 教育行政についてということで、お答えをいたします。

平成29年度につきましては小学校1,109人、中学校483人を予定しており、平成28年度より小学校は10人、中学校は28人減少しています。

教員の配置につきましては、学級数に対して教員の数が決まっています。その上に研究校の指定として加配人数が上乘せされ、教員の人数が決まってきます。成果も上げな

がら、多くの教員の確保に努めているところです。

また、市単独で多くの支援員を各校に配置をし、支援をいただいています。

大柝小・中や大宮小、香北中については、現在進めています地域を巻き込んだコミュニティスクールの取り組みも進めながら、小中一貫教育も視野に入れて、質の高い教育を考えているところです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大変よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、②のほうへ移らせていただきます。

アクティブ・ラーニング、これは教員から子どもたちへ一方的に講義を行う授業ではありませんよと。これは子どもたちが調べ学習やグループディスカッション・ディベート、討論ですが、などを行いながら課題を解決したり、新しい価値を見つけ出す。こうした学び方を取り入れることで、子どもの主体性が引き出され、思考力、判断力、表現力等の育成につながりはしないかと思っているところでございます。児童生徒が主体的に学ぶ授業の展開を図り、学びの質や学習意欲を高める上でも効果的との認識であります。このアクティブ・ラーニングの取り組みについて、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） アクティブ・ラーニングの取り組みについて、お答えいたします。

このアクティブ・ラーニングは、これからの教育で最も大事にしなければならない教育の方法だと思っています。特に総合的な学習の時間での学びは、アクティブ・ラーニングの視点において大変重要で、毎年実施されている全国学力学習状況調査でも、学力と総合的な学習の時間の充実には相関関係があるということがわかっています。

本市では、このような学びを子ども自身が主体となって獲得できるよう、総合的な学習の時間と教科指導の両輪で学習が進むように力を入れて取り組んでいるところです。本年度から山田小学校と鏡野中学校の2校を県の研究校、香長小学校と片地小学校、市の研究校として、公開授業研究会を開催しながら、全校に行き渡るように進めているところです。

アクティブ・ラーニングは、次期学習指導要領の先取り実践ですが、香美市においては平成25年度から始めましたキャリア教育の中で、既に全ての学校で徐々に取り入れて取り組んできて今に至っているところです。

ちょっとこの場をおかりして成果としてうれしいご報告をさせていただきたいのは、本年度1月に県版学力調査を実施をいたしました。その結果、県との比較で小学校4年生はプラス2.2ポイント、小学校5年生がプラス2.5ポイント、中学校1年生がプラス3.8ポイント、中学校がやっと上がってきました。中学校2年生は、残念ながらま

だマイナス1.3ポイントですけれど、これは前年度からいっただ、大いに飛躍的に伸びている数字です。今までご心配をおかけしていましたが、中学校1年生までは県の平均正答率より高く、中学校2年生においても県とほぼ同等の水準まで力をつけてきたことがわかりました。特に鏡野中学校は苦戦をしていました数学の伸びが目覚ましく、授業の落ちつきとともに確実に力をつけていることを生徒とともに喜び合いたいと思っています。これには、議会初め周辺の皆様方の本当に大変なご支援もあってのことですので、本当にありがたく思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 詳しくご答弁をいただきました。

それでは、③のほうに移らせていただきます。

文部科学省は2月14日、小中学校の次期学習指導要領の改訂案を公表したところでございます。2018年度から外国語活動を3・4年生から始め、英語を5・6年生で教科化する、こういう内容でございます。中学の英語は、授業を原則英語で実施という、そういう文言が入っておりました。括弧書きの中でございますが、全面実施は小学校が2020年度、そして中学校は2021年度から。これ前倒しで2018年度から移行する、それは自由選択ということで、すなわち2020年度また2021年度からは全面実施でやっていきなさいよという、そういう国からの方針でございます。

そこで本市の英語教育、今まで英語教育についても何回か取り上げさせていただいた経緯がございますが、大きくまた国レベルでこの外国語教育、また英語教育に対する認識が変わってきておる中で、教育長としてどのような見解をお持ちでおるか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 外国語の教育について、お答えいたします。

香美市では、中学校へつなぐために小学校での取り組みがスムーズに推進できるよう、2年間の前倒しをして、2018年には文部科学省が示す英語教育スタートさせる予定です。

本年度は英語を学ぶことの楽しさや必要性を十分に感じた上で、教科としての英語学習に移行できるよう、英語に十分になれることに重点を置いて取り組んできました。また、これからの外国語教育の推進のために、ALTの人数確保、これは保育園、小学校、中学校に配置をすることとして全部で8名です。講師招聘による授業力向上研修、小学校と小学校の連携、小学校と中学校の連携、海外の交流校の開拓、これオーストラリアのほうで見つけています、その開拓を進めてまいりました。今後、国の動向も見据え、高知工科大学や山田高校との連携をさらに深めながら、香美市の英語教育の一層の充実を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 英語教育に対しては、さまざまなご意見等もあるんじゃないかと思います。

以前にもちょっと触れさせていただきましたが、今の子どもたちは日本語教育が十分か、そういった観点から時期尚早ではないかという意見があったわけですが。私は常に言っております。外国語また英語を学ぶことによって、本当の日本語のよさ、そういったものをまた知るきっかけになるんじゃないかと思います。

教育長は、中央教育審議会のメンバーに選ばれているということで、東京のほうにも足繁く通われることもあるんじゃないかと思います。これ私が聞いたところでは、県下では初めてではないかと、そういった話もございました。本市の教育長として、また国レベルで、また県下の教育に携わるそういう中核の教育長として、本当に敬意を申し上げる、その活躍に対して敬意を申し上げるとともに、心からまたエールも送らせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

議長、若干時間を過ぎましたが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会といたします。

次の会議は3月8日午前9時に開きます。

（午後 3時32分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 9 年 3 月 8 日 水曜日

平成29年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年3月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月8日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教育次長兼学校給食センター所長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成29年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成29年3月8日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 9番 爲近 初男
- ② 5番 森田 雄介
- ③ 2番 小松 孝
- ④ 6番 濱田 百合子
- ⑤ 1番 甲藤 邦廣
- ⑥ 13番 山崎 龍太郎
- ⑦ 7番 村田 珠美
- ⑧ 3番 利根 健二
- ⑨ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

9番、爲近初男君、11番、門脇二三夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりでございます。

それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近です。通告に従いまして一問一答方式で行いたいと思います。

まず、消防の充実について質問をさせていただきます。

①ですが、小型無人機ドローンは、動画撮影用のカメラに加えて、山間・山岳における行方不明者の発見、夜間の生態確認ができる赤外線カメラ、物品投下装置、救助用浮き袋、無線スピーカー、ガス検知器などが装備されていまして、災害時の状況把握や不明者の捜索などに役立てようという動きが全国的に広がる中、県下においても高知市消防局が導入して、火災現場などで活用しています。消防の現場は危険な現場が多い中で、有効に活用することで人が行けないような場所の把握、災害時に被害状況を迅速に確認する上で、ドローンは非常に効果的と思われます。山林火災や土砂災害現場の情報収集など、本市においても必要性は高いと思われますが、今後の計画を問います。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） おはようございます。爲近初男議員の消防の充実について、①、ドローンの計画についてお答えをいたします。

議員のご質問にあるとおり、消防活動においてもドローンは情報収集等、その特性を生かした活用が期待されているところです。しかし、消防分野でのドローンの活用は実証試験的に始まったばかりであり、知見の蓄積や活用事例も少ないといった状況にあります。将来的には導入等について検討する必要があると考えていますが、現在のところ、導入配備等の具体的な計画はありません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ドローンは1年前、同僚議員が質問されたように、救援物資、医薬品、また食料品などの配送においても有効な活用ができますので、また関係課とも連携していただいて、導入に向けての検討を一步進めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

今後、活用事例や知見が蓄積され、安全で効果的な運用方法の確立や、消防活動に適したドローンの開発が進むことが予想されます。本市におきましてもドローンの活用に

ついて研究するとともに、既に配備している消防本部の活用状況や他消防本部等の動向を注視していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ドローンは非常に性能も上がっておりますし、使用範囲も広く有効活用ができると思いますので、今後とも検討を進めていってもらいたいと思います。

②です。

消防団員の確保が全国的にも大きな課題となっています。ピーク時200万人を超えていた団員は、現在80万人台まで減少していると言われております。本市の現状、団員確保に向けての取り組みをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

全国的に消防団を取り巻く環境は、過疎・高齢化や就業構造の変化、価値観の多様化などに伴い、年々厳しくなっております。全国的に団員数の減少や高齢化に歯どめがかかりません。本市においても同様で、このままの状況が続けば、将来にわたり地域の消防防災力を維持していくことが困難になりかねません。そのため団員確保、中でも若い世代の入団促進は喫緊の課題と考えています。

3月1日現在の団員数は、定員442人に対し実員390人、充足率88.2%となっています。消防団、消防本部ともこうした状況に危機感を持ち、従来からの団員による地道な勧誘活動に加え、さまざまな取り組みを行っています。

まず、PR活動として、団員考案のキャッチフレーズ入りポスター、チラシを作成しまして事業所等に配布しました。各種イベント会場におきまして、消防車両の展示や消防防災体験コーナーを設け、消防団員みずからが防災意識の啓発とともに消防団のPRを実施しております。また、成人式会場にて団員みずからが団員募集のチラシ等を配布しております。そのほか、広報香美に消防団の紹介や団員募集の記事を掲載しています。

次に、組織の運営としまして、主に消防団OBを対象に火災など災害出動のみに従事する機能別団員制度を運用しております。現在3名の方が機能別団員として入団しております。それと、女性・学生消防団員の加入促進を進めております。現在女性団員が3名、学生団員が3名入団していただいております。組織運営として、全体の定数の枠内で、分団ごとの定数の増減を可能とする柔軟な組織運用など、こうした取り組みのほか、消防団に協力的な事業所を表示する香美市消防団協力事業所表示制度、消防団員等に優遇サービスを提供する消防団応援の店制度があります。また、消防団活動に取り組み、地域に貢献した大学生等を認証する制度につきましても、現在検討中です。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 女性団員が 3 名、そして学生団員も 3 名、そして特定の活動のみに参加する機能別団員が 3 名ということで、機能別団員は団活動に参加しにくい人に対して特定の活動のみに参加するという趣旨でつくられたものですが、それも 3 名いるということですね。女性団員も初めて入ったと思われませんが、女性団員の加入促進も重要と思いますので、引き続いて加入の推進をお願いしたいと思います。また、OBの方などに機能別団員を勧めることも大切ではないかと思っております。また、インターネットを利用した消防団情報の発信や、団員の日常の思いなど交流機会をつくることも重要ではないかと思っております。また、地域防災に関心のある人への情報提供も必要ではないかと考えております。こういう機会の中で団員確保につなげていくことも考えられると思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

現在、ホームページ上で何かのイベントとか訓練をした際には情報発信をしております。ただ、積極的な情報発信とまではいっておりませんので、今後消防団に関する情報発信については、積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） ぜひ香美市消防団と消防が連携した中で、消防団のホームページの充実というものも今後進めていってもらいたいと思います。また、小学校、中学校、高校生を対象にした消防団への体験入団を実施しているところもあります。子どもたちにとっても魅力ある活動であり、体験により重要性を体得してもらうことによって、団活動の地域への周知にもつながり、団員確保の現状も理解してもらえと思いますがどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

学校の授業で防災や消防団について学び、興味を持ってもらうことにより、将来消防団への入団や地域の担い手としての活躍が期待されます。今後、教育委員会や学校、消防団などとも相談しながら、実現に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 児童や生徒に対しての消防団の役割とかふだんの行動などを体験してもらって、ぜひ後継者づくりを進めていってもらえたらと思います。

③です。

高知県内においては、消防団員を対象に商品や飲食代の割引などの優遇サービスを提供する消防団応援の店制度が 1 月からスタートしております。地域ぐるみで消防団活動を盛り上げ、団員の確保にもつながっていくようとしております。県消防政策課は、制度を

きっかけに若い人の消防団加入につなげたいということで、市町村と連携して登録店舗の拡充を図っていくとしております。本市の状況をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防団応援の店の状況につきまして、お答えをいたします。

議員のご質問のとおり、消防団応援の店制度は、消防団を地域ぐるみで応援し、消防団員の確保及び加入促進を図るため、制度に賛同する店舗等のご協力を得まして、消防団員やその家族等に割引などのサービスを提供してもらう制度です。高知県では、高知県消防協会の事業として全県的に展開をしております。

本市では、香美市商工会のご協力を得まして、本年1月、消防団応援の店募集のチラシ、市長・消防団長連名によります協力依頼文書等を全会員に配布していただきました。また、1月末の同会理事会におきまして、同制度の説明及び消防団応援の店への登録をお願いしたところです。本市の事業所の消防団応援の店への登録状況は、3月7日現在で10事業所に登録をさせていただいております。なお、県全体では131事業所となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 高知県で131、香美市で10ということですが、市内にも10店舗が手を挙げてくれたということで大変ありがたいと思いますし、心強いと思います。まだ始まったばかりですので、ぜひこれからも登録店舗をふやしていただきたいと思っております。団員は日ごろの仕事に加えて、消防団活動に加えて防災訓練などにも、ボランティアで参加してくれていると思います。日ごろの感謝の気持ちのあらわれだと思しますので支援の輪が広がるように期待したいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

今後も引き続きさまざまな機会を捉えまして、同制度の周知、また協力をお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしく申し上げます。

次に、買い物難民対策について質問をいたします。

物部町においては1月に、また香北町においても今月をもって2店舗閉店ということで、相次いで3店舗、住民にとって貴重な商店が閉店する事態となっており、住民に大きな不安を与えております。食料品や生活必需品の買い物に困る人がふえると思われれます。何らかの対応策はないのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。お答えいたします。

中山間地域において、スーパーは1カ所でさまざまなものがそろそろ重要な施設であり、特に移動が困難な高齢者にとってはなくてはならないものとなっております。

商店閉店後、再開した例としては、四万十市西土佐の「大宮産業」や、高知市土佐山の「とさやまストア」などがあります。大宮産業は地域住民が主体となり株式会社を設立、とさやまストアは一般財団法人の手によって再開されています。大宮産業は受け皿をつくり、とさやまストアは既存の団体が受け皿となったという事例です。

さて、今現状で何らかの対応策はないかのご質問ですが、先ほど申しました事例のようなことができればよいのですが、地域によりさまざま状況が違いますので、その点を踏まえた検討が必要になるのではないかと考えております。今後につきましては、地域住民の主体的な取り組みも必要になってこようかとは思いますが、市といたしましては、まず庁内において検討組織をつくり再開事例等も参考にしながら、どのような対応が必要なのか、その方向性を探っていきたいと考えております。その後において、地域住民、関係団体等も含めた、次のステップへ進んでいくというイメージを描いております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 再開するためにはいろいろな選択肢があるようですが、地域を支える店舗が廃業、閉店すれば、食料品など買い物の利便性が著しく低下をします。日々の生活を支える店舗の存在は非常に重要と思います。今後、香美市において地域を支えている店が閉店することのないように、また庁内で支援体制をとってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まず、状況把握等を行いまして、その分析等を行った上で今後の対応を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市長にお聞きしたいと思います。

この3店舗とも再開のめどは立っていないということです。何とか引き継いでくれる香美市の業者はいないのでしょうか。庁内での継続した検討をしてくれるということですが、市長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 廃業商店に関してのご質問にお答えをしたいというように思います。

今こうした状況が全国に広がっております。県内にもそういう非常に厳しい状況がありまして、国におきましては地方創生の中にも、事業を取り入れてやることについても認めるということで事例も生まれてきておりまして、国会の先生方とも具体的な内容に

ついでお話をいただいたりしながら、取り組みを進めようとしているところでございます。県におきましても先ごろの議会におきまして、こうした店舗を復活させるための応援をするということで予算組みもできたということでございますので、私どもといたしましては、今お話を課長のほうからしましたように、調査もして、その実態に合わせて取り組みをしたいというふうに思っています。

どこまでも買い物のできないような状況の地域をそのままにしておくことは絶対できませんので、最大の取り組みをしてまいる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 対策の推進、よろしくお願いいたします。

続いて、②です。

高齢化等によりまして、運転免許を返上して行動範囲が狭くなり、買い物に行けない人がふえております。庭先近くまで来てくれる移動販売車は、この人たちにとってはありがたい存在です。しかし、この業者の中には、高齢で近い将来廃業する人もいるということを知っております。また、生鮮食料品販売車が来ていないところもあります。ぜひ香美市内の業者に手を挙げてもらい、住民が安心して暮らせる地域づくりをしてほしいと思っております。今後、どう対応していこうとするのか、また県と連携した事業もあると思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おはようございます。爲近初男議員の買い物難民対策のご質問にお答えいたします。

県の補助制度といたしましては、高知県中山間地域生活支援総合補助金の生活用品確保等支援事業があり、地域内で生活用品を確保するためにさまざまな手段を複合的に組み合わせ、中山間地域での日常生活の暮らしを支える仕組みづくりを支援しております。移動販売車両及び内装設備の整備、大きな費用が発生する車両購入に対して支援を実施しております。

平成22年度におきましては、香北地区で1件、物部地区で1件、個人事業者が車両購入費について補助金を活用しております。現在も、この2業者につきましては、香北・物部地区の山間部で、移動販売車によりまして食料品や生活用品を販売して、高齢者の方々の生活を支援していただいております。

これからも県の補助制度を広報等で広く周知するとともに、各関係課や社会福祉協議会等と連携をしながら、中山間地域で生活する人々が安心して地域で暮らし続けることができる、生活環境を築けるように努力していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 非常にありがたい制度だと思っております。希望する業者もあるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、県下の集落活動センターの中には、買い物難民に対して手を差し伸べている組織もあります。香北町で発足するセンターにもこの役目を担うような考えはないのでしょうか。今後検討の可能性を探ってみてはと思いますが、何かあればお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

集落活動センターが第1号ということで美良布地区に発足ということになりますが、そちらのほうに対しましても、また今後、福祉のほうのサービスもまたこれから考えていかなければならないと思っております。例えば配食サービスとかいろんなことをまた、今後の上で一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひいい形で支援ができますように、またよろしくお願ひします。

以上で自分の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長の許しを得ましたので、順次通告に従って質問をしてまいりたいと思ひます。

まず1問目です。食育推進についてであります。食育推進の取り組みをお聞きしていきます。まず、平成25年3月に出された香美市食育推進計画の序文を読み上げたいと思ひます。

「食」は、私たちが生きていくために欠かすことのできない大切な命の源です。先人は、長い歴史の中で培った豊かな経験と深い知識とともに、郷土に根づいた食文化による健全な食生活を確立し、生きる力を連綿と育んできました。しかし、近年の食生活を取り巻く環境は大きく変化し、海外依存による食料自給率低下と食の安全に対する信頼の低下、また食に対する感謝の念の希薄化、さらには食生活の乱れによる生活習慣病の増加など様々な問題が表面化しています。このような問題から、国は平成17年に食育基本法を制定し国民が将来にわたって豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには何よりも食が重要であるとして、知育、徳育及び体育の基礎となるものは「食育」と位置づけました。

以下、まだ続きはありますが、こういった認識を持って本市は食育推進計画を策定しています。

中では、現状と課題として大きく5つの点、1つ目に朝食の欠食、2つ目に誰かと一緒に食べる「質」、3つ目に地産地消、4つ目に特産物の振興、5つ目に食農体験を報告しており、それを受けて「かならず朝食」「みんなで囲もう食卓を」「しろろ地域の食文化」のスローガンで食育の浸透を図っています。

そこで、まず1点目の質問です。

このスローガンの周知の取り組み、浸透ぐあいをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。森田雄介議員の食育推進について、標語で取り組んでいる。この浸透はという質問にお答えします。

「かならず朝食」「みんなで囲もう食卓を」「しろろ地域の食文化」は、この計画の基本目標3項目の「健全食生活を営む」「食をともに楽しむ」「食文化を知る・伝える」を「か」・「み」・「し」の頭文字で表現しています。浸透の度合いを示す調査等は特に行っていませんが、これまで啓発としては平成26年度にのぼり旗を作成し、健康まつりやヘルスマイトの食育教室など、食育に関する事業で活用をしています。また、平成27年度にはこの標語が入ったマグネットを作成し、その年の健康まつりや幼児健診等の機会に、この計画の概要版とともに保護者の方に説明し、手渡ししたりしています。保育所の食育だよりや事業の際の配布物にも、この標語を入れたりしています。このような啓発により、市民の方々の目に触れる機会は多くなっていると思われ、見たり聞いたりしたことがある言葉として、浸透しつつあると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ちょっと幾つかの取り組みをお聞きしたんですけれども、配布物等あると思いますが、特にこの計画は子どもを中心というようなこともうたっておると、これ後の質問でも聞くんですけれども。そういったところから、学校での取り組みというようなものがもっとあってもいいのかなとも思いましたが、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 食育推進に当たりましては、学校は全面的に協力をしていただいております。学校の授業の中にも食育に関する授業を行っておりますし、後からの答弁に入っていますが、やはり郷土料理教室とか、やはりクッキーづくり、野菜づくりなども学校のほうで、また保育園のほうでも行われております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、引き続き啓発活動に取り組んでいただきたいと思っております。

そして、次の質問に移っていきたいと思います。

スローガンの中では「しろろ地域の食文化」の中に入る給食の安全確保や地産地消の取り組みですが、推進計画の中で、平成23年度の学校給食栄養報告に基づき算出すると32.7%という記述があります。また、平成27年12月議会で、給食甲子園について私のほうからお聞きしたときの答弁で、香北学校給食センターは、地元の生産者の方が集まってネットワーク会議というのをつくっており、平成26年度は野菜類の重量

ベースでの地元産の率が50.6%、物部学校給食センターも、極力物部町の食材を購入するように心がけているというお話も聞きました。その後の調査等の数字がありましたら、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、小松美公君。

○教育次長兼学校給食センター所長（小松美公君） おはようございます。森田議員のご質問にお答えします。

香美市食育推進計画における学校給食での地場産物の活用割合は、平成28年度、基準調査期間が平成28年の11月14日から18日までの5日間で、現在公表していません重量ベースでの割合になりますが、土佐山田学校給食センター25.5%、香北学校給食センター38.8%、物部学校給食センター23.2%、全体で27.8%となっています。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、数字をお聞かせいただきましたけれども、香北が38.8%ということで比較的目標値の40%には近いと思うんですけども、ほかのところが低く、合計が27.8%ということでした。そうですね。計画の中では、これ40%という目標を立てていたと思うんですけども、その点についてこの数字、どういうふうにご感想を持っているのかお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育次長兼学校給食センター所長、小松美公君。

○教育次長兼学校給食センター所長（小松美公君） この計画の数値より低くなっていた理由としましては、平成28年度の調査期間中の野菜の作況状況が悪くて、例年と比べまして、この時期県内産の野菜の調達が困難であったことも1つの要因です。

また、本計画設定時は食品数ベースの目標数値でした。食品数ベースですと、ごく少量の食材でもその数にカウントされますが、重量ベースは、実際にそれだけの量を摂取していると考えれば実態に即しているということで、現在は重量ベースの地場産物活用割合を指標に採用しています。そのため、地場産物の活用割合を重量ベースとした場合、重量のある牛乳、肉類等は現在県外産でありまして、中でも県が一括入札しています牛乳ですが、これは全食品に占める重量割合が高く、牛乳の全食品に占める重量割合は、香美市全体では41.4%もあり、牛乳が県内産になるかならないかで、地場産物の活用割合は40%ぐらい増減することになります。

そこで、同期間の食料数ベースの割合で見ますと、土佐山田町学校給食センターは31.1%、香北学校給食センターが50.0%、物部学校給食センターが35.6%、全体で39.3%となっております、ほぼ目標値に近い結果となっています。

次期の本計画におきましては、食品数か重量ベースかを検討するとともに、取り扱い食材項目の精査を含め、よりわかりやすい指標の設定などを検討、精査することとしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 詳しい説明をありがとうございます。当初の目標数値とした食品ベースのほうからすると、実際算出したものが重量ベースの数値であったということ、その点を次の計画では修正されていくということも今お聞きをいたしました。

確かに、重量ベースのほうがより子どもの摂取する量というところに実態に近いのかなという気もしますし、国のほうも自給率の計算をするときは、品目別の場合は重量ベースを使うんですけれども、総合的な食料自給率というときには、カロリーベースというものを中心にするということもこれ一般的になっております。カロリーベースでは、日本の自給率は39%ということになっております。また、同じように生産額ベースという数字も出ておまして、こちらのほうで言うと66%、つまり日本の食費に使う家計の中では、6割を超える額を国内産の食品に使っておるといような数字も出ております。

そういったものがよりわかりやすく、特に給食においてどういった数字を使えば、地元産をより使っておるといのがわかりやすくなるのかということを検討をさせていただきたいと思います。この計画、来年度までの計画だと思えます。その点について、ちょっと次の質問に移らせていただきたいと思います。

食育推進計画の第5章では、基本目標の達成に関する状況を客観的な指標により把握するために、必要な項目について目標値を設定をしております。この数値は、年齢層に応じた6つのアンケートの組み合わせで把握されることになっております。このアンケートは、いつごろ行う予定になっているかをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この計画を推進するに当たり、基本目標の達成に関する状況を客観的な指標により把握するため、必要な項目について目標値を設定し、評価しています。

その評価については、毎年、幼児健診時のアンケートを活用したり、小学5年生と中学2年生とその保護者を対象にした食生活アンケートを行い、平成26年度から年度ごとに集計しています。その結果については、年度末の食育推進協議会で報告しています。

この計画は平成25年度から平成29年度までの予定でしたが、平成30年度からの第3期高知県食育推進計画と、平成31年度からの第2期香美市健康増進計画との整合性を図るため、2月に行いました食育推進協議会でご承認いただき、計画の最終年度を平成29年度から平成30年度に延長し、第2期香美市健康増進計画と合わせる計画と考えています。この場をおかりしましてご報告いたします。

また、平成29年度中には計画の見直しに向けて、第2期香美市健康増進計画と合わせた内容のアンケートを市民の皆様に行う予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 1年延長ということをお聞きをいたしまして、さらに香美市の健康増進計画と一緒にしていくという話を聞きました。平成29年度にもアンケートをするということで、さらに内容を精査して、平成30年度にはその計画の中身をつくっていくということになるかと思えます。

先ほどの②で質問させてもらったことにありますように、地産地消の取り組みがいろんな指標のとり方というものも、また協議の場にのせていただけて、具体的なイメージが湧くようなものになっていただければと思います。場合によっては両論併記というか、あらかし方が幾つかあるというようなことがあると、前よりわかりやすいのかなと思います。

あと、アンケートを来年度行うということでありましたけれども、この今までの6つのアンケート、これ以外に増進計画というものと一緒になる場合には、何かつけ足されるようなもの、今おわかりのものがあつたらお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 香美市健康増進計画の中に食育のほうが含まれていますので、食育推進計画とともにその整合性を図りながら推進していく計画であるために、同じ時期と考えていますので、その中に含まれているという形で考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私、食育ということで考えたときに、絶対これは推進されていくべきだとか、反対の声はないと思うんですけども、実際にやっていく中でいろんな課題も出てくるというふうな実態があると思うんです。本当に取り組みはいい取り組みだけれども、なかなかそれが進まないというような背景に、単に浸透を図るというだけじゃなくて、何かこう貧困とか多忙とかその家庭の事情、子どもを取り巻く環境というような問題に行き当たる場合もあるのではないかとこのように思っています。そういったものも出てくるような調査というようなものを望むわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） アンケートの内容につきましては、まだ今検討中でございまして、食育と健康増進と合わせたものでありますので、細かい部分としては、まだ現在は検討されていません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） これからということだと思いますので、もしよければ検討もしていただければと思います。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

④です。

食育の推進体制は、子どもを中心にそれを取り巻く保育園、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などの関係機関が連携をし、計画を進めていくということがうたわれております。今後の展望をお伺いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

子どものうちに、健全な食生活を身につけることは大切であると考えています。現在もヘルスメイトさんやJAとさかみ農協、地域の協力により、保育園、小学校、中学校で郷土料理教室や米づくりや野菜づくり、クッキーづくりなど、いろんな体験学習を行っています。今後も小学校や教育委員会、産業振興課等の庁内委員で構成される食育推進庁内検討委員会を定期的に行い、情報共有や連携を図るとともに、食生活改善推進協議会やJAなど各団体との連携を密にとり、香美市の子どもたちが、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現できるように推進していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 関係各所と連携をとって、推進を図っていただいている実態をお聞きをいたしました。この子ども17人という点でもう1点だけお伺いをさせてもらうと、子どもはイコール家庭ということでもあると思うんですけども、この家庭を中心にというところで、先ほども申したように家庭の状況というようなものがあると思います。そういったところの支援に取り組んでいけるような、またそういった契機になるような取り組みにしていきたいと思っております。その点についてもう一度見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 家庭への支援ですよ。

家庭への支援となりますとあれですけど、これは食育についても健康ということも複合されていますし、やはりそういった家庭への支援も複合したもので、アンケートなり、そして、ちょっと研究をさせていただいて、またそれに反映させていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） また取り組みのほうをよろしく願いをいたします。この食育、さらに保育、学校の給食も関係機関の中で多くを占めると思っていますので、その点も含めましてよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。給食調理員の労働環境ということでお聞きをしていきます。この質問は、平成27年の9月、そして平成28年の6月、12月の議会でも取り上げた臨時職員の空白期間について、引き続き給食調理員の例でお聞きをするものです。

この間の周辺自治体の動きを簡単に振り返っておきますと、平成27年7月に総務省

通知が出され、空白期間を置かない任用対応が可能なが示されました。平成28年に入りまして、高知市が3月議会の質問を受けて、7月からの1日か1カ月かの空白期間の希望選択制を導入をいたしました。続いて、12月には香南市が、平成29年1月からの空白期間の解消を実施しました。そして、南国市ですが、新年度より導入の動きがあるというようなことも聞き及んでおります。また、香南香美老人ホーム組合が運営をする三宝荘や白寿荘においても、介護職員の不足により空白期間を解消すると、こちらのほうも聞き及んでいるところであります。

保育の質の面から現状を見ますと、長時間保育や発達支援、ゼロ歳保育、アレルギー対応といった新たな課題への対応がなされています。求められる知識や技量は高まっています。そういった中で、保育場面に限らず、給食調理に求められる責任量もふえる一方なのではないでしょうか。先ほども問いました食育の推進に向けても、給食の質の向上は求められます。そういったものに取り組んでいく十分な力が職場には必要だという認識を私は持っております。

そこで①、まずお聞きをいたしますのは、保育所における調理員の正職、臨時職、パートの人員構成とその賃金です。現状をお示してください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 森田議員の保育所調理員の構成と賃金についてのご質問にお答えいたします。

保育所調理員の人数は22人で、その構成につきましては正規職員3名、臨時的任用職員13名、非常勤職員、パートでございますが6名となっております。

賃金につきましては、日額6,900円、時間額が890円でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） まず、人数と賃金をお聞かせ願えました。率直に、臨時が一番人数が多いということもここでわかると思います。正職3人、臨時が13人、パートは除いたとしても、この正規と臨時の16名中13名が臨時と、8割は臨時で行っておるとい実態がわかると思います。この業務の実際の現場を担うのは臨時職という実態と思いますが、そういった現場の状態の認識、それでよろしいか1回お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 正規、臨時職の構成につきましては、この技能職の採用等のあり方がありますので、そのあたりにつきましては、人事担当のほうの考えもあるかと思っておりますのではっきりとしたことは申し上げませんが、保育士についても臨時職が多くはなっておりますけれども、特に給食調理員につきましては、構成率が高いという認識を思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 保育士も十分高いんですけれども、給食に限ればさらに高いという実態があると思います。

あと、これわかればなんですけれども、結局技能職の正職の初任給といったものが、どれぐらいになるのかというところがあると思うんです。今お聞きした臨時とパート、時給と日給の差はあります。しかし時給890円、これに8を掛けますと7,120円ということで、ただ臨時のほうには社会保険等があるとは思いますが、確かに時給にすると、単純な金額の上では少し低くなっておるといふようなところがあります。これ正職の初任給のほうから比べるとどういったものになるのか、もしおわかりでしたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 森田議員の質問にお答えします。

日給、正職の調理員と基準はどうかということでございますが、正職の基準より、臨時の初任給基準は高い位置づけとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私の見方がもし間違っていたらまた訂正を願いたいんですけれども。

条例を見まして、技能職の初任給は1級24号級ということで、その欄を見ますと16万9,800円、これが平成25年以降で改定をされた額というふうに読んでおります。それ以前であれば14万5,800円ということでありましたので、それ以前であれば、まあほぼ同等というのはそのとおりでと思うんですけれども、これ改定されておるのではないかと思うんですが、その点の確認をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 改定はしておりますが、この初任給の位置づけの年齢が違うので単価が高くなっておりますが、同年齢で比較した場合は、現在の賃金額のほうが上回っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私も条例の中でしか見ていませんので実態はわからないわけですが、多くの臨時の方が現場を担っていただいていると。せめて正規の初任給に当たるところと同じか、それを上回るような額というのが1つの基準になるのではないかというふうに思いますので、そこら辺の整合性がとれる形にしていきたいと思っております。そのことも関連しながら、②の中で詳しく聞いていきたいと思っております。

②の質問であります。

本市の給食調理員の賃金は、保育士に比べて低い上に、資格があってもなくても同一

賃金と聞きます。他市もおおむね同様の傾向がありますが、香南市の給食調理員の賃金は、保育士と同額の8,300円でした。周辺労働環境を鑑みるとはしながらも、独自の対応ができることがわかります。本市の賃金設定の根拠をお聞きをしたいと思います。

また、それにあわせて、ゼロ歳保育の離乳食やアレルギー対応は調理員の責任が大きいところです。冬場のノロ対策にも気を使いますし、本来一人一人の顔を思い浮かべながらの技術と愛情の集大成が、子どもへの給食の提供だというふうに思っております。

しかしながら、臨時職員の場合、空白期間が存在をいたします。働く本人にとっても不本意ですし、園児にとっても、運営においてもメリットはありません。特に新改、片地、大栃などの小規模の園にとっては、メインの調理員が1人で臨時待遇であります。空白期間の影響は大きいと思います。責任にふさわしい待遇改善の取り組みをするべきだと思いますが、認識をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） まず、賃金設定の理由でございます。調理員はその他の保育臨時職員として、一般臨時職員と同じ単価となっております。賃金額は学歴を基礎としており、高校卒の位置づけで決定をしております。こうした理由から、資格の有無で差がついておりません。

また、調理員の採用につきましては、できるだけ有資格の方を採用するようにしており、資格を持っていない方につきましては、資格を取得するよう働きかけをしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 有資格の方が基本としながら、実際の賃金では高卒の一般臨時と同じというようなところがありますが、そこに正当性というか、ちゃんとした公平性というようなものがあるのかなというのを1点思うわけですけれども、その点の認識を濟みません。お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お見込みのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ということは、周辺で香南市の例があるように、そこに市の判断として、賃金をある一定上げていくというような判断ができると思うんですけれども、それについては取り組みをしていただけませんかでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 全部の自治体につきまして調べたわけではないですが、私のほうも少し調べさせていただきました。

確かに香南市は高い位置づけしていますが、これは香南市が独自にやっているところ

でありまして、ほかの多くの自治体につきましては、うちと同様の賃金設定になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 確かに私、香南市ばかりを取り上げるのは、例えば南国市であれば7,000円と、ほかのところでも6,900円、7,000円、7,100円あたりがもう本当に中心なので、香南市がおおむね1つ高いわけなんです。それはそうだとしても、そういったことができるというところで、本市もいいところは見習って、そして、この質問の中でもお聞きしましたように一般臨時と同じ賃金の位置づけ、そういったところがあります。正規の場合は技能職扱いなわけで有資格が基本、だから、言うなれば資格を取れば例えばその分上がるとか、そういった改定も考えられるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった検証等はしないのかということ再度お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 基本的な考え方は、今議員も申されましたように、有資格の方を採用していきたいと考えております。

ただ、現状がそれに満たない状況でございますので、無資格の方も採用しておる実態はあります。

ただ食品衛生を担当する部署でございますので、資格取得を働きかけていきたいというのは、先ほども申しましたように、そういった取り組みをしていきたいと思っております。

また、賃金の額につきましては、気持ち的には議員のおっしゃることも検討材料になるかとは思いますが、全体的なそのバランスの問題であるとか、香美市の財源、財政状況とかそういうところも考えながら、決めていくべきものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひ全体のバランスを見ながら、検証をしていただきたいと思いますということをお願いいたします。

1問目で申しました食育の目指すビジョンの実現のためにも、給食の果たす役割は大きいと思っておりますので、ぜひ積極的に進める意味でも、食のほうもあわせて改善をしていくというふうに取り組んでいただければと思います。

それでは、大きな3問目の質問に移っていきたいと思っております。美術館の収蔵庫についてであります。

この美術館の収蔵庫につきましては、議員協議会の中でも説明をしていただいております。図書館及び美術館収蔵庫建設事業用地検討の経過という資料もいただきまして、期待も高まる新しい図書館の姿が、かいま見える最初のものであったかと思っております。説

明された内容をもとに、今後の審議に加えるべきと考える視点から質問をさせていただきたいと思います。私のほうからは、この収蔵庫に限定をした質問であります。検討委員会の中では、図書館建設とは別に、美術館の収蔵庫についての審議がされたようです。その中から幾つかの点をお聞きをいたします。

①であります。

新しい美術館収蔵庫に収蔵予定のものはどれくらいあるのか。検討資料で示された香美市の美術館収蔵庫には795点の作品、旧物部支所管内の保管ということで、127点の絵画というふうに示されております。このほかに対象となる美術品があればお示しをください。また、旧の物部支所は新庁舎完成後に取り壊し予定とありますが、この移転収蔵が完了するまでは残しておくのか、その点も含めて保管状況をあわせてお示しをください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、24時間空調の温湿度管理されました旧物部支所3階の保管庫ですが、面積にしまして68.25平米に絵画、先ほどおっしゃってました127点。最大サイズFの200号、大変大きいサイズでございます。約194センチメートル×259センチメートルの絵画がございます。今、旧物部支所で管理しておりますが、収蔵庫と図書館合築ということで現在建築を推進しております。それまではこの絵画につきましては、旧物部支所で管理したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 完成までは旧物部支所ということでしたが、それ以外の香美市内にある、新しい収蔵庫に収蔵予定のものがありませんでしたらお知らせください。もしなければいけないということで、済みません。お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在のところ、旧物部支所と現在の美術館のみでございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 現在の計画で新しい図書館スケジュール表によりますと、平成31年度、実際の月日で言いますと平成32年の3月の開館予定だと思っておりますが、それがもし延期ということがあった場合、それまでの保管は旧物部支所の取り壊しを延長して継続していくという認識でよろしいのか、再度確認をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） そのようになると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、②の質問に移らせていただきます。

一括して収蔵、適正管理をするために、200平米以上の収蔵スペースが必要という記述がこのプロジェクトの基本計画にあります。この広さは確保される見通しでしょうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 将来のことも考えまして、最低限200平米は必要と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） この200平米の中身なんですけれども、この計画の中では前室と合わせて200平米との記述があります。現在の収蔵庫は先ほどの説明でもありましたが物部で68.25平米、現在の収蔵庫は前室込みで、美術館のほうですけれども、前室込みで67.86平米ということであります。前室は15.66平米ということも書いておりますので、収蔵面積ということでは、今の香美市の美術館の収蔵庫は差し引き52.2平米ということなのかなというふうに思います。同じく計画書の中では、将来を見込んで約4倍という計算をしたというふうに書かれておるわけなんですけれども、それでいきますと200平米というのは、前室を除いて200平米というふうに私理解が必要という、検討になるんじゃないかなと思います。その点、だから200平米以上の収蔵スペースとなったときに、前室込みではない、収蔵庫そのもののスペースが200平米だという見通しではないのかなと思いますが、その点の認識をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 前室込みの200平米と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうすると、将来を見込んで約4倍というふうに予定を組んでおったという方向からは、若干狭いのではないかなと懸念をするんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 将来、旧物部支所の収蔵庫の作品と、今後寄託、寄附、購入される作品がどれくらいになるか、ちょっと見当がつきかねるということで、そういったことも含めて今までの作品と検討いたしまして、200平米という計算になったわけでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 200平米。細かい設計をする中でどうしてもとれないとい

うことになれば、検討もしなければならぬとは思いますが、最低限これぐらい欲しいよという段階なんじゃないかなと今思うんですが。そういった意味で200平米は確保するんだと、そういった方向性には立たないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 将来のことも含めまして、200平米より大きくなるとまたいろんなことも考えられますので、いずれにしましても最低限200平米あれば、今後の美術館収蔵庫で対応できるということを確認いたしまして、200平米というふうに設定させていただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 最低限200平米あればという意見があったので、それを採用したということであります。ぜひ最低限と言わずに、もし大きくとれる可能性があるなら、大きくしようという心意気を持っておいていただけたらなというふうに思います。

あわせて、収蔵スペースと関連して、美術館の運搬にはエレベーターが必要ということもあるんですけれども、これエレベーターをつけるかつかないかは、今現在定まっていないというふうな理解でよろしいでしょうか。補足のところに、エレベーターを設置する場合はというふうに出ている部分と、それから、設置するにしても図書館本体と共用をするという記述がありました。そういったところから、まだスペースの揺り動かしはあるのではないかと感じると思います。エレベーターは設計によって省けるという認識でよろしいのか、お聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ご存じのとおり、合築ということで建物を建てるわけです。それに伴いまして、今後設計者から計画書に示された提案をいただくということになっておりますので、現在のところエレベーターを2階に設置するか1階に設置するかは、設計者の提案をもって決めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひそういった検討もできるということですので、検討をしていただければというふうに思います。

それでは、③のほうに移らせていただきたいと思います。

検討委員会において、図書館は何か所も視察に行っております。同様に高知城歴史博物館がオープンしましたけれども、この歴史博物館とか県立美術館にも収蔵庫があると思います。こういった近隣のところに参考になるようなものがあると思いますので、これらを視察するというようなことは考えられないのか。それをするによって何らかの知見が得られるのではないかとと思いますが、視察予定は組まれないのか、その点

をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在は予定していませんが、建設等検討委員会の中には専門的な委員さんもおいでになります。今後お示しの施設につきましてご意見を聞きまして、視察の検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひ建設等検討委員会の中で意見を集約して、必要とあれば視察も行っていただきたいと思います。

それでは、最後④の質問に移らさせていただきたいと思います。

今後、収蔵庫建設に当たっては図書館建設とは別に対策をとる必要も出てくると、そういう場合もあるのではないかということを感じるころです。今の状況をしっかりと認識した上で、美術品の取り扱いの専門的知識を持つ方々のお知恵をかりる必要もあるのではないかと感じております。困難があろうとは思いますが、それもまたチャンスに変えていただきたい。そういった中で、今お聞きをしていったように、図書館の建設と美術館の建設、特に収蔵庫には図書館の建設とはまた違った困難さもあると。そういった中で今後予定をされているCMR（コンストラクション・マネジャー）との協議もするとは思いますが、専門性と実績を持った施工業者、これを選定する必要も出てくるというふうに感じております。この対応をどういうふうに認識をしているのかをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 設計業者の選定基準の1つであるというふうに考えております。合築の総合的な業務遂行能力を持ち合わせた設計業者を選定することが必要だと考えております。

なお、ご指摘のとおり実績と非常に専門性が高いということから、現在技術支援をいただいておりますCMに、業務の支援をこれからも受けていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） アドバイスも受けるということでした。私率直に、図書館というほうはこれまでもありましたが、市民の意見を聞きながら愛される図書館を目指すというふうな動機に基づいた事業だというふうに認識をしておるところです。

一方で、私お聞きをいたしました美術館は、現在では満杯になった収蔵庫の拡張をなるべく有利な条件、補助や起債、そういったものを使って早い時期に建設をしたいという事業の性格を持っておるのではないかと感じております。そういったところから、収蔵庫の建設に当たっては、収蔵庫の性格にあった建設の予定を組んでいくと、そうい

ったことが必要になるのではないかというふうに思っております。現在の時点で図書館と美術館収蔵庫は、それでも今合築という方向で進んでおりますけれども、図書館が場合によってはおくれていくということも懸念をされている中で、収蔵庫だけの建設、もしくはその検討委員会の中で示されておりますけれども、現在の美術館の中での改修、そういったことも選択肢に挙がっておったと思います。そういったことを再度検討するという方向はないのか、最後にお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今回合築という選択肢をとったわけでございます。将来におきまして、今用地のことで大変ご迷惑をおかけしておりますが、今のところは合築ということで行きたいと思っておりますので、将来についてのことは今のところわかりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、場合によっては柔軟な対応も含めて、なるだけ計画が前に進んでいくように、またご尽力をお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

4問目の質問であります。空き家の有効利用ということでお聞かせ願いたいと思います。

空き家になった家は、やがて草が茂り、野良猫のすみかになったり、空き巣、火災、災害時の倒壊などの危険があらわれてきます。ふだんの景観にも影響を与えます。近年の空き家の増加は顕著で、平成25年の調査で全国の空き家の数は820万戸、13.5%であり、そのうち高知県は全国で3番目に高い16.8%、本市に限ればさらに高く21.6%、実数で総数1万2,030戸のうち、2,600戸が空き家となっております。こうしたことから、国は平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、本市も香美市空き家等対策計画を立てました。

本市の空き家に対する補助事業は、空き家バンク、空き家改修費等補助金、老朽住宅除去事業補助金があります。このほか、トイレの改修補助金やリフォーム補助金などもあわせて使えると思います。これらの補助は一定の資金などがある方には有効ですが、若い移住者で、これから資産を形成していく過程にある人などには敷居が高いものがあります。やはり賃貸で、最初の移住の基盤ができることが望ましいと思っております。

現在の空き家バンクの中に賃貸の事例はあります。しかし、多くの貸し手としては継続した手間を考えてしまい、近くに住んでいるのでなければなおのこと、売買を優先してしまうものだと思います。

①、それではお聞きをしていきます。

昨年お聞きをした空き家調査では、以前であれば簡易な改修や家財具の撤去等で入居可能としていたものが、改めて調査をすると、大幅なリフォーム改修を要すると判断さ

れる状態へと悪化していたという報告があったように思います。

そこでお聞きいたしますが、最新の調査におけるA・B・C・Dのランク別で示された空き家の件数、これの実数をお知らせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 森田雄介議員の空き家の有効利用のご質問についてお答えいたします。

市内全域を対象とした空き家調査の最新状況についてお答えいたします。

香美市では、空き家についてAからDランクまでの4ランクに分けており、住居として改修の必要がなく、即使用可能なAランクが3件、建具の補修や備品修理など軽微な改修が必要なBランクが283件、雨漏り修理や水回りのリフォーム等、相当な改修が必要なCランクが872件、屋根に穴があいているなど改修がほぼ不可能と見込まれるDランクが304件の、合計1,462件となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 済みません。僕これ資料を構えておけばよかったんですが、前年度との比較をしないと、ちょっとその傾向がわからないんですけれども。以前、私がこの手元にありますもので言うと、先ほど言いましたBランクが去年度であれば293件、先ほど課長のおっしゃったように283件ということで、10件Bランクが少なくなっております。Cランクで言いますと合計で昨年度が842件、これが先ほどの課長のご報告で872件と30件ふえておるということです。もちろんDランクにしても若干ふえております。総数も1,436件であったものが、先ほどご報告があったように1,462件にやはりふえておるというふうなことがあります。これさらに、前年度の平成27年度から見ても同じ傾向であります。また、今合計でご報告をいただきましたけれども、実際には地区別で把握をされておるのではないかなと思います。

その地区別でいいましても、特に物部地区のCランクが非常に多くて、また、Cランクへ移行する物件が多くて、そのほか香北、土佐山田と。土佐山田の中でも山間部と都市計画区に分けておりますけれども、その順番でもともと簡易な修繕で入居可能としていたBランクからCランクのほうへ移行をしていく件数というか、そういった空き家の状態が出ておるということが読み取れております。さらにこの土佐山田の中心部でいいますと、中古住宅といっても民間業者を介して買い手がついているということもお聞きをした覚えがあります。そういったことからいいますと、人が住まなくなりやがて防災上問題が出てくるというのは、物部地域の状況が一番深刻であるということだと思えます。この物部の状況を改めて今私説明をさせていただいたわけですがけれども、今までと同じ対応でよいのか、現段階での受けとめがありましたら答弁を願います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど森田議員がおっしゃいましたように、年々ふえてはおりますけれど、最初に全域調査を完了した2年前、平成27年2月時点からいいますと、全体では合計33件ということで、先ほども議員さんがおっしゃいましたように、香美市空き家等対策計画も防災のほうでも策定されておまして、空き家活用やまたは老朽住宅除去事業なども活用されておまして、空き家の数は微増ではあります、そんなにふえてはない状況とっております。

今後も地域住民の生命や、また財産を保護するためにも、空き家の抑制また活用を一層促進するために、空き家バンクの活用などいろいろな施策を頑張っていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 空き家の状態なんですけれども、BランクであったものがCランクに、ちょっと改修が大幅に必要というふうにもなっているという点がありますけれども、数はふえなくてもそういうふうに家が傷んでいく状態もあると思っております、その点どのように捉えているのか、再度見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 年々傷んでいくということはもう仕方がないと思っております。かなり、もうDランクとかになってほぼ改修不可能、屋根があいているとか、危険な家屋になれば、それこそ老朽住宅除去事業とかも活用になろうと思っておりますし、今後空き家バンクなどを活用して、なるべく人にも住んでいただくような形ということで、BからCとかCとかDになるべく進まないような、方向では考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、②の質問に移らせていただきたいと思います。資料をごらんいただけたらと思っております。この資料につけてある下の、高知新聞の記事の欄をごらんください。中ほどから梶原の支援の状況が書かれておりますので、ご紹介をしたいと思っております。

「移住者支援では、空き家を家主から10年契約で町が無償で借り受け、リフォームして移住者らに貸し出す事業に13年度に着手し、今年」、この記事が平成27年、2015年度ですが、「4月末までに16棟を改修。1年間で計37人が移住した。さらに、町からの紹介住宅には6人が居を構えた。計43人の移住者の平均年齢は37.3歳で、18歳未満は9人。」こういうふうにあります。

また、この資料ではないんですけれども全国商工新聞、これによりますと、四万十町は、県の空き家活用促進事業を使い、町が空き家の改修・貸し出しに取り組んでおることとあります。この四万十町の取り組みは資料の上の段、高知県空き家活用促進事業の費用負担イメージということで書かれておるこの事業であります。国50%、市町村50%で、合計900万円の事業が可能だというものであります。

町は、固定資産税と同額の借り上げ料を所有者に払い、改修費を負担をしますが、家賃収入を得れば自治体の持ち出しはゼロで済むというふうに聞いております。物件にもよりますが、借り主は2万から3万円の家賃で借りることができます。町が管理することで安心感が生まれ、また、懸念事項も和らぎ、所有者からの空き家の提供が進んでいるということだそうです。こちらも定期賃貸期間が終了後、提供者には物件が戻ってきます。本市もこういった取り組みを検討してはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に基づきます空き家促進事業は、基本補助限度額が先ほど森田議員がおっしゃいましたように900万円となっております、財源内訳は国費が2分の1、県費が4分の1、市町村費が4分の1となっております。

事業の概要といたしましては、空き家所有者と定期借家契約を締結し、10年から12年間空き家を借り受け、当該事業により耐震性の確保と住宅性能向上リフォームを行い、公的住宅として活用するものです。公的住宅を賃貸住宅として活用する際、市町村が支出する4分の1の事業費に対して、月々の家賃収入により補填を見込むことは可能でございますが、賃貸期間中の維持管理費や改修費に加え、また、入居者がいない期間も考慮すると、実質負担はゼロではありません。

一方、本市では平成27年2月26日に施行されました、空き家等対策の推進に関する特別措置法の第12条及び第13条に基づきまして、所有者による空き家の適正管理や活用とあわせて、移住促進を目的といたしました空き家バンク制度を運用しております。

この2つの事業について、費用対効果や香美市の空き家の現状を検討いたしました結果、空き家バンク制度による空き家活用のほうが優位であることから、空き家バンク制度を積極的に取り組んでおりまして、現時点では空き家活用促進事業に取り組む予定はございません。

また、本市では先ほど森田議員がおっしゃいましたが、高知県移住促進事業費補助金を活用いたしました、空き家改修費等の補助事業を推進しておりまして、移住希望者が居住するための空き家改修工事に対して補助金を出しております。平成28年度では3件の補助金申請がありました。今後も空き家活用の促進を図ることで、空き家の適切な管理を促すとともに、移住定住の促進につながりますよう空き家バンク制度を通じて、空き家改修向けの補助事業など、また、そのほかの移住定住対策とあわせて、積極的に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） もともと空き家バンクの制度をつくるときに検討をした、特に費用対効果などを中心に判断をしたというふうなお答えであったと思いますが、最後

のほうにも課長がおっしゃったように、全体としての効果も狙っていかなければならない。特に私、今回少し防災面のところからも1問目では言及をいたしました、地域の中で空き家がふえるということで、その景観を含め防災面でも問題が出てくる、そういった面で移住促進効果。そして、もう1点、少なくともそういった点を総合的に考えたときに、移住者がふえてもらいたい、そして、空き家バンクでということでありませけれども、この空き家バンクは先ほど言ったように市の費用対効果もあると思うんですけど、実際移住をされてくる方の費用対効果っていうんですかね、生活プランというのがあると思いますので、そういったところにマッチをすることが非常に重要じゃないかなと思います。そういった移住をしてくる一人一人の暮らしのあり方に共鳴する視点、こういったものがより行政支援が的を射たものになっていくというふうに思うところです。

この若い子育て世代の移住を考えるという、そういった視点で今私の提唱するこの空き家の活用の促進事業の取り組みの予定はないというふうなことであつたんですけども、この総合的な判断、若い人の移住、そして空き家の維持管理、そして地域の防災対策と、この三方よしのこの政策であるというところで、さらに実際に移住者が入らなければ改修がゼロという見込みではないということでありましたけれども、限りなくゼロに近いし、空き家バンクの場合であつたとしても、その費用負担はあるということでもありますので、これ新たに今の制度に選択肢としてふやしていくということはできないのか。これ行政もよしということになれば、三方よしを四方よしというふうにもなっていくと思いますので、再度全体の効果とより移住してくる人に、寄り添った視点という意味でこの事業をふやすという見解はいただけないのか、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほど三方よしということで、移住対策とかいろんなことで空き家バンクに登録していただいたら、A B C Dランクの空き家のほうも廃墟とかいろんなことにもなりませんし、これからまた移住のほうも皆さんに入っていただくということで、移住のほうも目標のほうは今20組を超えておまして、21組24人移住になっております。今のところは空き家バンク制度のほうを活用いたしまして、そちらのほうで積極的に推進していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） なかなか、今一生懸命取り組んでおることが中心になっておりますが、また時期を見て、この取り組みを検討することを求めることになるかとは思いますが、またその時期にはまた検討を願いたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 42 分 休憩)

(午前 11 時 00 分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 2番、小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答にて質問します。

本年3月末には定年退職を迎える、ここにおられる課長クラスの管理職が数多くいるとお聞きしています。人事異動は市長の専権事項であることとともに、順次お伺いします。

まず、去年の人事異動では、定年退職された産業振興課長が再任用で再び産業振興課長に就任されました。お断りしますが、この質問は課長の能力を問うものではございません。市長はどのような考えを持ってこの人事を行ったか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 人事異動に関してお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、地方公務員の定年の年齢は60歳というふうに今定められておるわけでありまして、この60歳が定められた時代からしますと、今は随分変化をしております。健康長寿というような社会でございます、多くの方が60歳以上でも活躍をしておるわけでありまして、今や還暦を祝うというような風習も廃れつつある状況でございます。見方はいろいろありますけれども、国においてはこうした社会の変化を背景にしながら、年金とか定年の年齢を引き上げていっているような状況がございます。公務員の定年制度について抜本的な改正はされていないわけでありまして、その中に再任用制度を導入するというふうな状況にあります。

再任用で課長以外の方もおられるわけですが、再任用で課長ということになりますと、当然ながら他の課長と同様に働いていただかなければならないし、同様に責任を負うということになります。給料のほうは現職の70%、あるいは65%というふうに、一方では安い給与に下がるわけですが、責任だけは残るという状況です。既に定年の退職というのは予定されていますので、定年後の計画も既に持っておられる方が大半でありまして、こうした方に残って課長で頑張ってくれというのについては、大変難しい面もあるわけでありまして。

こうした中で平成28年度、今議員のほうでお話がありましたように、課長職の再任用を実施いたしました。実施したことによって複雑な課題を抱えておった課、複雑な困難な事務を抱えていた課員が、頑張っておそれぞれ事業を整理し、そして新しい事業環境も構築して、現在順調に確実に事業がそれぞれ進んでおることを見ますと、私は、この私の判断はよかったというふうに考えております。こういう形がなければ今の状況はな

かったのではないかというふうにも考えますので、私は再任用課長として実証したことについては、誤りのない判断であったというふうに確信をいたしております。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 市長の再任用は間違いなかったということですが、次に移らせていただきます。

再任用の職員が課長職につくことに対して、班長クラスの現役の思いについてお伺いしますが、私が思うには役人が仕事をする上でのやりがい、喜びの1つとして、課長職につくということは大きな部分を占めていると考えるところです。職員のやる気を出させるのも市長の役割と考えますが、このような人事を行うとやる気がなくなるのではないかと思います。現役の思いを市長はどのように推察するか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 再任用課長につきましては、行政事務事業の確実な推進については当然求められるわけでありまして、したがって、相当の知見、実力、指導力があると認められる方でないと、私はお願いをできないというふうに考えております。その点について、現職の職員から問題があったとか、そういう期待に応えてないというふうな指摘はこれまでいただいておりませんので、私は十分にその目的、もくろみというのが全部果たされているというふうに考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それでは、次の質問です。

市長は本年3月の人事異動においても、定年を迎える職員の再任用で課長職に就任させることを想定しているのかお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

次年度におきましても私は実施をする予定であります。課長退職予定者が9名ということでございますので、さまざま考えました。考えましたが、その結果制度の活用は必要であるというふうに判断をいたしております。幸いにして実力、意欲を備えた若い職員が次々今育ってきておりますので、こうしたことを長く続ける必要はなくなるというふうに考えてはおります。

本年、年頭の挨拶でも職員の皆さんに申し上げましたけれども、年功序列ではなく能力を重視した市役所へと変わっていく、そういう年にしたいということをお話を申し上げます。若くても意欲を持つ方、香美市の発展に携わろうとする職員をぜひとも生かしていくような取り組みにしていきたいと思っておりますが、今は非常に職員の年齢構成が偏った状況になっておりますので、こうした状況の中で一気に変化をする、あるいは混乱をするということは避けてまいりたいと思っておりますので、次年度におきましてもこうした制度を活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 次の質問です。

退職した課長を再任用で課長にするくらいなら、国・県の職員を本市の課長に登用して新たな風を入れ、その後の国・県とのパイプづくりをしたほうがよほどよいと思いますが、市長の考えをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをします。

県との人事交流は現在行っておりまして、県からも派遣をいただいております。派遣をいただいております職員につきましては、大変すぐれた方ばかりだというふうに思っております。市としても大変ありがたく思っております。市の職員につきましても、大変そうしたすぐれた職員が来ることによって刺激を受けておりますし、いい効果もあらわれておりますので、引き続きこうした県との人事交流は続けてまいりたいというふうに考えております。

ただし、県との人事交流におきましては、これはバーターであります。一方的に派遣を受けるわけではありません。市のほうからも派遣をしなきゃいけない。バーターであるということは、当然有能な職員を送ってくだされば有能な職員を我々も送って、さらに勉強を県でしていただくということになっております。

今、議員がご提案をいただきましたように、国・県のほうの課長級の人事交流をやるかどうかということでもありますけれども、大変すばらしい提案だというふうに思います。私も大変そのことには関心を持つところではありますけれども、国・県からも同様に評価をいただけるような職員を派遣をするということになりますと、条件が少し限られてくるのではないかとこのように思っております。直ちにこの場で明確な回答はできませんけれども、将来的なこともございますので、よくよくこのことについては検討をして、我々も国や県と交流を活発にやって、香美市の行政の底上げをやっていくということはこれは大事なことでありますので、よくよく検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 今、国と県と交流ということでもありますが、やっぱり人材不足ということではないかと思えます。

そして、私が市長に対して言うべきことではないかもわかりませんが、私もここに入って来て、結局は課長職一存で決まるような体制が多いんじゃないかと思えます。そして、私の言うこと聞かなくても結構ですが、結局課長職というのはその下における班長、係長、それに事業内容の8割9割やらせて、そして、その1年生、2年生、3年生の職員を課長が教育し、最後のときの問題は、課長、班長と皆でやって、市長に提案をするというようなことにして、やっぱり人材がないということは再任用して、課長職につけないかということでもあります。そこら辺よろしくをお願いします。

それでは⑤、次の問題に移ります。

昨今、女性の活躍が叫ばれております。今、執行部側を見ますと、市長、副市長、教育長を除いて、議会事務局長を加えると22名の管理職の方がおられます。そのうち男性は19名、女性はわずか3名です。課長級の職員になる資質に、これほどまでの男女間の差があるのか不思議なくらいであります。本市における女性課長の登用について、市長の見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 課長につきましては男女の差なく、また、年功にこだわらず意欲、能力を重視して、ふさわしい方に仕事をしていただくことが大切だというふうに考えております。香美市役所には多くの女性職員がいますので、ふさわしい方もたくさんおられるというふうに考えております。

今後、そうした点で意欲、能力をしっかりと見せていただく、これが大事だというふうに思います。そのことが市民の皆さんに納得のしていただけることだと思います。確かに女性の課長をたくさんふやすということはよろしいことだというふうには思いますけれども、やはりそこは意欲と能力を備えた方でなければなりませんので、そこは男女の差はなく、ひとしく見させていただいて、登用していきたいというふうに考えます。

○議長（小松紀夫君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 最後に申し上げます。

組織は人によって成り立っています。よい組織か悪い組織かはそこにいる人次第です。ですから、よい組織にするには人を育てなければなりません。当然のことです。市役所をよい組織にするということは、市民を幸せにすることにつながります。人を育てる人事も必要であることを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 小松 孝君の質問が終わりました。

次に、6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。私の質問を始める前にお知らせをいたします。私の通告の中で、5番目、家庭ごみの個別収集についてを項目に上げておりましたが、前日の同僚議員の質問で担当課よりご答弁をいただきましたので、私の質問は取り下げたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に、生活困窮者対策支援事業について質問をいたします。

生活困窮者自立支援法は平成25年に成立し、平成27年度から施行されました。生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に制定されています。生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっており、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業と住宅確保給付金の支給事業は必須事業とされています。また、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業などが任意事業となっています。本市は、この事業を社会福祉協議会に委託し

ています。

順次、質問をさせていただきます。

①です。任意事業については、お手元に配付をさせていただいております資料1を
らんください。

この資料は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課が全国の福祉事務所設置自治体にお
ける事業実地状況を国において把握するために調査しているもので、昨年の4月14日
から5月6日の調査期間の資料です。回収率は100%ということです。本市は、任意
事業として何の事業を行っていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 濱田百合子議員の生活困窮者対策事業についてのご
質問にお答えいたします。

平成28年度から家計相談支援事業を実施しており、平成29年度には一時生活支援
事業も実施予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、来年度から一時生活支援事業も始めるというこ
とで、任意事業としては1つあり、1つは追加されてということ伺いました。

それでは、次の②に移ります。

平成27年度、平成28年度の各年度の相談件数と相談内容について伺います。また、
対応している支援員は何人でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

平成27年度の相談者は40名です。相談内容は、収入・生活費のこと、病気や健
康・障害のこと、家族問題・人間関係、仕事探し・就職についてが上位を占めており、
合計で119件の相談があります。

また、平成28年度相談者は43名です。相談内容は前年度と同じく、収入・生活費
のこと、病気や健康・障害のこと、仕事探し・就職についてが上位を占めておりますが、
新たに、食べるものがない、住まいについての相談割合が多くなり、127件の相談を
受けています。

対応している支援員は、自立相談支援事業として3名、家計相談支援事業として1名
です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 相談件数は119件と127件、余り変わってはないよう
な気がしますけれど、やはり相談内容を見ますと、平成28年度が住まいのこと、食べ
るものがないということ。本当にこの深刻な相談が寄せられているという状況がわかり

ました。それで、それに対応している方が、自立相談支援事業に当たっている方が3名、家計相談支援事業というのは去年度から始められたということで、それに対しては支援員の方が1名従事されているということですが、この人数で対応ができていますか。その辺の状況とかを社協からお聞きしていただいたら、お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

確かに相談件数からすれば職員数は少ないとは感じておりますが、現員で社協のほうは対応していただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 職員数が3名ということですが、1名が家計相談支援事業、この職員要請については、社協のほうから何かご相談とかはなされていますでしょうか。対応できないかというようなことはなかったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がさきの議会で社協の職員数についてご質問をされたときに、職員数は順次ふやしていくという答弁をさせていただきましたが、新年度に社協職員の正職員採用の予算をとっておりますので、順次対応していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 中身を見ますと、住まいについてという、住むところがないということでしょうか。平成28年度にその内容が加わっているということをお聞きしましたが、必須事業の中で住宅確保給付金の支給事業というのがございますけれども、これは離職などによって住居を失った方、また、失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間家賃相当額を支給する事業になっていますが、この事業を効果的に使えている状況なんですか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

この事業は、生活困窮者支援事業が始まる前は生活保護のほうで持っておりましたが、そのころからこの事業を使ったことはございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この事業を使っていないということですね。そうしたら、この住まいとかの相談を受けた場合にはどういう形で、この自立相談支援事業の中でやっているとは思いますが、どういう形で対処されているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 住まいのないことについての相談は受けております

が、それで職員等が安い家賃の住宅などを探してあっせんしていると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この必須事業に上がっていますけれども、住宅確保給付金の支援事業については、これは予算にも上がっていると思うんですが、これはどういうふうな形で使ってきているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 先ほど申しましたように、需要といいますか要望がございませんので、この予算については使っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の質問に行きます。③です。

地域を回っていますと、生産年齢層の方々が何らかの理由で仕事につけず、家庭にいるように思います。全国ひきこもり家族会連合会が、昨年この法に基づく自治体の相談窓口のうち、地域や人口規模などに応じて選んだ215カ所を調査しています。その中で、40代のひきこもり経験に対応した自治体が62%あり、50代のケースも多いという結果が出ました。報告では、ひきこもりの高齢化が問題化されていました。本市の状況はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

生活相談センター香美の生活困窮者自立相談支援事業において、平成27年度、平成28年度のひきこもり者に関する相談は4件あり、40代、50代は各1名ずつでした。なお、サンプル数が少ないため、香美市全体の傾向を推しはかることはできません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 40代のひきこもりの方が4件ということですがけれども、もう今からですと4年ぐらい前になるんですけれども、テレビでも放映されましたし、新聞の地元紙にも掲載をされました。秋田県の藤里町の社会福祉協議会が、町民との定期座談会で協力を求め、PTAの役員や同窓会幹事にも支援が必要な人に心当たりはないかと呼びかけ、そして、候補に挙げられた方の家を訪れた結果、対象者約1,300人の8.7%に当たる113人が該当をしたということで、おせっかいをして外に連れ出し、就職する人もあらわれているというような内容でございました。

私は、いじめが原因で中学1年生のときからひきこもっている女性が市内におりまして、その方と再三アプローチをしてきたわけですがけれどもなかなか会えませんが、今27歳なんですけれども、5年間ずっとお母様にアプローチをしてきた経緯があります。昨年お母様がお亡くなりになりまして、夏から社協のほうに支援をお願いをしまして、

何とか月1回の外出ができるようになりました。最近では、自分でバスに乗って買い出しに行けるようになっていきます。料理はできるようなので、何かアルバイトから始められないかと思っていますところでは。

家族の方はどこに相談したらいいのかわからないまま、自分が元気なうちは子どもさんが幾つになっても、自分が何とかしなければという認識で過ごされているのではないのでしょうか。家族に何かあってからでは遅いこともありますし、支援は早いほうがいいと思います。相談者を待つ状況だけでは、ひきこもっている方の支援にはつながらないと思うのですが、そのあたりの見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 議員のおっしゃるとおりだとは思いますが、ただ全体的な傾向を把握するためには、まず調査をする必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 4件今までひきこもりの相談があったということで、私はもっと多いんじゃないかなと思っていますところなんです。先ほど課長が調査をしないとわからないというようなこととする必要をおっしゃってましたけれども、どのような調査がいいのか、どのようなやり方がいいのか、ここではっきり私も言うことはできませんけれども、本当にひきこもっている方は困っている方であり、何らかの支援を必要としているけれども、それをよう表に出さないっていうようなところがあると思うんですね。家族の責任ではないという部分が要因になっている部分もございますので、その何らかの対応をしていくというような調査も含めて、その辺のことをぜひ考えていただけたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

ひきこもりに関しましては、先ほど言いましたように実態を把握するためには調査の必要があるかとは考えますが、ただそれをどこがやるかというところまでは全く考えておりませんので、また検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ④に移ります。

今、自立相談支援事業と、そして、今需要がないとおっしゃいましたけれども、住宅確保給付金の支援事業というのが必須事業としてあるわけなんです。それで、去年から家計相談支援事業が任意事業として本市が始められたということで、さまざまなケースを対応してきていると思いますが、その評価と今後の課題を伺いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

相談窓口としての認知度が深まり相談件数も増加しており、事業としては定着してきたと思われま。また、生活保護業務との連携が密になり、経済的な困窮者に対する支援は強化されてきたと考えております。

課題としましては、メイン事業である自立相談支援事業は、社協のほうが多岐にわたる上、1人の相談者につき平均3項目ほどの問題を複合的に有しております。そのため、包括的な支援に対するアセスメントに時間を要しており、当事者の本質的な課題を早期に関係機関で共有できない状況となっております。

また、相談支援における出口となる就労先、就労訓練機関、孤立している方の居場所等が圧倒的に市内に不足していることが挙げられます。そのため、相談が終結に至らず、自立支援相談員が長期間にかかわり続けていく状況となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 相談窓口は認知度が上がってきて対応の件数がふえている状況を見ますと、そうなのかなと思いますけれども。この課題の中で申されましたアセスメントに時間がかかるとか、それから、関係機関に早期につなぐことができなくて共有をできていない。そして、就労先とか就労訓練場所、そして、居場所がないというようなことの課題が出てきたわけですけれども。この課題に対しては、今の時点でどのような対応をしようかということをおの支援員の方、社協の職員と、そして福祉事務所のほうで、そのような課題に対してどういうふうにするかというようなことの協議というのはされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 昨年度は福祉事務所側の体制の不備で情報共有等ができておりませんでした。本年度につきましては、社協の課内会のほうに職員が必ず参加して情報共有をしております。その課題につきましては、出口の問題につきましては社協だけではどうすることもできず、やはり地域の民間の企業、そして施設等の協力を仰ぎながら、出口づくりをしていきたいと考えております。

また、アセスメント能力につきましては、このように多くの課題の相談を受けておりますので、徐々にスキルアップしていくことで解決する課題と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 社協のそういう会にも参加をされるということをお伺いしたので、前向きに対応をされていくことだとは思っています。

やはり関係機関と連絡をとり合って、連携して課題に対してということが第一じゃないかと思っています。その支援員の相談を受けた方だけの悩みも、いっぱい出てくるだろうと相談者も思っていますので、支援員の方もね。だから、それをみんなでこう課題を共有し

て、どこから手始めに始めていくかプランを立てて、その人の個人プランを立てて、自立まで計画を立ててやっていくというようなそのプランづくりですね、一番大事だと思うんですけども、その自立相談支援事業の中でプランをつくってしていくということが、それを目指してやっていくということの理解でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 議員がおっしゃるとおり、その方にあったプランづくりを目的に事業を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その任意事業の中に就労準備支援事業というのがございます。本市は家計相談支援事業をやっているわけですけども、この就労準備支援事業っていうのも、もちろんこの名前のおり就労に向けた支援や就労機会の提供をすることによって、困窮した生活に陥らないような支援体制を構築することが目的で、この支援事業があると思うがです。福祉事務所の中に生活保護の方、被保護者の方に対しての就労事業っていうのがあると思うんですけども、そういう事業と一体的に就労に向けた支援を今現在されているのでしょうか。この法とともに被保護者就労支援事業も今市はやっていると思うので、それと一体的に実地をしている状況なのかどうか伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 事業自体は取り入れてはおりませんが、生活保護班のほうに就労支援員がおりますので、その方の協力を仰ぎながら、生活困窮者の就労支援についても事業を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ということは、一体的に事業としてはやっているということと理解していいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 先ほどのお話の中では、相談窓口の認知度が上がってきたというお答えがあったと思うんですけども、確かに相談件数が119件から127件とふえてはきています。ただ、一般の方がその存在がわかる広報紙といいますか、チラシというかパンフレットみたいなものはつくられているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

社協のほうでこういう（資料を示しながら説明）生活困窮相談センター香美というパ

ンフレットをつくっておりますので、これは各家庭のほうにお配りしているんじゃないかとは思いますが。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 済みません。私の認識不足だったようです。

福祉事務所の窓口の方に、この生活自立支援法のもとの困窮者支援対策事業についてのパンフレットありますかって尋ねたときに、福祉事務所のほうになかったのですね、その窓口の方に聞きましたら。なので、つくられてないかなという認識を持ちましたので質問をさせていただきました。

私高知市に行きましたときに、こういった生活困窮者自立支援法が施行されるときに、高知市はつくってるんですけども、平成27年4月1日からということで、カラーで「ひとりで悩んでいませんか!？」っていうような大きな見出しで、あったのがすごいすっと目についたんですね。これ福祉事務所の前と、そして社協の生活相談コーナーに高知市ですけどあって、すぐに目についたのでちょっととって来たんですけども、お金がなくて食べ物も底をつきそうや。収入が不安定で先が見えない。社会に出たいけどきっかけがない。解決策が見つからなくて悩みがある。そんなことを1人で悩んでいませんかっていうような呼びかけのこういうのが（資料を示しながら説明）ありましたので、こういうのがあれば、ちょっと相談してみようかなというようなことにもなるんじゃないかなと思ひまして、こういうものをつくってぜひ窓口で備えつけてたらどうかなと思ひたもので、質問をさせていただきました。そういったものがあるようでしたら、またその冊子の必要もないかと思ひますので、ちょっとハードな厚目の用紙で1枚でもいいと思ひますが、またそういうのも窓口と関係の部署にちょっと置いていただいたらいいかなと思ひるところですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 社協でつくっているパンフレット、事務所のほうにも置いてあったと思ひますが、ちょっとないようであれば、また置くようにしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。⑤です。

高知県の子どものうち、ひとり親家庭や生活保護受給世帯など厳しい環境で生活している子どもの割合は、平成27年の調査では12.4%で、全国平均の8.0%を上回っています。本市の状況はいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

本市は11.1%となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 全国平均の8.0%は、本市の場合上回っているという状況がわかりました。

昨年私の9月の質問で、居場所づくりの質問をいたしましたときに、そのときの答弁では、就学援助率が昨年9月1日現在で315人、19.2%ということをお伺いをいたしました。こちらのほうは、毎年ふえてきていっている状況があります。しかも就学援助費受給の基準が生活保護の1.0倍となっており、生活保護費を受給できる世帯と同じ水準の方々ということですから、11.1%と課長がおっしゃいましたけれども、就学援助を受けている方も加味しますと、本市の状況は子どもさんの状況を見ますと、非常に厳しい環境の子どもの割合が高いのではないかと、そして、子どもの五、六人に一人が貧困状況にあるのではないかとと思われるんですが、そのあたりの見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 先ほどお答えしました11.1%という数字は、17歳以下、高校生以下で3,343名、4月1日現在でいるんですが、児童扶養手当の受給者から拾ったものですので、その中で当然所得制限で扶養手当をもらってないとか、また、事実婚関係で手当をもらってないという方は省いておりますので、本当に厳しい家庭の児童数が11.1%と認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 厳しい環境の子どもさんが11.1%いるということの実態がわかりました。

それで、次の⑥に質問に移ります。お手元の資料2と、それと裏に資料3がありますのでごらんください。

これは、本市はしていませんけれども、任意事業の中に子どもの学習支援事業というのがございます。この資料の2を見ますと、委託先のところが社会福祉協議会やその他の法人などが多くなっております。そして、裏の資料3をごらんいただきますと、支援対象者、その支援を受けている子どもさんですけれども、その学年別と、そして世帯状況の棒グラフがございます。学年では中学生が一番多く、世帯では生活保護世帯に次いで就学援助受給世帯やひとり親世帯が多くなっている状況があります。このような状況の中で、この支援事業を使われている自治体もいるということでございます。

ある市内の方からですけれども、その方は小学5年生と弟さんがいらっしゃる母子家庭の方でしたけれども、ひとり親家庭の保護者から、算数がわからないみたいで困っています。塾は高くて行かせられないし、送迎もできないという相談がございました。市内にも塾はございますけれども、やはり毎月の塾の費用は、こういう困窮している家庭ではとても塾の費用は出せない。そして、また親もフルに働いて、パートを掛け持った

りして働いていますので、なかなか子どもさんの送迎というのは、山田まで来てとか、山田の町内でもなかなか送迎ができないという親の就労状況があるわけです。

子どもたちへの貧困の負の連鎖を断ち切っていくためにも、このような学習支援事業、これを実地していくべきではないでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

貧困の連鎖防止のためには学習支援が有効であるとは言われていますが、反面、貧困家庭の子どもたちの学習意欲の低下や保護者の関心の薄さも言われております。したがって、事業実施にはニーズ調査、実施内容、参加意欲への向上、学習支援員の確保等課題は多いですが、関係課と協議しながら、前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 貧困の負の連鎖を断ち切るところでは、その必要があると課長も感じているということですが、なかなかそのニーズ調査をしないとこの辺のことがわからないということをおっしゃっていますが、前向きにということをおっしゃっていただきましたので、このニーズ調査というのは、近いうちにそのような方向があるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） そこまでは考えておりませんが、実施するためにはやはりニーズを調査する必要があると考えております。随分前に生活保護の関係で学習支援の質問が出たときには、保護世帯の対象者数が少ないということで実施しないというお答えをしたと思いますが、今回貧困家庭ということになりますと相当数いらっしゃると思いますが、ただ全ての方が参加するというようなことにはならないかと思っておりますので、やはりニーズ調査は必要かと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 来年度、国の補助もいただける事業なので、来年度国は、子どもの学習支援事業として35億円、前年度比で2億円増を充てています。既に南国市、高知市、香南市はこの事業を実施しています。最近の新聞にも出ていましたけれども、大豊町では、来年度秋より中学生のために公設学習塾「ゆとりすとチャレンジ塾」を開講するという記事が出ておりました。

少し私が調べました。お隣ですけれども、「香南市チャレンジ塾」という名前でやっているので、赤岡町と野市町の2カ所でやっております。平成26年度に31名、平成27年度が59名、平成28年度が11月末現在で、今年度46名の入塾生があって勉学に励んでいるということでございました。そして、去年、一昨年、ここの塾を出た方は全員高校に進学ができたということでございます。

香南市の福祉事務所長にお伺いをいたしますと、このチャレンジ塾は単に学力向上だけでなく、3年間クラスが違えば出会う機会がなかった仲間とも出会い、活動ができる居場所づくりであるとも勘案すれば、高校進学後における悩みなどをつながりのできたより多くの仲間と相談し、お互いが解決できる、そういう糸口にもなるのではないかと考えています。子どもと保護者、双方の支援につながり、一定の成果が上がっているのではないかと述べられました。香南市のほうも平成27年度にこの制度ができましたので、平成27年度からはこの制度を有効に使うって、国費が2分の1、市の持ち出しが2分の1ということでやっていらっしゃるということでした。

ほかの自治体もやってるところありますので、自治体の状況もお聞きしながら、やはり前向きに検討をして、そして、その状況をまずは生活保護だけじゃなくて貧困世帯、11.1%っておっしゃいましたけれども、この方たちも含めたニーズ調査ですね、やっぱりそういうことを早急にさせていただいて、居場所づくりにもなっているということなわけですね、居場所っていう相談内容。これは子どもさんの相談とは違っていると思うんですけども、やはりそういった悩みを抱えている親御さん、子どもさん自身も、居場所がない部分でも悩みを抱えている子どもさんもいらっしゃいますし、勉強がおもしろくない、できないのその連鎖じゃなくって、わかって楽しい、友達と一緒に勉強をしてわかり合える環境、すごく大事だと思うんです。それをぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、学習支援も居場所づくりに含まれると思います。ただ、学習支援となると、本当に長いスパンで見ていく必要があります。ある研修会で講師の方が、支援者側が先に諦めることなく、根気強く継続することが子どもの環境改善につながるとおっしゃっておりましたが、まさにそのとおりだと思っております。ですから、学習支援につきましては、運営方法について十分な論議が必要と考えております。

また、福祉事務所でちょっと懸案事項といたしまして、学習支援を行うに当たって社会的な不利益を負わないということが必要と考えております。学習会に参加することイコール生活困窮者と判断されないような配慮と、また、保護者と子どもが安心して参加できるような環境づくりを進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 社会的不利益にというようなことを言われましたけれど、やはり全国的に見ても、そして高知県、この香美市においても、やはり親も何とかしたい、子どももわかりたいって思っている方はいるわけですよ。1人でも2人でもそういう対象の方がいたら、やはりじゃあ、その子のために何ができるんだろうかということをもまず第一に考えて前に進んでいくと、そういう姿勢が大事じゃないかなというふう

に考えるところでございます。今後、前向きに検討していただけることを願っています。

それでは、この1の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時、昼食のため休憩とします。

（午前 11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、午前に引き続きまして質問をさせていただきます。

質問の2番目です。生活保護制度について質問をいたします。

生活保護制度は、働いているかどうかにかかわらず、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。権利として最低生活の保障を請求できる制度です。

本市の昨年10月の調査では、生活保護世帯のうち高齢者世帯が6.2%、障害者世帯が11.2%、傷病者世帯が20.1%、母子世帯が2.3%、その他の世帯が4.3%となっており、3年間を比較しますと高齢者世帯がふえている傾向にあり、また、傷病者も多い傾向にあると伺えます。

さまざまな理由で生活に困窮する事態になったとき、できるだけ気軽に相談に行ける環境にあることが必要だと思います。また、できるだけ近くで相談に応じてくれる体制をつくり、丁寧に対応することが求められます。現状をお尋ねいたします。

①です。

生活保護を申請するための窓口はどこになりますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 濱田百合子議員の生活保護制度についての質問にお答えいたします。

申請者または代理人が本庁舎の福祉事務所まで出向いていただくことが可能であれば、保護班で申請手続をしていただきます。しかし、それが困難である場合は、香北支所、物部支所、繁藤出張所での提出や、まれなケースではありますが、病院等に職員が出向いて申請に応じることもできます。このように、ご相談があればさまざまな個別状況に配慮しながら対応しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 香北支所、物部支所、繁藤出張所のほうにも出向いてとい

う体制がとれているようで安心をいたしました。この出向いていかれる方は、地区の担当のケースワーカーの方が、連絡を受けて対応をしている状況なのでしょうか。

それと、相談者の方に交通手段がなくて、自宅まで出向いていくということもあっているのでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申しあげました支所では、申請者の交付受付はできますが、新規のケースなどの相談につきましては、面接相談員が赴いて面接等を行っております。

家庭まで出向くということは余りございませんが、どうしても出てこれないという方についてはそのようなケースもございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 相談に乗ってもらいたい方は、香北支所や物部支所のほうに電話があったときには、本庁の福祉事務所のほうに職員の方が連絡をすぐとってくれる体制になってるということで理解していいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） おっしゃるとおりです。

それで、申請書がもし支所のほうへ出ましても、支所で受け付けた日が申請日となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

生活保護利用世帯で、今高校生のいる世帯はありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

平成28年10月1日現在で、4世帯5人の高校生がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ③に移ります。お手元に資料を配付しておりますが、ごらんください。

昨年6月1日の文科省からの文書です。内容は、厚労省からの通知が発出され、通知等で示されていますように、平成28年7月1日から、給付金や奨学金を就労や早期の保護脱却に資する経費に充てた場合も、生活保護における収入認定から除外されることになっています。裏面にはその参考資料をつけています。

高校生が修学旅行費用や自動車運転免許の取得費用などの目的に充てるためアルバイトをしても、その収入は生活保護の収入認定から除外されると思いますが、本市の状況

を伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

本市の状況は、平成28年度はアルバイトをしている者が2名おりますが、議員の資料の中で、私立高校に就学している者は該当なしです。

また、修学旅行費につきましては、生活保護受給前に参加していた者、また、休学のためは対象外となっています。クラブ活動費につきましても、高等学校は3年生で引退、またはクラブ活動をしていないため対象外となっています。学習塾費等につきましては、学習塾へ通っていないため対象外となっております。

以上のことから、平成28年度中に高等学校等で就学をしながら収入認定除外を行った事例はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 今の4世帯5人の中には、この生活保護の収入認定から除外されるというようなことは起きてないということでございます。こういった文書も届いてますので、教育のほうと、そして福祉事務所のほうと、やはりこういうのを周知されて行うというようなことが徹底されているということで理解をいたしました。

そしたら、④のほうに行きます。

母子世帯であり生活保護受給の方の息子さんが、この春高校を卒業し就職が決まりました。手取り10万円くらいということですが、ご相談を受けた内容が、この額が収入認定されると保護費の受給ができないから、アパートを探すように言われたということで、引っ越し費用や通勤費などを考えると、アパート生活できそうになく困っているというような内容でございました。

このときに引っ越し費用は保護費から出るということ、そして、初任給が入る前日までは収入認定にはならないというようなことを沿えて説明してあげれば、安心をされたのではないかなと思ったことです。

生活保護利用世帯の状況をももちろん把握して家庭訪問もしながら、ケースワーカーの方はそれぞれのケースごとにしていると思います。とりたてて私が言うまでもないかもしれませんが、対象世帯に寄り添った丁寧な助言ができていますでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

ご質問は特定の家庭の事例を出されましたが、一般的な対応についてご説明させていただきます。

世帯の状況、被保護者の生活状態を把握し、世帯に寄り添った丁寧な助言を行うためには、ケースワーカーの家庭訪問による調査活動は欠かすことができません。

当市では、訪問計画に基づく家庭訪問で面接を行い、各被保護世帯及び世帯員の状況に応じた援助方針を策定し、これに基づく自立助長のための助言や指導を行っております。そして、世帯の状況に変化がある場合や急速に対応が必要と認められる場合は、随時に家庭訪問を実施し、可能な限り面接を行うようにしております。

しかし、香美市の全被保護世帯に対して完全かつ十分な対応ができているかについては、世帯によって抱える問題の大きさや数の違いがあり、複数の世帯に対応する場合の優先順位の選定など、ケースワーカーだけでは対応できない場合もあります。そのため、保護班はもとより扶養義務者や関係機関と連携し、個々の被保護世帯に対して支援や助言を行うように努力をしております。

なお、被保護者の方の中には、困窮状態に陥り精神的に追い詰められた影響から、極度に他人の目を避けたり、被害妄想に似た傾向を見せる方も少なくなく、面接には十分な配慮が必要です。ケースワーカーが助言した内容を素直に受け取ることができず逆上されたり、警戒心を持たれたりする事例もあります。また、福祉事務所にもたらされる、第三者からの被保護者に対する不確かな情報提供に混乱する場合があります。

以上のおり、被保護世帯を取り巻く状況は複雑で多難であることは間違いありませんが、あくまでも被保護世帯に対して冷静に向き合うことが非常に重要なことでもあります。今後も対象世帯に寄り添った丁寧な助言を行い、尽力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その関係機関と連絡をとりながらやられているというご答弁があったかと思いますが、どういった関係機関と連絡を今とり合っているのか伺います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

民生児童委員、それから児童相談所、社会福祉協議会、病院、その他教育部署とか、さまざまな機関と連携をとって事務を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そういった関係機関とケースワーカーの方が連絡をとって、そして問題解決に向かっている、そういう体制が十分とれているということで理解していいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、関係機関とは十分な連携をとって支援をしていくように努めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の項目の質問に移りたいと思います。3、子育て支援についてです。

まず①、最初に、来年度から予定されている子育て世代包括支援センターについて伺います。

国は、妊娠期から子育て期まできめ細かい支援体制をとる拠点として、子育て世代包括センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施するとしています。香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗管理シートには、「平成29年度からの子育て世代包括支援センター設置に向け、中央東保健所の協力・支援を得て、市としての体制整備、具体的な支援方法等について関係機関・関係部署で連携し、検討を実施。」と掲載されています。本市が従来から取り組んでいる子育て支援体制がより充実したものになっていくことを期待するものです。

順次、質問をいたします。①です。

平成29年度の予算案では、237万4,000円が計上されています。国と県が費用の3分の1ずつ補助しての予算となっていますが、内容について伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 濱田百合子議員の来年度の予算の計上についてですが、お答えします。

平成29年度より、子育て世代包括支援センターを健康介護支援課に設置して、地域子ども子育て支援事業の利用者支援事業の母子保健型として実施します。平成29年度に計上した予算のうち、約9割は助産師雇用のための人件費です。また、本庁にある母子相談室を整備し、より安心して相談しやすい環境や体制をつくるために、机等の備品などの購入費を計上しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 助産師さんを雇うということですが、その専門職を雇用して、そして、この方にコーディネーターというか、そういう役を担うということでしょうか。

そして、健康介護支援課の2階に母子相談室があると思うんですけども、そこに机を置くというようなことで、そこを一応センターというような、住民の方に見えるような標示もするような計画でしょうか。その辺伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

助産師につきましても、専任でコーディネーターとして設置するように考えております。

そして、母子相談室としては、あそこが相談室という形になります。健康介護支援課の2階の部分に看板なりを設置して、わかるようにはしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

国から示されているこの子育て世代包括支援センター事業の内容と、従来の本市のさまざまな事業、今母子保健事業でもやっていますけれども、その事業との違いはありますでしょうか。

また、何か変わる面がありましたら、どのようなに変わるのか伺います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

子育て世代包括支援センター事業は、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するものです。

香美市では従来より母子保険事業として、母子健康手帳交付時の面接や妊娠期の相談、新生児訪問、育児相談等で保健師がかかわり、相談支援を行ってきました。子育て世代包括支援センターはコーディネーターを置くことが必須となっており、香美市では保健師と助産師をコーディネーターとして専任で配置の予定です。母子保健コーディネーターを置くことで、妊娠経過の把握、妊娠期・子育て期の相談機能の強化を図り、より適切な時期に支援を行うことができると考えております。また、コーディネーターとして助産師を配置することで、妊娠・出産・母乳育児支援等に関し、より専門的な視点で保健師と連携し、支援が行われると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 助産師さんを専任でコーディネーターとして雇用するということですが、保健師さんは今いる職員の中からその担当を決めて、その2人に専任のコーディネーターとしてセンター事業をしてもらう、中核になってもらうということで理解をしましたがけれども。本市では保健師さんが担当制だと思うんですね、子どもさんができたときに、あなたの地区の保健師さんはこの担当ですっていうような形ですごくいいと思うんですが。

実際にこの地域の担当保健師、今何人いるのかちょっと人数を、通告していなかったのだからわからなければ構いませんが、物部町と香北町、土佐山田町のそれぞれの担当が何人いるのか。そして、助産師さんの数がわかればお願いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

保健師の数ですが、今現在地区担当が8名います。その1名がコーディネーターとし

て配属されて、地区担当としてはあと7名で振り分けして行いたいと思います。事業の精査もありますのでどこまで回れるかわかりませんが、物部地区、香北地区、土佐山田地区、これから、また順次、配置のほうを検討していきたいと考えております。

助産師の数ですが、助産師は1名の予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この助産師1名っていうのは、今度専任で雇われる方のごとではなくて、全部で2名という。いや、その方のことで1名ということの理解でいいでしょうか。

次の③に移ります。

センター設置により、保健師と助産師を中心として妊娠期から出産、子育て期まで、包括的に支援できる体制が整っていくわけですけれども、どのような効果が期待できますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

母子健康手帳交付時の妊婦との面接を丁寧に行い、妊娠にかかわるリスクや家庭背景などを把握し、それぞれに合った支援をきめ細やかに実施することができます。また、妊婦や家族が気軽に相談できる場所として認識してもらえるよう、子育て世代包括支援センターやコーディネーターの存在を説明し、周知していきます。

母子保健コーディネーターが常駐していることは、妊婦や家族の不安にタイムリーに応じることができ、不安の早期解消につながります。継続した支援により信頼関係をつくることで、育児不安の軽減、そして、児童虐待リスクの軽減にもつながることができると考えております。

また、利用者支援事業の地域連携機能として窓口を明確にし、これまでよりも医療機関との連携を密にしていき、多角的に妊婦やその家族の状況を捉え協働することで、切れ目のない支援を確保する仕組みをつくっていきます。さらに、市役所内の関係部署を初め、地域のさまざまな団体や機関とのネットワークを構築し、妊娠期・子育て期の家庭を見守り、支える地域づくりを目指していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の項目に移ります。（2）香美市子育てガイドについてです。

昨年、このような香美市子育てガイド（資料を示しながら説明）、これは平成28年5月1日作成版となっていますけれども、こんなのがあります。これを、今後内容をより充実させて発行する予定はないでしょうか。

子育て世代の包括支援センターもできることに伴って、また新たなこのガイドに加わっていく部分もあると思うんですけれども、そういったことで充実をさせて発行をする

というような予定はありませんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 濱田議員の香美市子育てガイドについてのご質問にお答えいたします。

香美市子育てガイドは、保育園や学校医療機関など、子育てに関係する施設などをご案内する目的で作成している簡単な冊子でございます。印刷製本費を計上して作成しているものではありませんので、見直しは毎年行っておりますが、大幅な内容の充実については今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） まあ大幅な見直しは考えてないということですが。

今年の1月に、私の所属しています教育厚生常任委員会で、子育て支援についての研修に行かせていただきました。1日目は岡山県奈義町に行きましたけれども、2日目は大雪のために鳥取県のほうまでは行けませんでした。しかし、視察の予定をしております岩美町っていうところからは、後日「子育てハンドブック」を送っていただきました。これでございますけれども（資料を示しながら説明）、ちょうどハンドバックに入る大きさで割としっかりしてしまっていて、さまざまな情報が網羅されております。そして、私がいいと思いましたのは、それぞれの項目の中に、①から順番にあるんですが、「小学・中学・高校生になったら」というページもあります。

母子手帳をもらったりするときこういうものを一緒に、手元にあって香美市の子育て支援・子育て制度がどんなふうになってるのかなと思って見たときに、ああ妊娠したら、あっ、赤ちゃんが生まれたらこんなのがあるんだ。小学校、中学校になったらこんなこともできるんだ。相談したいときにはここがあるんだっていう、非常にコンパクトですけども、わかりやすくカラーのページもありながら入れています。せっかく子育て世代の包括支援センターも看板もつくり、コーディネーターの方も置いてするということで、そこでも来たお母さんたちにこれを差し上げるというようなこともあれば、いいのではないかと思います。そして、もちろん中央東福祉保健所のほうにも置いていただいたりとか、社協のほうにも置いていただいたりとか、いろんなところに置いていただいて、香美市の子育て支援、こんなことしてるんだっていう状況をわかってもらったらいいのではないかと思います。そして、就学援助制度とか高等学校等奨学金の制度などもありますので、そういうところも紙面に入れて、本当にハンドブックを各課にも置いてもらえるような、そういう充実した紙面にして新たにつくるという方向を考えていってもらえないでしょうか、再度質問をいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

岩美町の子育てハンドブック、大変立派な内容で内容を見せていただきましたけれど

も、妊娠、出産から福祉全般まで幅広い内容になっております。

冊子の発行につきましては、子育て担当部門とか少子化対策部門とも協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは次の項目に移りまして、（3）の移住したい方や移住している方から経済的負担の軽減を望む声を割と聞いています。IターンやUターンなどで本市に移住する方は、空き家やマンション等をホームページや不動産などで探したり、先に移住している方に情報を訪ねたりしながら居住地を決めていると思います。賃貸ですと、やはり家賃が一番気になるころだと思えます。

研修に行かせていただきました岡山県の奈義町は、若者向けの賃貸住宅を平成22年度から平成26年度にかけて81戸建設をしていました。入居率は98%です。190人が入居しています。平成17年の合計特殊出生率1.41から、平成26年には2.81に上昇をしていました。テレビ放送もありまして全国的にもこの町は注目を浴びていたわけですがけれども、その入居状況は40歳未満の世代に大体10年間は入居をしてもらう条件ということでございました。移住者の方たちは、経済的支援が一番助かっていますと研修先に行ったときに、そこに奈義町にお住まいの若い世代の方が2人おいでいまして、直接お話をすることができました。聞いてみると、経済的支援一番助かっていますとおっしゃっていました。

若い世代は共働きが多く、非正規雇用で収入が少ない家庭も多いかと思えます。正規雇用であっても、家賃を払って生活するのは大変ではないでしょうか。出産、子育てすることをちゅうちょすることにも連動すると思えます。香美市移住定住促進プランでは、年20組以上の移住者を受け入れることが目標数値になっています。同僚議員の質問の中で、移住者のほうは20人を超したというようないいご答弁がありましたので、順調にその辺はいつているかなということは思いました。

そこで私のほうとしての提案ですけれども、家賃等補助制度を検討してはいかがでしょうかという質問です。お手元に資料を配付をさせていただいております。

これは県外なんですけれども、香川県なんです、香川県三豊市の移住促進・家賃等補助金の制度になっています。転入してから申請をして、そして2年目までこの制度を受けられます。1年ごとに報告をしないといけませんけれども。裏のほうに「県外から移住したみなさまへ」ということで、「家賃などの賃貸住宅に係る費用の一部を補助します」ということで、これは香川県外から本市に移住をした方というふうにはなっています。対象となる方と対象とならない方ともろもろ書いていますけれども、特に所得制限というのは設けてないように思いましたが、補助額ですけれども「2万円を上限とします」ということで、転入した日の属する月の翌月から2年間ということになっています。なので、上限が2万円ですので24万円ですかね、年間にすれば。まあ結構な額に

はなると思いますが、これは香川県が半分補助をしてまして、三豊市が半分という制度です。なので、三豊市外ではなくって、もう香川県外から市に移住してきた方を対象にしてるといふことの補助制度でございます。三豊市のほうに問い合わせをいたしましたら、これ平成28年度、去年の4月から取り組んでいる事業なので、三豊市のほうは70件分を予算計上していたということですが、去年の5月から9件の申し込みがあったということでした。こういう事業も移住促進という移住定住の一環として取り上げるのはいかがなものでしょうか、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の子育て支援の家賃等補助制度についてお答えいたします。

本市には、移住者のみならず日々の生活費に余裕がなく、経済的負担の大きなご家庭もあるかと存じますが、家賃等によりまして経済的な負担がある場合につきましては、公営住宅への入居申し込みなどを利用していただきたいと考えておりますので、現時点では、移住者のみを対象とした家賃等補助制度の整備は検討いたしておりません。

ただし、平成28年11月から、少子化対策の1つとして、結婚新生活支援事業を実施しております。これは、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことによりまして、地域における少子化対策の強化に資することを目的といたしまして、新規に婚姻した世帯に対し、家賃を含む住居費及び引っ越し費用等の一部を補助する制度でございます。平成29年度も引き続き事業を実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 考えてないということで、去年の11月から香美市新婚新生活支援事業費補助金でしたかね、これがあるということはわかっておりましたけれども、こちらのほうは低所得者対象ということですのでけれども、所得の枠はどれぐらいなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

所得は300万円以下の世帯の方となっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 去年の11月からということですので、問い合わせ状況とか、実際この事業補助金を使っている方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

問い合わせは3件ほどありまして、1件は所得のこと、あとまたもう1件につきましては、増築改築のごとでございまして対象外になりますし、あともう1件は制度の問い合わせということで、実績のほうは今のところございません。ゼロ件ということになっ

ております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） せっかくあるこの補助金制度ですので、皆さんに周知の上で、その対象になれる方が本当に利用されたらいい制度だと思います。私が提案をいたしましたこの家賃等補助制度は、定住ということだけにはなってるんですけども、まあ香川県の場合は、これは県が補助をして、そして、香川県全部の市と町がこれに取り組んで、一斉に去年の4月からやっているとということを伺いました。県のほうもこういった事業が香川県にあるということは知ってるとは思いますが、なお何かの折に、こういう制度があったら市でも取っかかりができて、手挙げもできるみたいなところを要望していくっていうのはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） その点につきましても、また今後検討していきたいと思えます。まずは、この結婚新生活支援事業のほうを皆様に使っていただきまして、少子化対策ということでちょっと頑張っていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、最後の質問に移りたいと思えます。

大きな4番です。日ノ御子河川公園のトイレについて伺います。

①です。

昨年の夏、キャンプ場が閉鎖をされたことも気になりまして、昨年の夏は何度か日ノ御子河川公園に行きました。キャンプ場は使用できないものの、河原には幼い子どもから大人まで多くの方が訪れ水遊びを楽しみ、自然を満喫されておりました。川の上にある駐車場はほぼ満車状態でした。トイレが気になり見ましたところ、和式のトイレの中は、洗面器を土台にしてその上にトイレットペーパーを置いただけで、ペーパーの使用が非常に難しい状況でした。このところにつきましては担当課に伝えまして、後日ホルダーを設置をしていましたので、よかったと思っております。しかし、河原のすぐ近くの下段のトイレも、今スクリーンを見てもらったら、今画面に映ってますのは（スクリーンを示しながら説明）その駐車場にあるトイレです。外ですね。まあこういった感じで2カ所和式のトイレがあって（スクリーンを示しながら説明）、その隣が男性が使用するようなものになっておりました。これまあ裏側です（スクリーンを示しながら説明）、くみ取り式ですので。それから、これは（スクリーンを示しながら説明）すぐ河川のすぐ近くにある前ちょっと遊具とかもあつたところなんですけれども、今遊具はありませんけれども、そこにあるトイレもこういう和式の従来のものでして、ホルダーは取りかえてきれいになっておりましたけれども、やはり幼児が大変多いし、そして付き添って高齢者の方もいらっしゃるし、障害をお持ちの方もいらっしゃいましたけれども、使用は難しい状況だということがわかりました。なので、ここがいつ建設されたのかは私そこまでは調べておりませんが、やはり今の状況に応じて改築をすべ

きではないかと思いますが、その点を伺います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 濱田百合子議員の日ノ御子河川公園のトイレについてお答えいたします。

日ノ御子河川公園につきましては、平成29年度、株式会社香北ふるさとみらいが指定管理者として、宿泊施設を除くバーベキューハウスや河川公園等施設の一部で営業を開始する予定でございます。

これと並行いたしまして、全施設を調査の上改修計画を立案し、予算化していく計画でございます。近年中にはトイレを含めた施設のリニューアルを順次図っていただけるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そしたら、②のほうに移ります。

平成18年12月、バリアフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行されました。公園管理者の義務として法第13条では、公園管理者等の義務が明確に位置づけられました。法第3条の特定公園施設に日ノ御子河川公園も当てはまるのでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

同法第2条におきまして、特定事業で都市公園特定事業と規定されております。都市公園特定事業につきましては、同法同条第26号に「都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。」と規定されてございまして、香美市におきましては、都市公園といいますのでは、都市計画区域内で都市計画決定を受けた公園ということでございまして、例えて言いますと秦山公園のような公園でございます。今回ご質問のありました日ノ御子河川公園につきましては、都市計画区域外でございまして、同法の適用は受けないものと判断するものでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 秦山公園がこれに当てはまるということで、日ノ御子河川公園は当てはまらないということではございしましたが。

そうしましたら、③に私がここに載せています基準を定める省令というのを書いてみますけれども、これは適用されないとは思いますが、しかし、これに適用されなくても、やはり多世代の子どもたちから高齢者までが使っている河川公園ですので、香北ふるさとみらいが来年度から指定管理ということですのでけれども、話し合いがあると思うので、その中でぜひこのバリアフリー法の基準にも合うような、快適なトイレを設置していただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） これは、もう③に移ってると考えていいです？

○6番（濱田百合子君） 済みません。③のほうで。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほど濱田議員からのご質問にありましたように、省令の適用はありません。

日ノ御子河川公園につきましては、株式会社香北ふるさとみらいと産業振興課との間で、さまざまな検討を今後していくということになっておりますので、その中で当然そのトイレの改修も含めたものとなっていきます。現在のこの世代の中で、トイレにつきましてバリアフリーでないっていうのはほとんど考えられない状況でございますので、その辺につきましても、十分考慮した上での計画を立てていくものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 1番、甲藤でございます。通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回、5項目について質問をいたします。

まず、1番の高知テクノパークについてですけれども、これは当初の計画面積からは大幅に面積は縮小されまして、平成16年の4月から分譲が開始されたということになっております。総面積では11.6ヘクタール、分譲面積では7.6ヘクタール、区画数が7つになっております。それで、現在まで4区画が分譲済みになっておりまして、4企業が進出しているわけでございます。

ただ、いまだ3区画が分譲されておらずに残っておりまして、この高知テクノパークは本市の中核的な工業団地として、計画当時から雇用面においても大きな効果が期待されて、整備されてきたものだというふうに理解をしております。

ただ、しかしながら十分に活用されてない、やはり3区画が残っているというふうな状況でございます。このことに関しまして、順次質問をさせていただきます。

まず、①ですけれども、現在進出されてされております企業の会社名ですね、それと、それぞれのその操業の開始年度についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員のテクノパークの進出企業の名称及び操業開始日につきましてお答えいたします。

まず、株式会社山崎技研、平成18年4月1日でございます。次に、株式会社JEL、平成19年6月1日でございます。株式会社ミロク、平成19年9月1日。ニッタ株式

会社、平成19年12月26日でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そうしますと、次②お聞きをいたします。

この進出されます企業につきましては、県とか市のいろんな優遇措置があるというふうに思いますが、その内容についてどんなものがあるか、主なものだけで結構です。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、土地購入を一括でお支払いをされた場合でございますが、通常1平方メートル2万1,000円のところを7,000円まで3分の1に軽減をすると。次に、建物・機械装置等の投下固定資産額に対しまして15%を補助すると。3番目に、福利環境施設整備への助成といたしまして、工場床面積掛ける5,000円を補助する。以上が高知県の補助でございます。

これと別途に、固定資産税の実質5年間免除。それから、雇用奨励金といたしまして新規雇用者数掛ける10万円掛ける3年間、最高200万円というものでございます。それと、排水処理施設整備奨励金といたしまして、合併処理浄化槽3次処理への補助金といたしまして、この奨励金を構えておる。3点が以上、香美市からの補助金でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この香美市分のその優遇措置として、この排水処理施設整備奨励金、これ条例上でも総額2億3,000万円という上限があるわけですが、これ毎年2,600万円ほど予算計上されていると。これ実際進出企業があったときに備えて、当初予算から計上しておくというものだと思うんですが、今回平成28年度については、補正で全額を減額されているということになっております。

これほかにもこういうケースがあるんですが、これ実は何でも補正したらいいよという話にはならんのですけど、ちょっと心配しておりますのは、いろんなケースでこういうものが出てきますと、当初予算を計上するとき他の予算に影響があるというふうにも思うわけですが、こういったことを、これ企画財政課に聞いたほうがいいのかな。そういうことは考えたことはないんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 私のほうでお答えいたします。

甲藤議員のおっしゃるとおり、そういうふうな事例が出てきたときに補正予算というのは、当然考えられるところでございますけれども、昨今の財政事情等も考えまして、企業にとりましては、非常にタイムリーでスパッと行きたいときがある。そのときに、例えば補正が通らないから合併処理浄化槽の3次処理ができないということになると、

非常に企業に対してリスクを負わすこととなります。それによって操業ができないということになってきますので、当初予算からこの分は計上していくということで、財政当局との話がずっと、毎年度当初予算で計上している理由でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） まあ補正が通らんことはないんですけどね。

それでは、③に移ります。

今現在進出しております4社以外の進出の希望の企業もあったのかということ。この平成19年以降、それについてお伺いしたいんですが、それはなぜそういうのが実現していないのか、その理由があればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、平成23年12月に、中国系の企業でございます高知油研株式会社と企業進出協定を結びまして1号区画、こちらのほうを仮予約をされました。ただ、その後、リーマンショック後になりますけれども、中国国内の景気減退によりまして、日本への投資を見送るということが平成26年4月、約3年ぐらいたってなんですけれども決定をされまして、それによってこの進出が断念されたという経過がございます。

また、これとは別に平成25年12月でございますけれども、兵庫県のリサイクル企業のほうから、この工業団地への進出の打診がございました。これ先ほどの中国企業とダブってくる期間がございますけれども、あと残っている2区画全て欲しいということでお話をいただいたところでございますけれども、現実的にお会いしてお話をお聞きすると、排出される水質がBOD60ppmであると、水質汚濁防止法では120ppmが基準でございますので、それを2分の1にする努力をされているということは十分認められたんですけれども、この高知テクノパークにおきましては、環境基準といたしまして、下流域への水質汚濁を防止するために排出基準がBOD5ppmと規定をしております。これによりまして先ほどご質問いただきました合併処理浄化槽につきましても、3次処理ということへの補助金を上乘せをしているという状況でございます。

以上、そういうふうな状況がございましたので、それ以下にはなかなかこのリサイクル業者としては困難であると、排水の基準を落とすことが非常に困難であるということによりまして、こちらからお断りをしたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そのリサイクル企業についてですけれども、その排水処理施設の奨励金を使って処理をしたとしても、5ppmまでにはならないということで断念をするということになったわけですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そういうことでございます。

通常、合併処理浄化槽におきましては排出基準は20ppmと、そのときに60ppmまでなら落とせますけれど20ppmは難しいという、それに加えてうちのほうは5ppmですので、全く実現は不可能であるということによりまして、断念をされたということでございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） せっかくのチャンスでしたけど残念な結果になったということですが。

この企業立地につきましては、最近の津波対策の関係で、他の自治体におきましても企業の高台移転というのが結構進んできているという状況にあるというふうに思うわけです。本市の場合は、もともと津波の被害が余りないという非常に有利な立地条件にあるわけで、しかもそのテクノパークというのは海拔が高いですから、まず津波の心配がないということで、非常に売り込みには有利な条件がそろっているというふうには思っております。

ただ、私議員になってからずっと感じておりましたのは、どうも市が先頭に立っていいですか、積極的に企業誘致について行動を起こしてないんじゃないかというふうに疑問を持っておりました。といいますのは、こんなことを言ったらちょっとお叱りを受けるかもわかりませんが、移住定住には非常に力を入れていると、これもう本市だけではないんですが。ただ雇用という面で考えれば、企業に来ていただければこれ即効性があるわけですね。移住定住で来られても仕事がない、そうすると先ほども質問がありましたように、補助金をくださいよということになってしまうわけですから。これはぜひとも、市長みずからがトップが、トップセールスを展開するという必要があると私思っています。今後ますます必要になってくると思います。これは自治体間の競争になってますから、ぜひともそれをお願いしたいということで、⑤の質問に移ります。

○議長（小松紀夫君） ④ですか。

○1番（甲藤邦廣君） ④ですね。これ④、先ほどのお答えでもう結構です。

⑤ですけれども、来年度から地区計画の見直しがあるということで聞いております。これまで進出希望の企業に対しては、非常にいろんな面で条件が厳しいということがあって、これが進出の大きなネックになっているのではないかというふうにも考えられます。この地区計画が見直しをされるのであれば、この見直しの内容と、これによって今後どんな効果が出てくるのかということについて、この2点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

テクノパークにつきましては、甲藤議員のご質問のとおり、高知工科大学との連携を目指した大学隣接型工業団地として設置された経緯がございまして、製造業の中でも特

に高度製造業を目指した地区計画という条件がありますことから、誘致相手先企業が非常に絞り込まれてきたということでございます。

過去ずっと、地区計画条件の緩和につきまして県とも協議をしてきたわけでございますけれども、なかなかハードルが高く、県のほうに認めていただけなかったところがございますけれども、東北大震災を受けまして県内企業からも高台移転という需要が高まったことから、今回来年度になります、やっと地区計画条件の見直しが認められるということになりました。

今回の規制緩和によりまして、食品製造業等も含めた製造業全般への進出が可能となります。しかしながら、先ほどからお話ししてまいりましたように、下流域には高知県有数の農業振興地域であります香長平野を抱えておることから、工場排水の水質基準につきましては、現行どおりBOD5ppmのところは遵守をしていきたいと、これによりまして、物部川流域の水質環境を守ることでできる企業の誘致を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その見通しとして、この製造業の種類によっては、余り悪水を流さないという企業も絶対あると思うんですよ。そういう企業に対して、そのアプローチをしていくということが重要だというふうに思います。

さっきおっしゃられたように、工場には工場の排水の基準もあるし、農業には農業の水質基準というものがありますので、どんなものを流してもいいわけではないです。工場については、違法な悪水を流せば、これは操業停止に追い込まれますから、簡単にはそんなことは誘致はできないですし、さらに言えば、割と誤解されている部分があるんですが、農業用水というのは作物をつくるために必要なものですから、そのほとんどが口に入るものですね。ですから、水質基準というものはある程度厳しく設定されているというふうに思っています。ですから、物部川に流れていけば、鮎もおりますのでそっちのほうも問題になりますし、その両方でその条件をクリアできるようなそういう企業にアプローチをしていくと。先ほど申し上げましたけれども、これまたチャンスなんですから、市長にトップセールスを私は展開していただきたいというふうに思っております。

それでは、次の2番、工業用水の今後についてという項目に移ります。

これ、先ほどの1番の高知テクノパークとの関連ですけれども、高知テクノパークへの進出企業に対します条件整備だと思います。10年ほど前にこの本市の事業として、工業用水の取水施設というものが整備をされてきておりますけれども、まずほとんどは活用されてないということで今までずっと来ているわけです。

それで、以下ちょっと順番に質問をしていきたいと思うんですが、この①です。

この年間取水計画量というのは、これもう必要ありません。1日の取水の計画量、最大ですね、これをお聞かせ願いたいのと、もし仮にこれ設置して利用した実績があれば、

それについて教えてください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 甲藤邦廣議員のご質問にお答えいたします。

日取水計画量ですが1日1,000トンであります。また、利用実績につきましては、1事業者が平成18年7月1日から平成19年3月31日の9カ月間、使用水量が200トン、料金収入は、税込みで40万2,780円となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 今まで、その収入としてあったのが40万2,780円だけです。

（環境上下水道課長、安井幸一君、自席にてうなづく）

○1番（甲藤邦廣君） それで、これ②になるわけですが、やっぱりずっと利用されてきてない。企業は今4社入っていると、それでまあ全く利用がないというのは、その原因はどういうことなのでしょう。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 平成27年9月にテクノパークで操業しております4企業に行ったアンケートによりますと、工業用水を利用しない理由が、水を大量に必要としないことが挙げられております。水を大量に消費する企業の参入がなかったことが大きな原因と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） その今の4社ってというのは、水をほとんど使ってないということですか、飲料水についても。そういうことなんですか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 簡易水道事業、飲用につきましては若干使ってもらっていますが、工業用水につきましては、先ほどお答えしたとおりになっております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、③です。この工業用水の設備に要した事業費、起債の総額についてお答えください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

総事業費は税込額で2億8,499万2,000円です。起債額は2億5,500万円になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これ総額で起債総額2億5,500万円ということですね。

そうしますと、今までも償還をしてきたと思うんですが、これ④に移ります。

平成29年度以降の最終まで起債を償還したときの合計額と、それから、償還の最終年度はいつか。それから、参考までに起債の利率をちょっと教えてください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

平成29年度以降の起債未償還額につきましては、元金1億6,311万7,293円、利子1,803万3,239円、合計1億8,115万532円となっております。

借入先は国の財政融資資金と公営企業金融公庫、これは旧の名称ですが、現在、地方公共団体金融機構に名称が変わっております。

まず、財政融資資金の借入年度、借入年度別元金残高と償還最終年度及び利率につきましてですが、平成14年度分3,160万5,825円が平成42年度まで利率1.2%、平成15年度分につきましては、3,774万3,313円が平成43年度まで1.9%。

次に、公営企業金融公庫の借入年度別元金残高と償還最終年度及び利率につきましては、平成14年度3,524万6,905円が平成39年度まで1.25%、平成15年度5,852万1,250円が平成40年度まで1.8%になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これ償還が終わるのが大体平成43年言いましたかね。実際、未償還残高というのが約1億8,100万円、元利合計ですね、これだけ残っているというふうなことです。

それで、この⑤番ですけれども、今までほとんど工業用水利用されてないということ。そして、今の4社の企業ももう水をまず使わないだろうということ。それから、今後進出企業があるとすれば、これは使うかもわからないんですが、それはどうも不透明な部分があるというふうに思うんですが。実際、ポンプアップをして地下水をくみ上げて、地表水として物部川へ流している、要はこれは垂れ流しですよ。言葉を変えれば、税金を垂れ流しているというふうなことにもなるわけです。ですから、これは早い機会に繰上償還をすべきだというふうに私考えてます。そうした上で、廃止とかあるいは休止とか、あるいはほかの用途に利用するとか、そういったことが可能だと思うんですが。今のままだもし仮に、ほかの用途に使用するとすれば目的外使用にはなるだろうというふうにも思います。

こういったときに、繰上償還が実際可能なのかどうかということが1点と、休止とか廃止する場合どういう問題が生じるのかということについて、ちょっとお答えください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

工業用水を取り巻く環境が厳しい状況下で、監査委員会からの工業用水会計に関する

指摘も踏まえ、工業用水の再利用に関する検討など、さまざまな角度から今後のあり方について模索してきました。現在、約10年間利用のない状況を鑑み、また、工業団地への企業の募集も継続していることから、廃止ではなく休止の検討に向けた事前調査を現在行っております。具体的には経済産業局、県企業立地課、高知財務事務所、地方公共団体金融機構への問い合わせを行い、今後は現在操業している企業への意向調査並びに有識者への意見聴取を予定しております。一定の方向性が決まり休止に結論に至った場合には、休止方法について工業用水の設備を停止させた上で休止するのか、あるいは再開を考慮して施設を運転させたまま休止するのかを決定した上で、繰上償還については判断したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） テクノパークの進出企業に対する条件整備としてこれ整備されたんだろうと思うんですが、これ県の強い要望があったんだろうと思うんですが、休止とか廃止とか繰上償還することについて、県サイドの許可が要るんですか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 許可は要りません。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それじゃ簡単じゃないがですか。平成29年度の当初予算にも同じような予算が計上されてます。この中でも償還金といわば運営費ですか、両方足したものが1,400万円ぐらいですかね。その原資としては、香美市の商工観光振興事業費の補助金ということで出ているわけで、実際産業の振興にも何もなってないですから、ここ使うというのはいかがなものかというふうにも、それも疑問があります。

もう1つ、それお答え結構です、それは。

それと、今有識者とおっしゃいましたが、どういう有識者を想定されてますか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

先ほど企業立地課の了解は要らないということですが、これまでの経緯を踏まえて、あそこに工業団地テクノパークができたことも踏まえて、今後の規制緩和のことも考えた場合には、当然協議は行わなければいけないと。ただ、最終的な決断については、うちにあるというふうに考えてます。

それで、有識者については、まだ具体的なこと、誰にするのかというのは考えてはおりません。今後考えていくようになってます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 先ほども申し上げましたけど、平成29年度の予算は上程されてます。仮にこれがオーケーになったとして、1年間はいわば延命できるわけですよ。

1年間の間に結論を出せますか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 出さなけりゃいけないと思ってます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 仮の話なんですけど、別に年度途中で全額繰上償還するという
ことも可能ではないですか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

内部でシミュレーションをちょっとしてみました。ただ、2つ借入先があるわけですが、地方公共団体金融機構については返す可能性は高いと、一方の財務のほうにつきましては、なかなか協議が時間かかるような感じになっております。

それと、今繰上償還した場合にどれぐらいのお金が残るかということ、早く返した場合にはそれだけの利子の分が減額になるのかということになりますけど、今の時点では非常に厳しい。補償金を引かれた場合には、ほとんど手元に残ってこないんじゃないかなど、そういうシミュレーションが出ております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これもともと財務省の関係では、これ1.2%と1.9%っていう金利がありますよね。途中で繰上償還するって言ったら、勝手に返されたらこれ入ってこんようになりますから、結局そのための補償金という話になってるわけですよ。しかし、それを支払えば別に問題ないんじゃないですか。手元に残る必要はないですよ、借金払ったらいいだけです。そういうことではないんですか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） ただ、これについては財務の内部の協議も必要になってきますので、うちだけの判断ということにはならないと思います。最終的には、上層部のほうとも協議はしないといけませんので。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 上層部って、市の上層部のことですか。間違わんように、あなたは市長として答弁してるんですから。よろしいですか。まあいろいろ言ってもいかなんでしょうが。

とにかく、負の遺産っていうのは早目に処理すべきだと思います。結論から言えば、私的には休止をできるのであれば休止をすると、必要性があれば再開できるような形をとるとというのが、私はベストじゃないかと思うんですが。

そういう前提に立ってちょっとお聞きをしますが、仮に休止をしておいて再開するといったときのその手続とか、それがどんな作業が要るのか。それから、再開するときの費用ですね。そういったものはどんなものになるんでしょうか。わかっておりましたら。

- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） まだこれからの作業になってくると思いますが、仮に休止をしても、施設は稼働しなければいけないというふうに考えてます。一旦とめた場合、新たに稼働する費用というのは、点検も含めてかなり費用がかかってくると思定をしておりますので、仮に手続上休止をした場合でも、機械、施設等については稼働しなければいけないというふうに考えております。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） 余りその専門的な話はよくわからんのですが、機械を稼働し続けなければならないと、毎日24時間、ということなんですか。同じような、例えば年間400万円とか500万円とかのお金がかかってしまうよということになるんですか。
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） 毎日ということにはならないと思います。ただ、今の状況の稼働している費用、電気とかそういったお金は、最低限かかるんじゃないかというふうに考えております。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） 具体的にちょっとわかりづらいところがありますけれども、いずれにしても、そういう検討はしていくということによろしいですね。
- それでは、次の3番、楠目地区の工業団…。
- 議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
- （午後 2時21分 休憩）
- （午後 2時35分 再開）
- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） それでは、質問事項の3番、楠目地区工業団地環境奨励金についてお聞きをしたいと思います。
- この奨励金につきましては、平成28年度に補助金交付要綱に基づいて制定された補助制度であるというふうに思います。現行の香美市商工観光振興事業費補助金交付要綱への追加メニューになっているというふうに思います。補助の要件として、市と環境保全協定を締結した企業のみ補助をするという制度設計になっているんですが、この補助制度の必要性の観点から、ちょっと以下、順次お聞きをいたします。
- ①ですが、この補助制度自体、先ほど申し上げましたように香美市商工観光振興事業費の補助金交付要綱、この第4条、第5条の関係の別表があるんですが、ここの中にそのメニューとして追加をされるということになるんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員のご質問にお答えいたします。

当初はこの香美市商工観光振興事業費補助金交付要綱への補助事業の追加ということで検討したんですけれども、もう相手先が限定されておるといことと区域も全て限定されておるといことから、新たに香美市楠目地区工業団地環境奨励金交付要綱を定めまして、そちらで告示手続まで行っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そうしますと、今言いました商工観光振興事業費の補助金と別物ということですか、全く。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） この商工観光の要綱に定められておるものとは別個に、こちらの楠目地区の工業団地に立地し、事業を営む法人及び個人でこの区域におけるものと受益者、この要綱は香美市下水道事業の受益者負担金に関する条例第2条に規定する受益者ということで、下水道の受益者を対象にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。

この②に入りますけれども、この要綱制定の折に先ほどその上下水道課っていう話が出ましたが、産業振興課から上下水道課へ、この要綱について合議っていうのはやっておるのか。また、やっておるとしたらその時期はいつになっているのか、あわせて伺います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

要綱の制定は平成26年3月24日決裁で、3月25日に告示をしております。当然3月14日の日付で回議書を起案されておりまして、上下水道課のほうを当然合議をされております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは③ですが、この要綱を制定するに当たってその内容であるとか必要性であるとか、そういったものについての意見とか異議とか、疑問点とかいうふうなことはなかったんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ここで少しこの経緯につきまして、ご説明させていただきます。

この楠目地区工業団地におきましては、テクノパークと同様に旧土佐山田町時代の土地開発公社によりまして開発がなされ、自治体による工業団地として分譲をされたもの

でございます。平成24年当時でございますけれども、当時におきましてはこちらは公共下水道の区域外でありました。ただ、当時土地改良区と企業と市を3者で立会をしたりしながら、排水の状況につきまして確認をしたりとかしたわけでございますけれども、やはり最終的には公共下水道に入れて処理をするということが将来的にも望ましいといううちのほうで結論が出まして、公共下水道区域への編入、全体計画区域の中に、この楠目工業団地の部分を編入するというを上下水道課へ依頼をいたしました。

その後、上下水道課のほうで都市計画決定を経て編入をされて、昨年、平成28年4月1日から供用開始をされたわけでございますけれども、平成24年当時におきましては、目の前を管が通りますけれども下水道の区域外であったということから、そのまま区域外のままで行きますと受益者負担金等も当然奨励も受けられませんし、接続の義務もないということもございますので、まずは、この団地を事業計画の中に入れて下水道の網をかけていく、それによって、この企業のほうにも下水道のほうへの接続を促していくというふうな手法をとったわけでございます。排水先を含めまして、工業団地周辺の環境を向上するため、そういうふうな要綱でございましたので、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 異議がなかったということになれば、④に移ります。

市と環境保全協定を締結をした企業のみにも助成をするということになっているわけですが、そうしますと、その協定の内容はどういうものか。そして、いつの時点で協定を締結したのかについてお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、環境保全の協定書でございますけれども、当然地域の良好な環境を保全するというを目的といたしておりまして、周辺地域の環境の美化、これにつきましては排水のみならず、すぐ南側に所有する団地の水路がございますけれども、そちらのほうに'98豪雨で土砂が上がりまして、それ以降の草木の繁茂によりまして、非常に環境が悪い状況であったと。そういうふうなところを建設課のほうで一旦この分の除去をしたんですけれども、その後の維持管理については企業のほうでやっていただきたいということで、そちらの辺も含めまして、この周辺地域の環境の美化に努めるということも環境美化の中へ入れております。

また、当然排水先であるところの農業用水路でございますので、そちらに対する環境の保全に努めるということと同時に、事故等の場合は速やかに適切な措置を講じることと、そのほかに測定及び報告等への農業用水基準に基づく水質の基準等の合致につきましては、うちのほうが入りまして、年2回現在そういう測定をしておるわけでございますけれども、それに合致する排水を流してもらいたいというところでございます。

また、その他につきまして、事業所の北側の市道に公共下水道が敷設されるなど、公共下水道の供用開始が行われた場合は速やかに公共下水道への排水を行うというふうなところも、この中には入っておるところでございます。

それと、締結につきましては、平成24年の10月から平成25年の6月にかけて、この川添団地に立地されてます企業5者全てと、この協定を結んでおるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 何かわかったようなわからんようなちょっと、読んでみないとわからんのですが。

これ先ほど年2回の水質検査とおっしゃいましたが、これ年4回やってるんでないですか、今は。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 実は、この工業団地をつくるときの環境協定で改良区さんと結んでる部分では年4回ということで記載をされておりましたが、全くそれが守られておらず、改良区さんのほうには非常にご迷惑をかけてたということもございます。ただ、公共下水道の進捗等にも基づきまして、現在の環境協定では、年2回ということで規定をやり直しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それちょっとお伺いしたいんですが、その5者と協定を結んでることなんですが、いわゆる工場で部品であるとか製品であるとかそういったものを製造する場合に、当然水を使うわけですね、冷却水も発生すると。そういった工場排水の部分については、下水に流すということになってないんじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

工場排水の中で冷却水部分につきましては、改良区さんのほうでもこの工業団地を開発するときに、農業水路への流入はそれはオーケーですよというふうなことで了解いただいておりますので、その冷却水につきましては、今まで同様にこの河川のほう、農業用水路のほうに排水をさせていただくと。

また、その工場の中で一定以上、例えば浄化槽等に入れておって浄化をしていた水につきましては、下水道のほうに接続を速やかにしていくという形をとっておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 浄化槽に入れて浄化した水を今までは水路に流しておったと

ということなんでしょうけれども。今回下水の本管につなぐというのはし尿であるとか、それから、一般家庭で言えば家庭の雑排水、そういうもののみを流すということなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 下水道法で現実的に法で規定されている分は水洗トイレだけなんです。便所だけは接続する義務がございますけれども、こちらほとんどの香美市内の市街化区域の通常の家なんかも一緒なんです。家庭雑排水も含めまして、公共下水道に接続して流しているというふうな状況でございます。

当然こちらの川添団地におきましても家庭雑排水も当然ございますので、トイレ及び雑排水、また工業排水の中でも浄化槽で処理をしていた分につきましては、公共下水道に接続して流出させるということで、農業用水路への排水はストップするという形をとっていくということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 余り時間がないのでいろいろ言えませんが。

そうすると、なぜ私がこういう質問をしているかといいますと、例えばこういう協定を結んでない事業者、病院であるとかスーパーであるとか、結構多くの水を排水するというところから、不公平感があって問題が出てくるというふうな心配をしたものですか。こういう質問してるんですが、現時点でそういう話はないんですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 下水道の中に減免という基準がございます。国立学校とか公立学校、またあと病院であるとかそういった部分につきましては、公立病院でありましたら受益者負担金を減免していくというふうな基準もございます。

民間のほうにつきましては特に定めておらないわけでございますけれども、今回のこの川添団地につきましては、テクノパークと同様に自治体が開発をして譲渡をしていった工業団地であるというたてりから、テクノパークで3次処理の補助金を出すと同様に、この受益者負担金につきまして補助を出していくということによりまして、企業の永続的な経営を、若干でも支えていきたいというふうな工業の施策の1つでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そういうことはよくわかりましたけれども。

どう言いますか、減免措置があるというのはわかりますけれども、今回のその補助制度の中でもやっぱりその減免措置という部分は、やっぱり発生はしてるんじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 中にあります福祉法人につきましては75%の減

免が認められておりますので、そちらにつきましてはこちらの要綱に基づく補助金は出しておりません。あと2者、高知スチロールさんと睦月電機さんがございますけれども、そちらの2者につきましては、こちらの要綱に基づきまして平成28年度に支出をしておるということでございます。

また、残る鉄工所とアトリエにつきましては簡易トイレで、いわゆる仮設トイレのような状況でございますので、接続する状況にないということで新たなトイレ等が整備をされた時点で、この基準に基づきましての補助を出していくというふうなことで計画をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 先ほど睦月電機、高知スチロールについては平成28年度の支払いをしたというお話ですが、一部、今年の平成28年度の補正で百四十何万円減額しておるんですが、これが高知スチロールの分を落としたんではないんですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

高知スチロールも幾筆かに分かれておりまして、その中で倉庫の部分は現在のところすぐに下水道接続の義務がありませんので、そちらのほうにつきましては、もう必要ないということで今回減額をさせてもらっておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そうしますと、平成29年度の予算で計上されている分は、その残りの部分を平成29年度に接続するというので予算計上してるということですね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほどのテクノパークの3次処理と同様に、当初予算から今回82万5,000円を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては現在接続させていない部分、いわゆる未接続及び接続の、現在は必要はないけれども今後将来的にすぐに、例えば水洗トイレにしたいとかいう計画があった場合に、すぐに対応できるような形でこの分を計上させていただいてる分でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この⑤なんですが、これ先ほどお答えいただいたような内容ですので、これはそれでオーケーですが。

1つ私心配しておりますのは、実はその条例によってこういう要綱、補助制度が絡んでできたものでしたら議会としても審議をすることができる。しかし、要綱、要領でや

ってしまうと見る機会がまずない。どこで見るかといったら、やっぱり予算書の中で見れないわけです。ですから、こういった要綱、要領でやっていく部分につきましては、よっぽど慎重にやっておかないと、後でちょっと問題が生じるというケースがあるのかなという思いがあって質問をしております。

それでは、次の4番です。

新図書館の建設用地についてですが、この件は昨日も同僚議員からの質問もあっておりますし、この後もあるわけですが、最終3月1日の議員協議会の折にペーパーを受け取っております。その以前の協議会のときでもいろんな質問がありましたし、指摘もなされております。そういう結果かどうか知りませんが、平成29年度の当初予算には、用地の購入費は計上はされていないということになっております。

①の質問ですけれども、恐らく平成29年度補正予算の予定があると思うんですが、その計上の予定の時期をまずお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、建設等検討委員会におきまして候補地の再検討をお願いをしておるところでございます。その結果を踏まえまして、教育委員会で協議いたしまして、時期は未定でございますが、直近議会に補正予算の提出をお願いしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 時期は未定ですがと言いながら、直近議会といったら6月じゃないですか。もうそうははっきり言ったらいいですよ。

その②です。

これ一番問題だと思っておりますけれども、今の候補地、はっきり言えばAコープのところですね。その土地については、以前消防の新庁舎建設のときにも候補地になっていたというふうに聞いております。その断念した経緯というのは、1つには地盤の問題があるということと、もう1つは簿価が高いということで断念をしたというふうに聞いております。こういった点で、選定にかかったときにそういう情報を全員が共有した上で検討されてきたのか、まず、それをお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 済みません。①のちょっと言い方が下手で申しわけなかったですが、教育委員会が協議しまして、その後の直近議会というふうに説明したつもりでございます。

続きまして、先ほどのお尋ね②なんですが、建設地の選定時におきましては、土地の位置等につきまして図書館等建設用地の候補地の検討をいたしましたので、指摘の情報のことにつきましては検討はしておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それは誰も知らなかったということですか。誰も。

（生涯学習振興課長、久保和昭君、自席にてうなずく）

○1番（甲藤邦廣君） あのですね、普通、候補地って見るじゃないですか、現地を。多分ほとんどの人が見たらわかりますよ、地盤が弱い。恐らく盛り土部分が相当多いと思いますし、南側の擁壁については、恐らくあれもたないです。地震時土圧で計算したもんじゃないですから、古いですからね、当然もたない。補強もしないといけない。しかも、盛り土部分に本館を立てれば基礎が要ってくるというふうなこともあると思います。それに加えて、農協関係であれば、これは路線価だけじゃなくて当然簿価がありますから、当然償却資産というのがあるわけですから。ああいうところって、理事会が承認しないと簿価以下では絶対売ってくれませんのでね、簿価以下で売れないことになってるはずですから、それ考えたら当然高い買い物なるわけですよ。そういったことの情報を入力した上で検討しないと、全く意味がないことになるわけですよ。多分先ほどの答弁では知らなかったということですから、それはそれで指摘をしておきますけれども。

次に、この③です。

昨年からずっといろいろ説明聞いてきましたけれども、本当にこれよくわからんのですよ中身が。聞けば聞くほどわからなくなってくる。

この3月1日の議員協議会でいただいたスケジュール案によりますと、これ持ってますよね。建設用地の取得のところ、②事業認定というのがあって12月から2月までですか、事前協議っていうことになってますが、今に至るまで、認定の申請書というのは一度も出してはないんですか。出してないんですか。

（生涯学習振興課長、久保和昭君、自席にてうなずく）

○1番（甲藤邦廣君） それじゃあ、この事前協議っていうのは一体何をしてきたんです？

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） スケジュールを見ていただいたらわかるとおり、事業認定の申請というのは事前に協議を踏まえまして、協議が整いましたときに申請をするということになっておりますので、今は事前協議中であつたということでございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それじゃあ、お聞きしますけれども、一応白紙になったということにはなってると思うんですが、平成28年の12月から2月までやった事前協議、そして、平成29年のこれは6月から10月までですか、これ事前協議というふうになってますが、その手前のそしたら平成28年の事前協議の部分は、もうこれ没になったという理解でよろしいんですか。改めてここから始めるということ。

- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。
- 生涯学習振興課長（久保和昭君） そのとおりでございます。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） それでは、その下側の建設検討委員会のところで、平成28年の7月から平成29年の1月までですか、建設基本計画というのがあるって、平成29年の7月から平成30年1月まで基本設計計画というのがありますが、これも同じように平成28年度の分は没だということになるわけですね。改めて平成29年度に基本設計計画をやっていくということになるわけですか。わかります、意味が。
- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。
- 生涯学習振興課長（久保和昭君） 先月の日にちは忘れましたが、プロポーザルの提案書を中止したわけです。プロポーザルの業者が決まらないと基本計画に入れないということがございますので、7月からということになります。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） そうしますと、この平成28年度の建設基本計画というのは、これはもう既にCMで一部契約してる部分があるんじゃないですか。
- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。
- 生涯学習振興課長（久保和昭君） CMの会社とは契約して続けております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） いや、続けているんだったら、この中断して平成29年度にまた基本設計計画というのがあるんですが、そこでまた経費が発生するんじゃないんですか。どうなるんですか。
- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。
- 生涯学習振興課長（久保和昭君） 今まで基本計画といいますか、基本計画書案の策定をしていました。それに伴いまして場所が白紙になったということでございますので、そのできた部分に関しましては、引き続き場所が決定後において続けられるということでございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） いや、答弁がうまいのか私の理解力が足らんのかよくわからないのですが。引き続きできるんですか、こんなに中断して。場所が変わったら使えますか、これ、以前の部分は。
- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。
- 生涯学習振興課長（久保和昭君） 図書館の基本計画は、先日本日お尋ねいただきましたとおり、中身にAコープの土地の部分がありますけれど、ほかは図書館の機能であっ

たりサービスであったり部屋の基本計画ですので、土地が変わったらその部分へ組み込んでいくというふうになりますので、変わっていくということになります。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 普通は変わったら使えないじゃないですか。全部やり直しになるんじゃないですか。

というのは、先に発注しておいて、お金がもう発生してるわけですね。それを中断するとか取りやめにするとかいったら、また新しく経費が発生するじゃないですか。そこを言ってるんですよ。これだけじゃなくて、余り言うつもりなかったんですが、測量であるとか鑑定料とかボーリング料とか、そういったものも既に支出をしているわけでしょう。これ変わったらどうなるんですか。そんなこと何か考えてます？しかも、用地がきちんと決まって、新しく鑑定をするとかボーリングするとか測量するとかだったらわかるわけですよ。幾ら予算が通っておったとしても、普通は執行しませんから、それが決まるまで。そういうところがおかしいというところに気がつかないといかんのですよ。これ多分問題にはなるとお思いますよ、答弁結構ですけれど。もう聞けば聞くほどわからなくなってくるので。

④に移ります。

実際、現時点で市民図書館もまだあるわけですし、学校にも図書館があるわけなんです。今既にもう相当なおくれが生じているわけですから、急ぎたいという気持ちはわかりますよ。でも、なぜそれほど急ぐ必要があるのか、それがちょっと私にはわからないのです。そこちょっと答えてください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 文化施設等検討委員会の報告では、現図書館は昭和41年に建築されております。図書館は建物の老朽化が著しいため、緊急性が最も高いと報告をされております。したがいまして、新図書館の建設は急務となっておりますというところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） まあ、それは古い物でしたら新しく建てかえたいのは誰も同じですよ、耐震の問題もありますから。

ただ、私ずっと聞いておりました気になっておりますのは、⑤に移りますけれども、この合併特例債を使うということが頭で出てきてますよね。そうしますと、何で合併特例債にこだわる必要があるのかといたら、やっぱり使える時期、限度があるじゃないですか、いつまでに使わないかとかいう。その時期と、それから、仮に合併特例債を使わなかった場合、他の起債が充当できんのかと、その他の起債を充当したときと合併特例債を使ったときのお金の差はどのくらいになるかっていうのは計算してますか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 合併メリットの1つである合併特例債は充当率が95%、後年交付税算入率が70%の優良起債でございます。この起債のほかに対応できる起債につきましては、該当起債がありません。また、合併特例債の起債期限は、平成32年度となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 私も起債関係に詳しくないんですが、合併特例債を使わずにやった場合は、起債が打てないということなんですか、ほかの起債は。そうしますと、全額一財の持ち出しでやるしかないということなんですか。よくわかりませんが、そうなんですか。ちょっと、企画財政課長。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

合併特例債については平成32年度ということになっておりますが、どうしても事業が平成32年度中に終わらない場合は、平成33年度まで繰り越して使うということ是可以するという事になっております。

それで、もし合併特例債が使えないということになれば、他の起債ということも考える必要があるかと思いますが、ただ、先ほど生涯学習振興課長が答弁したように、これ以上の有利な起債はございませんので、他の起債を使うとすれば、結局一般財源で起債を借りると、返す分も一般財源ということになりますので、ちょっと難しいかなということはお考えしております。

それと、過疎債のほうですが、ちょっと図書館が対象になるかどうかちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、もし過疎債が使えるのであれば過疎債を充当するという事になると思うんですけども、ただ過疎債も近年シーリングがかかってきておりますので、こういった大きな事業に過疎債を使うと、他の事業にも影響するという事になっておりますので、この合併特例債の期間中に建設することが重要なことだというふうにお考えしております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） よくわかりました。起債が打てないんじゃなくて、打てるんであるけれども、枠も当然あるし他の財源にしわ寄せがいくと。だから合併特例債を使いたいんだということですよ。

（企画財政課長、山中俊明君、自席にてうなずく）

○1番（甲藤邦廣君） ただ、これだけ問題があっておくれが生じているということですから、今お聞きをしたら平成33年度までの繰り越しはきくんだということをお聞きしましたから、もうちょっと時間をかければ私いいと思いますよ。遅速は拙速にまざるという言葉もありますから、要はせいては事をし損じるということですよ。

何の計画もそうなんです、最後のリミットがあったら、工程を組むときには後ろから組んでいかんといかんのですよ。前から組んでいったらどうしても後ろが押してくる、どうしてもタイトな工程になってくる。だから無理が生じるということになります。それ、よく気をつけておいてください、こういう大きな事業の場合は。

で、あんまり時間がないですから、次⑤、鏡野中学校のプール、武道館建設の財源についてお聞きをいたします。

これは財源に限って質問をするわけですが、これも1日の議員協議会でもらった資料に基づく質問になりますので、ちょっと通告とは外れる部分があるかもしれません。

この件につきましては、2月に入札が行われて不調に終わってます。この部分、平成27年度予算が入っておりますので、今後平成29年度に入って再度入札をしたとして、建設の開始っていうのは、もう平成29年度の中盤以降になるわけですね。そうしますと、これ①ですが、事故繰越扱いになってしまいますから、補助金は平成27年度分はまず使えませんね、使うとしても。それと、起債の問題がありますね。事故繰越になった場合、起債は打てないはずですから。

その上でちょっとお聞きをしますが、この資料にありますけれども平成27年度予算の総額と補助金額、それと、市の負担額について再度お答えください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 甲藤議員の鏡野中学校のプール、武道館に関する財源についてお答えいたします。

工事費の総額が、平成27年度分につきましては1億8,000万円でございます。補助金が808万3,000円、起債が1億7,190万円、一般財源が1万7,000円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） これちょっと数字が、1日の資料と違うんじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

1日の資料につきましては、歳出で委託費、設計管理のほうも一緒に含めた数字になっておりますので、若干、今お答えしたのは工事の関係のみになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この②番です。

平成27年度の分の市が負担すべき金額というものは、恐らく執行してない部分は不用額で落とすんだらうと思うんですね。ただ、平成27年度の私が持っております資料では、国の補助金が808万3,000円になってます。この補助金はまず使えないです

ね、もう。3年目になったら使えないですから。この件につきましては、市の単独で考えても動けんわけですから、国とか県とか、そういったことで事故繰越の取り扱いについて協議はされてますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 契約ができなかったということをご報告をしまして、不用で処理するということは確認しております。事故繰越には当たりませんので、不用で処理するということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） まあ執行されてないから、事故繰越にはならないということにはなるんでしょうけれども。

これ私、後でも質問しますが、事故繰越っていうのは非常に難しい、あつてはならんことです。そういう認識が皆さん方にどこまであるかちょっと疑問なんですけどね。

それでは、③です。

この設計額と不調になったときの入札書に記載の金額との差っていうのはどのくらいになってるのか。まあ公表できるのであれば。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

約5,700万円ということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 差額が5,700万円だったということなんですが、当然足りない分については、平成29年度の補正が必要になると思いますが、この補正をどのくらいの金額を考えているのか、現時点でわかっておればですが。それと時期ですね、補正の、それちょっとお答えください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、設計の見直しを行っております。今回、入札業者が県内業者ばかりであったということを踏まえまして、地域特性を反映した設計をやり直しております。差額は5,700万円ですけれども、そこはまた設計してみないとわからない部分がございます。

あと、平成27年度からの繰り越しであった部分の1億円をプラスされたもの、単純に足したら1億5,700万円でございますが、設計の見直しで多少変わってくると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 補正する場合には、当然設計を見直して、きっちりチェック

をした上で金額を出すということで補正が出てこないといけないんですが。実はここが一番問題でして、ただ単に5,700万円の差があったとはいいながら、1日の際の資料にもありますように、諸経費が上がったんだというのが1つですね。

それともう1つ、単価アップが当然出てきますから、当然それは金額がふえてきますよね。しかし、それだけじゃなくて私が心配しておりますのは、本当に工事ができるかどうかです。というのは、1つ例を挙げれば、PC構造でやるということは既製品を使うってことですよ。ということは、大型のクレーン車が必要になるわけですよ。そうすると、入れるんですかと大型が、入れなければこれ設計条件が違ってくるわけですから、設計書にならんのですよ。もし仮に仮設で入れようとしても、相当な日数もかかるし経費もかかります。じゃあ、それがそしたら設計の中に反映されているのかということですね。

それともう1点、プールが当初2階にあった、その時点で空調設備が入ってなかったと、今回プールが1階になったと。空調設備がこれ前回入ってなかったんでしょ、設計の中に。それ、本当に要らないんですか。こんな大型案件だったら、業者はいろんな質問状を出してきますのでね。きちんとした設計でないと、また不調になりますよ。簡単に設計変更で対応しますとかいうことにはならんのですよ。ほとんどの部分で設計変更がないようなところまで積み上げていかないと、再度また入札不調になりますから。これ不調になったらどうなるかっていったら、どんどんどん後ろにおくれていくわけですよ。そうなったら補助金は使えないわ、事故繰越になって起債は打てないわ、これ大変なことになりますよ。その設計についてきちんとした、まあコンサルは多分あんまり当てにならんのですよ、当てになりませんから。それだったら、市の中にも専門がいるわけですから、例えば建設課長とか産業振興課長とか、そういった人にアドバイスを求めないと多分進みませんよ。

ちょっとお聞きをしますが、よろしいですか井上課長、今の武道館、プールの建設について、多分大型のクレーン車の設計になってると思うんですが、何トンのクレーン車で設計してるかわかりますか？

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 入札後の教育委員会からの話の中でトン数の話、クレーンの話は来ましたが、かなり大きなものという形でトン数までの把握はしておりません。かなり大きなクレーンで、入るか入らないかっていうのは疑問に思ったことも事実ですが、トン数までは、数字は覚えておりません。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それは50トンとか100トンとかいうレベルじゃないんですか。そんなもの入るところありませんよ。設計はできますよ、でも施工はできんじゃないですか。いや、井上課長に怒ってるわけじゃないですよ。

コンサルって結構できんことをやってくるんですよ、だから現地を見て決めないと。

そうしますと、例えば100トンとかいう話になったら、あそこ入れんじゃないですか、道から直さないかんでしょ。家でもあったらそれはできんでしょ、壊さんと、そういう問題があるし。それと、もう1つは今言ったような空調の問題。そこもきちんと整理しないと、設計書にはなりませんよ。

もう1つちょっと私疑問に思ってるのは、既製品を使うということですね。PCっていうのは現場打ちはできないですか。入らなかった場合に、車が。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） プレテン、ポステン、2種類があると思います。工場製作分と現場で緊張をかける分、仮にPCとなれば、そういう形での現場での今の技術、まあお金の問題は別として可能だとは思いますが。ただ、どっちにしてもクレーンも要りますし、現場の状況によつての判断になってくるとは思いますし、それと昨日もありましたように、RC構造というのも一つの方法だと思います。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 現場打ちにするとかRCにするとかいうことになれば、もうもともと全部やり直しでしょ、全て。それまでやって比較計算をして、6月議会に補正として上げられますか。なかなか難しいですよ。そういう問題があるということです。

これ④なんです、この工程によりましたら6月議会に補正予算を計上すると、その上で7月に入札仮契約をします。9月議会で正式に契約というふうな計画にはなっておりますけれども、下手したらこれずっとおくれるわけですね。そうしますと、平成28年度の工事費に限って言えば5億4,700万円ほどで、そのうちで国の補助金が8,260万円ぐらい入ってますね、過疎債が4億6,070万円ということになってますけれども。これずっと後ろに落ち込んできましたら、この補助金使えなくなりますよ。多分、入札したら契約して前渡金の支払い義務が生じるわけですが、建築の場合30%って言いましたか。仮に30%とした場合、補助金の8,260万円ぐらいに対して30%ですよ、くれるのは。平成30年の3月31日現在で60%しか仕上がってなかったら、60%分しかこれ補助金おりませんよ。40%分はこれ、もうくれませんからね、補助金の場合3年目はないですから。一般財源で過疎債を使うとしても、平成28年度にやってる分が平成30年度に落ち込んだら、その落ち込んだ分もこれ起債打てないでしょ。全て一般財源、自主財源からの持ち出しということになるんじゃないですか、企画財政課長。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。④の質問ということで構いませんか。

④の質問が平成27年度分の補助金を見込めないというご質問でしたので、先ほどのご質問では平成28年度分の繰り越しも含めてということでしたので、ちょっとその辺をあわせて、そしたらお答えさせていただきます。

事業の実施に当たりましては、まず補助金等の特定財源を確保することが重要であり

ます。その上で補助裏に起債や基金を充当することになります。今回の件では、貴重な財源が失われたことにより、その部分は起債及び基金等で対応することになります。今回の件で直ちに財政運営に支障が出るというものではございませんが、長期的に安定した財政運営を継続する上で、特定財源の確保努力の積み重ねが重要なことだと考えております。

なお、平成28年度分の繰り越しが必要になるということになると、補助金が減額されるということになりますので、現在、過疎債での起債を考えておりますが、合併特例債に振りかえて計画するということも、ちょっと視野に入れて財政のほうは考えていかなければならないかなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） やっぱり、おくれればおくれるほど補助金は使えない、一般財源を充てないといけない、これ二重に厳しいことになるんですよ。だから事故繰越がないように皆気をつけてるんですよ。さらに厳しいこと言えば、これ教育委員会の予算であれば、その差額分は例えば建設課とか産業振興課とか防災対策課とか、そっちのほうにしわ寄せが行かないように、本来自分たちの中で処理すべきなんですよ、ほかの予算を削ってでも。私がほかの課長だったらすぐ言いますよ。

ただ、そうは言いましても、一担当課だけの私は問題じゃないと思ってます。というのは、前段の図書館の話もそうでしたが、有利な合併特例債を使うとは言いながら、一方ではこういうことになってると。貴重な自主財源を使わないけなくなると。これ、市に損害を与えたことになるんですよ。市に損害を与えるということは、市民に損害を与えるということになるわけですよ。これ、簡単に言えるような問題じゃないんですよ。まず、あんまりないですよ、こんなことは。これやっぱり担当課だけじゃなくてほかの課も巻き込んで、こういうことが起こらないようにするためにはどうすればいいかというふうな話をしないと、問題解決にはつながらんと思います。本当これ大きな問題ですよ。私は図書館よりも、図書館はまだ建ってないんですから、おくれてもどうってことないと思ってますよ。でも、この武道館とプールの件に関しては、お金の問題がもろに絡んできますから、財源に絡んできますからね、これ簡単じゃないんですよ。あんまりそれいろいろ言うつもりないんですが、その財政的な問題がありますので、ひとつ市長にこの件についてちょっと見解をお聞かせいただきたい。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 図書館建設、また鏡野中学校の武道館・プールの建設にしましては、私も大変厳しい状況にあるというふうな認識をしております。今おっしゃったように、これはまさに市民の皆さんに大きなしわ寄せをする内容であります。こういうことが起こっているところにつきましては、やはりそれぞれが抱えた事業をどう実現をしていくかということについて、本当に真剣にはやっていたいただいているはずなんで

すけれども、本当にもっともっと、専門家とか関係の部署と連携をしたり、あるいは県とも協議をしたりすることを、もっともっとされるべきであったというふうに思っております。

同時に、財政の部分についても非常に弱いということが、この2件の中で露呈しております。行政職員としてマスターしておくべきことがマスターできていないということが、今回こうした状況になってきておりますので、これは市役所をあげてスキルを上げていかなきゃいけない。それこそが、プロとしてきちんとやる行政にならなきゃ、こうした状態が起こっていくのだというふうに思っております。この2つにつきましては、関係の部署も協力をしてくださってますので、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 市長のお話を伺いましたけれども、やっぱり自分の仕事ではないんだということではなくて、他の課も全て情報を共有すると。それだけではなくて全職員がですよ、若い職員さんって結構理解されてますからね、そういった人たちも含めて、二度とこういうことの起こらないように、手だてを講じるべきだと私は思ってます。質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、新図書館等の建設計画について、用地に係る問題を中心に伺ってまいります。

2月7日に議員協議会が開催され、この問題に係る経過説明がございました。私も用地選定過程に透明性を欠き、疑義がある旨説明させてもらったところであります。そこで、お尋ねします。

①に、議会軽視という部分であります。きついこと書かせていただきましたけれども、我々議員はこの間、一般質問や議案等の質疑の中で、さまざまな角度から新図書館計画について質問を重ねてきた中で、担当課長は一貫して建設場所については、諸条件から言えないと繰り返しておりました。結局のところ、収用法について、また県の事業認定を受けるまで用地を明らかにできないとの、間違った認識で動いていたとのことであります。議員協議会で話を聞いていなければ議会には詳しい情報も与えず、ここに決まったから用地取得の予算を可決してほしいとの話ではないでしょうか。あわせて言えば、執行部全体の問題として、位置等を明示できない旨の答弁も皆さん聞いている中で、それは間違った認識であるとの課長方もおられたのではないのでしょうか。大きなプロジェクトを推進している中、もっと各課横断して知恵を出し合う必要性があったと考えます。

また、当初3月1日開催予定の議員協議会で、教育委員会サイドは十分議会の理解を得られると思っていただけたのでしょうか。急遽2月7日に、議長からの要請で議員協議会が

開催され、各議員からの指摘もあり詳細の報告を受け、再度の議論、検討となったところであります。

議会は執行部の真摯な説明に基づき調査も行い、議決権を行使するものです。今回は予算提出は断念されたとのことでありますが、一連のことを振り返ると議会軽視と言わざるを得ません。見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 事業を進めてきた過程におきまして、事業認定の認識不足によることと、候補地を明らかにしないまま推進しましたことと、さきの議員協議会で手続上の不備が指摘されました。また、候補地選定における説明責任を果たせなかった中での予算提出しようとしたことにつきましては、報告義務を欠いた議会軽視であるといえます。本当に申しわけありませんでした。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

用地検討委員会は、昨年5月12日に結果報告をしたわけでありましたが、本来であればいつ議会に位置等について報告できたのか、その点をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 間違ったに認識によりまして、事業認定の事前協議が整った段階で報告できるというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

候補地については、建設等検討委員会を中心に再度議論をしていくとの方針であります。どの時点まで議論を差し戻すのか。また、建設用地選定方針の位置要件では、1点目に、まちづくりの観点から、香美市振興計画（第2部基本構想－Ⅲ土地利用）に策定されている内容を中心に、学校などを初めとする公共施設からの距離（半径2キロ程度）にも配慮した場所。2点目に、集客の利便性を考慮し、公共の交通機関にアクセスが可能な場所、または将来的に可能と考えられる場所。3点目に、市街化区域または市街化区域に接した市街化調整区域で、用地購入が2億1,000万円程度を上限にできる場所となっておりますが、これに変更はないのか。あわせて、議員協議会時に指名されている検討をされた候補地の用地購入費についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、建設等検討委員会に用地の再検討をお願いをしております。同委員会がどこまで候補地の検討を差し戻すのかにつきましては、全てを委ねておるといってございまして。また、選定方針の位置要件につきましては、面積要件の3,200平米を算定基礎とするとともに、土地単価の根拠には路線価を参考にした根拠により定めていたため、検討地全体の用地購入費との間に差を生み、

わかりにくい選定方針となりました。このことが用地として求めているよい土地への足かせとなり、誤解を招いたことに深く反省をしております。今回条件を整理して再検討いたします。

次に、用地購入費につきましては、現在候補地を再検討中ですので、公表は差し控えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 位置要件等については、再条件後整備をするということですね。

（生涯学習振興課長、久保和昭君、自席にてうなずく）

○13番（山崎龍太郎君） 昨日の同僚議員からの議論の中でも、今までの用地検討委員会での候補地も含めて再度検討すると、新たな部分も今後含まれるかもしれませんが、実際、そういう中で、今までの候補地も不動産鑑定もしてるというふうな中で、価格について言えないというのは、私は議員協議会で一定の分、引きましたわね、2つぐらいの価格にて。それよりも後退した話となりますので当然受け入れられませんが、再度答弁を求めます。用地の購入費についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 先ほどもご説明申し上げましたとおり、建設等検討委員会に用地の再検討をお願いしております。どこまで差し戻すかということもわかっておりませんので、現在のところ公表できないという状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議員協議会を開催するときに、議長は一般質問での論点整理のために議員協議会を開催したということで、実際そのときには、そんな突っ込んだ議論も差し控えた部分もあります。この私どもに与えられた一般質問という権利が、議員協議会以下の議論でいいのかということを申し添えたいと思いますので、議長はそこら辺のところはいかにお考えなのか。答弁もらえんのやったら、次のこの件についての質問ができませんが、ちょっと整理してもらえませんかでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 3時47分 休憩）

（午後 3時49分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ご答弁申し上げましたとおり、議員協議会で説明した単価につきましては鑑定価格による単価であり、面積につきましても全筆といいますか全体的に3,200平米を超した土地もあったし、いろんなケースがありましたので、3,200平米に換算した単価が2億1,000万円程度ということと、それと、

その土地に関します全体的な3,200平米超しまして4,000平米とかいう単価は、そのときには路線価を掛けてお示したところですが、現在の段階では先ほどもご答弁申し上げましたとおり、一度整理するというところでございますので、今回公表は差し控えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） よろしいですか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのこのところの答弁には到底納得いかんですが、後の議論も控えていますので、漠然的な質問になってしまうことをお許しいただきまして、次の項目に移ります。

私は、3月1日教育長が発言された建設等検討委員会は図書館等の活用する立場の委員が多く、土地事情に詳しい用地の専門家の意見も大切にする点、この点には理解を示しますが、土地事情という点では価格の面も大事な市民の税金を使うわけで、大切な視点と考えます。検討されている場所数カ所は立地の用地基準を満たしているわけで、金額の多寡は大きな要因と考えます。その点の位置づけはどうなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） これは②の質問でよろしい。

今後先ほどもご答弁申し上げましたとおり、全てを建設等検討委員会に委ねていますので、そちらのほうで協議していただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 全てを委ねるというよりも、土台が大事だと思いますけれども。

市民に対し説明責任を果たす役割は、私ども議員も担っているところであります。実際、先ほど数字が出た2億1,000万円というお金のレベル、それが、片や議員協議会では発言された数千万円というレベル、その差は私は大きいと感じます。そこについてはどうお考えなのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 土地の単価につきましては、安い単価でもありましても市街化区域でありますので、田んぼということになります。それで、開発費等々含めまして宅地になった単価を想定しておりますので、そういったことで宅地にでき上がったときの単価を考えておるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） よくわからんことを。宅地になったときの単価って、購入するのは宅地の単価で購入しますの？再度。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 用地購入費は、片や宅地で片や田んぼでした。要するに田んぼのほうを宅地にせんとはいけませんので、用地購入費は田の単価で購入しまして、それに参考単価といたしまして、開発費・造成費を足した単価というふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 建設等検討委員会には、本当に精査したきれいな資料を出してくださいね。そこに妙なことの指示的な部分が入るように、すごく課長の答弁を聞いてると伺えるんですが。それは必ず言うておきますのでお願いします。

次に移ります。③です。

○議長（小松紀夫君） 暫時時間を延長します。

○13番（山崎龍太郎君） 新たなスケジュールどおりにいくのかという点であります。

先ほど来もきのうも聞いてる中で、到底スケジュールどおりにはいかないなと思いがらですが、3月1日にいただいた資料に、1つには候補地選定であります。この部分ですね、候補地選定の部分。この部分が平成28年7月から11月で用地測量・地質調査は終わってるわけですね。これ自体がもうAコープ跡地であるわけで、ほかには用地の測量も調査もしてないわけで、この点の変更されてないというのが、もうこの場所ありきと私は考えます。別の候補地となれば、またもし市街化調整区域ともなれば、県の事業認定を経て用地取得まで不測の日数を要すると考えますが、予定どおりの開館を目指す方向については可能なのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 予定どおりの開館を目指したいと思っておりますが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、建設等検討委員会で十分協議していただきたいと思っております。現時点では明確なお答えができません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） あくまでも教育長が言われたのは、希望的観測で何とか間に合わせたいというレベルであって、この間の議論ではなかなか難しいというレベルであります。さまざまな議員が聞いておりますので。

この件の最後に、2月13日の建設等検討委員会の委員の意見をかりれば、今後、合理性のある資料にて説明責任を果たされ、我々から疑義が出るようなことにならないよう、事務屋のプロとして臨んでいただきたいと思いますが、その点について答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） きのうですか、お話を申し上げました。全くそのとおりでございます。大変恥ずかしい思いでいっぱいでございます。熟知たる思いでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。入湯税についてであります。

昨年12月議会にて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査がなされたところですが、入湯税、ん？歳入にそのような項目があったっけ？その時点では総務常任委員会にて審査された後でありましたので、委員長に質疑させていただき、一部改正の条例は可決されたところであります。しかしながら、多くの疑問を残しておりますので、今回質問させていただきます。

条例の一部改正は、入湯税を課さない対象を12歳未満の者から小学生以下の者に変更、また、日帰り入湯する者には入湯税を課さないというのが大きなポイントであります。そして、本年4月1日より施行するとのことであります。

そこでお尋ねします。①です。

最初に、香美市税条例、第3章、目的税、第1節、入湯税では、「鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。」となっております。合併当初からであります。条例に規定しておりながら、課税できてない点はゆゆしき問題であると考えます。責任はどこにあるのか。そして、旧町村時代からずっと課税徴収してこなかった背景はどこにあるのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 山崎龍太郎議員の入湯税の質問についてお答えいたします。

香美市合併前の旧土佐山田町及び物部村は、入湯税を徴収していませんでした。旧香北町は、入湯税条例がありませんでした。

徴収していなかった背景についてですが、平成15年くらいまでの当時の担当課長に問い合わせてみたところ、入湯税を徴収しなければならないことについては認識をしておりました。個々の理由については差し控えますが、両町村とも徴収しないことに値する明確な理由なく徴収していなかったように思っております。さらに、香美市合併時に入湯税の徴収をするべきでしたが、合併協議会の資料及び当時の担当者等への聞き取りを行いました。合併時からの徴収について、特段の理由なく、旧町村の未徴収の状態を継続したとのこと。合併してから11年間徴収していなかったことについては、市長及び担当課に責任があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

- 13番（山崎龍太郎君） この件について市長の見解を伺いたいんですけど。
- 議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。
- 市長（法光院晶一君） 入湯税につきまして、合併以来徴収をしていなかったということは、これはもう行政の怠慢でありまして、弁解の余地はございません。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 行政の責任ということは明確にされました。特に歴代の税務課長がずっとおられて、今回秋月課長のもとで課税の運びになったんですけど。
- 現実問題、担当課としては知ってるわけですよ、基本的に。市長がいつの時点で知られたかは、それは定かじゃないんですけど、前任の市長もおられます。特別職ですので、どこまでみずからの、この責任についての思いは持っているのか。私も、それは市長が判断することでありまして、我々言えるもんじゃありません。ただ、やっぱり大きな歳入欠陥を招いたということは当然でありますので、やはりその部分について、ちょっと突っ込んで聞いていきたいんですけど。
- 課税徴収の運びとなるまで、私は入湯税の条文ですわね、その部分は削除しておくというのが当然であったと思います。もちろん浴場施設はありますけれども、実際課税しないのであるんやったら、また合併の議論も踏まえて、何でそんなことになったのかなというかがね。我々もちろん、議員も責任の一端はあるというふうには思いますけれども、そのところが妙に見えないので、なぜ条文を残したままであったのかと。言われたように、旧香北町は条例そのままじゃなかったと、それでいけたと。物部村、旧土佐山田町は、条文はあったけど課税徴収しなかったというそのことを、せっかくいい機会だった合併の時期にきれいに見直して、のけるなり入れるなら課税徴収するという事務ができなかったかということについて、再度お尋ねします。
- 議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。
- 税務収納課長（秋月建樹君） 先ほど答弁した合併協議会の資料等では詳細がわからなかったのでありますが、入湯税は地方税法に規定されているように、鉱泉浴場所在の市町村は、入湯税を課するものとするという条項があるところから、削除しなかったのではないかと考えております。削除しなかった以上、課税徴収するべきところを旧町村の事例を継続して課税しなかったということに、非常に責任があるのではないかと考えております。
- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） なぜ今回、そしたら課税徴収の運びとなったのかと。まあできたら、やっぱりこういうことは諸般の報告なりね、昨年のことですけど、私いませんでしたけど。そういうことで報告されてるとか、やっぱり事実をきれいに議員に示してということがあるけれど、突然一部改正の条例が出てきましたわね。それでこんなてんまつになると、きょうの私の質問のネタをくれたみたいになってますけど。現実問題はやっぱり、どこかできれいに線を引くということ。ほんで今回線を引いて課税

徴収になりましたけど、どうしてかなという部分の確認をします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 諸般の報告等で報告してなかったことについては、非常にまずかったなと思っておるところであります。今回課税徴収することになった理由については、特に理由といったものはございません。長年の懸案事項の解消に努めたといったところになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 長年の懸案事項の解消に努めるんやったら、その部分について、きれいに報告の義務が欠けてるということを言いたいですわね、実際。まあ現実問題、課税した課長にどうのこうのと言うても始まんかもしれませんけど。現実問題、関連して聞きたいのは、改正後の資産では入りは75万円ですわね、実際。改正前の条例でもし運用していたら、日帰りの客を除くという文がないということと、それを加味しますと、大変大きな金額になってたと思うんですわ、年間の入湯税の税収というものは。試算したらどれぐらいになりますかね。してなかったらいいですけど。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 改正前の条例を適用すると、確かに徴収税額は数倍にふえると思われませんが、日帰りの客の統計等をとってないので試算はしておりません。今回の改正条例の課税対象とほかの市町村の条例が同じところが多いことを考えてみますと、新たに入湯施設ができて入湯税を課すことになる場合などについて、施設の集客等のことを考えて日帰りの入湯客については課さない、考慮するような条例になるかどうかと思いますので、うちとしても合併時にはそういった配慮のもと、入湯税を課すべきであったと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まず、このお金、目的税ですので、適切に運用しておれば、魅力ある温泉施設がやっぱりできていたというふうなことを言えますわね。一時期べふ峡温泉のことで、かなりすったもんだしたという部分でやっぱり、そういうことを振り返りますと、やはり、そこの部分について、行政の認識も片一方で甘いということと、やはり実際課税を、よくありますわね、固定資産税が課税ミスしていて住民にえらい迷惑かけた場合には、市長を含めて大きな責任ができて、何か減俸になったりとかそんなもんも見たりもしますわ、実際のところ。けど今回の分は、誰が被害者なのかちょっとわからん部分もありますわね。課税は、入湯客に税金はいただいて、それから、浴場・温泉の経営者が、間接税ですので市のほうに入れるというふうな仕組みです。ただ、それを入れて観光の振興らに使うという部分で、そういう温泉地、温泉施設がやっぱりレベルアップ、集客も図れると、そういう目的税なわけですよ、基本は。だから、よ

くある課税ミスとは違うんですけど、大もとの部分の議論がかなり不足してるし、こういうことになったという失態については肝に銘じておいてほしいと、もうもちろんないでしょうけれども。実際、その点についてちょっと見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 入湯税についてはおっしゃるとおり目的税でありまして、徴収した税額については、全て観光とか環境、消防等に使うことになっております。貴重な財源を11年間とっていなかったということについては、非常に反省しているところでありますが、条例のほかのところを精査したところ、ほかに取り残しているところはないと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

改正された条例は4月1日施行であります。業者への周知についてです。どのような周知ができていますのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 平成28年の当初に、対象となる4事業所及び日帰り入浴客のみの1事業所に、今までの経緯を説明しました。条例改正後、対象の4事業所に平成29年4月からの入湯税徴収について納付方法等を説明し、了承を得ております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 事業者の方々からは、なぜ徴収の運びになったのかというものの意見、不満等はなかったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 事業者の皆さんも入湯税の有無についてはご存じでしたので、今までのいきさつを説明し、事業所の事務量等もふえますが、条例改正しての平成29年度よりの徴収について、理解をしていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そしたら、理解を得て運用できるということになりますね。

次に移ります。③であります。

宿泊者に対し入湯税を課するわけで、おのずと宿泊料金はアップするというふうに考えます。本市が一般社団法人香美市観光協会に指定管理している、べふ峡温泉の宿泊料は条例に規定されておりますが、これはどういうふうになっていくのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

べふ峡温泉につきましては、大人の宿泊者に対し150円を上乗せの予定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今回条例改正は出てないようですが、それはどのような運びになりますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回の部分につきましては入湯税のほうでございますので、宿泊料、使用料のほうの別表には載せないという形になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん宿泊料は宿泊料で、大人5人部屋で大人1室お1人で利用やったら9,260円という宿泊料がありますよね、べふ峡温泉。それなら、入湯税に係る項目をどっかに記述せんといかんのやないですかね。

使用料については、「使用者は、別表第2に定める使用料（消費税法による消費税及び地方消費税による地方消費税を含む。）を支払わなければならない。」となっておりますので、入湯税に関する記述もどっかで要るんじゃないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 入湯税のほうにつきましては、税務収納課のほうでもう既に条例で規定されてるということで、周知につきましては現地のほうでお知らせという形で利用者の皆さんには知らしていくということで、条例の整備は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 条例にうたわないということは、ただ基本的に先ほど言った金額に、べふ峡温泉の場合やったら、大人に対して150円アップするという部分で、ご請求させてもらうということよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

④ですが、3月の議案細部説明書の141ページに、入湯税の用途に関する説明書がございます。地方税法第701条、入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充て

る。香美市税条例第141条、入湯税は、香美市内の鉱泉浴場に入湯するものに課せられるもので、入湯客1人1日につき150円となっていると、根拠法令を示しつつ、入りと出の説明がなされているところです。

入りとして75万円、150円で割りますと年間5,000人の入湯客を見込んでおります。5,000人から150円を事業者が預かり、市に納入するというものであります。

そして、出のほうとしては入湯税充当事業として、1点目にべふ峡ガイドマップ印刷製本費10万7,000円、2点目にかみんぐ印刷製本費84万3,000円、3点目に温泉施設事業補助金40万円、計135万円の事業規模となっております。

入湯税の財源手当としては、1点目に10万円、2点目に25万円、3点目に40万円であります。

そこで、お尋ねします。

まず、温泉施設事業補助金の説明を求めます。また、私は温泉の魅力向上をもって税負担者である温泉利用者が満足してもらえる施設たるべく、入湯税全額を温泉地に還元するくらいの施策を講じることが、今後の展開の基本であると考えます。そのことでリピーターをふやし増収につなげていく。あわせて観光の振興の点から言えば、パンフレット製本にとどまらず、温泉の積極PRのイベント等に予算組みしていくなどそのようなことを考えますが、今後の方向性はいかにお持ちなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回の導入に当たりまして、税務収納課のほうで各事業者さんを回っていただきまして、皆様方の声を聞いてまいりました。その中で温泉の施設さんのほうから、ご希望のあったのは温泉成分分析、こちらについての補助をいただけませんかということで、こちらにつきましては、1施設10万円の4施設分というふうな形で予定しておるところでございます。

また、それ以外先ほどお話のありましたガイドマップとかかみんぐ印刷製本、これにつきましては、温泉施設等が出ておりますので、観光振興をいうふうな形での充当目的という形で、目的にかなっておるものと考えております。

今後につきましては、一般社団法人の香美市観光協会への運営補助金への充当のほか、また、温泉施設との協議等も重ねながら、より多くの観光客が訪れていただけるような、工夫もしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在、観光協会自体はべふ峡温泉の指定管理の部門も受けてるわけで、実際観光振興に補助金も出してるところでありますが、入湯税による財源手当もして、温泉施設全体を網羅したようなイベントを打つとかね、そういうことも

可能かと思いますが、そういう企画、立案等はできるのかどうかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほど答弁させていただいたとおり、温泉施設との協議をしながら、さまざまなより多くの観光客が訪れていただけるような工夫の中に、先ほど山崎議員の言われたようなイベント等も含まれておるものと、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） あわせて、先ほど税務収納課長のほうで、日帰り温泉の業者の方にも1業者聞き取りもしたと、あと宿泊が4業者ですかね、そういうことを言われてたんですけど。さまざま温泉施設ということで集客ができてるところもあれば、なかなか大変なところもあるというふうな認識もしています。やはり、その全体のスキルアップ、レベルアップをしていくために、全体の部分で考えるのは、ネット環境の中で温泉施設、観光全体もそうですが、その中でも温泉施設をクローズアップしたPRの香美市としての仕方、そこら辺のホームページへの展開の方向なんかはお持ちなのか伺います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 一般社団法人の香美市観光協会のほうではホームページのリニューアル等も行っておりまして、そちらのほうの充実というふうな形で展開をしていきたいということで、こちらに対する運営補助金、年間1,100万円を出しておりますけれども、そちらへの充当等を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） べふ峡温泉が1つあって、ほかは民間の方が3つあると、対象のところがね。そういう中で、ほかの事業者さんのネット環境がどうなのかという部分もありますけど、そういう部分の情報発信も、べふ峡温泉なんかとやったりリンクしたような格好で展開していくというふうなことも、今後協議の上というふうになりますけれども、そういう環境が整ったらやっていったらどうかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） すばらしい提案をいただきましたので、つなげていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。住民税特別徴収通知書への従業員の個人番号の記載についてお尋ねします。

12月議会にて大岸議員への答弁の要旨は、本通知書は番号法によって通知すること

ができるので、改正された地方税法の規定に定める個人番号を記載した様式にて通知する。送付方法は、検討中とのことでありました。ほか、簡易書留で手渡しの場合、約2,000の事業所で310円が上積み経費としてかかり、60万円の費用がかかると。個人番号の取り扱いについては、通知書に同封するなど答弁がございました。基本納得できないし、その後の他市等の動向もあり、質問するところでもあります。

①に、通知書は簡易書留で送付の場合、多くの手間を要し費用も60万円程度余計にかかる。また受け取り拒否の事業所があれば、7月からの徴収事務に大きな支障が起こり得る。あわせて、通知書から第三者に番号が漏れた場合、市役所の責任問題ともなります。このような危険性をはらみ経費も要するのに、そして、そもそもできる規定である現在、積極的に進める必要性はないと考えます。市役所のリスクについて私はこのような見解を持ちますが、その他想定される点があればお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 山崎議員のマイナンバーについてのご質問についてお答えいたします。

番号法ではできる規定であります。地方税法施行規則に規定する通知様式が、改正により様式が個人番号を記載することになっていきますので、通知する方向で準備しております。

また、郵便の誤配等のリスクを避けるため簡易書留で郵送することにいたしましたので、金額的には60万円ほどかかりますが、情報漏えいのリスクは軽減できると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 地方税法云々と言われて、私ちょっとそこの部分理解不足なんですけど。私の読み取ったところでありまして、あくまでもできるので、やるやらんは市町村の裁量の範囲というふうに読み取ってます。実際やらないところも後で述べますけど出てきてる中という部分で質問を続けてまいります。実際問題、簡易書留でマイナンバーの管理者に送るというふうになったときに、その管理者が不在の場合もあったりする、どういう手続で郵便局にお願いするのかわかりませんが、そういうときに本人の意思にかかわらず受け取れなかった、また受け取りたくないときには、かなりの事務のおくれが生じるというふうには感じますが、そこのところはどのような認識をされてますか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 簡易書留での郵送については、その本人が受け取っていただければ返ってくることは認識しております。

それから、⑤の質問にもあるように、受け取りを拒否した等の場合については、また後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その本人が受け取ってもらえないと、事業所に送りますわね、そのときに誤開封の部分の可能性ありますわね、実際は。だって誰が受け取るか、事業所に送ったときにはマイナンバーの管理者は誰か、郵便局にはマイナンバーの管理者に渡してくれって言いますか。その点はどうですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 11月の議会でも答弁をしましたが、マイナンバーを送るときの様式というか封筒に、通知を受け取られた方に記載の宛名にお心当たりのない場合とかいう項目を印刷しておりまして、それで誤配の可能性をなるべく軽減するというか、ないような方策を考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。勝手に個人番号を記載されて送られる従業員のリスクについてであります。

事業所と従業員の関係で言えば、会社からマイナンバーの提供を求められれば、マイナンバーの何たるかをほとんど理解できてない方々は、指示どおりに知らせることでしょう。しかしながら、私が調べた事業所において、マイナンバーの管理者は誰なのか、また、管理は国の求める基準すら知らないし、できてない現状があり、従業員の中には制度自体への反発や利用目的などにおける問題点の理由から、番号を提供してない方も多く見受けられます。そのような中、従業員のリスクとして本人の意思と関係なく番号が会社に伝わることは、他者によって個人情報漏えいの危険が増大させられており、従業員の市への反発も強まると考えますが、そこをどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 従業員の方が、事業所に個人番号を知られたくない意図があつて事業所が取得できていない場合、市役所からの通知で伝わることとなります。しかしながら、従業員の個人番号については、地方税に関する事務以外に利用することができないことになっていますし、不正な利益を図る目的での提供、または盗用した場合は、厳格な罰則規定が設けられていますので、情報漏えいのリスクとしては小さいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのことは昨年の議会でも答えられてましたけれども。実際、個人番号について通知書にも同封していくという中で、皆が皆わかる文章になつてるとかという点もあるんですかね。なぜ市が本人の了解なく会社に教えるのかという、

クレームがあった場合の対処はどのようになさいますか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 従業員の方から直接クレームがあった場合には、説明をして理解をしていただくということ以外にはないとは思っておりますが、こういった形でクレームが来るかにもよりますけど、丁寧な説明責任を果たして納得していただくということを考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） どのようなクレームが来るかいうて、そうですね、従業員から言うたら、特別徴収やめて普通徴収にする。税金は納税の義務がありますのでね、法的には許されないんですけど実際、そういうことを言う可能性もありますわね。それはさておきまして、真摯に対応するということですので、ぜひしてもらいたいと思います。

次に移ります。③です。事業所のリスクについてであります。

番号法では、事業者は個人番号の利用に関して実施する施策に協力するよう努めるもので、義務ではなく罰則も当然ありません。帝国データバンクの調査では、まだ3割の事業所しかマイナンバー対応はできてないとの現状がある中、番号記載の通知書を受け取ることにより安全管理義務が発生し、今後の対応を目指している事業所が、市のほうから強制的に取り扱い業務を求められ、経費負担も強いられる状況となるところであります。この事業所のリスク増大を市が求めていく姿勢には、私は納得いかない部分がございます。この点の認識を伺います。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 番号法の規定により、小規模事業者も個人情報の保護措置を講じる必要がありますが、現在も従業員の方の重要な個人情報を扱っていると思いますので、今まで同様に個人情報の保護に努めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確かに現在もさまざまな部分で個人情報にかかわる部分を預かってるかもしれませんが、今回の部分は実際、罰則含めてありますわね、罰金も踏まえて。だから、その部分が幾ら市が言ったところで、税は税の部分しか使いませんよと、社会保障は社会保障の部分しか使いませんよって、どこでどう間違うかわからん。それはまあ意図的じゃないとしても、そういう危険性を事業所に押しつけるというレベルになってくるということを、私はゆゆしき問題というふうに捉えてるわけです。

市は、私は市民のやっぱり防波堤になっておかねばならない。国から言うてきてることはわかりますよ。けど、やはりこの件については、まあ今回は見送れるという判断で私は聞いておるところであります。

次に移ります。④でありますけれども。

先ほども申したように、事業所は個人番号の利用に関して市の実施する施策に協力するよう努めるとのことで、事業者としてまだうちの体制、状況では協力できないと、ましてやマイナンバーを通知できるという規定に基づき市が送付してきたとき、番号を扱いたくないので通知書の受け取りを拒否する事業所がある可能性もございます。そのような場合の対応をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 現在のところ受け取り拒否を想定していませんけれども、当然そのような事例も出てくると思われれます。5月の通知書送付までには、対応については関係機関等への照会、近隣市町村の動向を注視して決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

この件について高知市の対応は、特別徴収事務を行うに当たってのマイナンバーの必要性和、通知書へマイナンバーの記載をすることで想定されるさまざまなリスクを考慮いたしますと、マイナンバーの記載は行わない方向とのことであります。現時点で事業所にマイナンバーを記載して送付する必要性は感じない、妥当な判断だと思えます。

まだ管理も適切にできてない事業所に送って義務を押しつける。また、管理はできていても個人番号の利用もない状況であるにもかかわらず、不要な予算を使い送るなど無駄であると考えます。善処を求めます。

ちなみに、近隣の村でも高知市に同調するような動きもございますが、この件について見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 高知市の対応については承知しております。高知市さんの記載しないメリットというのわかりますが、記載しないことによるデメリットというところがまだはっきりしていない状態で、マイナンバーを通知しないという決定をすることはできません。

近隣市町村の南国市、香南市の動向を問い合わせたところ、今のところマイナンバー記載の方向で進めているようです。本市においても、現在のところマイナンバーの地方税法の様式への記載についての変更の指示がない限り、特別徴収通知書には個人番号を記載する方向で準備しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まあ言ってきたとおりにやると、この辺には変更はないという立場でしょうが。やはり私は立ちどまって考えるのも1つと思うんですわ、実際

のところは。

本市の事業所には、周辺市町村からの従業員が多く通ってきてもおります。高知市からは事業所には記載してこない、本市からはしてくると、さまざまこういう状況で事業所を混乱させてどうするのというふうにも思います。当面使う必要性も現実的にないと、高い金使っては送る、管理はしてくれと。その部分の必要性を感じないから聞いているんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 高知市から仮にマイナンバーが載ってない通知書が送られてきたと、香美市、ほかの市町村からマイナンバーが載ってる通知書が送られてきたとしても、同じような扱いをしていただきたいということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） だから、同じ扱いで今までどおり当面はやれませんのということを私は言いたいんですよね。わざわざ仕事もいっぱい抱えてる税務収納課の中で、この事務するにも結局のところはすごい時間を要しますわね実際のところ、それは当面は私は不要やということ言うてるわけですわ。

1つ提案ですけど、東京の杉並区は、事業所から送られてくる給与支払報告書に個人番号を記載して提出された場合は個人番号を記載する予定と。まあ言うてみたら、事業所が給与支払報告書に従業員の個人番号書いてきたんやったら、本人の了解も得て書いてきてるということで、個人番号を特別徴収のやつにも書くということになるんですけども、実際個人番号が記載されてなかった場合は、記載しない予定であるというふうなこともやるそうです。1つの考え方ではありますが、このようなことは検討したらいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 1月末までに給与支払報告書を事業所のほうから出していただくことになっていましたので、その給与支払報告書を出していただいた事業所のうち十数件の事業所のほうから、特別徴収通知書にマイナンバーを記載したものを送ってこないでくださいという要望書をいただいておりますが、返答としては、香美市としてはお送りさせていただきますよという返答を送らせていただいておりますので、今のところですが、送る方向でということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もう少し検討を重ねていただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異

議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会にいたします。

次の本会議は3月9日午前9時に開きます。

（午後 4時42分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 9 年 3 月 9 日 木曜日

平成29年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年3月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月9日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成29年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成29年3月9日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 7番 村田 珠美

② 3番 利根 健二

③ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

7番、村田珠美君、8番、島岡信彦君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 改めまして、おはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

皆さんは、県内外研修等で香美市はどんなところがありますかとか聞かれたとき、どのようにお答えをなさっているのでしょうか。龍河洞、アンパンマンミュージアム、別府峡と話される方も多いことでしょう。

あるとき「香美市の花はアジサイと出ていたけど、どこに行けば見られるの？スポットはどこ？鳥は？」と聞かれました。アジサイはネット上にある国道195号のお話をしました。「鳥は、杉田にあるかわせみ橋あたりかなと思います。」と答えました。

その後、市民の方々から「香美市の花はアジサイだけど、山田のときは桜だったのに、どうしてアジサイにしたの？アジサイは香南市に負けちゃう。アジサイとしたなら、もうちょっと考えてアジサイを普及さすべきではないかね。アジサイに決めただけではいかんで。今はここというところがない。アジサイと決めた責任を考えないかんと思う。」など大変厳しい意見を聞きました。この3つに不満があるわけではないのですが、今のままではアジサイがなさ過ぎて寂しいということもおっしゃってありました。

香美市の基本理念は「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」「地域のよさを大切にすまちづくり」「みんなが元気に暮らせるまちづくり」「みんなで共に進めるまちづくり」とあり、第2次香美市振興計画においても「この理念を引き継ぎ、まちづくりを進めていきます。」とあり、本当に大切なことだと思います。

また、香美市合併10周年のパンフレットを見てみますと、「データでみる香美市」のところに、本市の鳥はカワセミ、花はアジサイ、木は杉ですが、本当にぴったりと思える言葉で説明をしています。このことを前置きいたしまして、1つ目、基本理念と市の鳥・花・木について、以下を質問いたします。

①の質問です。

香美市合併時に市の鳥・花・木をこのように取り決めたのはどういう理由からでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。村田議員の質問にお答えします。

こうほく3町村合併協議会の調整方針では、新市の木・花・鳥は合併時に調整すると

なっていました。このことから、平成18年9月に香美市木・花・鳥選定委員会を設置し、各地域審議会から3名ずつ委員になっていただき、合計9名の委員により選定に当たった協議がなされ、決定した経緯となっています。

選考に当たっては、まず選考基準を定め、この基準に沿って候補となる木・花・鳥を選出し、絞り込みを行い、資料及び実物の確認が可能なものについては現地視察を実施して決めております。

木の選定については、クスノキ、イチョウ、ユズ、カエデ、杉が選出され、クスノキ、杉の2種に絞り込まれ、委員の投票により杉に決定をしております。

花につきましては、フヨウ、アジサイ、カノコユリ、クチナシ、バラ、スイセン、桜が選出され、アジサイ、桜の2種に絞り込まれ、アジサイについては香北町を中心に市内に植栽されており、周辺住民の協力のもと香美市の環境美化の強化につながっていることから、全会一致でアジサイに決定しています。

最後に鳥ですが、ツバメ、ヤマガラ、オシドリ、チョウゲンボウ、メジロ、カワセミが選出され、選定基準により評価した結果、知名度や自然や緑の大切さを理解し、市民意識の高揚を図ることができるもの、良好な自然環境の指標となるものの項目においてカワセミが特に評価され、カワセミの住む清流のある市といった良好な自然環境のPRができるといった意見があり、全会一致によりカワセミに決定しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） よくわかりました。その際に、市民にアンケートをとるとかいうふうなことは検討されなかったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） アンケートまでは検討されたかどうか、ちょっと今手元に資料がありませんのでちょっとわかりませんが、アンケートは実施しておりません。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） では、②の質問にまいります。

カワセミは香美市の輝きを象徴し、豊かな自然と良好な環境をあらわしているとあります。物部川沿いのどこに生息していて、いつ見ることができますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） カワセミは川や池などの水辺に生息し、えさを取るときには水辺の石や木の枝から水中に飛び込み、魚類等をくちばしで捕食します。頭や背中が青く、胸や腹はダイダイ色といった非常に美しい外見をしており、巣は土手に巣穴をつくるようです。物部川沿いでは、上流域から河口付近までの間で一年中見ることができる鳥のようです。

なお、村田議員もおっしゃいましたかわせみ橋でございますが、その橋の欄干には、

カワセミのレリーフ等もつけられておることから、身近な鳥なのではないかというふう
に考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。カワセミという鳥は、私もちょっとネット等
で調べてみましたところ、17センチくらいの本当に小さな鳥だそうで、課長もおっし
ゃいましたように青、水色、ダイダイ色、白、赤など、また光線によって緑色に光ると
かっていうふうなこともあって、「溪流の宝石」とも呼ばれているそうです。写真を見
ても本当にカラフルできれいなんですが、今後、子どもたちにもカワセミ、市の鳥とい
うことで、こんな鳥ですっていうことをまた知らせていく機会があれば、ぜひそんなふ
うにしていだけたらと思います。

では、③の質問にまいります。

アジサイは、香美市のにぎわいを象徴し、発展をあらわしているとあります。「アジ
サイの花が市内には少なくなり、名所もなくなりつつある。市の花と思いにくい。」と
いう市民の声を聞きます。今後、本市の花としてどのように取り組み、にぎわいに近づ
けていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

国道195号の香北・物部地区の一部区間のあじさいロードは、市民に親しまれてい
るとともに、アジサイを通じた環境美化の取り組みも行われ、個性ある景観づくりが進
められています。第1次振興計画や第2次振興計画でも、香美市らしい景観形成として
推進しており、国道195号の沿道は、季節を通じて花が楽しめる景観を整備してい
くとともに、物部川の景観を楽しむ休憩スポットの整備等を市民との協働で取り組むこ
としていきますので、地域住民の皆様の理解と参加を得ながら、美しい景観形成に努め
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 続けて質問をいたします。④です。

市民の応援なくして、このアジサイの花の展開は難しいのではないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

先ほどの答弁と同じになりますが、振興計画でも国道195号の沿道は、季節を通じ
て花が楽しめる景観を整備していくとともに、物部川の景観を楽しむ休憩スポットの整
備等を市民との協働で取り組むこととしておりますので、地域住民の皆様の理解と参加
を得ながら、美しい景観形成に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 国道195号沿いの季節の花が楽しめるような環境整備をしていくというふうなことでございますが、こういった花を植えていくとかいう計画等は、今できているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

国道195号沿いにはアジサイを植えられておりますので、毎年1回、香北支所を中心に地域の住民の方の参加も得て整備を図っておりますので、こういった活動をずっと続けていくことによって、アジサイの整備、きれいな花が咲くように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 場所的には、課長さんのほうはそちらのほうというふうなことですけど、香美市の花ということで、市民の方々の中にはアジサイの花に大変関心のある方もいらっしゃると思います。アジサイの花を今よりたくさん香美市内で咲かせるには、なかなか行政の力だけでは大変だと思います。自治会の方々とか団体、協力してくださる方にアジサイの苗木を提供して、その方々のご自分の土地になりますが、お構いなくところに植えていただいて、植えつけから管理までをお願いをするという方法もあるのではないかなと思います。すぐに、にぎわいまでは無理ですが、数年間実施していただくことでアジサイが成長し、香美市にはあちらこちらでアジサイが咲き、きれいよと言われるようなまちづくりになるのではないかなと思います。アジサイが場所によっては人々のにぎわいにつながるということも大事なことだと思いますので、そこでお尋ねいたします。

アジサイの苗木を提供して市民に植えて管理をしていただき、アジサイの花をふやしていくという取り組みをしてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

そうですね。アジサイに限って、そういう取り組みというのもまた考えられると思います。現在、香美市には地域活性化総合補助金のほうで、地域づくりに対する補助事業として上限50万円の制度がございますので、そういった香美市の花を育て、香美市の花としていくような活動にもこの補助金は使えますので、こういった制度があるというふうなことでPRしながら、そういった香美市の花を育てていただくような活動につなげていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長がおっしゃったその補助金制度なんですけど、知ら

れているようで知られてないと思うんです。そういった企画として、アジサイの苗木を提供するというふうな事業というか、そういうものまた検討していただけたらいいかなというふうに思います。この方法以外にもいろいろとあるとは思いますが、今よりはアジサイの花を香美市内にふやしていくというふうなことが必要だと思いますので、ぜひそういったことを実行に向けて検討をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

ご提案をいただきましたので、今後の検討課題として検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） では、次の杉についてです。

天然の日本三大美林は、青森ヒバと秋田杉、木曾檜です。また、人工の日本三大美林は、吉野杉、天竜杉、尾鷲檜があるそうです。どれも美林というだけの特徴があり、大変美しいと思います。木を見ているだけでも安らぎ、安定、躍進を感じます。

⑤の質問です。

杉の木については市民の支えとなり、安らぎを与え安定と躍進をあらわしているとあります。杉の木は本市の面積の約87.3%、約9割を占める森林の大部分を有しております。本市には、杉の木を初めとする香美市の美林と呼ばれるようなところはあるのでしょうか。また、それに近いところは把握しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 杉の美林について、お答えいたします。

市内の数多くの人工林を見てきましたけれども、中でも日ノ御子川の上流部で、香北簡易水道の水源地であるアシダニの周辺部は、いわゆる百年杉の美林で秀逸なものと記憶しておるところでございます。ただ、民有林であることから、立ち入りが制限されていることを申し添えたいと思います。

また、谷相地区、ちょっと峰が変わりますけれども、市有林であります不伐の森、こちらでは、このアシダニの森を目標としまして、現在、森林の整備を行っておるところでございます。ただ、森林、杉の成長は早くても30年、50年というふうなスパンでございますので、なかなか長い期間でございますけれども、この市有林、不伐の森をこのような美林に育てていきたいという目標を持って、取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） よくわかりました。そのように、ぜひ木を大切に育てていただけたらと思います。

新緑の季節は森林浴が大変いいようです。日々の疲れやストレスが解消され癒やされ

ます。まさしく安らぎにつながると思います。また、NK細胞と言われる免疫力を高めてくれる細胞が活性化されるという効果もあるようです。50年、60年先には、そんな名所が出てくることを願いつつ、次の質問に行きます。

香北町にある轟の滝は、落差82メートルを青く輝く3段の滝に分かれて落下しています。最上段の滝つぼは、直径約15メートルの甌穴となっていて、すごく神秘的で、瑠璃色の滝つぼはとてもきれいです。この滝つぼには、玉織姫にまつわる平家伝説もあり、近くには神社もあります。ここの周辺の水も本当によく澄み渡り、土佐の名水40選の表記もありました。県指定名勝でもあり、平成2年には日本の滝100選にも選ばれている、香美市のまさしくシンボルと言える轟の滝です。また、近くには耳の神様もあり、知る人ぞ知る秘境の地のようでした。

昨年の議会報告会のときに、轟の滝は自然にできたすばらしい滝で香美市の財産である。今のままでは本当にもったいない。宝の持ち腐れになる。何とか道を改修して、観光地にして売り出してはどうかというお話を聞きました。また、猪野々地域は吉井勇記念館等もあり、歴史的なすばらしいところだと思います。

そこで、⑥の質問です。

森林浴等のできる甫喜ヶ峰と、3町の中で森林浴のスポットとして香北町の轟の滝周辺の道を改良して、観光の地と森林浴等をPRして観光につなげてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 周辺道路のことについて、お答えいたします。

周辺道路、主に市道等についてになりますが、猪野々地区7集落を結ぶ集落間の連絡道であり、県道久保・大宮線及び蕨野・大比線を経由して国道195号に接続する主要生活道として、現在、市道猪野々西線を整備しています。沿線には日本の滝100選に選ばれた轟の滝、また吉井勇記念館等の観光施設もあり、特に紅葉シーズンなどには県内外からの観光客も多い路線です。

しかし、現況の道路は幅員も狭く、カーブが連続する線形で見通しも悪く、また待避所も少なく、山側からの崩落も一部見られる状態であるため、早期の改良が求められています。そのため、担当課として地域との連絡を密とし、交付金及び起債などを利用し事業整備を行っています。平成29年度は次期工区、今の工区の次の工区の測量及び用地設計等を計画しています。限られた予算での対応となりますが、道路整備による観光振興に生かせればと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先日、轟の滝へ行ってきました。数カ所道が狭いところがあり、現状では大型・中型の観光バスの通行は無理だと思いました。途中から突然、道幅・舗装等管理が大変行き届いた道が出てきて、結構長く続いておりました。全体から

見ると、本当にもったいないなというふうに思います。あと少し改良していただくと随分通行しやすくもなりますし、国有林があるのでしょうか、その日は大きい材木を載せた大型のトラックも通行しておりました。

今後、交付金等で徐々に整備をしてくださるというふうなことを聞いたと思いますが、以前、初田下のほうから上に上る道の話が出ていたと聞きましたが、その後、話が聞こえてこなくなったというふうなことをお聞きしました。ご存じでしたら、お構いなし範囲内で、提案が出てたのが早まったのかどうかというところで、お話していただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

入り口のところ、県道からの上がり口のところだと思います。当初、合併前の旧香北町時代に線形的、地形的な問題で今の現道拡幅が困難な場合、対岸のほうへ橋をかけたり、別のルート線形をしなくてはならないのではないかという話が出たということです。ただ、工法的に問題、なかなかすつとできるような工法ではないということと、事業費ベースの中で当時の補助金とかなんとかで対応できるのかどうか検討をしたようですが、なかなか無理だったということをお聞きしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。地形上の問題というのはなかなか難しいとは思いますが、また今後ほかのこと等も考慮して考えて、またぜひ入り口のあたりが何とか整備できればと思います。また検討よろしくお願いします。

秋のもみじ祭りのころにはイベントもしているようで、この日行ったときも、舗装の傷みかげん等の場所もあったのではないかなと思ったりしたのですが、今後また引き続き、ずっと改良していただくというふうなことでお願いをします。

日本の滝100選でもあり、土佐の名水40選、そして道中、石柱の歌碑等もあり、この歌碑がちょっと汚れて見えづらくなっているところがありました。また、滝つぼの展望台の場所にある長椅子も風化して割れておりました。滝の説明の下に「教育委員会」という標示もありましたが、一度確認に行かれたらいいかなと思います。

国道195号には小さい看板がありますが、高知インターから香美市へ下るのに2カ所ほど、龍河洞、アンパンマンミュージアム、別府峡の看板があるのはご存じだと思いますが、そのあたりに轟の滝の看板があればいいかなと思いますので、このことを申し述べまして、次の質問に行きます。

観光で香美市を訪れた方々のほとんどは、アンパンマンミュージアムと龍河洞を見て、ほかにはどこも立ち寄りず帰られる方が多いそうです。アジサイのときにも提案させていただきましたが、市民の方々の協力を得るような企画等をして、市民を巻き込み呼び込み、市民に花咲かじいさんみたいになっていただき、いろいろな花を咲かせることは

できないでしょうか。企画自体が大切だと思いますが、香南市のアジサイは個人の方が始めました。

県内各地には、花ショウブ、嫁石の梅、また桃の花など、個人の方々の頑張りがまち・村おこしにつながっております。そんな個人の方々や団体を募集して応援するのですが、そこで⑦の質問です。

広報でのPRや町内会に働きかけて、市民の協力をいただき、本市を四季折々の花が咲くような花のまちづくりに力を入れて、観光につなげまちおこしをしてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 村田珠美議員の基本理念と市の鳥・花・木についてのご質問にお答えいたします。

香美市の花のまちづくり事業としましては、土佐山田町内では土佐山田町婦人会の皆さんが、ホームセンタータカセ前の三角地花壇で花の植えかえをして、四季折々のきれいな花を咲かせております。また、老人クラブの方々が社会奉仕活動として、栄町の国道沿いの花壇の管理をしております。

香北町では、先ほどもお話がありましたが、国道沿いにアジサイを植えておりまして、毎年6月には橋川野から根須にかけて、青や紫に色づいたアジサイが咲いておりますとともに、健康センターセレネの周辺にも花壇があり、四季に応じて植えかえをしておりまして、色とりどりのきれいな花が咲いております。また、香北の自然公園におきましても、ボランティアの管理によりまして、約70種類、1万4,000本もの草花が四季折々に咲くなど、訪れた人々をお出迎えをしております。

また、桜に関しましては、日本さくら名所100選にも選ばれました鏡野公園、物部町ではしだれ桜などがあり、4月にはあちこちで見事な桜の花が咲いております。このように香美市内には、さまざまな花が市民の心を和ませてくれます。

今後におきましては、花のまちづくり事業といたしまして、先ほどお話もありましたが、香美市地域活性化総合補助金の中に地域活動事業としまして、美しい地域づくりにつながる事業があります。自治会または活動団体が、地域におきまして花の植えかえなどをすることについて対象となりますので、ぜひ活用していただきたいと考えております。毎年4月の行政連絡会では、この補助金について自治会長の方々に説明を行っておりますし、香美市広報及びホームページも活用してPRをしております。今後も継続的に啓発活動を続け、香美市が花のまちづくりとして地域おこしができますよう広報、啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 現在、さまざまな団体等が花づくりに力を入れてくださっていることはわかっております。それ以外に、この前に私も嫁石の梅というところへ

行ってきました。個人の方が始めたそうですが、もう本当すばらしい梅の木がたくさんありまして、その下でお弁当食べたりというふうなことで観光地になっておりました。梅の木なんかは、なかなかすぐに観光地になるというのは難しいことですので、そういった形で、お弁当を持って楽しめるような場所ができればというふうなことを思って、今回提案ということにさせていただいたんですが。日ごろの花に対する愛情というのは、先ほど言ってくださったところが一生懸命やってくださってますが、本当に花の町っていうのは、やっぱり大きなポイントがいますので、またそれ以外に、そういったスポットづくりのほうに力を入れていただけたらと思います。

それと交付金の件ですが、結構本当に知られてないんですよ。そういったことで、また行政連絡会のときにしっかり区長さんのほうにも、こういったことで花を咲かせる町にしましょうみたいなことで広げて、ぜひ提案のほうをよろしくお願いします。

基本理念の「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」地域のよさを大切にして、本当にみんなが元気に暮らせる、みんなでともに進めるまちづくりに、今後もまたお願いをして、大きな2つ目の質問に移らせていただきます。

○議長（小松紀夫君） ⑧が残ってます。

○7番（村田珠美君） ごめんなさい。済みません。失礼いたしました。

香美市は自然豊かな美しい土地であります。この美しい自然豊かな財産を有効に生かすことを前提として、市民の方々からさまざまな観光につながる声を募集して、市民とともに発展をさせていくことを考えてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 香美市の自然を生かした観光素材につきましては、こちらの香美市観光ガイドブック「かみんぐ」でも幾つか紹介をさせていただいてるところでございます。三嶺、白髪山、みやびの丘等の山岳観光スポットを初めといたしまして、専門家からも国内有数であると言われております日ノ御子川のボルダリングスポット等の紹介もしておりますところでございます。

ほかにもさまざまなスポットの紹介もしておりますところでございますけれども、新たな観光資源等あれば、ぜひ産業振興課のほうまで情報を寄せていただきまして、新たにこういうふうな観光資源として売り出しも図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 大変失礼いたしました。

市民からのさまざまな観光につながる声をとということで、そういったこともまた行政連絡会のときにぜひお話ししていただけたら、また各地域のほうで検討をしてくださる方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、大きな2つ目の質問です。まちづくりアイデア提言について。

合併後11年となり、20年に向けて今までにしてない取り組みの中にヒントがあり、我が町の先に新たな希望として取り込めることが出てくることのあるのではないのでしょうか。市民が参加することで行政と市民の思い等が理解できて、基本理念にもある「みんなでも進めるまちづくり」の中の「行政と住民との協働によるまちづくりを進め、すべての市民が、まちの一員として「できること、したいこと」を持って様々な活動に主体的に参画し、自らまちの未来を切り拓くことに手ごたえを感じるようなまちづくりを目指します。」ということの実現に向かうのではないかと考えます。市民が「このまちで暮らせてよかった」と思えるまちづくりのために、さまざまな取り組みをしていくことが必要だと考えます。

①の質問です。

山田高校の1年生による「市長へのまちづくりアイデア提言」が実施されました。この企画を大人や各女性・男性団体等からも提言という形で声を聞く企画をしてみてもはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

山田高校生の皆さんからは、日ごろの学習活動の積み重ねにより、それぞれのグループから貴重な提言をいただきました。なお、第2次香美市振興計画の策定に当たりましては、平成27年度に設置しました、まちづくり委員会には振興計画への提言を取りまとめていただきました。まちづくり委員会では、今後においても事業の進捗状況の検証とともに、政策提言もできることになっております。

一方で、市民の皆様から意見や提言は歓迎しますので、各団体等で提言等を取りまとめていただければ、それを聞く機会をつくっていきたいと考えております。

また、後期基本計画策定時にそういった場を設けることも、検討の1つだとは考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひ、後期基本計画の中で、そういった企画を進めていただけたらと思います。

私も、この市長へのまちづくりアイデア提言へ参加させていただいておりました。高校生の提案は、本当になかなかいいものがあったと思います。また、ふだん足を運ぶことのない方々が提言のために足を運び、また学んだことはとても意味があるというふうに思います。このことから感じてもらって、提言をしていただくということに重きを置いて、後期基本計画のほうでぜひ検討していただけたらと思います。

②の質問です。

「今年は、このことに力を入れていく」というような明確な指針が提案されたら、協力をしやすいという声を聞きます。市民がわかりやすく協力しやすい事業目標を掲げて

はどのようにでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

香美市の政策は、香美市の最上位の手引書である香美市振興計画をもとに進められております。政策は教育、福祉、まちづくり等多岐に及び、年間ごとに区切られたものではありませんので、年ごとに明確な指針というのは、難しいと考えております。なお、市民の皆様のご協力が必要な施策の実施に当たりましては、広報等によりなるべくわかりやすい形でお知らせし、多くの市民の皆様にご協力していただけるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長のほうから広報というお話が出ましたので、ぜひ広報の活用をしていただいて、わかりやすい、市民が協力しやすいような形で、今後もまたいろんな事業等に計画を立てていただけたらと思います。

それでは、大きな3つ目の観光大使についての質問をさせていただきます。

観光大使とは、観光地の振興のために観光地の象徴的存在として広報活動に携わる人のこと、また、その地位・称号のこととあります。また、観光大使とは、主に観光地や地域振興を目的として、対外的にみずからの地域を広報する者をいうとあります。

四万十市では、市出身またゆかりの方、さまざまな分野で活躍されている四万十市の魅力を積極的PRしていただく方に、四万十市観光大使を委嘱しております。内容は、「それぞれの大使には、ご自身の活動のなかで、観光情報や魅力のある地域ブランドを広く発信していただきます。また、本市の観光振興に係るアドバイスや、国内外のPRのための情報提供も期待しています。」とホームページに出ていました。

この四万十市の観光大使は、四万十市出身の方が9名、高知県の方が5名、この中に「四万十川」の歌を歌っている三山ひろしさんが入っております。そして、大阪府の方が1名、東京都が1名、北海道が1名で、この方はオカリナ奏者の本谷美加子さんを初め、17名の方がいらっしゃいます。それぞれゆかりのある方がなっております。

そこで質問です。

平成28年度は合併10周年ということもあり、さまざまな合併事業が実施され、たくさんの方々が参加されてにぎわった年となりました。その中でも「三山ひろしコンサート」では、チケットも1,180枚が完売ということで、このことを機会に本市にゆかりのある三山ひろしさんを香美市観光大使に任命をして、香美市のさらなる発展に力をかしていただいております。お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

合併10周年事業では村田議員にも実行委員として加わっていただき、三山ひろしコンサート実施に当たりましてはご尽力いただきました。ありがとうございます。

さて、三山さんを香美市の観光大使にというご意見でございますが、三山さんは香美市とは縁の深い方で、今回のコンサートでより深いつながりができたのではないかと考えております。また、コンサートでは、高知県香美市の文字が入ったフラフの楽屋のれんをプレゼントさせていただきましたが、今後のコンサート等で使っていただけるということも伺っておりますので、三山さんに観光大使になっていただけるのであれば、大変素晴らしいことであると思っております。

なお、本市には現在、観光大使はおりませんので、観光担当部署も含めて先進自治体等も参考にし、今後の課題として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長さんもおっしゃっていただきましたように、三山ひろしさんのコンサートは、大変市民の方にも喜んでいただきました。当日、私も余りどこのどなたかも知らない方が、すごく喜んでくれてまして「私ら高知まではよう行かんき、こんな近くで見れたき本当にうれしかった」というふうなこととか、「冥途の土産になった」とかいうふうなことを言ってくださってる方もいました。その中で、私があっと思ったのは、終わってから真面目な顔で「香美市もやったらできるんやね」というふうなことをおっしゃってくれた方が何人かいました。「今までこういった大きな企画をしてくれたことがなかったから、もうこの10周年、本当によかった。香美市の職員も本当にやったらできるがや」というふうなことを言われたんです。市民の方はそういうふうに思ってた方もいたのかなというふうに感じたんですが、本当に市民の方の目線から見た率直なお考えだったとは思っています。

先ほど課長さんもおっしゃっていただきましたが、三山ひろしさんのおじいちゃん、おばあちゃんも物部の方でございまして、山田高校出身、土佐山田町のガソリンスタンドでお仕事をされてたというお話も聞きました。香美市にとっては、本当に大きなゆかりのある方だと思います。

そこで、何とか初めての試みに挑戦をしてみるということで、三山さんに観光大使になっていただくというふうなことで、ぜひ三山さんのほうにお願いをしてみてもどうでしょうか。先ほど今後の課題とおっしゃってましたが、課題ではなく前へ一歩進めるというふうなことはできないものではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本市には著名な方が三山さん以外にもたくさんおられますので、そういった方も含めた検討になるかと思っておりますので、観光担当部署と今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今年の12月にはピースフルセレネのリニューアルがあり、開館が始まり、また全国的にもPRをしていくという大事な時期になると思います。ぜひ全国レベルの方を、まず初めに観光大使としてスタートさせていただき、また、やなせうさぎなんかもすごくいいと思うんです。着ぐるみではございますが、香美市の本当独特なものというふうなこともありますし、先ほど課長がおっしゃった、ほかにも有名な方がいらっしゃるというふうなことではありますが、そういったことも含めまして、まず1つ目のスタートとして、全国レベルの方に観光大使になっていただけるような検討を、ぜひ真剣に実行していただけたらと思います。市民の方もおっしゃった、やったらできるといふ、この香美市ということで、ぜひやってくれたらと思います。

本当にいろんなお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、この観光大使というのは、先ほども申しましたように、各事業の中で三山さんが香美市を宣伝してくださるといふふうな形で、そんなに難しくというのはいわかりませんが、そういったところからスタートしていただけるような形で、お願いをして始めたらどうかなとは思っています。基本的にはネットを見ると無償というふうに書いてましたが、ちょっと経費も、もちろんそりゃあかかるでしょうし、予算的なこともあると思いますが、平成30年に向けて光が差すような事業にさせていただけたらと思います。

これで、私の質問は終わります。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根健二です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をしてみたいです。

まず、水災害への備えという項目であります。

近年、時間雨量50ミリを超える短時間強雨や、総雨量が数百ミリから1,000ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように災害が発生しており、今後も大雨の頻発化、局地化、激甚化に伴う災害の発生が懸念をされております。

このような背景から平成27年に水防法の一部が改正され、洪水予報河川及び水位周知河川では、新たに想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の指定が義務づけられております。そして、昨年12月に高知河川国道事務所では、浸水想定区域等を指定し発表しております。

そのホームページによりますと、「今回、指定した浸水想定区域を参考に、関係自治体では、避難場所やその他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項を記載した水害ハザードマップを改定するとともに、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組において、関係機関が減災のための目標を共有し、ハード対策及びソフト対策を推進し実施してまいります。」と書かれております。

これを受けまして、早速、本市の来年度の予算案には、ハザードマップ作成委託事業があるようでございます。

また、2月17日付の高知新聞によりますと、県内6ブロックで「豪雨に強い地域づくり推進会議」が設置されたようでございます。

そこで今回、公開された河川国道事務所のマップの一部をまず、スライドでごらんになってください。

まず、この図面は（スクリーンを示しながら説明）水防法の規定により、最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、そして、浸水した場合に想定される水深を示しています。洪水時における屋内安全確保（垂直避難）2階へ逃げたらとかいう、そういった適否の判断に有効な情報となっております。これが深い順に色がだんだん赤くなっています。後で質問にありますけども、ここが舟入小学校、そして、ここが老人憩の家がある場所です。これ、後で質問に、このポイントについては出てきますので。

そして、これが旧山田堰付近で（スクリーンを示しながら説明）、堤防が決壊した際の浸水範囲及び破堤地点から、氾濫流がそれぞれの場所まで到達する時間をシミュレーションにより求めたものが示されています。この黄色いところが破堤した場合は1時間以内にこれぐらいもう浸水してしまうと、この緑のところは2時間以内です。ちょっとわかりやすくするために国交省の地図に、ここが駅前からの通りです。ここが立田通り、ちょっと自分が赤で色を塗っております。こういった感じで1時間、少のうても香美市ほとんどが、もう2時間以内で来るというような状況でございます。

そして、この図は（スクリーンを示しながら説明）、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が予想される区域でございます。この区域はもう家自体が危ないので、間違いなく2階へ逃げろとかそういう話じゃなくて、この区域からもう退去せんといかんような地域になっております。

そして、これが（スクリーンを示しながら説明）平成21年に香美市が出した洪水災害版の防災マップです。先ほど見ていただいた、新たに指定された浸水想定地域と比べますとちょっとわかりづらいですけども、若干浸水域が広がっているように思います。そして、浸水深度に変更があるのかなという気がします。これ微妙な色分けですので、ちょっとわかりづらいですけども、自分がもうちょっと詳しく見た感じでは、そんな感じを受けております。

それでは、このたびハザードマップをつくるに当たり、現在のいろいろ出ております防災計画で気になることを含めまして、順次質問に入ってまいります。

まず、①です。

作成予定のハザードマップについて、発行枚数、配布方法、発行するものについて伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） それでは、利根議員のご質問にお答えします。

平成29年度に作成予定の物部川のハザードマップ等につきましては、前回と同様に防災の手引きに挟み込む形で、土佐山田町には洪水災害編・土砂災害編・地震編を各1万2,000部、香北町には土砂災害編・地震編を各4,000部、物部町には土砂災害編・地震編を各2,000部発行します。なお、配布方法につきましては、広報にあわせて配布します。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 大体概要についてわかりました。

配布方法ですけれども、ご存じと思いますが、実は自治会未加入の世帯が大分ふえてきております。今回の防災関係の資料は、通常の広報よりは間違いなく広く各家庭に行き渡っていくべきものと私は思っております。例えば、予算はかかりますが、ポスティングサービスとかいうがあるようでございます。ちょっと重いのは無理かもしれませんが、郵便のほうではタウンメールとか、よくポストに投函されている宛名がなしで「香美市の皆様へ」とか、もうちょっとエリアも指定できる「西本町3丁目の皆様」とか、そういった形でポスティングメール、これ多分ネットで調べたら高知県でも業者があるようでございますので、ちょっとそういったところも検討して、できるだけ広いところに配布できるような方法をちょっと考えていただけないでしょうか、お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今現在、防災対策課で考えております方法につきましては、自治会に入っていない方への対応としまして、本庁の総合案内や香北・物部の両支所、繁藤出張所、プラザ八王子、保健福祉センター香北、奥物部ふれあいプラザに配置し、ご希望の方にお渡しするように考えております。またあわせて、広報やホームページに先ほど申し上げました入手場所を掲載し、幅広く周知を図っていくように考えております。

なお、先ほど議員が提案されました配布方法につきましては、研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ、ポスティングサービス、調べると予算はもちろんかかりますが、そんなに高くないような気がしますので、エリアも細かく指定ができるようですので、自治会の多いところはあれですけど、入っていないかなというようなところは、ちょっと検討していただきたいと思います。

続きまして、そしたら②のほうへ移ってまいります。

洪水災害版のハザードマップ作成における避難する場所の指定について、お尋ねをいたします。

平成27年3月に改定された香美市地域防災計画によりますと、浸水想定地域の中に位置している舟入小学校体育館が指定緊急避難場所及び指定避難所、岩村地区老人憩の家が風水害時の指定緊急避難場所になっています。先ほど丸で囲んだ浸水地域ですね。その後、同年4月1日には、洪水の項目が新たに追加された資料ができておりまして、岩村地区老人憩の家は洪水時の指定緊急避難場所から外れていますが、舟入小学校はそのままになっております。

これが（スクリーンを示しながら説明）ハザードマップの今のやつの表の部分をちょっと大きくしたやつですね。ここが災害時要援護者施設、ここに博愛園、舟入小学校がありまして、博愛園の隣の岩村地区老人憩の家が避難場所になっており、そして同じく舟入小学校では、災害時要援護者施設でありながら避難場所になっているということでございます。資料によって扱いが違っておりまして、該当する市民が戸惑うのではないのでしょうか。これは作成時には見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

避難場所の名称につきましては、平成25年度の災害対策基本法の改正前では避難場所として定義していましたが、改正後では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所を指定緊急避難場所、また、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として定義されました。

この法改正により、香美市では平成27年3月に地域防災計画の改定を行い、新たな定義のもと、各施設を指定緊急避難場所と指定避難所に区別した経緯があります。

そこで、平成29年度に作成しますハザードマップにつきましては、このような経緯を踏まえ最新の情報を反映するとともに、文言と場所等の整理を行い、市民の方に対してわかりやすく、正確な情報が提供できるように作成したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 今回、自分がいろんな資料を調べていっても、幾つかの資料が並行して存在、どっかの資料をもとにこれをつくったとかいうような形で、幾つかの資料が並行して存在をしていることになっております。そして、変更があっても、もとの資料がみんなに見えるような状況で存在しております。

そこで、古い資料をもし表示するのであれば、この資料については「既に新しい新たな資料が作成されていますよ」というタグをつけるとか、もしくは見えない場所へ、データ自体を消すのはよくないんで、あるけど一般市民がぱっと見たときに見えない場所などへ移して、混乱が起きないようにしてはいかがでしょうか。

そして、市民に対しては、今回新しくハザードマップ等が配られるようですので、古

いマップや手引書を廃棄するという文章も一言添えて、間違いなく混乱が起こらないような、ちゃんとした手だても打ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在公開されているマップ等の資料やホームページの掲載内容につきましては、過去のデータとしてきちんと整理し、保管し、市民の方に混乱がないように、更新したマップ等につきましては、幅広く市民の方に提供したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちなみに年度内の予算であると思いますが、発行予定なんかわかりましたら。

（防災対策課長、岡本博章君、自席から「時期ですか」と発言する）

○3番（利根健二君） 時期です。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 委託ですので、入札にかけて、それから協議してやるので、年度内には当然やらないかんとと思いますが、3月を完成めどに行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） データ整理もこれからあろうと思いますので、できるだけ頑張ってくださいと思います。

続きまして、③の質問に移ってまいります。水防倉庫の件でございます。

水防倉庫ですが、戸板島水防倉庫及び明治分団屯所が水防の資材倉庫になっておりますが、この2カ所は浸水地域になっております。特に戸板島のほうは、浸水深度がかなり、最悪10メートルぐらい、5メートルから10メートルぐらいの深さまで浸水していくような状況やと思います。

浸水してからは、大方の資材はその前に出動してしまってる可能性もあるがですけども、一応ちゃんと機能するようにしとったほうがえいと思いますんで、そういった場所については見直す必要がないでしょうか。お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

昨年12月に高知河川国道事務所から公表されました浸水想定によりますと、物部川が破堤した場合、戸板島水防倉庫周辺では、先ほど議員が言われましたとおり5メートルから10メートル程度の浸水深が想定されております。河川氾濫等の有事の際に、水防倉庫が浸水することにより備蓄資材が使用ができなくなる、また土のうの確保が図れないなど最悪の事態は避けなければなりませんので、水防倉庫の移転につきましては、

前向きに検討いたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 利根健二議員の明治分団屯所の件につきまして、お答えをいたします。

明治分団屯所は昭和50年に建築されたもので、老朽化も進み、現行の耐震基準を満たしていないため、できるだけ早期に改築したいと考えております。

消防屯所は、災害発生時におきましても、消防活動拠点としての機能を維持できる安全な場所に建設することが望ましいことは言うまでもありませんが、消防団は地域密着性の高い組織であること、土佐山田町内の他の消防分団との配置バランス等も考慮しなければならないため、改築に当たっては、今回のご指摘も踏まえまして慎重に検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 今、明治分団屯所が倉庫指定になっているので、通常の消防活動とまた微妙に違うと思いますので、その辺、調整をちょっとしてみたいと思います。もしどうしても、今の場所で明治分団屯所がやっぱり消防活動的にはすぐよければ、水防倉庫への指定を外して、その分の分量はもうちょっと別へ、バランスを変えるとかそんな手もあると思いますので、ご検討のほうをよろしく願いをいたします。

続きまして、④です。

先ほどスライドでお見せしましたように、想定によりますと堤防が決壊した場合、かなりの地域で1時間以内、遠い場所でも2時間以内に浸水してしまいます。

住民に対しては、具体性のある避難指示、避難勧告、避難準備、高齢者等避難開始などの情報を素早く、確実に届ける必要があります。従来のテレビ、ラジオ、広報車に加え、防災行政無線、エリアメール（緊急速報メール）、あとSNS等のツールが大分充実をしてみりましたが、情報、そして避難弱者のためにさらなる施策も必要になってくると思っております。

現在、自主防災におきましては、地震災害に対するマニュアル作成、訓練が主なことになっていると思います。対象地域の自主防災組織・自治会においては、浸水被害を想定した「情報・避難弱者の避難マニュアル作成」にも力を入れる必要があるのではないのでしょうか。また、日ごろの防災訓練において、浸水を想定した避難訓練も強力的に推奨する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、対象地区であります明治・岩村地区の防災行政無線は、屋外スピーカーででしょうか。それか戸別受信機ででしょうかをあわせてよろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市では指定避難所や耐震化を行った地域集会所を中心に、避難所運営マニュアルを策定しております。議員ご指摘の浸水想定区域における避難行動マニュアルにつきましても大変重要でありますので、今後、浸水想定区域を対象としたマニュアルを作成している自治体の事例を参考にするとともに、地域の自治会・自主防災組織と協議・検討を重ねながら、マニュアルの作成に向けた調査・研究を行いたいと考えております。

また、避難訓練につきましては、平成29年度に浸水想定区域内に防災行政無線の戸別受信機や屋外スピーカーを整備する計画で進めていますので、整備後には防災行政無線の活用を図りつつ、マニュアルの行動計画に従って、逃げおくれゼロを目標とした避難訓練を実施する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、戸別受信機と屋外スピーカー、両方がそのエリアについてはつくということによろしいですね。

（防災対策課長、岡本博章君、自席にてうなづく）

○3番（利根健二君） ありがとうございます。

防犯、交通安全に始まりまして、地震災害、豪雨災害と市民の命にかかわる部署ですので、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それでは、続きまして大項目として2問目の図書館建設についてを質問をしてみたい。

今回、今議会の一般質問において、複数の同僚議員から図書館・美術館の収蔵庫建設について質問がありました。課長の答弁には、市民の意見が十分に把握できるようにとか、検討委員会にお任せをすとかいう答弁があったように思います。また、市長からは市民参加、市民の知恵と力をかりてとかという言葉もあったんじゃないでしょうか。その市長と課長のお言葉を生かす方法としての質問を通告しておりましたことは、非常にラッキーだと思っております。

さて、私は2015年の6月の議会におきまして、文化施設検討委員会の件で委員選任についてとパブリックコメントについて質問をしております。そのときの質疑も交えながら、順次質問をしてみたい。

そのときパブリックコメントの募集期間が非常に短過ぎるという質問に対しまして、課長は「今後におきまして、またパブリックコメントを求めることがありましたら、ご指摘のとおり公募日程を十分にとり、広く意見の募集に努めたいというふうに考えております。」と答弁をいただいております。見事募集期間は長くなりましたが、以前に実施していた市内量販店での募集がなくなっております。また、意見を募集をしている旨の募集のポスターとかフライヤーやチラシすら見かけない状況でおります。

そして、これちょっと暗いですけど（スクリーンを示しながら説明）、これ本庁での意見募集場所です。これ正面から見えず、通常、庁舎に用事で来た方はほとんど気づかないです。わかってる人が探して、何とか見つけるといった場所です。目立たないところでひっそりとやっている感がございます。また、その応募箱の募集場所に行っても、ポスターもなく箱も地味なので気づくことが多分ないです。中央公民館なんかでは入ったら正面にありますけれども、今言ったように応募箱が余りにも小さい。ポスターが、これはちなみに（スクリーンを示しながら説明）何とかを探せやないですけど、もう正面入ったところですね、わかります、どこにあるか、募集中。実はこの裏側にあるがです。この角度へ行って、ここに存在してます。こう回り込んで、最終日には実はこれこっちに出て、正面から見えるようになってました。ずっとここにありました、それまで。正面から普通にいった人が目に、パブリックコメント書くぞと思って来た人が、探したらここにある、この裏に。これはどうなんだろうと私は思うがです。

これは広く意見を求めると言っていた答弁と矛盾しているように思いますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 先般の議会で答弁したことの内容と若干異なりまして、大変申しわけなく思っております。

今回、先般の議会の指摘を受けまして、広く意見を求めようと精いっぱい努力をいたしました。香美市ホームページはもとより、図書館本館・香北分館・物部分館、美術館、中央公民館、香美市役所玄関ロビー、生涯学習振興課、香北支所、物部支所、繁藤出張所の市内10カ所に計画書の案が閲覧できるようなことと、コメント用紙を備えつけてまいりました。ご指摘のとおり不備もありますので、今後さらに研究しまして、より多くの意見募集ができるように努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） やり方はちょっと、後のほうの質問でも、もしかしたら言うかもしれませんけども。見てわかるとおり、箱あるけど普通にポスターとかフライヤーつくるって、そんなに手間なことじゃないんで、やっぱりそこでちょっと気持ちがあれば、できることじゃないかなという気はいたします。

次行きます。②です。

これですね。また写真（スクリーンを示しながら説明）、実はこれが今回のパブリックコメントの応募用紙です。これは相変わらず、パブリックコメントに個別の回答はしないとなっております。何か自分的には、市民に対してコメントをいただきたいという気持ちが伝わってこないわけですね。ここですね（スクリーンを示しながら説明）。

「返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。」その微妙な言葉回しで、個別の回答は行わないというのは、郵送で一々送らないというのか。前回の例

をみますと、ホームページ上にもコメントを前回は載せてなかった。パブリックコメントを求めていること自体がなくなってたということもありますので、多分今回もそうなのかなと思って、ちょっと悪意を持った質問になるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。市民に対してコメントをいただきたいという気持ちが、自分が感じる分では全く伝わってきておりません。

ちなみに、次の写真行ってみましょうか。これ（スクリーンを示しながら説明）高知県のパブリックコメントです。高知県が偶然にですが、これも図書館についてのパブリックコメント、ホームページ上にいろいろ、こういった「結果について」という項目で、出たご意見の概要がちゃんと出てます。それに対して、委員会なのか事務局なのかが、ちゃんとご意見に対する考え方というやつ、ちゃんとホームページ上で、市民がどういった要望というかご意見、パブリックコメントがあって、それをどうやって審議をしたのかどうか、こういう考え方でございますというやつを、高知県なんかもちゃんと返答しているという。こういうスタイルが、ほとんどのとこでやってると思います。

これについては、自分と同僚議員も以前に質問したことがあると思います。なかなかそれが今回もできてないような気がするがですけども、パブリックコメントに個別回答しないというのは、検討委員会の総意と、会を何回かやっておるようですので、捉えていいのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 個別に回答を行わないとは、議員がおっしゃったとおり個人個人に回答しないという意味で、寄せられた意見につきましては、建設等検討委員会に諮りまして、回答をホームページ上において掲載するとしたところです。

このことにつきましては、委員さんの総意ではありません。事務局の意思表示が下手で、大変申しわけなく思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、出た意見については、こういった個票扱いで検討した結果をホームページ上に載せるということによろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） そのとおりです。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 同僚議員も自分も以前言うてきたことが、1つ実って非常に満足しております。よろしく願いをいたします。

そしたら、③のパブリックコメントを求める場所の質問です。

パブリックコメントを求める場所が階層の深いところにあり、市民が気づかない。市民の声を聞く場所は、ちゃんとホームページのトップページにその案内をするべきと2年ほど前に質問しております。そのときの回答が「指摘されたとおり、ホームページの

閲覧が多重操作の設定条件でなければ行き着かないという結果になりました。このことは、今後、総務課のホームページ管理者と十分に協議をいたしまして、日程に余裕を持った市民目線に立つ、使いやすい公募画面に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。」という答弁を課長からいただいて、また総務課長のほうからは「生涯学習振興課のほうからそういった相談を持ちかけるという提案をいただきましたので、担当のほうともまた十分協議をして対応していくように考えていきたいと思います。」という答弁をいただいております。が今回、実は全然変わってなかったということでございます。

そこで、どういった協議をしたのか。また、市民の目線に立つ使いやすい公募画面に努めてまいりたいという答弁に対する決意がどうであったのかということをお伺いをいたします。

ちなみに、高知県のやつを見てくださいかね（スクリーンを示しながら説明）。これが高知県のトップページです。これもう、ぐいぐいってやると、トップページの割と重要なここですね、ここに一般のご意見箱、相談窓口、公募（パブリックコメント）とか手続も含めてここに、これトップページにあって、すぐ行けます、これ。すぐって言っても、もちろん整理する段階で階層にはなってますけども、とにかくここからここへ入ったら、パブリックコメントに行き着くということになっておりますが、どういった協議をしたのか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 以前のパブリックコメント募集に際にも、ご指摘をいただいたところでございます。今回は総務課のホームページの係と協議いたしまして、今回は改善いたしまして、市政情報のパブリックコメント欄に掲載をしております。今後はホームページ担当課と、トップページ等との協議も重ねていきたいというふうには考えております。

現在は、市政の情報のパブリックコメント欄に入れたということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 前回も実は、教育委員会から行ったら5層ぐらい深かって、何か別のところでは3層ぐらいで行き着けることはあったがですけど、どちらにしてもパブリックコメントを書く気に入らないと行きつかない。だから、トップページにというようなことで前回は質問させていただきましたが。どうですか、ホームページの管理をしている担当課としては。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、利根議員のホームページにつきまして、総務課のほうで少し時系列をもってご説明をさせていただきたいと思います。

担当課からは、2月7日の意見募集を始めるスタートの日に、市政情報欄、新着情報

の欄に掲載をしております。この後2月20日過ぎになりますが、さらにそこだけではなく図書館のページにも意見募集のページに掲載するとともに、今、議員ご指摘のように、ホームページ上でさらに目立つようにしてほしいという依頼がございました。これを受けまして総務課では、ホームページの保守業者と現在の香美市ホームページでどのようにすればよいのかを協議検討をしました。

新着情報で重要度を上げて、上位に掲載するなど幾つかの案を検討しましたが、その後、最終的にはトップページの画面右にバナーを張りつけることが適当であろうということになりました。しかしながら、検討に時間を要したほか、さらにデザイン等で時間を要するため、今回の公募には間に合いませんでした。

結果として、担当課との協議が不十分で、ホームページを十分活用できなかったことは、申しわけないと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 努力はしたということがわかりました。ということは、直前になってばたばたとやってしもうたき間に合わなかったと、2年前に質問したときにやっちゃったらよかったのと思う次第でございますが。

これはやっぱりどうなのでしょう。実はこれ自分が質問つくってて、議会も議員提案の条例つくった折にパブリックコメントを求めたがです。それも、そのときにトップページにあったのかという、自分も記憶もあんまりないがですけども。そういった意味で言えばですよ、どうですか。条例とかパブリックコメントについては、自治基本条例じゃないですけども、あたりとかもしますが、パブリックコメントの条例とかっていうやつをつくって、各課とか議会も含めて、そういったシステム運用をしたら、今回のような飛び込みで突然何かを変えんといかんようなことはなくなるとは思いますけども、ちょっとずれてきますけど、どうですか、課長。今回のことを参考にして、もう恒久的にシステム化するというのは。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） ご提案をいただきましたので、ホームページの担当者を交えて、ホームページ保守業者のほうに技術的に可能かどうかということも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 検討をよろしくお願いします。これ実は課長に聞いてみですけども、全部の課がパブリックコメントを求めるときに体制を一緒にせんといかんということですので、全庁的なことの検討になろうかと思しますので、条例とかももしかしたらつくっていただいて、やっていただいたほうがえいような案件かと思えます。

ということで、次へ行きます。④です。

ホームページ上で香美市教育委員会の下にあります香美市立文化施設等検討委員会と

いうのがなくなっている。パブリックコメントも含めて残すべきではないかという質問を、これも2年前にしております。そのときの答弁で「今後につきましては、パブリックコメントの募集時期、周知方法など取り扱いについて、他の事例等を研究、検討しまして、よりよいものにしたいというふうに考えております。」と答弁がありました。また、ホームページ上に委員会の今度できた成案（答申・資料）が継続的に、誰もが見やすいような状況でホームページ上に置いておく必要があるとの質問に、課長は「ご指摘のとおり、今後検討させていただきます。」と答弁がっております。

今回、そのときの文化施設等検討委員会の成案（答申・資料）は、実は2015年7月21日付でホームページに一時的に上がっておりましたが、現在はホームページ上に存在をしております。「ご指摘とおり、今後検討させていただきます。」という言葉は、どこへ行ったのかなと思うところでございます。

ちなみに今、これ高知県ホームページの続きを行ってみましょうか。これ（スクリーンを示しながら説明）高知県のパブリックコメントのところ、ぼんと押すと一覧というのがありますね。一覧を見たいなと思ったら、いろいろあります。これ課長が言った新着情報的なやつがあって、次のページに（スクリーンを示しながら説明）実はもう終わったものとかいろいろ、ここはまた小分けになってですね、それぞれもう全部タイトルが出てます。何とほとんどゼロ件です。香美市の6件は、少ないように思うけど非常に多いっていう。いろんな意見が出ちゃうという。今回ここでやっと1件見つけて、ここへぼんと押したら、こういった（スクリーンを示しながら説明）概要とか全部細かい個票になっていって、ここで先ほどお見せをした回答になると。階層にはなってますけどすごい整理されて、ずっところ、すごくわかりやすく、見やすいための階層づくりをしております。

こんな感じでございますが、どうしてなくなったんでしょうか。せっかく上げていただいたのに。よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） ご指摘のとおり、継続して公表することは大事なことだと考えております。前回の文化施設等検討委員会の報告書を削除したということは、そんなに深く考えていなくて、ある一定期間公表したらよいと判断したため削除した旨でございます。議員ご指摘のとおり、今回、基本計画書案の公表をしてパブリックコメントを求めていますので、今後につきましては、文化施設等検討委員会の案につきましても、復活するかどうかは検討させていただいて、議員さんの指摘にお答えしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） こういったパブリックコメントまで求めた分については、多分、全部はもちろん調べたわけではないですけども、確かにある程度期限が切れて用が

終わったやつは、なくなってる部分もあります。けど、多分半分以上ぐらいは、それがどうしてできたかという、それに対してどういう意見があったという経緯をやっぱり、ずっと残しておくことが大事だということで、残している自治体もかなり多いですので、また、ぜひ復活も含めてご検討ください。

ということで管理者のほうも、実は議会のほうが求めたやつもないがです、途中でリンクが切れて。そのほうもよろしく願いをいたします。

次へ行きます。

パブリックコメントを求めるための資料、香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設事業プロジェクト基本計画書（案）は、かなり自分から見ると踏み込んだ内容まで提案していると思います。しかし、一番大切な建設場所についての記述がないというか、パブリックコメントで建設場所について、意見をはっきりと市民に問う気はなかったのでしょうか。

はっきりと記述がないということと、実は初日の同僚議員の意見で、21、24ページの場所に関係するところの削除が抜かっていた。実はそこに場所が特定できるようなことが書かれてあったということでございます。自分が実は気になっちゃったのは、同じ24ページですけども、駐車場の出入り口の安全配慮して云々で、そこでも国道交通との交錯とかいろいろありまして、それもその場所を特定されるような文言でございます。ここでも決めてないはずの建設場所を特定をしている。正面では書いてないのに、何か自分的にはそういったところを、抜かっていたというよりは潜ませているのかなという、悪意を感じとってしもうたという、何かもう心が曲がってしもうて嫌ですね。そんな感じでどうしても見てしまうような、この件についてはなっちゅうがです。

ということで、今回このように不完全な形でパブリックコメントを求めてしまったことがわかりました。今回いただいたありがたいパブリックコメントは、十分参考にすることはもちろんでございますが委員会で再検討して、そしてできた、本当の最終ではないですけど、案としては最終の基本計画（案）で、再度パブリックコメントを求める必要があると思いますがいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 場所につきましては、候補地では公表できないと思ひまして、建設場所の公表を控えたところでは、建設基本計画（案）は、図書館・美術館収蔵庫の機能、図書サービスなどについて、本来なら場所を示して建設に生かしていくことが基本であると考えております。しかしながら、所有権の移っていない土地の取り扱いにつきましても、気を使うところでございます。今後におきまして、建設等検討委員会、教育委員会に諮りながら、慎重に取り扱いにつきまして検討をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちよつと答弁の意味が微妙にわからなかったがですけども。
今回のやつは、一応案の成案としてパブリックコメント求めたわけですけども、それが成案では実はなかったということがわかったわけですよ。ということは、ちゃんとしたやつができた暁には、するのかしないのか。それも委員会が決めるのか、ちよつとわからんがですけども、それちよつとはっきり、ご答弁お願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今回、私どもの不手際によりまして、こういうことになりました。大変申しわけなく思っております。

議員のおっしゃったとおり、決まった段階ではきちっとパブリックコメントを再度、求めるといふうにはしなければならぬといふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。次のパブリックコメントには、ぜひポスターもフライヤーも、ホームページもよろしく願いをいたしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 続きまして、（2）現在の検討委員会についての質問に移ってまいります。

さきの議員協議会におきまして、現在の委員会は、土地選定についての答申の役割があると要綱に書かれております。そういった役割があるのに、その役割を果たしていなかったことがわかりました。新たにそういった要綱等を理解しているメンバー入れかえて委員会を立ち上げて、やり直す必要があるのではないかと思いますけれども、ご意見をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 事務局の認識不足によりまして、建設等検討委員会に候補地の再検討を現在お願いしているところでございます。新たな委員会につきましても、総合的に同委員会に委ねまして、検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 新しい委員会についてもしつくり直すとして、それをみずか

らがどうしようということを決めるがですか。それは、委員会を招集した側の責任じゃないかと思えますけども、みずから決めることではないような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在ずっと、図書館の基本計画につきましても、いろんなことにつきましても、同委員会にお願いして検討していただいておりますので、これは本当に事務局の認識不足ということでございまして、再度検討をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 何人かの委員から聞いたことございまして、議事録が残っているわけではないのではっきりわかりませんが。

当初、土地選定については、ちょっと疑義が委員会の中で出たようなことも、何人かの委員からは聞いておりますが、言った委員は黙殺された的な受け取り方をしているとありますけども、委員会自体が適正に運営されていたかどうか。意見に対してどこまで仕切りがちゃんとできていて、一人一人の意見を聞けるような体制の委員会であったのかをちょっと確認をいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 土地のことございしますか。

（3番、利根健二君、自席にて「そうです」と発言する）

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 土地のことは、前回2月の何日かちょっと忘れましたが、議員協議会と同じ説明を皆様方にして、ご意見もいただいたところでございます。そういったことも含めまして、この委員会につきましても、本当によろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分が言ってるのは、議員協議会の後の委員会じゃなくて、まずこの委員会が立ち上がった段階に、そういったことがあったというふうなことを聞いております。多分、今答弁したのは、ごく最近の委員会で土地についての疑義のことやと思いますが、自分はその前の時点からの、委員会の運営が適正に行われよったかどうかの質問でしたので、まあいいです。どうせ次に関連もありますので、次行きます。

それでは、②行きます。

1月15日に開催された第2回図書館の建設に向けた懇談会で、参加者から建築場所についての要望・意見、ワークショップ形式でやったのかな、が上がっていましたが、その後の検討委員会に提出された資料には、そういった建築場所についての意見が全く記載をされておられません。これは意図のあるなしに関係なく、事務局もまたその役割を

果たしていなかったように私は思います。

委員会はちゃんと事務局より検討資料が与えられ、審査できているのか疑問であります。今回の件について、なぜ土地に関する懇談会に出た意見を委員に伝えなかったのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 建設基本計画（案）の作成に当たりましては、建設設計に向けまして計画案としていた関係から、機能面に関する範囲で取りまとめをしておりました。このことから同委員会への資料作成の際、場所についてのご意見も賜りましたが、そのことについては記載していませんでした。今回、建設場所を建設する際に再検討をお願いしておりますので、これまでに寄せられた場所についての意見とともに、資料として提出させていただきたいというふうに思っております。大変申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） それは機能面から検討してありますが、実際、自分もちょっと出れなかったんでわかりませんが、機能面以外にもありとあらゆる意見が出て、それが懇談会の意見として検討委員会に出ております。機能面以外に何項目あるがやろう、すごくありますけども、本当にぱんと狙ったように場所だけがない、その意見がね。ちょっと答弁と微妙に違うような気がしますけども、意図的に抜いたんじゃないですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、機能面等に関しましての意見聴取、懇談していただきましたので、そういったことで場所的なご意見も賜りました。意図的といいますか、その部分につきましては、検討委員会へは報告しなかったということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その件につきまして、当然、検討委員会の委員も懇談会へ何人かは出席してると思います。出た委員はわかってるわけですよ、こんな意見が出たのにつながってないということはね。ちなみに、この懇談会へ出席した委員は何人おりますか。大体の数でいいです。それで、懇談会があることを、日時を委員は知っていましたか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 当日50名の参加がございました。子どもさんが17名、一般の方が23名でありました。その中の委員さんは、ちょっとお恥ずかしい話ですが、委員さんの人数は確認しておりません。

委員の皆様方には、事前に懇談会をするという旨のお話はさせておったと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ちゃんとした人数を聞いて、多いか少ないかで質問したかったんですけど。

自分が聞いた中では、委員の出席が非常に少なかったというように聞いております。市民の直接の声を聞ける機会なのに、なぜ審議する委員が出なかったのか不思議であります。文書で出てくるがと違って市民の生の声というのは、文書にならん声はかなり多いと思います。人と人が会って話をする意見と文書では、全然違いますよね、重みとか感じ方が。なぜ、そういった委員が少ないのか。市民の声の場所に出向かない委員が多過ぎやしませんかということで、現在の委員もまた市民の声を聞く気があんまりないんでしょうかね。ということを経務局に聞いても仕方ないのかな。一応お答えください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） その委員さんのお気持ちがわかりませんが、ただ、このワークショップ形式で出た意見を集約しまして、委員会のほうへはおつなぎを申し上げました。ということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 出た意見は意見ですので、余りフィルターをかけないようにやらないと、やっぱりまた事務局が何となく誘導しゆうような感じで捉えてしまいますので、よろしく願いをいたします。

次へ行きます。

今まで4人の同僚議員の一般質問が終わってますけども、何か皆さん納得して質問が終わった、議員さんの表情見てですけども、ないように思います。

ここに至りまして、ここの議会とかで幾ら説明を求めましても、議事の概要とか要約だけでは十分な信用もすることができないというか、ここでの質疑を信用せんとしたら、議会どうなるんやということにはなるんですが。それを何とか、市民とか議会の信用を取り戻すために議事録の公開、ちゃんと議事録をとって、議事録の公開と会議の公開、いついつ会議をやりますというやつをホームページとか、議員とかいろんな人に公開をして傍聴をオーケーすると。そういう形で、公開したところでもう審議をしていかないと、なかなかいろんな方がいろんなことに対して、今回の図書館の委員会とか事務局に対して、何か疑念を持ったままこれ進めていっても、また多分同じようなことになるような気がせんでもないがですけども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 議員さんのおっしゃるとおり重々理解しております。ただ、この用地等検討委員会の候補地の検討でございまして、俎上に上がった土

地につきましては、あらかじめ同意を得た上で検討を行ったものではございません。ゆえに、慎重に取り扱いをしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 多分、質問の意味が伝わってなかったのかな。今後の検討委員会、これから開かれる検討委員会について、もちろん今までのやつも出していただければ、それはもちろんえいがですけども、これから委員会が何回も開かれますよね。公募するのかせんのかも含めて。そのときに要約筆記みたいなやつを出すんじゃなくて、ちゃんとした議事録をとって、議事録の公開といついつ会議をしますというご案内を、市民の皆様とか議会にちゃんと公表してくださいという話を今してるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） きちっとした形で市民の皆様にもおつなぎ申し上げまして、議事録の公開につきましては、出さなくてはならないというふうには考えておりますが、私一存ではいきませんので今後につきまして検討させていただきまして、結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） その議事録はとりますか。それと、私一存ではできないという事は、どこでそれが検討されるのか。

あと、会議の公開についての答弁が抜かっておりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） やはり検討する過程にありまして、議事録はとっておりますので議事録の開示ということと、傍聴は検討中ということになりますので、やはりきちっと検討して答えを出さなければならないと思いますので、教育委員会でお諮り申し上げまして、結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 議事録、傍聴については、教育委員会が責任を持って判断するという答弁でよろしいですね。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 少し一連のことも含めて、お答えを申し上げます。

まず、いろいろなところに疑義があるところ本当に申しわけございません。

ずっとこの議会の中でお答えをしておりましたように、もともと用地取得の手続を大変急いでいたということがあって、そのことと候補地を明らかにできないという固定観

念に固守していたということもあって、建設用地検討委員会からご報告をいただいた後、建設等検討委員会での検討を行うことができないままで、土地取得の手續や設計業者選定作業を進めていたという大きな間違いがあります。それを是正しながら、これから進めていくに当たりましては、まず、建設等検討委員会のほうへ2月13日にお話を申し上げたときから、この中で今後の進め方について、どういうあり方をすればいいかということも含めて、土地の検討をしていくことをきちっとお願いしたいということで、お願いして今進めているところです。それで、できるだけ早く次の検討委員会をしないといけないのですが、ちょうど委員長が海外に出張があっておいでなかったということもあって、委員長、副委員長との話を少しして、中途半端になって今日を迎えています。今後、委員長、副委員長と進め方について少し協議もしながら、次の会議の中で混乱が起らないように整理をした形で、お願いをすることをしていきたいと思っています。

その中身は、少し委員会のほうできちっと整理をしないといけない部分と検討委員会のほうにお願いをして、例えば手続的なこと、その中には、どういう組織というか流れの中で土地の検討をしていけばいいのかということもございますし、そのことと、それから、用地の検討委員会のほうでも検討をずっとしてきてくださってる経過があるので、そういうことも含めながら、どのあたりから検討するかということも含めて、まず相談をして、建設等検討委員会で方向性をきっちり定めて、進めていきたいと思っています。

それで、私たちは用地の検討委員会のほうでは、香美市の土地事情に非常に詳しい方たちが検討してくださっていますので、土地の持ち主さんにお断りした検討ではないので、非常にそのあたりが出しにくいところがあって、ちょっと説明がわかりにくくなっているところあると思いますけれども、その中では、その土地事情に詳しい方々のしっかりした検討を1つはいただいているということです。

この後、建設等検討委員会のメンバーの方たちにお話をいただいて、そこでも十分検討していただきたいと思っています。その2つの検討委員会の検討していただいたことを受けて、教育委員会のほうで最終的に検討をして決定をしていくという、そういう手順でいきたいと思っています。その途中で新しい仕組みというか、検討の何か委員会をつくるかどうかについては、建設等検討委員会が決定までするのだということなので、大変重た過ぎるということもあると思います。最終決定は市の教育委員会のほうでしないといけないと思っていますので、重要な意見をいただくということで、ご検討いただきたいと思っています。

それで、先ほどのご質問の趣旨のところに戻りますけれども、もともとこの香美市の図書館と美術館収蔵庫の建築につきましては、コンセプトが市民の方々の意見を十分にいただきながら、市民の方々が本当に使いやすい、そういう図書館を建築しようということで出発をしています。途中でちょっとこちらのほうの間違いもありまして、こんな

ことになっていますので、基本的な考えは本当にもとのコンセプトのとおりで、できるだけご意見をいただいて進めていきたいと思っていますところ。ですから、先ほどおっしゃっていただきました議事録と、それから、検討委員会を傍聴していただくこととかについては、できるだけその方向でいきたいというのがもともとの趣旨ですので、それでいきたいと思います。ただ、委員会で決めてというよりは、傍聴につきましては慎重な審議のこともありますので、検討委員会では一度ご相談をして進めていきたいというところは思っているところ。ただ、本当に全部公開をしていかないと、多分内容がわからないまま市民の方が進むのは一番いけないことですので、そこは一番配慮していきたいと思います。今後は、ホームページにも流れは載せながらいきたいと思っています。

本当に途中段階では、申しわけございませんでした。

- 議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。
- 3番（利根健二君） 多分、検討委員会のほうで相談はもちろんすると思いますけれども、基本的には傍聴するとか公開の会であるとかっていうことは、検討委員会の決定事項じゃないですよ。まあ言えば、集めるに当たっての要綱とか、そういったランクで決める内容のことやと自分は思うがです。検討委員会が「嫌や」って言ったらどうします？
- 議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。
- 教育長（時久恵子君） 全体的には公開であるべきだと思っておりますし、そうするつもりです。微妙に思うのは、この土地はどうだろうというご意見も多分委員さんの中から出てきたりとか、いろんな流れをこれからつくっていかないといけないときに、土地の持ち主さんに了解がとれてないまま、今ちょっとごたごたしたところもあって、若干微妙なところがあるというところが、さっきの「相談もして」というところ。基本的には、全部公開で全部議事録も出しながらいかないといけないと、それは重々思っています。
- 議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。
- 3番（利根健二君） どんな資料でも黒塗りっていうのはあるんで、まずいところは消していただいて結構ですので、基本的には要約やなくて議事録の公開をお願いしたいと思います。また、傍聴も聞きながらやらないと、突然こうですと言われて、やっぱりこれはいかんでとなったりすることもあるかと思っていますので、ぜひ一般の方の傍聴もできるような配慮をよろしくお願いをいたします。

次行きます。④です。

文化施設検討委員会のときは舞台芸術系の委員が1人もというか、ほとんど入っていない。図書館・美術館の委員会になってからは、建設場所をAコープ跡地に決定したわけではないと言いながら、山田小学校の校長から実は楠目小学校の校長に委員を入れかえております。そこも場所を特定した委員、また山田小学校のPTAなど地元在住の利

用者のを代表する委員がごく少ない。これは話をしても、行政の都合のいい委員を集めているようにしか見えません。特に市民が集う図書館などの建設・検討については、委員の公募がふさわしいと思いますが、公募の委員を交えて新しい検討委員会を立ち上げる気はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 新たな委員会の設置につきましては予定をしておりますが、公募委員を加えることなど市民の意見を広く聞く機会は、今後もつくりたいというふうに今考えております。建設等検討委員会に諮りながら、その委員さんにつきましても、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 委員の定員ってありましたっけ。それと、今現在、定員について何人が、満員入ってるのかどうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 委員の定員は20名で、現在19名でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 現在、頑張っていておられます委員に、「あなただめよ」とはなかなか言えないと思いますので、これ要綱だから定員ふやすことはできますよね。その委員会を解散するんじゃなくて、今までもずっと流れ見てたら、委員の入れかえとかそういうことはありますので、公募委員の枠を今からでもつくって、公募委員が入ったほうがえいと思いますが、どうでしょうね。現在のこのメンバー表見たら、実は教育委員会のお知り合いの方ばかりながですよ。これちょっとメンバー表見て思いませんか？当初入った商工会の会長とか婦人会の会長とかいなくなって、今のメンバー表、教育委員会の知らん人が多分おらんとしますよ、顔。反対に市民の代表がほとんど入ってないです。既に入っちゅう人に「あんた、やめや」って言うことはできんと思いますので、ぜひ定員をふやして、公募委員を入れて、幅広い市民の意見が、委員会で活発な意見が出るようにしていったらどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 議員さんの個人的なお考えだと思いますが、教育委員会のお知り合いだけだというお示しなんですけど、そのことにつきましては、やはり図書館と美術館の専門的な機能とかサービスであったり、専門的な委員さんの選任をした関係で、教育委員会の知り合いというふうにはなったかと思います。

それに加えて、公募で来ていただく委員さんのご提案ですが、そのことも含めまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 検討する場所はもちろん、これもずっと言ってますように要綱にかかわることですので、現在の委員会じゃなく、要綱をつくって委員をお願いをする立場にある教育委員会の本体のほうと思いますけども、その辺の確認を、それを協議する場所の確認お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 協議するのは、やはり今の検討委員会に諮りまして、検討委員会で要綱を承認いただくわけですので、そのこと含めまして検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これね、おかしいですよ、それね。今の委員は委員の互選じゃないですよ。現在の委員を選んだのは教育委員会とか事務局ですよ、リストアップしたのはね。多分、今の検討委員会に委員を選ぶ、それを諮る権限はないはずながですよ。どうですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 諮るというより、ご意見を承りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 多分、そんな意見を承るようなことじゃないですよ。どういった委員を選ぶということは、教育委員会みずからのことじゃなくて、反対にそれやったらおかしいことになりますよ。そのためにいろいろ要綱があって、この委員は何名、定員何名でっていうやつは、ちゃんと要綱でつくるんです。協議事項に委員の互選とか、そんなことは入ってないでしょう。そこの意見を聞く必要はないとか諮る必要はない、もうちょっとスピーディーに教育委員会の中でできるとは思いますけど、どうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 教育委員会の中で検討させていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） それでは、ぜひ公募委員を入れていただいて、幅広い市民の意見を集約して、すばらしい図書館ができるように期待を込めまして、（3）の候補地についてのほうへ移ってまいります。

他の候補地に比べて、立地条件の割に金額というか購入額が高い。これは私の意見で

もあり、複数の方の意見でもあると思います。交通量が多い割に歩道が狭いなど安全環境がよくない。これは懇談会でもこの意見は上がっております。擁壁の強度が不安で造成費が一番多くかかる可能性がありながら、施工の評価点がずば抜けて高得点である。これは先日の同僚議員からも指摘がありました。中心地から遠く不便であるのに、なぜ選ばれたのか私は疑問を持っております。

一連の事務局の説明を聞いていますと、そういった1カ所そのものが適正であったか疑問を持っております。これは1カ所に縛られず、本当に白紙から検討する必要があるのではないのでしょうか。

今議会で出た意見では、商店街の空き地プラス利用して案とか、美術館の収蔵庫の広さに関する懸念から、合築そのものを見合わせてはどうかという意見まで議会のほうからは出ております。合築がよいかどうかも含めたところまで立ち戻って、議論をする必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 議員の皆様には、香美市立図書館及び美術館収蔵庫の用地選定に係る手続や経過が説明できていなかったこと、また候補地選定について疑義を持たせてしまっていること、まことに申しわけなく思っております。

この候補地の選定結果につきましては、せんだっての議員協議会では多岐にわたる説明でしたので、個々の土地について詳しく説明できませんでした。なぜ選ばれたか理解できないとのご指摘ですので、もう少し詳しく説明させていただきます。

今回、検討した土地は、土地所有者の方にこういった土地、こういった検討しているということをお話していませんでしたので、第1候補地となり土地所有者の方に話をを行ったAコープとさやまだ跡等と土地所有者の方から申し出のあった給食センター駐車場周辺についての検討内容等を中心に説明します。また、この2カ所は、各委員の点数が特に高かった候補地でもあります。

Aコープとさやまだ跡等への各委員の意見としては、Aコープとさやまだ跡地は、単価的には高いが集客面ではすぐれている。香美市の図書館ということで香北・物部の利便性も考慮する。国道195号の沿線には工科大を初め幾つかの学校があり、通勤路でもあり利便性が高い。交通量があり、車での出入りがしにくい。法人なので土地の交渉がしやすく実現性が高い。中心部から離れるが、見晴らしがよく環境もよい。JRのバス停もあり公共交通機関が通っている。近くにスーパーなどがあり人が集まりやすいなどの意見がありました。

また、給食センター駐車場周辺の土地は、場所的にはよい。地形的に東側に段差がある。市街化調整区域なので普通の住宅は建たないため、公共施設をつくるような土地利用方法を考えてもよいのでは。市街化調整区域だから単価が安いなどの意見がありました。

この土地の金額については、土地の鑑定をとったものではなく、税の評価額をもとに

事務局で計算したもので、この土地の所有者の方との間で金額の話をしているわけではなく、また、用地費とは別途に造成費等も必要になってきます。

そのほかの意見としまして、給食センター駐車場周辺の土地については、建築基準法でいう道路への接道がないことについて多くの議論を行いました。申し出のあっている土地のほかに、接道できる土地と合わせて購入できるか。給食センターの駐車場のほうから入れないか。給食センターの土地の開発から5年以内ならば、給食センターを含んで一体開発として県と協議をすることになる。5年を経過し、市道認定するならば、接道となり得る。給食センター建設に当たって補助金や起債を使っていて、用途を超えることになれば難しい。接道を兼用した場合、安全面などで不安などの意見が出ています。

この給食センターと一体開発ということは、都市計画の用途上は給食センターは工場扱いという位置づけですので、工場と図書館を1つの敷地内、または隣接した敷地に建てるということになります。こういったところは好ましいのかということ。また、今ある進入道を市道認定するという事は、給食センターの敷地である進入道を行きどまりの市道とするということですので、建設課のほうとしても余り好ましくない市道認定と言えます。また、給食センターとしても、一体開発の仕方によっては、好ましくないところも出てきます。また、給食センターの土地と同様に、上の水路からの地下に漏水があり、造成等の中で暗渠排水等の処置が必要になる、調整池が必要になる等の意見が出ています。このことは、給食センター敷地の西のほうに四方を高いフェンスで囲んだ調整池がありますが、景観もよくないと思われまして、こういった利用できないところも発生するということになりますので、対策も必要になります。この土地については、市街化調整区域で土地の単価は安いですが、いろいろな問題や課題があることの議論をしています。

このような意見等が出ていまして、その後、建設条件判定表の7つの諸条件について協議をし、5カ所の候補地について判定表に点数をつける前に、判定の諸条件にウエイトを置いていないため、集計した点数結果をそのまま順位とはせず、点数結果を踏まえて次の段階にどう進めるのかを委員に諮った後、各委員が採点を行いました。

議員協議会でご意見が出ていました用地費の金額の差の大きさについては、特に特化して検討はしていませんが、各委員はさまざまな観点から総合的に見て点数をつけています。その中でも、給食センター駐車場周辺の土地の安いことは各委員とも高評価となっており、経済的条件のところでは、給食センター駐車場周辺だけは、とりわけ高い点数になってしまいました。

また、施工条件の評価点が不自然に高得点であるというご指摘です。擁壁のところの検討はしておりませんでしたので、Aコープとさやまだ跡地等以外の土地は、用地造成費が生じるために、このような点数をつけたのだと思います。

この集計の結果を踏まえて審議を行い、特に点数の高かったAコープとさやまだ跡地等と給食センター駐車場周辺がまず候補地となりました。次に、残る1カ所を選定する

ために得点の近い残りの3カ所について審議しましたが、特段の意見もなく、得点の高いところが候補地に決まりました。

この集計結果を見ますと、給食センター駐車場周辺がAコープとさやまだ跡地等より1点差でありますが一番高かったです。また、9名の委員の中で、Aコープとさやまだ跡地等の得点が一番高かった委員は、同点も含めると5名です。給食センター駐車場周辺の得点が一番高かった委員は、同点も含めると4名です。得点が一番高かった委員の人数は、こちらは逆にAコープとさやまだ跡地等が給食センター駐車場周辺よりも1名多かったです。

各分野から出てきた委員が採点していますので、都市計画とか財政とか、地域の協力は得られるのかといった各委員の専門的な視点からの見方によって、各委員の評価も分かれたんだと思います。

これらのことを各委員の共通認識として、次の検討に進みました。

諸条件にウエイトを置いていないため、集計した点数結果をそのまま順位とはせず、点数結果を踏まえて次の段階にどう進めるのかを委員で話し合うように事前に決めていましたので、順位づけをする前に各委員から意見を聞きました。

その際の各委員の意見としては、差がつくのは単価だけではないか。今出ている得点は各項目を単に5点法で採点しているため得点だけでは決められない。Aコープとさやまだ跡地等と給食センター駐車場周辺については競っているので議論では意見がまとまらない。選定した3カ所を教育委員会で判断して決めてもらったほうがよい等の意見が出ており、最終的に順位づけについては、挙手で人数の多い順に決めました。順位づけの結果はさきの議員協議会で説明したとおりです。

これらのことは、市役所内の職員のみで検討を行ったものでしたので、今後は学識を有する者や教育関係者など市民の代表が入ってる香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設等検討委員会で、幅広い視点で審議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 自分の質問は、今回の議会で出た中で、これ11カ所以外にも候補があるやないかというような一般質問では出ております。また200平米かな、収蔵庫ね、それではちょっと狭いんやないかと。現状でも置けるけど、奥のやつを出すのに手前のやつを出さんといかんとか、ちゃんと使い勝手がいいやつでは200平米では狭いやないかと。合築そのものもちょっと見直したらどうやというような意見も議員のほうからも出てますので、そういったやつはつながるんですかね、委員会のほうに。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 用地検討委員会で検討してきたことなんかは説明をしまして、また建設等検討委員会で、委員さんからこういった土地がほかの候補地としてあるじゃないかといったようなものがあれば、そういったものもあわせて出して検討して

いただきたいと思ひますし、また議会で議員さんからいろいろなご意見もいただきましたので、そういったことも踏まえて検討をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 大体何となくわかりつつあります。

あと、この前の検討委員会、実は議員協議会で配られたこの資料、委員さんに渡してまずは1回説明をしたと。自分が今回質問してる5点満点ですかね、採点表の集計、これがどうしても委員の頭に入ってると思うがです。言うように、それぞれの専門家が選定して、こうなったという重みを現在の委員が感じてしまうのは非常に怖い。今言うたように7の施工条件のところ、用地造成などの施工性というのがあるんですよ、ちゃんと項目が。給食センターについては水はけがどうのこうのとか、かなり細かいマイナス要因まで検討されてるのに、擁壁、盛り土、その辺は全くここで考慮されているところと考慮されてないところが。今回の一般質問で明らかになったように、用地以外にかなりの造成が今後かかってくるかもしれない、Aコープとさやまだ跡地についてはね。それをたまたま5点でやってしまうと、今31点で最高得点ですよ。自分らあ見たら、そんなはずはないろうとかやっぱり思うわけですよ。多分、市民も思うと思ひます。

あと交通条件でも、項目見たらJRのバス停が近くにあるって、今ね。JRのバス停があってもバスが1日にどれぐらい走りゆうのか。それが利便性ながですよ。バス停があることが利便性じゃなくって、そこへ行ける足が現実的にどれぐらいあるかが利便性なんで、そういったやつ、ちょっと真面目に考えると、この5点表を委員に見せないほうがいいと思ひ、僕は。見せてしまってるんで、もう今さら遅いかもしれんけど、これはちょっと頭から外して、プラスの要件もマイナスの要件もちゃんと今、擁壁にどれぐらいかかるかっていうそんながも含めて、本当に全ての資料をちゃんと、変な色眼鏡がかかってない、フィルターのかかってない資料でもって、ちゃんと検討していただくような体制とる必要があると思ひますけども、どうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 先ほどお話に出ましたAコープとさやまだ跡地の造成費ですかね。そのことにつきましては、用地検討委員会では協議はしておりませんでしたので、そこにどれぐらいの金額がかかるかといったような、まだ資料的なものはありません。また、ほかの候補地につきましても、造成費がかかるというところはあれなんですけど、実際にどれぐらいの造成費がかかるという具体の金額までは、まだ出してはいないです。そういったところも踏まえて、ここの土地にはこういった費用がかかるというようなところを説明はして、協議はしていただきたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） どういった説明資料が出るか、ちょっと今後、注視をしていきたいと思ひます。

本当にずっとパブリックコメントから今回流れを見て、何か全てを委員に出してない、委員がちゃんと検証できる状況にないというのが、何かもやもやとして、どこがいかんのかちょっと自分でもはっきり「あなた、いかんでしょ」とかいうことが言えないのが、非常に自分でももどかしいところがあるがですけども。まあ少なくとも一生懸命つけた点数はやめていただいて、口で説明したこの用紙については、言うたように正確な金額って出ないけど、大体どういった工事をやったらどれぐらいかかるというのが感覚でわかると思います。そういった話をちゃんと委員のほうにして、委員で適正な判断ができるようなことをしていかないと多分、今後同じようなことになると思いますので、ぜひよろしくお願いしますということをし添えまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場に立ち、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、社会保障関連で、医療・介護の負担増の影響についてお聞きをいたします。

政府は2015年度に閣議決定をしました「骨太の方針2015」に基づき、2016年度から2018年度の3年間を集中改革期間として、社会保障費の増加分を抑制する方針を掲げています。2017年度は、概算要求時点で社会保障費の自然増を6,400億円に抑制し、さらに1,400億円絞って約5,000億円としました。この圧縮に従い、高額療養費の見直しや後期高齢者保険料軽減特例の段階的廃止、介護納付金への総報酬割の導入などが実施をされていきます。

本質問では、今年実施されることが決まっている制度変更の本市高齢者等への影響について、お聞きするものです。

まず、質問通告順に①、高額療養費の見直しから伺いますが、皆様のお手元に執行部のほうで準備をさせていただいております表があると思いますので、それをごらんになりながらお聞きになってください。

70歳以上で住民税を払っている人を中心に、69歳以下と同水準に引き上げられます。年収370万円未満の一般所得者の外来の上限特例は、月1万2,000円が今年8月からは1万4,000円に、入院を含めた世帯単位の限度額を現在の4万4,000円から5万7,600円に引き上げるなどとなっております。これらの影響を受ける高齢者の人数と影響額の推計について、所得階層別にお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど大岸議員さんのほうからご説明がございました高額療養費の見直しで影響がございましたのは、70歳以上の現役並み所得者と一般所得者の方になります。

今年度の見直しで、平成29年8月から現役並み世帯区分の方の限度額が、外来が現行の4万4,400円から5万7,600円に引き上げとなります。この区分の現在の人

数は51人となります。影響の人数というのが現在の人数とさせていただきます。

また、一般所得区分の方の限度額は、外来が現行の1万2,000円から1万4,000円となり、年間上限額14万4,000円が設定をされます。また、入院については、世帯単位で現行4万4,400円が5万7,600円になり、新たに多数該当の限度額4万4,400円が設定をされる見直しとなっております。この区分の現在の人数は、769人となっております。

以上のとおり、今年度の見直しによりまして影響を受ける人数は全部で820人と見込まれますが、影響額につきましては、いろいろなレセプトの積み上げといえますか個人世帯からの積み上げが必要となりますので、困難となりまして把握することができておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 額については、ちょっと恐らく無理かなと思いましたがけれども、今のような額で引き上げの影響を受ける方が人数として769人、この方々が高額療養費の負担増の影響を受けるということが判明をいたしました。

次に、②の質問に移ります。

後期高齢者保険料軽減特例は、今年4月から所得割の軽減特例5割を2割に縮小し、全国平均の保険料ベースで試算して、月額1,310円の負担増、また元被扶養者に対する均等割の軽減特例9割を7割に縮小することで、月額380円の保険料が1,130円になるとのことです。本市でこの影響を受ける人数と影響額をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 後期高齢者保険料軽減の特例廃止に係ります影響額の今年度の見込みでございますが、所得割軽減5割から2割への影響人数が709人、影響額は625万1,652円、元被扶養者の均等割軽減9割から7割への影響人数は409人、影響額は264万4,393円となっております、平成29年度に係る影響人数の合計は1,118人、影響額合計が889万6,045円と見込まれております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） こちらのほうは、上がる額がわかっておりますので金額が出ました。それで、単純に今5割から2割の所得割の特例軽減の率の引き下げですが、影響額の625万円何がしを、単純に709人で割って1人当たりの金額が出るというふうなものでしょうか。同時に、その均等割の9割7割の件に関しましても、単純に1人当たりを出すときに、単純に割って出る計算になるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） これは、後期高齢者の広域連合のほうから今の人数と影響額を試算をさせていただいたもので、単純に言えばそういうことでもよろしいかと

思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、また後で具体的な1人当たりの金額の試算をやってみたいと思います。

それでは、③に移ります。

入院時の光熱水費相当額の患者負担増ですが、65歳以上の医療療養病床患者の居住費が、医療区分1で日額320円から370円に、また、医療区分2・3では、今までゼロ円だったものが日額200円の負担が新たに求められます。これは今年の10月からとなっておりますが、この影響についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 改正の額等につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりでございます。人数とか影響額については、やはり初めと同じように個々の情報をなかなか拾い上げることは困難ですので、人数と影響額については把握することができておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと無理な質問をしたかと思いますが。

この入院時の65歳以上の医療療養病床の患者さんには、確実にそれでも320円から370円、それから、ゼロ円だったものが200円の新たな負担の発生する人があることは間違いないということですよね。それぞれ当該者の方の負担増となって、またあられると思います。

それでは、次に④で高額介護サービスですが、一般区分の月額上限額が3万7,200円から4万4,000円に引き上げられます。今年の8月から施行となっております。この影響について、同様にお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 大岸委員の高額介護サービス費の見直し影響を受ける人数と影響額という質問にお答えしたいと思います。

平成29年8月1日より、一般区分の月額上限額は3万7,200円から4万4,400円に引き上げられます。しかしながら、1割負担者のみの世帯については、過大な負担とならないように、年間の負担額が現行の負担最大額を超えないよう、3年間の時限措置として、自己負担額の月額は、今年度と同じ金額の3万7,200円の負担上限額が設定されます。

本市で対象となる人数としましては、平成28年度ベースで56人前後と予想されます。そのうち10人前後が、3年間の時限措置の対象となる見込みです。影響額としましては、56人のうち時限措置対象外の人の46人については、年額8万6,400円の自己負担の増となる見込みです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） こちらのほうは、3年間の激変緩和措置もあることはあるのですが、46人の方が年額8万6,400円、単純に割りまして7,200円の計算でしたかね。今まで3万7,200円の介護保険を使って、上限3万7,200円までを支払ったらよかった方が4万4,400円になるということですね、その方々が46人いらっしゃる、こういうことだと思います。

それでは、⑤の介護納付金の総報酬割について、お伺いします。

今年8月分から第2号保険料の介護納付金を段階的に加入者から総報酬割へと移行します。これにより、健保組合や共済組合の保険料負担がふえますが、共済組合の保険料については、市の財政の負担もふえることかと思えます。これらの影響について、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 介護納付金の国保のほうへの影響について、お答えをいたします。

平成29年度につきましては、平成29年8月分の介護納付金から適用となることが決定をされておりますので、介護納付金のうちの12分の8について平成29年度は導入されることとなります。介護納付金を負担をいたします40歳から64歳までの第2号被保険者数が、平成27年度年間平均ベースですが2,664人となっています。影響額につきましては、この12分の8で計算をしましたところ、平成27年度実績額を使いますと、実績額自体が約1億6,390万円となっておりますので、単純計算で二、三千万円は減額になるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 共済組合もありますので、そうすると保険料の負担のかかわりで折半を市も保険料負担しておりますね、そこの関連も出てくるかと思うんですが。市のほうでは持ち出しはどれぐらいになるかわかりますか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 計算は済みません。そこまでしておりません。確かに全保険者に影響がございますので、総報酬割のほうへ動きます平成29年、30年は2分の1導入とかいうことになっておりますので、そういう影響は出てくると思えます。額とかは済みません。計算はようしておりません。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 午前中に引き続き質問を行います。

医療・介護の質問の（2）でお聞きをいたします。

制度改変の影響について、先ほど課長のほうからそれぞれ額と人数とをご答弁をいただきました。この負担増は、今年にとどまらず来年度施行の分もありまして、さらに厳しくなっています。医療や介護を利用する高齢者やその家族、また現役世代も含めまして与える影響は深刻なものがあると思っておりますが、市としての見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 見解はということで、お答えいたします。

負担増につきましては望むものですが、現状では社会保障の財源を確保しなければ制度を維持していくことが困難な状況となっているため、制度の維持のためには、世代間の負担の公平性や負担能力に応じた負担を求めていくというそういう観点からは、医療や介護を一体的に今回見直す必要があったと思っております。

今回の見直しは、負担の公平性ということからは介護納付金の総報酬割への移行などの見直しがされておりますが、総報酬割等を導入をいたしますと、所得の高い健保組合や共済組合への負担がふえ、低所得者の多い国保などは減少をすることになります。

このように今回の改正は、健保組合や協会けんぽ、共済組合など全ての医療保険者にかかわっていく改正であるということをお伺いしております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをします。

医療・福祉にとりましては大変厳しい環境になってきておりまして、年金におきましても、その財源確保ということが国と地方の中で激しく論議がされておるところでございます。そうした中で、税と社会保障の一体改革というふうな中で、昨日もマイナンバーの問題についても議論がありましたけれども、合意を見ながら前進をしていかなきゃならない状況になってきております。

消費税の問題につきましても先送りをいたしましたけれども、今置かれた医療や介護は、大変厳しい現場になっております。きょうは議員のほうから、そのサービスを受ける側の負担の大きさについてもお話がされましたけれども、サービスを提供している働いている方々にとりましても、施設にとりましても、それを支えている法人にとりましても、大変厳しい状況になってきております。

私たちは、こうした中であってどう解決していくかということでもありますけれども、今、支出は確実に社会保障・医療のほうは伸びておりますけれども、それを支える収入といった歳入のほうも、賄われない状況になってきております。そうした中からは、先

ほど申しあげましたような一体改革はやはり必要であるだろうし、そしてお互いにその負担を分け合っていく、いろんな保険もありますけれども、お互いが乗り合わせてやっていかなければならない状況になってきているというふうに思います。

ただ、医療にしても今後は大きく検討を進めていく必要があるのは、新しい医療の分野での研究であるとか、あるいは終末期医療のことについても、今までのタブーを乗り越えてしっかりと議論をしていく必要がある、国民合意をどう形成していくかということが大事だというふうに思います。そういう点で市町村にとっても、市民の皆さんの痛みをしっかりと理解をしながら進めていく必要がある。単に数字だけの問題だけで負担を上げていくということは、なかなかするべきことではないだろうというふうに思いますので、その点はこうした議論を踏まえながら進めさせていただきたいと思います。しかしながら、今こうすればいいということが浮かばないのは、国も地方も同じ状況にあるというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 医療・介護に関する経費がふえておるということで、今回の負担増だというふうにおっしゃっておりますけれども。この今回の負担増、来年も続きますけれど、前段で申しあげたように骨太の方針の中で、社会保障にかけるお金はこれだけと、自然増は1兆5,000億円まで抑制するとしたその計画の中で、そこをゴールにして、ここはこう、ここはこうというふうに負担をふやしておるというか、私は押しつけておるというふうに思うのですが、福祉国家という形をとるのであれば、本当に自然増分ぐらいは、きちんと国が予算の中でほかの予算との関係も含めて、手当をしていくべきだろうというふうに私は思います。

介護保険制度も、当初始まったときはこんな制度ではなかったんです。高齢者の尊厳を守るということで、若干の負担はお願いするけれどもサービスを選べる、選択肢が広がるとかいうふうに来てきたわけですが、それがいつの間にか、ここ近年、要支援1・2を保険から外すだとか、どんどん負担がふえる一方。それで、負担がふえて現行の制度が維持をできるのであればまだしも、給付のほうも同時に抑制していったらですね。この負担増というのは、市民、国民にとっては耐えがたいものがあると私は思います。

そして、年金も満額6万円足らずの中から保険料が天引き引かれていて、その上、窓口負担を含めて利用のときにはまた何割か払うと。私は今、介護保険制度は枠は残りましたが、集金の制度だというふうに思います。社会保障の姿をしておりません。こういう路線の中で今回の負担増の計画があるということは、押さえていかなければならないと思います。

それでは、次に（3）の質問に移ります。

ご説明をいただきました負担増は、高齢者の主たる収入源である年金受給額の減額を意味しております。お金がなかったら病院に怖くて行くことができません。受診抑制が

進み重症化すれば、かえって医療費の増嵩につながり、負のスパイラルに落ち込んでいきます。それを避けるために国が社会保障費抑制路線を転換するしかないのですけれども、こうしたことは国に意見を上げると同時に、住民に一番身近な市町村が努力することも求められると思います。

この国に意見を上げるといいますのは、全く意見を上げて一方通行ということではなくて、せんだっての議会の質疑の中でもありましたけれども、国保の市町村の単独のサービス分がペナルティーが一部ですが解消されたと、こういうところは市民の声、国民の声が反映をされておりますので、香美市の高齢者等の実態を訴えて、この社会保障の抑制路線を転換するように要望していくことも大事だと思います。

そして、お伺いするのですが、住民に一番身近な市町村が努力をするところでありますが、国民健康保険法第44条の規定に基づき、窓口負担の減免及び徴収猶予の実施に関する取り扱い要綱を定めております。その減免等の要件として、災害・火災等で障害者となったり、資産に重大な損害を受けた場合、また倒産や失業等での減収などが上げられておりますけれども、その適用世帯の実収入月額が生活保護基準の130%以下のもので、預貯金が基準生活費の三月以下のものとするとなっております。これは国の基準どおりなんですけれども。私はこの要件の緩和を市町村の判断でできるならば、この緩和を求めたと思います。

例えば、生活保護基準の130%以下とするところを、せめて150%ぐらいまで引き上げることができないか、世帯枠を広げることはできないか。また、要件適用者に災害、失業、不測の事態がなくても、年金収入が生活保護基準に満たない世帯、こういう世帯たくさんございますが、本来生活保護の適用世帯ではありますけれども、ご本人の意思等もあって、生活保護を受けておられない世帯の方がいらっしゃいます。また、介護保険料を年金天引きをされましたら、生計費が生活保護基準以下を下回る、こういう世帯もまたいらっしゃいます。そういう方を加えて、この制度を適用できないものかお聞きをするものです。

来年度さらなる医療・介護負担増が待ち構えております。本当に高齢者になるのが怖くなるというのが実感でありますし、地域を回りますと「年寄り死ねということか」と、ため息まじりの声をよくお聞きします。こんな中さらなる負担増が計画をされているわけですので、住民に一番身近な行政としまして、ささやかな救済措置として、今申し上げましたような要件の変更ができないかお伺いをするものです。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 今、議員さんがおっしゃられましたように、国民健康保険法の第44条に基づき市町村が独自基準を定めているところでございます。理由については、要件の中では、先ほどおっしゃられましたように災害とか事業の休止であるとか、特別な事情により生活が困難になった場合に限られるものということになっておりまして、年金収入が少ないとかいうような、恒常的な低所得の方に対応する要綱に

は今現在なっておりません。

今、国の適用世帯の収入の要件につきましては、基準生活費の130%に拡大はしております。ということで、今現在は130%以上を拡大することは考えておりませんが、ちなみに県の国保指導課の調査による平成28年4月13日現在の県下の状況でございますけれども、34市町村のうち130%以下としているのが18市町村、120%以下が2市町村、110%以下が2町、それから、基準のままが12市町村となっております。一応34市町村の中では、130%が今一番上の基準となっております、うちもその基準を使っているところではあります。

それと、やはり一部負担金の減免ということになりますと窓口の負担が払えないと、国保税の減免とかとは異なりますので、それから、1カ月更新で3カ月までとかいうようなことになっておりますので、窓口負担がどうしても難しいという方については、やはりご相談の上、生活支援等につなげていくことが必要になるのではないかとこのように考えております。

それと今度、平成30年度から広域化になっていきますけれども、一部負担金のこの減免につきましては、一応今の段階ですけれども、県下で統一的に動こうではないかというような動きにもなっておるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。最後のほうがちよっと聞き取れなかったですが、県下でもその一部負担金の減免については、県下でも何とおっしゃったのでしょうか。ちよっとそのところを済みません。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 町村数でございましょうか。最後の広域化のことですか。

（14番、大岸眞弓君、自席から「広域化から後の」と発言する）

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど34市町村の現状を申しましたけれども、平成30年から広域化になることになっておりますが、この段階で今、統一的な方向で窓口負担については、動こうではないかという方向性が出ております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 統一的な方向というところに嫌な予感がしますけれど、現在、本市の行っている130%が100%とか、国の言うふうにならないかという懸念が非常にございますが。

この国基準のとおりの部分は国の補助が2分の1ございますね、それで、少々私は枠を広げましても、この制度自体の周知があんまりできておりませんので、恐らく市の負担がふえるとかいうふうなものではないと思うのですね。でも、こういうところで救済

をしてもらえる。実際、私は市内の医療機関でもお聞きしたことがあるのですが、続けて治療をしなければいけないけれども、患者さんがばたっと来なくなると、お金の関係で来なくなるとかいうふうなことも聞いたことございます。そうすると、また余計、予防医療も無理になってきますし、医療費の増嵩につながっていくというふうなこともありますし、今のところ考えてないということなのですが、具体的にやっぱりこういう市でできる具体策、例えば子どもの医療費の無料化など独自の判断で枠を広げてやっているわけですので、高齢者の困窮世帯に対する支援制度、なお検討を求めたいと思いたいがいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

議員さんがおっしゃられるように医療機関への医療費の未払いが目立っているとかいうことで、この一部負担金の減免の活用が望まれているところはあるという認識はしております。しかし、やはり今申しました県下で統一的な方向で動くという方向性も出ておりますので、この段階で130%が120%になったり110%になったりというような懸念がないように、そこのところを香美市のほうからも、率については求めていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、次の2点目の質問に移ります。「保健思想の普及」と医療体制整備についてです。

私は市民の健康寿命を延ばすことを願うとともに、医療・救急救助の不利益地域の方々を念頭にお聞きをいたします。

まず、①から伺います。

身近に医療機関があることは、地域で住み続ける安心につながります。逆に医療機関や救急設備が身近になく、高齢で単身世帯、あるいは高齢者だけの世帯の方々は、非常に不安な思いで毎日を過ごしておられます。これは昨年、議会報告会で物部町に伺ったとき、そして、先ごろ私は、消防庁舎の香北分署の建設用地の検討委員会に審議委員としてかかわったのでございますが、その際にも地域代表の方々が口々に訴えられました。こうした不安材料は、物部町に限らず山田、香北でも本人の意思に反しまして、その不安から離れた地域への入院や施設入所にとつながっていきます。

これから人口がますます減少していくことを考えれば、インフラ整備がどこまでできるかわからず、いよいよ地域が自立して生きる方策を探らなければなりません。それには、健康でいることは必須要件です。

以前、視察で伺いました長野県の佐久市では、塩分を取り過ぎない、急激な温度変化を避けるための1部屋暖房運動などを指導徹底して、脳卒中の予防に顕著な効果を上げておりました。医師らが地域に出向いて、健康保持のため日ごろ留意すべきことを教育しておりました。このように、保健思想を普及し、住民みずから健康保持に取り組

むように誘導できれば、医療予防、介護予防にもつながります。本市でも、意識啓発や体操教室などに取り組まれてはおりますけれども、継続と徹底に課題があるのではないのでしょうか。

そこでお聞きをしますが、保健師を手厚く配置して地域を巡回する体制がとれないのでしょうか。定期的に地域に出向き、様子を尋ね血圧をはかってくれるだけでも、随分違って安心につながります。この件に関してお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 大岸議員の日ごろより健康を保つことの意識啓発や活動の促進、保健師を手厚く配置して巡回する体制などがとれないかという質問にお答えします。

現在、健康介護支援課の親子すこやか班と健康づくり班の保健師で地区担当制をしいています。また、地域包括支援班の保健師も山田、香北、物部圏域に分かれて担当制になり、高齢者を中心に対応しているところです。

特に物部地区では、介護予防教室を過去にも開催しましたが、参加人数も少なく、送迎があっても集いの事業はなじまないのではないかということになり、訪問活動に重点を置くように人員の配置も考えています。

地区担当保健師は健康増進計画に基づいて、担当地区の住民に対し、健康意識を高めてもらうよう地区の集いや健康まつり、健康講座の場などで啓発しています。特に高齢者への対応は、親子すこやか班や健康づくり班と地域包括支援班の保健師と一緒に訪問したり、地区の集いの場で健康相談やミニ健康講座等を行っています。ほかにも香美市社会福祉協議会と一緒に訪問や、地区の集いへの参加もしています。ミニ健康講座や訪問依頼、各種相談については、希望が出たところには全て対応しております。なるだけ地区へ出向く努力はしているところです。

いろんな保健事業もふえてきており、マンパワーの限界もあるため、年々地区担当保健師が気軽に地区へ出向くことは困難にはなってきていますが、地域で安心につながるように要望には応えていきたいと考えています。ぜひ声をかけていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） きめ細かく健康教室、体操教室など介護予防、医療予防で取り組みをされていることは私も承知をしておりますが、やっぱりそれがなじまない地域もありますね、おっしゃったように。それから、体操教室なんかも、初めは来てくださるうちはやるけれども、地域の方だけになったら後が続かないとか、いろいろある。それから、集いそのものに行くことが困難な高齢者もいらっしゃるということで、これは物部地域に限ったことではなくて、山田・香北にもそういうところがありますけれども、以前、駐在の保健師さんがいらしゃって地域を回っておりましたね。様子伺いも兼

ねて、「どうぞね」ということでいろんな相談にも乗ったりしてたんですが、月に一遍でも来てくれる安心というのがあると思うのですね。最近、保健師さんはとても忙しくていろんな業種がふえてまして、半分以上は室内にいらっしゃる状況だと思うのですが、その保健師さんをやっぱり地域へ、外へ出していただきたいのです。そのために、やっぱり保健師さんの数を手厚く配置して、そういう巡回する体制なんかがとれないものか。物部の診療所、またこれから方向性が決まっていくことと思いますけれども、そういうところに置いて、そこを拠点にして健康相談ができるとか、そういう構想を私は持っているのですけれども、保健師さんを手厚く配置ということについて、可能かどうかお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今現在、物部のほうに包括支援班が駐在しております。香北のほうにも保健師が駐在しております。そちらのほうに相談していただければ、地区担当保健師のほうにつながりますし、そこからまた発信しまして、相談を受けるという形になりますので、その体制を今現在とってます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その相談をしていただければというふうにお答えくださったんですが、例えば普通の一般市民の地域で、そういう活動をやってる方がどこへ行けばいいですか、どのように。その各場所の周知ですね、あわせてお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 周知はしていませんが、支所のほうに出向いていただくという形になっています。本当にいろんな相談があると思います。高齢者だけでなく、そういったものも相談を受けるような形で体制とってますので、気軽に相談をお願いしたいと思います。

以上です。

（14番、大岸眞弓君、自席から「保健師の増員」と発言する）

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 保健師の増員ですか。

現在のところ増員のめどは立っていませんが、今現在の人数でいくと。物部のほうは1名、香北のほうは1名という形で今やっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのことの周知をお願いをしたいと思います。

それでは、次の②の質問に移ります。

全国的に救急搬送がふえる中で、救急隊員の人手不足を補い、過疎地域の救急搬送をスムーズに行うため、今年4月から消防庁では準救急隊員を創設することになっており

ます。救急業務は法令で、3人の救急隊員が必要なところ、2人の救急隊員と準救急隊員1人の編成で可能とするものです。準救急隊員の資格を得られるのは、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、消防隊のOBなどとなっております。また、医療職のほかに救急業務の講習、これは92時間だそうですけれども、これを終了した自治体職員さんも対象となりました。講習の実施主体は市町村となっておりますが、過疎・高齢化、広域化の中で必要となってくる制度ではないでしょうか。準救急隊員を要請して、派遣する検討をされてはどうかと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 大岸眞弓議員の準救急隊員の要請、派遣を検討してはというご質問にお答えをいたします。

過疎地域や離島などでは、人口減少や厳しい財政状況などの理由により必要な救急隊員を配置することが困難な地域があることから、救急業務の空白地域を解消し、また空白地域の発生を防止するため、救急隊の編成についてより柔軟な選択を可能とするため、消防法施行令等が改正され、平成29年4月1日から準救急隊員の運用が可能となりました。

現行の基準では、救急隊の編成は救急隊員3人以上とされていますが、今回の改正により過疎地域等の条件不利地域に限り、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として、総務省令で定める事項を記載した計画を定めたときは、救急隊員2人以上、及び準救急隊員1人以上で編成することが可能となりました。

準救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者等とされ、講習を受講させた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等を想定しているようです。

準救急隊員は過疎地域等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防吏員以外の者に行わせる制度ですので、市全域で常時救急隊員3人以上をもって救急隊を編成している本市の消防体制では、準救急隊員の要請、運用につきましては、現在のところ必要性は感じておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 本市の消防署においては、現在は必要性を感じていないというふうなご答弁でしたが、この制度を導入できる地域には該当しておりますね、本市は、しておると思います。それで、例えば今、救急出動のローテーションはどのようになっていますか。2交代とか3交代とあると思うのですが、救急車が一遍に出払うとかいうふうなことはないのですか。大丈夫ですか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

現在の救急体制でございますけれども、本署消防署に救急車が予備車両を含めまして2台、香北分署に1台となっております。一方、消防隊の編成につきましては、3部制

をとっておりますので3班に分かれております。各班が24時間体制で、ローテーションで24時間365日勤務を行っております。その中で救急隊員3名が対応しておるところで、例えば本署でありましたら、2台の救急車が出動している際は香北分署から応援を呼ぶ。逆に香北分署の救急車が1台出ているときは、本署のほうから応援に行くといった対応をとっておりますし、重篤な場合と判断された場合は、救急車以外の指令車などで待機している隊員が現場に出向き、必要な応急処置等を実施したりもしております。

また、そういうことができない場合であったりとか、緊急性を要する場合は、ドクターカー、エフマークといった医療センターが運用しておりますドクターを搬送するというか、そういう車両もありますので、そういった活用もしております。また、近隣の消防本部との応援協定もありますので、必要に応じて応援を要請する場合もございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） まあ今のところはそういう形で回っておるということですが、私この制度のことを知りましたときに、例えば92時間の講習を受ければ自治体職員さんでも可能ということですので、消防車とか救急車が来るのが遅いという地域のところに、そこにいる職員さんにこの講習を受けてもらって、何かのときにさっと間に合うと、その方が駆けつけていける。そのことだけでも随分、安心感は違うのじゃないかと思うのですが、それはいかがですか。

○議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） この制度はあくまで救急隊を編成する救急隊員の要件でございますので、基本的には救急隊としてのそういう講習、救急隊員として講習という形になろうかと思っておりますので、あくまで計画とかを定めて実施をしなければならないものと理解をしております。

先ほど大岸議員さんのご提案にありましたような対応であれば、応急手当の講習などを受講した、地域の住民の方などによるサポートが有効ではないかというふうに考えております。そういった意味では、今後も引き続き応急手当の普及に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

③で、小児科医誘致の取り組みの進捗状況と展望をお伺いします。

この件に関しましては、子育て世代のお母さん方から請願も上がりまして、議会は採択をしております。この取り組みにつきまして、その後の進捗状況をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

小児科医の誘致については、平成28年6月議会での答弁以降、機会があるごとに香

美郡医師会、中央東福祉保健所にも相談し、ご意見をいただきました。また、平成28年8月以降、香美市内の各医療機関にお伺いしたときに、先生方に個別に相談させていただきましたが、解決に至るご意見は出ず、いまだに小児科医誘致に対する活路は見出せてません。

県下的に医師不足である上に、救急対応、夜間対応など勤務環境の厳しさから、特に確保が困難な特定診療科の医師である小児科医の誘致は大変厳しい状況です。しかし、子どもを産み育てやすい環境をつくるためには、安心して医療を受けることができる体制づくりが重要です。

このため、今後も香美郡医師会、高知県健康政策部医師確保・育成支援課、中央東福祉保健所など関係機関との連携を密にするとともに、近隣自治体に所在する医療機関に協力を仰ぎつつ、医師確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なかなか前があかないけれども、努力はしてくださってるということはよくわかりました。尽くせる手は全部尽くしたほうがいいと思うのですね。それで、以前ご紹介させていただきました徳島県的那賀町、ここはお医者さんを誘致する課を設けまして活動しております。その中には今、定住促進でツアーなんかを組んでいたりしますが、お医者さんを招いて香美市に来ませんかというツアーを。那賀町はやってるんですね、ご家族も含めて、学校がこういうふうにあって、こんな生活環境ですよというのを見ていただいて、お医者さんを何とか確保しようとしてやっております。場合によっては、定住促進のほうと協力いたしまして、そういうツアーなんかも企画ができないかと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今回、各医療機関のほうに訪問して相談した際に、小児科の併設または医師を雇用するときは、小児科医を持ってる医師をお願いしたいという相談もしてきました。小児科医となると、先ほど言いましたけど休日・昼夜とかかわらず診察をしないといけないという厳しいご意見もありました。現在、解決に至ってません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 救急体制にも、救急病院のあり方にもかかわってこようと思います。なお引き続いて、私どもも協力できるところは協力したいと思いますので、この誘致についてやっていただけますようお願いをしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

児童クラブの現状と課題について、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） ④が抜かりました。

○14番（大岸眞弓君） 失礼しました。④は取り下げます。

3点目です。児童クラブの現状と課題について、お伺いをいたします。

児童クラブの運営は共働きの親たちの運動から始まりました。本市では約30年前に保護者の運動で発足し、紆余曲折がありながら連綿と続けられてきましたが、1997年に初めて児童福祉法に位置づけられて以来、全国的に実施校がふえ、最近では子どもの専用区画の規定や指導員の数、質の向上等の法整備が進んでおります。

本市の市内8カ所で実施されております児童クラブは、各クラブごとに運営要件や施設整備にばらつき、おくれが見られ、不安定な状況が続いています。

そこで、お尋ねします。

まず、①です。

児童福祉法第6条の3に位置づけられております放課後児童健全育成事業の対象年齢がどうなっているか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 大岸議員の対象年齢についてのご質問にお答えいたします。

児童福祉法第6条の3における放課後児童健全育成事業の対象は、小学校に就学している児童となっておりますので、7歳あるいは6歳から12歳ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 小学校6年生までということですね。で、よろしいですか。
（教育振興課長、横山和彦君、自席にてうなずく）

○14番（大岸眞弓君） そして、同じく児童福祉法第21条の10に規定されておりますところの市町村の義務について、お伺いをしておきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童福祉法第21条の10に規定された市町村の義務は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うこと及び放課後児童健全育成事業利用の促進に努めることとされております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、③の質問に移ります。

本市の各児童クラブの学年別の児童数、指導員数とその雇用形態・指導員の資格の有無、賃金の状況・社会保険の有無、施設の状況を示す資料の提示をお願いしておりました。お手元に配られているかと思いますが、この現状の説明とその現状に対する認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、学年別の児童の数でございますが、登録児童数につきましては、合計で420名でございます。支援の単位としましては、302人となっております。

そして、支援員の状況でございますが、香長児童クラブからもんべえ児童クラブまで常勤の支援員が31名ございまして、そのうち有資格者が17名。有資格としておりますのは、教員・保育士の免許を持っておられる方と認定資格研修を受けて終了された方としております。

それと賃金につきましては、時給800円から1,000円までばらつきがございます。月給制のところもございます。あと社会保険につきましても、導入されているところとしていないところがございます。

あと施設につきましては、下の一覧にございますが、専用施設になっておるところと専用施設でない施設を利用しているところがございます。

以上です。

済みません。認識につきましてはですが、児童クラブによっては専用施設でないこともございます。管理・運営上の課題を抱えておりましたり、時期的に支援員が不足する傾向があったりする場合がございますので、運営の安定化を目的としまして専用施設の建設とあわせて、雇用条件の改善が必要であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お聞きした上で、④の質問に移ります。

山田小学校の児童を受け入れております、めだか児童クラブが閉鎖をされるとお聞きしました。その原因は何でしょうか。また、多くの児童と保護者らにとってその影響は大きいと思いますが、対策をどのように行っているか、経過等についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

めだか児童クラブにつきましては、くじら児童クラブと同一施設内に併設して運営をしておりますが、今回閉鎖ではなく運営業務の一部を停止する形をとることになります。

一部停止の原因としましては、同じ小学校の児童を同一敷地内で別々の児童クラブとして運営することについて、支援員の雇用でありますとか児童の配分、運営委員会の役員の確保など、手間が多くかかっているなどの話が以前より上がっておりました。また、現在は解消されておりますが、めだか児童クラブの支援員が退職などにより減少して、くじらの児童クラブの支援員の応援が必要となる可能性が出るなど、一時的に支援員不足が問題となることもありました。

このようなことから、経験が浅い支援員が多いめだか児童クラブから、運営業務の一部を停止して、経験者の多いくじら児童クラブに集約した運営をしたいとの要望が出さ

れ、現在調整中でございます。

今回は、基本協定の第20条第2項の全部または一部の停止を申し出ることができるとの規定による、児童クラブ側からの管理業務を一部停止して、併設しているくじら児童クラブへ集約したいとの申し出があり、児童の受け入れが可能な見込みであるため、当面はくじら児童クラブで運営することとなる予定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 一部停止であると。お聞きしたような状況で、くじら児童クラブのほうに、合併じゃないですけど、くじら児童クラブが吸収したということですね。

それで、めだか児童クラブで預かっておられたお子さん全員が、くじら児童クラブのほうへ移りますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今のところ、受け入れをしないということはありません。全てのお子さんが、入れる予定になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） はみ出る方がいないのであれば、ちょっと安心しました、この形が望ましいかどうかは別にしまして。大宮の児童クラブが入れなくて、何人かをアンケートで振り分けてやったという経緯がありましたので、山田小学校のほうでも、そんなことがあってないかお聞きをしたところですよ。わかりました。

それで、その過程で説明をしたかと思うんですね保護者の方に、くじら児童クラブのほうへ移るについて。保護者の皆さんの受けとめはどうでしたか。どんなご意見が出たか、つかんでおられますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 保護者の皆さんの個々のご意見はちょっと伺ってないんですが、説明のほうは総会のほうでなされたというふうに聞いております。利用料の引き落とし等とかも、くじら児童クラブのほうに統一する必要がございますので、そちらのほうも了解もいただきながら、今までどおり基本的には同じ場所ですので、同じように預かっていくということで了解は得られたものと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さっき手続上のことですが、協定書の第20条第2項を申し出によって一部停止をしたということになります。

それで、指定管理者である保護者会との契約期間は、平成27年の4月1日から平成30年の3月31日となっておりますね。それまでは、1年間はこういう形でやるというこ

とですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのとおりでございます。

指定管理機関が平成29年度いっぱい、平成30年3月までとなっておりますので、それまでは、途中変更もあり得ると思いますが、当面はその方向で行かせていただいて、協定書につきましては、毎年、年度協定は結んでおりますけれども、くじら児童クラブのほうと新たな年度協定を結んでいくということになろうと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 新たに協定を結び直すということで、その際、児童クラブの規則があるんですが、例規集の2のほうの1469ページにあります、この児童クラブの定員を示した表がありますけれども、この定員の数は変化したりとか、そういう必要はないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 定員はそれぞれに分けておりますので、本来でしたら規則も改正していく必要はあろうかと思えます。今までも柔軟な対応をしておりますので、めだか児童クラブがなくなったわけではございませんので、当面これで置いておきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで、関連で続いておりますのですが、規模が大変大規模になりますね。国の運営指針は、40人を最大値というか40人になるように、大規模な児童クラブにできるだけならないように適正規模を40人としています。だから、それに近づけるために補助金も多く打っています。それご存じと思うのですけれども。

それで、児童数の40人で最高額の基準額370万6,000円ずつ積算を今まで2クラブにしていましたよね。それで、71人以上の291万7,000円と大幅に減額をされることになるのではないのでしょうか。その辺の検討はされておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 基準額が71人を越えた時点で変わってまいります。ちょっと今、支援の単位が何人になるかはっきりしたところがわかっておりませんので、どちらになるかまだ確定しておりませんが、指定管理料は2つ合わせたものよりは当然減ってまいります。利用料に関しましては、両方の分が入ってくるわけですが、指定管理料は減ってまいります。これで運営できる見通しをつけて、調整中でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 支援の単位って1から6まで、小規模も今認められていますので、10人から19人が1単位、20人から35人、36人から45人というふうにあります。だから、支援の単位はわかるんじゃないんですか。何人になります？大きくなった、くじら児童クラブ。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まだ確定していない分がございます。先ほどお配りしました資料では、支援の単位がくじら児童クラブで43人、めだか児童クラブで39人となっておりますので、合計82人ですので、その数字で行きますと71人を超えるような状況ですが、まだ新年度の支援の単位が確定しておりませんので、まだはっきりとしたことは申し上げられません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでも、多分56人から70人の線になると思うんですよ、308万7,000円。これに恐らく落ちつくんじゃないろうかと思うのですが、間違いなく減りますので、同じ子どもさんの数を減った補助金で、どういうふうに運営をするのか。指導員さんの給料とか、そういうところへ影響してきませんか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現状で指定管理料に余裕もあります。1つになったことで確かに大幅に指定管理料は減少いたしますが、今のところ運営できる可能性が高いといえますか、できると見込んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お金が余裕があるというのもちよっと首をかしげます。その時々のお金を最大限にやっぱり子どもたちのために使って、あんまり本当は残るものじゃないと思うんですね。それがよくわからない。お金が余ってたら、どうして指導員さんの給料をもっとふやしてあげないんだろうかという、逆に疑念が湧いてきます。

それで、できるだけ国の動向も見ると適正規模に近づけるような努力、1年間はこれで行くのもかもしれませんけれど、それをするべきだと思います。いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） もちろん、めだか児童クラブの再開と申しますか、そういったことも含めて、適正規模に近づける努力はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで、その関連で最後になりますが、指定管理者の方が、保護者会の方が途中でバンザイしたと、言葉悪いですけれども。指定管理をするときに

懸念をしたことなんですね、これが一番。

県外でもそういう例があります。保育園に子どもを連れていったら突然いなくなっていたと、指定管理先の運営者が、そんなことがあるんです。

だから、この保護者会の方は、同時に自分の子どもさんを預けていらっしゃる親御さんたちだと思うんですけども、国の支援の内容とか、児童クラブがもともとどうしてできたのか、国は最近どういうふうに捉えているのか、指定管理者はどのような義務を負っているのか、そういうことを周知をされているのでしょうかと言うと失礼に当たるかもしれないけれど、今回の事態を見て思いました。市は指定管理をするときに、そういうことも、理念等も含めて周知徹底をした上で指定管理を行っておりますか。指導員さんはわかっていらっしゃると思うんですね。その点について、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

協定書等にはさまざまたっておりますし、もちろん議員のおっしゃるとおり指導員につきましては、さまざまな研修も行っておりますので、一定理解していただいている部分があるかと思えますけれども、保護者の皆さんにつきましては、そういった法的なものとか、制度の内容について深く知る機会もないと思えますし、こちらからもその中身を説明することも余りなかったかと思えますので、そういったことについても、今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） しかし、保護者の方を責めることができないかもしれません。そういうところへ管理をするのがいかななものかという市の責任もあるかと思えます。責任を持った運営ができるように条件を含めて契約をしていく。あるいは、場合によっては指定管理者制度の見直しも視野に入れて検討されるよう求めるますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） その指定管理者制度につきましては、今までもさまざま議論がっております。この適否も含めて、今後検討課題、最も大きな検討課題だと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑤の質問に移ります。

指導員さんの確保にどこでも頭を痛めております。指導員さん自身も好きな仕事ではあるけれども、身分が安定しないので続けることができないといったジレンマを抱えています。児童クラブの安定性、継続性、質の向上のためには、処遇の改善が欠かせません。行財政改革推進特別委員会が市内の児童クラブから聴取、あるいは私自身の聞き取

りでも社会保険が欲しい、給与が少ない、働く時間が放課後の3時間、5時間では安定した収入にならないなどがありました。また、事務につきましては、会計が大変で社会保険労務士に委託しているところ、市への提出書類に苦慮している様子が見てとれました。こうした声は市のほうにも届いていると思いますが、指導員さんの処遇改善、保護者らの事務の負担軽減のために対策をすべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

支援員の処遇については、各児童クラブと協議を行い改善を進めておるところです。特に賃金と社会保険の導入などについて協議を進めております。

それと、事務の改善につきましても、さまざまな意見をいただきながら、簡素化できるところは簡素化するなど、改善を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 次に、⑥の質問に移ります。

2016年度に放課後児童支援員認定資格研修事業として、認定資格研修を受けるための補助金が組まれています。国・県が2分の1ずつ負担し、実施主体は県・市町村となっています。

本市では対象者の研修が適宜できていますか。また、研修を受ける際の代替指導員の雇い上げ等の経費も計上されていますが、手当をされておりますか。お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨年度より開始されました認定資格研修や、その他子どもの発達研修などの研修に適宜参加しておりますし、支援員が抜けたところは、ほかの支援員を当てるようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、⑦の質問に移ります。

かたじ児童クラブの早期の専用施設建設を望む陳情書が、所管の委員会の調査・採択も踏まえて、全会一致で議会で採択されました。本市はかたじ児童クラブに限らず、どの施設も間借り、外遊びができない、静養する区画がない、学校から遠いなどで、子どもや指導員さんの負担になっています。施設建設につきましては、同僚議員への質問に対し、順位の見直しにも言及をされておりましたが、いずれにしても、どの施設も急いでおります。早期の建設を望みますが、今後の計画はどうなっているかお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童クラブの専用施設の建設計画につきましては、前議会でも質疑がありましたが、かたじ児童クラブからの早期建築の陳情書が本会議で採択されましたことも踏まえて、再検討し整備を加速させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 整備の加速化というお言葉を聞いて、ちょっと安心しました。今までの経緯を見ても遅過ぎます。2年3年に1件ずつ建っていたら、今の子どもたちは入ることができません。ペースを上げていただきたいです。

そして、もう1点、急いでいただきたい理由として、国のほうは施設整備の補助単価を上げてきております。2014年度に2,355万6,000円だったものが、2015年度には2,442万7,000円、そして、2016年度は2,496万4,000円と年々増額をされてきております。さらに、待機児童の解消とか高学年の子どもを受け入れるとかいうふうな理由があるならば、補助率が今でしたら市が6分の1の負担で施設を建設することができるようになっております。ですから、今がチャンスだと思うのです。

県に問い合わせますと、複数施設の建設も可能だと言うのですよ。この際、県の指導も仰いで同時進行で、1件済んだらまた次の1件に取りかかるというのじゃなくて、二、三件同時進行で検討を進めていただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ⑨のご質問とも関係するかと思いますが、基準額は毎年、確かに上がっております。上がっておりますし、その待機児童解消の部分については、まだ詳細を確認しておりませんが、今のところは、その部分はなくとも国・県が3分の1ずつ、残りの市町村3分の1につきましては合併特例債も当たりますので、建築に対する費用については、かなり手厚くなってきておるといふふうに認識しております。できるだけ急いで整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） あるんですけども、6分の1で建てたほうがいいじゃないですか。その辺は、要件については県と相談して、よく進めてみてください。

それでは、次の質問です。

施設建設に当たりますと、国基準を踏まえた子どもたちのために十分快適な施設を建てていただきたいと思いますが、何より保護者とか子どもさんたちのニーズが反映されることが大事です。近隣の児童クラブの施設の視察を行うことを提案します。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

大宮小と大栃小の児童クラブの建築の際には、高知市の児童クラブも視察をしております。香南市のほうでも新しい児童クラブの施設が建っておるようでございますので、そういったことも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この質問に当たりまして、私、香南市さんのほうへも施設を、見せてもらいに行っておりましたが、非常にすばらしい施設が建っております。ぜひ、香南市さんのほうへも行かれたらいかがかと思っておりますので、提案をして次の質問に移ります。

放課後児童健全育成事業には、申しておりますように国の支援が充実をされてきております。その中に、施設整備費とかいろんな中に、障害者の受け入れのために既存の施設を改修するときには、100万円の補助があるんですね。これご存じかどうかわかりませんが。私はこれ見たときに、たけのこ児童クラブさんの障害者用のトイレの悩みが行財政改革推進特別委員会の意見聴取でもありました。これを活用して、施設が建つまでの間トイレだけでも改修ができないか、お伺いをしたいところです。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

補助事業にはさまざまなメニューが拡充されてきておることも承知しております。たけのこ児童クラブのトイレの件につきましては、今後といいますか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 随分長い間その状態で不自由をしておりますので、早期の検討をお願いします。

それでは、最後のいじめ問題の解決について、お伺いをいたします。

福島第一原発の事故の影響で、横浜市に自主避難した生徒に対するいじめの報道がありました。原発避難者の方々に対するいじめや嫌がらせで、報道されているのは氷山の一角だと関係者は語っており、深刻な問題です。その他の場合でも、いじめで金銭を奪ったり、殴る、蹴るなどの暴行を加えたり、「臭い」「きもい」など耳を塞ぎたくなるようなひどい言葉を投げつけたりしておりますが、人の人権を陵辱し、人命にもかかわる許しがたい言動です。

多発するいじめの背景には、津久井やまゆり園での事件や、最近では透析患者の方々をも非難する発言など、一方的に弱者を追い込み排除していくような、社会的風潮の蔓延があるのではないのでしょうか。いじめが多発し、介護や障害者施設での職員による殺人などが起こるべくして起きているのだとしたら、その根本解決のために、日々起きて

いる現象をどう捉え、何をすればよいか考えながら質問をしたいと思います。

まず、①です。

報道でもありましたが、原発事故後に自主避難した小学2年生に対し、転校直後からいじめがありました。男子生徒は不登校になり現在は中学校の1年生だということですが、自分が受けたいじめについて手記を公開しております。「ばい菌扱いされて放射能だと思っていつも辛かった。福島の人はいじめられると思った。何も抵抗できなかった」との手記でした。その後も、同様のいじめの報道を目にします。

本市にも原発被害からの避難者が在住されておりますが、本市ではそのような報告はないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の原発避難者や避難児童に対するいじめの事例のことについて、答弁させていただきます。

香美市では、原発避難者や避難児童に対するいじめの事例は報告はされておられません。あつてはならないことですので、今後についても子どもの状態をよく見て、子どものサインを見落とすことがないように取り組んでまいりたいと思っています。校長会でも、そういうことで共通認識をしているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 常日ごろ一生懸命対応されていることは、お聞きをしております。

その対応ですけれども、いじめをどのように捉えるかで対策が変わってくると思います。いじめの発生する原因や背景をどのようなものとして捉えておられるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ③ということによろしいですか。今の関連？③で構いませんか。

○議長（小松紀夫君） ③に行きましたですけど。

（14番、大岸眞弓議員、自席から「失礼しました。もとへ戻っていいですか。」と発言する）

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 失礼しました。

②の質問です。

本市の小中学校で起きた原発避難者だけでなく、いじめは報告されていますか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本市のいじめの認知件数については、平成28年度高知県児童生徒問題行動等調査、4月から12月までの分ですけれども、この累計の結果で小学校が5件、中学校が42件の報告がなされています。なお、そのうち現在も継続して解消に向けて取り組んでいるのが、小学校で1件、中学校で3件となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） いじめはないほうがいいのですけれども、報告をされて、つかんでおられることに逆に安心をいたします。

それで、③の質問になるのですが、そのいじめの発生する原因、背景をどのように捉えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本市のいじめの態様で最も多いのが、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」です。次が「仲間外れ、集団による無視」で、中学校で気になるのは「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」というものです。

子どもたちを取り巻く環境は変容しておりまして、自分の気持ちを伝えるのが苦手な子どもたちや、自分に自信が持てなくて不安が高い子どもたちがふえているように思います。そんな中で、対等でなく自分より弱い立場の存在をつくって、安心感を得ようとする子どもたちがふえてきたように思われるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教育学博士の村山士郎さんという方がいらっしゃって、現代の子ども論やいじめ、暴力事件などについて研究してまとめた教育論集があります。これ私もいじめの背景を知りたくて求めたのですが、これが全6巻からできております。

その中で村山博士は、いじめで亡くなった子どもの遺書とか日常の中の子どもの詩や作文、起きた事実などから、現代の子ども像を割り出しております。いじめや暴力事件の背景を探っておりますが、現代のいじめをどういうふうに捉えるかというテーマの中で、博士はいじめを「子どもの攻撃性」という言葉に注目しています。それが年々、非行とか校内暴力になってあらわれた時期、それから突然、誰でもがいじめの標的にされ得る時期です。そして今日、集団内の意識のないいじめから集団の枠が広がって、遊び的いじめが主流になってきたことに言及をしております。この遊び的いじめだから軽微なものというところではなくて、より人間への無感覚さがその子ども生育課程の中で進行しているということです。それで、社会病理現象が深まっていると捉えています。

例えば、随分古い話ではあるんですけれども、こういういじめのあらわれ方で、1993年2月の山形県の明倫中学校でマットに頭から入れられて死亡した事件がありましたね。これなんかが典型的な遊び的いじめと言われております。攻撃されるほうは死に

直面しているのに、いじめる側はその子の苦しんでいる表情やしぐさから、苦痛や苦悩を感じることができない。こういうところに子どもたちの人間性の欠如とといいますか、それがあらわれております。こういう特徴があります。

それで先日、私、新聞記事を見てびっくりしたのですが、こういうことがずっと続けられてきて、ここに行き着いたのかと思ったのは、名古屋大学の元女子大生が、自分の友人とか高校生へ劇物を投与して殺害に至ったりした事件で、その公判の中でこの被告人が「こういう事件は二度と起こしたくない」と述べながら、遺族供述調書が読み上げられた際の心境を「遺族からは不便が生じて怒りが出てくると思っていたが、被害者を失ったことそのものが悲しみにつながるとは思っていなかった。謝り方がわからない。」こういうもう何か戦慄するような状況なのですが、ここにやっぱり流れとして、ずっとあるのじゃないかと。

それで、子どもたちが攻撃性を爆発させるとき、他者あるいは自分へのいじめ、不登校なんかになってあらわれます。子どもは日々の中で、攻撃性を爆発させる背景は、いらいら・むかつきを蓄積している。それには時間に追われ、勉強に追われ、成績は常に評価にさらされて自信を喪失していく日常があると博士は述べています。

本市でもこのようなことも考え得るのではないのでしょうか。教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 子どもの状況をお話したいと思います。

今、本当に子どもたちの様子は変わってきていまして、子どもたちが何か満たされなくて不安がいっぱいだったり、それから、相手の気持ちを十分わかり切るまで理解がしにくかったり、それから、もう一つは一般的に言われるように、コミュニケーション能力に非常に課題があるとよく言われるのですけれども、さっき私が言った裏には、人とかかわりの仕方がわからなくて、大変苦勞しているということがあると思います。心の不安とか何かをみずから考えて課題を解決していくという、そういう力の不足を抱えているという現実もあります。ですから、子どもたちは一生懸命なのですけれど、その不安と立ち立ちの中で、どうも心の持っていき場がないということもあろうかと思しますので、周りの大人がこういう子どもたちの心の理解をしっかりとしながら、この心の状態に寄り添いながら、支援をしていくということが必要だと思えます。

子どもたち全部がそうだというわけではないのですけれども、やっぱりそういう子どもたち、非常に苦しんでいる子どもたちがふえてきているということが、いじめにつながっていかないように、それは十分に大人のほうが見ていないとだめだと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 余り時間ありませんので、3点ほど子どもの現状をあらわす詩をご紹介しますと思ったのですが、1点だけ小学校2年生の男の子の詩です。どういういつも心理状態なのか。

「赤ちゃんの僕。うっとり足を組んで、にっこり笑って、僕もこんなにくつろいでるときもあったんだな。今はもうこんなに勉強があって、もう大変だ。昔の僕に戻りたい。」こんな大人の言うようなすり切れた毎日を送っていると。それから、教育長言われたように子どもへの理解、そういう言葉や態度になってあらわれる。子どもへの理解と共感が要ると思います。それで私、以前に子どもの体の質問をしたときも、体の異変にもなってあらわれてきていると、そういうことの理解もいると思います。

次の、では④の質問に移ります。

いじめをなくすためには子どもの様子への目配り、述べてきたような現代の子どもへの理解と共感、相談体制の充実、学校や家庭ほか各機関との連携の一層の強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 相談体制等中心に答弁いたしたいと思います。

香美市いじめ問題対策連絡協議会という会を年間2回開催し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処について、情報共有や協議を行っています。

また、現在香美市には、全学校にスクールカウンセラーが配置をされています。学校の実態によって派遣日数の違いはありますが、年間最大35日勤務、1週間に1回、7時間勤務ということで行っています。最も相談件数が多い学校では、4月から1月までの累計で312件の相談があります。香美市全体では1,495件の相談件数のうち、いじめに関する相談は6件で全体の0.4%です。

香美市教育支援センターふれんどる一むには、教育相談員が1名、スクールソーシャルワーカー3名を配置していただいています。

また、山田小学校、鏡野中学校のように、規模の大きな学校には、いじめ・不登校対応のための支援員も配置をして対応をしているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 具体的に相談に乗っておられる、体制も十分にとっておられるということですが、その中でちょっと1つ参考になるかなと思いましたが、ご自身もいじめの体験のあるお医者様、中井久夫さんという方が、いじめの本を出しております。「いじめのある世界に生きる君たちへ」というのですが、その中でいじめをこういうふうに、「孤立化」の段階、加害者が周囲に身体的特徴やくせなど、いじめられる子に理由があるというPRをしてターゲットの子を差別して孤立させる。そのとき、周りの子どもも先生をも巻き込む。そして、「無力化」の段階、加害者は抵抗する被害者を過剰な暴力で罰し、敵も誰も味方にならないことを繰り返し味わせる。「透明化」、繁華街のホームレスが見えないように、いじめは風景の一部にしか見えなくなる。この透明化の段階で行われるものには、多額の金銭の搾取がある。被害者はお金をつくるため、小遣いや貯金を差し出し、底をつけば、次は家から盗み出すか万引きするしかあり

ません。

こういうことで、まず子どものそういう様子に気づき、安全性を確保することが大事。その子には罪悪感や悲傷感を、劣等感を軽くしてあげることが必要と説いております。こういう見方について、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 全くそのとおりだと思います。本当にもういじめが起こってしまっただけは遅いので、どうにかして子どもたちの心に寄り添う教育をしっかりとしていけないといけないと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑤の質問に移ります。

原発被害から逃れてきた人たちに対するいじめは本当に聞きづらい、なぜつらい人たちをそんなにバッシングするのかという思いがあるのですが。やはりそれは、相手の苦痛や苦悩を実感できないところでエスカレートする遊び的いじめ、この話をしたところですが、そうではないかと。

私は、今からかいかいという段階では、子ども同士お互いが置かれている境遇を理解するならば、こういうことは随分減ると思うんですね。子どもわからないことないと思うんです、話をしたら。だから、そういう理解を深めるため、例えば異文化の人もおりますね、外国人の方もいらっしゃる。そういう方への境遇への理解を深めることができたなら随分違うと思いますが、学校でその手だてとして、どういうことが例えば可能でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） この子ども同士の置かれている境遇への相互理解を深めるということは本当に大事なことで、これができていないと、なかなか全体がうまくいかないということがあります。けれど、これ大変難しいという中身です。

学校ではいろいろ工夫をしてやっていますけれど、例えば学級活動とか道徳とか人権学習とか、体験活動とかいうことを通しながら他者理解ができるようにしたり、それから、縦割班の活動を仕組んだり、小学校同士または小中の連携などで相互の理解を深められるようにと、こういう幅広いことも含めて、いろいろな角度から取り組んでいます。

基本は学級経営だと思います。学級の中のしっかりしたわかり合った集団の中で、お互いのことが本当に友達にざっくばらんに話せるかどうかという、そこができれば一番大きいところだと思います。

あとは、本市が進めている「よってたかって地域が育てる教育」を通じて、多くの市民とのかかわりの中で、子どもたちが自分にはよいところがある、周りにはいい人たちがいるというそういうところを思いながら、自己肯定感を高めていくということが大事だと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 自己肯定感を実際に子どもが感じられるような、状態をつくってあげることが大事ですね。

それでは、⑥の質問に移ります。

親の長時間労働や子どもの多忙化により、生活の質が変わってきております。その中で起きる生活体験不足が、やはりいじめなどにあらわれることがあるのではないかと。

考えてみましたら私たちの子どものころは、家事手伝いが自分の仕事して割り当てられておりました。子守とか風呂を沸かすとかね。兄弟の面倒を見たり、日が暮れるまで遊んだりというふうなことがあったのですが、そういうことが多分少なくなっていると思います、田舎でも。塾や部活、習い事に大忙しです、子どもたちは。幼いころからゲーム、スマホになれて、縄跳びとか隠れんぼとか、川での魚釣りとか、五感を刺激するような遊びが少なくなったなと思っています。そういうことも遠因としてあると思います。

そこでお尋ねをしますが、子どもが自分の生活を見詰め、生活体験をいっぱいして、人の難儀に共感できる感性と人間性を養う教育をと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

香美市がとにかく力を入れて取り組んでいるのが、キャリア教育と総合的な学習の時間における体験活動や人とかかわりです。なぜここを大事にしているかと言うと、今、大岸議員さんが言われたとおりの理由で、子どもたちが人とかかわる力、友達とかかわったり地域の人とかかわったりするっていうことが非常に弱くて、イコール、コミュニケーション能力にも課題があるということです。学校の授業の中で、たくさんの活動をしています。こういう活動を通して友達と協働して取り組むという喜びであったり、それから人とながり、特に大人の人々の生き方に出会ったり、希望を持って人生や社会を開拓していく、そういう気持ちになるような学びを重視して取り組んでいるところです。

あと、民生・児童委員の皆さんとか学校評価委員の皆さんとか、地域学校協同本部、コミュニティ・スクールにかかわってくださっている皆さんとか、たくさん子どもたちとの出会いがありますので、子どもたちの心を豊かにするように、周りからも育んでいきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 生活体験というところでは、この前質問にあってありました食育の推進で、食の教育体験をすと言っていましたね。ああいうのもいいと思いますし、それから、山田高校の生徒さんがフードバンクの取り組みをされてましたね。あれなんかもやっぱり、生活を見詰め直すというか、非常にいい活動ではないかなと思ったところです。引き続き、その観点から進めていっていただきたいと思います。

それでは、最後の⑦の質問に移ります。

子どもへの目配りを行き届かせ、いじめで排除させる子どもがいなくなるように、市内の全校で少人数学級の実現と教員の多忙化の解消を求めます。衆議院の文部科学委員会で紹介されました、いじめ問題に取り組むNPOが教員に対して行ったアンケート調査によると「いじめ問題を相談されたとき解決できる自信があるか」という質問に対して「解決できる」と答えた先生が小学校で11.3%、中学校では7.4%に過ぎず、「いじめ問題が他の仕事に支障を来すか」という質問に「そう思う」「どちらかという」と答えた先生が小学校で84.4%、中学校で87%に達しているという結果を受けて、教員のスキルアップを図るとともに、教職員の増員も含めて教職員の多忙化の解消が必要だと議論をされています。これは先生方の実感だろうと思います。少人数学級の実現と教員の多忙化の解消について、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

子どもたちにきめ細やかに対応できるように少人数学級の実現は、引き続き要望していきたいと思います。

また、教員の多忙化の解消につきましては、教員の仕事量の調整とともに、コミュニティ・スクール等地域の方々との協働の支えもいただきながら、解消につなげていけるようにしていきたいとは思っています。

なお、このことにつきましては、国や県の動きに注意し、校長会とも協議しながら対応していきたいと思っています。

一番最初に今年のお話の状況をお話しましたが、やはり継続中という事例につきましては、やっぱりそれだけ日がかかるということは、子どもの心の中に非常に傷を残すということですので、例え解消したとしても、できるだけいじめが起らないという状況をどうしてもつくりたいと思っておりますので、全力で取り組んでまいります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 地方交付税のトップランナー方式の中では、学校の教職員とかは削減の方向なんですね。それにも負けずに取り組んでいただきたいと思いますのですが。

私はこの少子高齢化と言われる時代、子どもさんを1人でも多く産んでもらいたい時代、そして、何とかしてできたら生産年齢層の方に定住をしていただきたいと思いますということで、物すごくいろんな費用を費やしてやっておりますけれども、その中でいじめで自殺してしまう、それから、暴力で亡くなってしまふ子どもが、こんなにたくさん生まれていくということに非常にもったいない、社会資源ですので子どもは、将来のね。もったいないと思いますし、子どもたちが健全に発達していくためには、ぜひ本気になって解決をしていかないとはいけません。

それから、気になっておりました。35人以上といいますが、40人そこそこの学級

が幾らありますか。幾つ本市に、小中学校で。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 最高的人数が40人ですので、多い学級は38人とかいうところはあります。40人を超したら学級が分かれていくということになっていますので、35人を超した学級が非常に少なくなっていて、幾つかあります。ちょっと数が、はっきり今言えなくてごめんなさい。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教職員の増員とともに少人数学級の実現を目指して、引き続き取り組んでいただきますよう申し上げます、私の全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月10日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時32分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 9 年 3 月 1 0 日 金曜日

平成29年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成29年3月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会議務局長 和田 隆 議会議務局書記 山本 絵里
議会議務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 1号 平成29年度香美市一般会計予算
- 議案第 2号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7号 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8号 平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11号 平成29年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12号 平成29年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 13号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 14号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 15号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 16号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 17号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 18号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 26号 香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 33号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 35号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成29年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成29年3月10日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 1号 平成29年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 2号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 3号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 4号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第 5号 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第6 議案第 6号 平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第7 議案第 7号 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第8 議案第 8号 平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第9 議案第 9号 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第 10号 平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算

日程第11	議案第	11号	平成29年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	12号	平成29年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	13号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）
日程第14	議案第	14号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第	15号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第	16号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第	17号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
日程第18	議案第	18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	19号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	20号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	21号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	23号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	25号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	26号	香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	27号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	28号	香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	29号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	30号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	31号	香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	32号	市有財産の無償貸付けについて

- 日程第32 議案第 33号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第33 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第34 議案第 35号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第35 議案第 36号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第36 陳情第 1号 市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について

会議録署名議員

9番、爲近初男君、11番、門脇二三夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から提出議案及び細部説明書の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。まことに申しわけございませんが、議案及び議案細部説明書に5点の訂正がございますので、これから説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。お手元に議案書等訂正表及び差しかえ用ペーパーをお配りしております。

まず、1点目でございます。議案書等訂正表を見ていただきたいと思います。

1点目でございますが、①議案第13号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）でございます。その11ページ、第3表、債務負担行為補正の表を見ていただきたいと思います。訂正事項のほうでその表を抜粋して載せておりますが、追加として樋門管理保険料を載せておりますが、これは議案第13号の平成28年度補正に計上されているものでございまして、債務負担行為には該当いたしませんので削除をお願いいたします。

2点目でございます。②の議案細部説明書でございます。債務負担行為の削除により、議案細部説明書も訂正になります。議案細部説明書の168ページになります。その2行目3行目に、「第3表債務負担行為補正（P11）については、平成29年度香美市役所総合案内委託業務、及び樋門管理保険料が追加、」となっておりますが、「、及び樋門管理保険料」を削除をお願いいたします。

次に、3点目でございます。③議案細部説明書でございますが、初日に訂正をしていた議案第1号に関連した訂正が抜かっておりました。3ページ3行目からの文章中、「13件」を「12件」に。そして、「平成29年度全国町村会総合賠償補償保険、」までを削除していただくようお願いいたします。

続きまして4点目ですが、この裏面を見ていただきたいと思います。議案第1号、平成29年度香美市一般会計予算書になります。ここも初日訂正分の訂正ばかりでございます。199ページの債務負担行為の新規分の訂正になります。1点目といたしまして、表の上段の「平成29年度全国町村会総合賠償補償保険」の削除、2点目といたしまして、4段5段目の印刷製本費委託料の期間が「平成30年度」となっておりますが、「平成29年度～」を挿入していただきたいと思います。

続きまして5点目になります。お手数ですが、再度細部説明書を開けていただきたいと思います。細部説明書141ページになります。別紙10、目的税（入湯税）の用途に関する説明書でございますが、（2）の平成29年度入湯税充当事業でございます。温泉施設事業補助金は単独で実施する事業であり、入湯税充当事業ではございませんの

で、お手元の差し替え用のペーパーに訂正をお願いしたいと思います。入湯税は目的税となりますので、この温泉施設事業費補助金には充当できませんので、訂正用のペーパーのとおり香美市観光協会運営事業補助金に充当ということになります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第1号並びに議案第13号の訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号並びに議案第13号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第1号、平成29年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第2号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第3号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 依光です。66ページの1の1の2の13で、終末処理場維持管理委託料ということで掲載をされております。その下にも調査委託ということで、説明書の147ページを見ると、調査においては香北処理区内の水の不明水の調査委託料ということで1,000万円、そして、流入量の増大により終末処理場の維持管理費が増となったということで説明を書いておりますけれども、これについてもう少し詳しくご説明をお願いします。維持経費というか、維持管理委託料が倍からになっていますよね。その辺もちょっとご説明願えたらということでお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

まず、終末処理場維持管理委託料2,368万5,000円の分につきまして説明させ

ていただきます。

これにつきましては、債務負担行為調書のほうにも明示をさせていただいておりますが、3カ年契約の維持管理委託業務であります。これは今年度で3カ年の契約が満了いたしますので、改めて契約を3カ年するものです。金額が上がっているということにつきましては、委託期間中処理槽が1基増設となっております。ただ、その時点で委託契約の変更はしておりません。それで、平成29年度の3カ年の契約の中に、改めて処理場並びに今まで委託をお願いしていますマンホール分24基、この分の3カ年契約の委託をするということになりまして、金額はその分ふえたということになります。

3カ年という契約の根拠ですが、単価が3カ年でやった場合コストが下がるということで、今まで3カ年の契約を行ってきたということです。

それと、1,000万円の調査委託、これにつきましては国の補助事業、これ公共下水道も調査をしていますが、不明水、管内の調査の委託の分になります。これは平成27年度から調査を行ってまして、これ公共下水道と1本で発注を、調査を行っておりますが、次年度以降につきましては不明水の調査結果が出てきますので、それに基づいて、今後本格的な対応をしていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第5号、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第6号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第7号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第8号、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第9号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第10号、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第11号、平成29年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第12号、平成29年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第13号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第14号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第15号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第16号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第17号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第21号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 2、議案第 2 3 号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 3、議案第 2 4 号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 4、議案第 2 5 号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 5、議案第 2 6 号、香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

1 2 番、山崎晃子さん。

○1 2 番（山崎晃子君） 1 2 番、山崎です。

この条例ですけれども、降給が新たに追加されたってことですが、「人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合」ってことで第 4 条では書かれておりますけれども、具体的にはどういう状況なのかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 山崎議員のご質問にお答えします。

勤務実績が不良なことが明らかな場合ということにつきましては、勤務評価の成績で低い評価を示された職員ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番、山崎晃子さん。

○1 2 番（山崎晃子君） そしたら、人事評価の中で低いということが明らかになったということですが、こういうことを発令というか、やたらにとということにはならないかと思っておりますけれども、どれぐらいの期間を見てとか、そういうことについてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 運用につきましてはこれからということになりますが、国が示している期間というのは、約 2 年間の勤務実績を見て評価をするというふうになっております。反映が 2 年間の勤務人事評価をもって行うというふうに示されております。

す。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） これで質疑を終わります。

日程第26、議案第27号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第28号、香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第29号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第30号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第31号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第32号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

この菌床生産センターのことの無償貸し付けなんですけれども、毎年決算の状況が組合のほうから出てると思うんですが、その確認と平成28年度は黒字で行ってるのか、その辺質問いたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、野島恵一君。

○香北支所長（野島恵一君） お答えします。

決算の状況については、委員会に資料を提出する予定です。平成28年度の経営状況については現在黒字になっており、最終的には500万円程度の黒字になる予定であります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連。そのような数字が出てる中で、無償貸し付けを継続していくという判断の根拠についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、野島恵一君。

○香北支所長（野島恵一君） お答えします。

現在、単年度収支については黒字の状況ですが、トータルとしてまだ赤字の状態でもあります。それから、有償、無償の譲渡についても国の補助金も入っているということ。それから、譲渡をするということは、向こうにある程度資産がないといかんという状況で、現在そのような状況にはないということで貸し付けの形をとらなければならないと。そのときに、有償の貸し付けになった場合には、有償部分について国に補助金の相当分を返還しなければならないという、今までの引き継ぎの中でそういうふうに話を聞いております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

ただ、何やかんや言うても菌床生産組合ということで、俗に言うたら民間で言ったら、企業努力でやらんといかん部分があるがですわ。国の補助金の関係等については一定理解できるかもしれんけれども、やはり計画的に返還できる可能性を探るというレベルで、ちょっとどういう努力があるのか再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、野島恵一君。

○香北支所長（野島恵一君） その件に関しましては、やはり今現在トータルとして赤字の状況でありますので、黒字に転換した時点、そこから新たな方針を考えていきたいと思っております。まだ黒字にもなってない状況の中で、先のことを相手方に詰め寄るといことはどうかというところがありまして、現在そういう状況になっておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 別に詰め寄せとは言っていないけど、話し合いをせえということなんですわ。実際のところ、民間経営で言ったときに、この固定資産レベルの無償貸し付け、固定資産だけじゃなくて備品等もありましたわね、実際ずっと続けてると。この現状が、普通これも民間ですのでね、実際は。どうかかわりが、昔はいろいろあって今まできちゅうというのが、ちょっと今ここでは精査できませんけれども。現実問題、そのところでずっと続けてると。去年の時点では黒字が600万円ぐらい見込めると、現時点では500万円ぐらい出ると。そういう話になったときに、紳士的な話し合いの中でこの固定資産税であるんやったら、無償貸し付けの方向やなくて少しでも払ってもらおうという部分では、やはり話せんとほかの方々の整合性がとれないというふうに私どもは考えますけど。黒字がずっと出るまで待たんといかんのかというたら、そんなところは民間で言ったらさらにありますよ、赤字でずっと続けてるところ

は。そこのところがおかしいということ言ってるんですけど、話し合いについての再度の見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、野島恵一君。

○香北支所長（野島恵一君） お答えします。

現在、無償貸し付けにしている部分については、国の補助金が入っている建物、それから備品、設備に関してでありまして、旧香北町時代に整備した土地については、有償の貸し付けで行っております。

先ほども言いましたとおり、経営状況を見ながら相談はしていきたいと思いますが、今現在はそういう状況になってないというところであります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第33号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第34号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、島岡信彦君、爲近初男君、比与森光俊君の退場を求めます。

（8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君、16番、比与森光俊君 退場）

○議長（小松紀夫君） 本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

島岡信彦君、爲近初男君、比与森光俊君の入場を許可します。

（8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君、16番、比与森光俊君 入場）

○議長（小松紀夫君） 日程第34、議案第35号、泰山ふれあいセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第36号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、小松 孝君の退場を求めます。

（2番、小松 孝君 退場）

○議長（小松紀夫君） 本案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

小松 孝君の入場を許可します。

（2番、小松 孝君 入場）

○議長（小松紀夫君） 以上で日程第1、議案第1号から日程第35、議案第36号

までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件につきましては、3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

日程第36、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてを議題とします。

陳情第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託した案件は、3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は3月17日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9時31分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 9 年 3 月 1 7 日 金曜日

平成29年第1回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成29年3月1日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月17日金曜日（会期第17日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会議務局長 和田 隆 議会議務局書記 山本 絵里
議会議務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 29 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 29 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 29 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 29 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 29 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 29 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7 号 平成 29 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8 号 平成 29 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9 号 平成 29 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 29 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 29 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12 号 平成 29 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 13 号 平成 28 年度香美市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 14 号 平成 28 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 平成 28 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 16 号 平成 28 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 17 号 平成 28 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 18 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 26号 香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 33号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 35号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第10号）

議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 決議案第 1号 執行機関の付属機関に議員が参画しない決議について
- 決議案第 2号 「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議について
- 意見書案第 1号 予算の増額で保育の充実を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2号 地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出について

議事日程

平成29年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成29年3月17日（金） 午前9時開議

- 日程第1 報告第 2号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第2 議案第 1号 平成29年度香美市一般会計予算
- 日程第3 議案第 2号 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 3号 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第 4号 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計

予算

日程第6	議案第	5号	平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第7	議案第	6号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第8	議案第	7号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第9	議案第	8号	平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第10	議案第	9号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第	10号	平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
日程第12	議案第	11号	平成29年度香美市水道事業会計予算
日程第13	議案第	12号	平成29年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第14	議案第	13号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）
日程第15	議案第	14号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第	15号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第	16号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第	17号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
日程第19	議案第	18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	19号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	20号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	21号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	23号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	25号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	26号	香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議案第 27号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 28号 香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 29号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第 30号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第 31号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第33 議案第 33号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 35号 秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第35 陳情第 1号 市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について
- 日程第36 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 36号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第 37号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第 38号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第40 発議第 1号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 決議案第 1号 執行機関の付属機関に議員が参画しない決議について
- 日程第42 決議案第 2号 「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第43 意見書案第 1号 予算の増額で保育の充実を求める意見書の提出について
- 日程第44 意見書案第 2号 地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書の提出について
- 日程第45 意見書案第 3号 「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出について
- 日程第46 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第47 議員派遣の件

会議録署名議員

9番、爲近初男君、11番、門脇二三夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等につきましては、議案2件、発議1件、決議案2件、意見書案3件を追加議題とし、委員会附託を省略し、提案説明から採決まで行います。

修正動議の出されています議案第1号につきましては、他の案件と分離し、採決まで行います。

続きまして、6月定例会の会期日程につきまして、協議の結果別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付してあります。

以上、本日の議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

ご報告いたします。市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第2号の専決処分事項について報告書のとおり報告がございました。

日程第1、報告第2号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから、報告第2号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田です。

そしたら、1点お伺いいたします。

これ、個人宅駐車場においてということですが、これはどういった業務でこの場所に行き起こった事故なのか、事故発生の状況を詳しくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この事故につきましては、業務で高齢者への訪問の際に、車道から訪問宅への駐車場に侵入したところ、駐車場に設置されたポールに気づかずに前進からぶつかり、駐車場のポールを破損させたという状況です。申しわけございませんでした。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第1号は本日他の案件と分離し審議することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

これから日程第2、議案第1号、平成29年度香美市一般会計予算を議題とします。

まず、本案に対する委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 皆さんおはようございます。14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました、議案第1号、平成29年度香美市一般会計予算は連合審査会にて質疑は終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第1号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 9時07分 休憩）

（修正動議を配付）

（午前 9時09分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号に対しましては、山崎龍太郎君ほか4名からお手元に配付をいたしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。修正案の提出をさせていただきます。

平成29年3月17日、香美市議会議長 小松紀夫殿

発議者 香美市議会議員 山崎龍太郎、同 大岸眞弓、同 濱田百合子、同 森田雄介、同 山崎晃子

議案第1号 平成29年度香美市一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第1号 平成29年度香美市一般会計予算に対する修正案

議案第1号 平成29年度香美市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「18,514,000千円」を「18,513,259千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

10款、教育費、5項、人権教育費、2目、人権教育振興費、8節の報償費及び11節の需用費、14節の使用料及び賃借料、合計74万1,000円、同和問題教材作成プロジェクトに係る予算の全額削除、修正を求めるものであります。詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

また、お手元に修正動議の提案理由として、補足説明及び私どもの見解を若干述べさせてもらっておりますのでご参照ください。

以上です。

【修正動議 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 修正案の説明が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑を行いますが、修正案に関しましては、修正案の提出者のみならず、修正の結果執行の適否等に影響することもあり得るため、あらかじめそれらについての見解を確認する必要があることから、原案の提出者に対する質疑も認めます。質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 提出者の見解も見させていただきました。

この法につきましては、昨今インターネット等で過去の同和対策事業が推進されてる時代と違い、新たな被差別部落の明記とか被差別部落に多い名字とかいうものが、ネットに氾濫という言葉かどうかわかりませんが記載され、新たな差別問題が起きているということで、昨年議員立法で自民党、民進党、公明党の議員立法で案が提出され、12月に成立されたというところで、そういう問題点を抱えていることから今回の法が成立したと思いますが、その辺についての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 成立に至った経過等については、議員のおっしゃったことであります。

ただ、インターネット上での書き込み等について触れられましたけれども、確かに増加はしておりますが、差別事象との因果関係は明らかでないという部分も触れておきたいと思います。確かにインターネット社会ですのでさまざまな部分が出てくると思いますが、その点をすぐイコールということで議員立法で出してきた。その点についてはいかななものかという部分も申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） この法には現在もなお部落差別は存在すると明記され、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり許されないというところで対策が求められる現在の現在があると思います。日本憲法の基本的人権に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 憲法にうたわれている基本的人権の条項はもちろん承知しておりますが、その基本的人権の範疇で本問題についても対策を講じられる、一般行政への移行が2002年になされて以降、そのような対応をしてきた中での現在のこの方向性については若干疑義を覚えますが、決まった以上は法律ではございます。

ただ、その法律の要件におきましても、特に今回問題になっている教育及び啓発についても、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとするというふうな部分で、これが各自治体においてすぐさま行動に移すような今回のことについては、どうかなというふうな見解でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 修正案の提案者のほうから提出者見解の②として、さっき関連の説明があったと思いますが、新法を先取りしての一般財源での事業であるということに関して、何か担当課として、これについての見解はあるでしょうか。

この事業をこの段階でやらなければいけないということに至った理由というかそれを、この見解も含めてちょっと表明していただければ。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

現在の小中学校での学習内容は、主に社会科の教科書に記載されている記述に応じて学習をしています。他の教科ももちろん出てきた部分については行っています。

しかし、今なお現実の社会では差別の実態もあり、また新しい課題としてインターネット上の差別事象が見られるようになっており、子どもたち一人一人に差別は許されないものであるという認識を育んでもらうためにも、発達段階やよりその地域の実情に応じた学習をするための補助資料として、教材を作成する必要があると考えたのです。

その教材作成に当たりましては、教科書は大変短く書いていますので、記述を補足する内容やインターネット等新しい課題に対するものや、それから、いじめ等の問題を解決していきたいという思いもありまして、仲間づくりの学習等も不足していたりするものですから、いわゆるそういう取り巻くものも少し入れながら、視点をはっきりさせて教材選定を行いたいというふうに思っているところです。

同和問題を初めとする人権課題を解決するために、いかなる補助教材であればより理解が深めることができるかということをも関係者の検討会を行い、教材の選定に取りかかりたいと思っているところです。

実は教職員の世代交代の時期でもあり、学校の人権教育を推進したり授業を行ったりするときに、指導者として十分な学習をして取り組むというためにも、この同和問題教材作成を行うとともに、それを研修の大切な機会としていきたいと考えたということでございます。

- 議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） ということは、その講師謝金等30万円というのは、その関係者の検討委員会のための講師という理解でいいですか。
- 議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。
- 生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。
講師の謝金につきましては、同和問題教材を作成する監修者の謝金でございます。
以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論がありますので、まず初めに、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。
討論はありませんか。
8番、島岡信彦君。
- 8番（島岡信彦君） 8番、島岡信彦、自由クラブ。原案に賛成、修正案に反対の立場で討論を行います。
同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体とともに昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。
しかしながら、近年全国的に差別発言、差別待遇の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然事実としてあり、また、かつての部落地名総鑑にあたる全国部落調査復刻版やインターネットで差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事実も発生しています。
香美市においては、人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画を策定し、同和問題を初めとする10項目の人権課題を解決していくための取り組みを進めているところであります。
昨年12月に部落差別解消推進法が成立し、現在もなお部落差別が現存していることを国が認め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。その条文の中にも、この問題の解決は国及び地方公共団体の責務であり、相談体制の充実と教育及び啓発に取り組むよう述べられています。人権尊重のまちづくりを進める本市も、香美市で育った子どもたちや、また香美市に戻りお互い豊かにつながりながら香美市を背負って暮らしていく上でも、人権教育は重要であると考えます。
この問題の解決のために、教科書に記述されたのはいつかご存じでしょうか。1972年（昭和47年）中学校の教科書に、1974年（昭和49年）小学校の社会の教科書に、1975年（昭和50年）高等学校の社会科の教科書でした。それ以前の教育はまさに知識すら存在しない状況でした。
どうでしょうか。私たちの育った時代を想像してください。誤った知識や情報が身の

回りに多くあったのではないのでしょうか。

現在の学習内容は社会科の教科書に記載されており、その記述に応じて学校は学習していると認識しております。しかし、今なお現実には不合理な差別の実態があり、子どもたち一人一人に部落差別は許されないものであるという認識を育んでもらうためにも、その地域の実情に応じた学習するため補助教材として作成する必要があると考え、原案に賛成、修正案に反対の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、改めて原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、議案第1号、平成29年度香美市一般会計予算に対する修正動議に賛成の討論を行います。

平成29年度の一般会計予算は、約185億1,300万円と前年度比4.9%の増となっております。平成29年度は、長年の懸案だった都市計画道路新町西町線の新設改良費、また、入野佐岡線の改良事業を含む道路新設改良事業14件の予算化、また、消防防災設備では防災行政無線デジタルシステムの引き続く整備、そして、住宅耐震化促進事業費補助金を大幅に増額して来る大地震への備えを行い、安心・安全のまちづくりへの市長の積極姿勢がうかがえるところです。

教育予算においては、小学校施設整備費として空調の整備工事費約1億3,000万円の計上があり、子どもたちの快適な教育環境整備が進むことは歓迎します。また、鏡野中学校武道館、プールの施設整備工事は繰り返しの繰り返しとなっており、関係各課の一層の努力を求めるところです。

さて、私たちは平成29年度予算の積極面は評価しつつ、同じ教育費の人権教育振興費において、同和対策問題教材作成プロジェクトとして講師謝金30万円、印刷費35万1,000円、著作権料9万円の計上は看過できず、合計74万1,000円を削除した修正動議を提出しました。

本予算提出の根拠を質疑した際、執行部の説明は、部落差別の解消の推進に関する法律の成立を受けて、同和問題に関する学習が学校や指導者によって差が生じることのないように、人権問題に詳しい講師の監修のもと小学校、中学校用2種類の教材を作成して子どもたちの教育に充てるというものでした。

この件は昨年9月定例会の一般質問でも指摘がありましたが、2001年1月26日付で総務省大臣官房地域改善対策室が同和特別対策を終了し、一般対策に移行すること

を発表しています。

法の終結とともに、本市でも旧土佐山田町時代、同和対策課は人権対策課になり、奨学金制度なども順次、一般対策へと広げ発展してきたところです。

総務省大臣官房地域改善対策室は同和特別対策を終了する理由として、1、同和関係者が関係者以外の者と結婚するケースは大幅に増加しており、差別意識は確実に解消されてきたこと。2、特別対策は差別と貧困の悪循環を断ち切ることを目的として始められたものであり、同和地区を全て一律に低位なものとして見ていくことは同和地区に対するマイナスのイメージを固定化することになりかねず、問題の解決に有効とは考えられないこと。3、産業構造の変化と大規模な人口移動の状況下では、同和関係者に限定した施策を継続することは事実上困難になってきたことなどを挙げております。

この到達点を無視するような部落差別という名前を冠した法律が、時限立法ならず永久法として成立しましたが、国会の質疑でもついに何を部落差別と言うのか、どこで誰を差別しているのかという問いには答弁できないまま成立させたものです。

本市では、旧土佐山田町時代にゆがんだ教育が原因で、山田小学校から他の小学校へと大勢の転校生を出したことがあります。その苦い教訓を思い起こし、当該の予算は取り下げられ、特別対策の終了した時点から再出発されるよう求め討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論がないようですから、これで修正案が提出されています。議案第1号についての討論を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時31分 休憩）

（午前 9時50分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第1号、平成29年度香美市一般会計予算を採決します。

まず、本案に対する山崎龍太郎君ほか4名から提出されました修正案について採決します。

本案の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、議案第1号の修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第1号は、委員長報告の

とおり可決されました。

日程第3、議案第2号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算から日程第35、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてまで、以上33件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。引き続き総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件のうち、議案第13号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、29号、31号、32号の10件について順次ご報告します。

まず、議案第13号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）を議題としました。本案は既に連合審査会において質疑は終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第13号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第25号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案では、評価方法に対して多くの質疑がありました。答弁を中心に報告をします。人事評価の一次評価を行うのは課長であり、問題がなければそれを最終評価とし、必要があれば調整し、副市長が二次評価を行う。評価の指標は各項目に分かれており、大きくは業務評価と能力評価に分かれる。あとは階層になるとの答弁。給与への反映は2年間の評価期間をもって総合的に評価し、降級や降格となる。単年度の評価は勤勉手当への反映を考えている。100点を標準に70点以下が降級等の対象になるのでないか。また、処分を出す場合には審査委員会があるのかとの問いに対しては、審査委員会はないが適正評価のため一次評価者、二次評価者で調整を行う場合があるとの答弁。適用は条例施行日からであり、処分がさかのぼることはない。また、国の法令変更によるものなので組合との協議は必要ないが、双方とも研修を行い、納得がいくような反映でなければならない等の答弁がありました。以

上の質疑を終え討論に移りました。討論はなく、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。条例改正の意味を問う質疑があり、特定の個人の身体的特徴を変換したものであるとかは、特定の個人を識別する情報であるためこれを個人情報として明確化することと、要配慮者個人情報は、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人の同意を得ない第三者提供の特例を禁止するといった内容である旨の答弁がありました。また、条例上の個人情報の取り扱いがより厳格になったとの説明があり、質疑を終了しました。討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。条例文中の環境性能割の時期について質疑があり、消費税率引き上げの時期が延期になったため環境性能割の導入も延びたとの説明があり、ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、市有財産の無償貸付けについてを議題としました。執行部より無償貸し付けの経過、経営状況などの補足説明がありました。また、参考資料として決算報告書が提出されました。補足説明によると、旧香美市菌床生産センターは旧香北町時代に町単独事業として土地を整備した。平成2年から平成4年にかけて、補助事業で建物、設備、備品等を購入して現在に至っている。補助事業で購入した機器等はもう耐用年数は過ぎているが、建物は平成40年まで耐用年数が残る状況である。施設ができたとき、農協が主体で運営する予定であったが、農協の合併等いろいろな問題があつて、生産組合でやっていく形になった。平成21年に条例を廃止して、無償譲渡は法人税がかかるということで、できない事情があり貸し付けとなった。土地の使用料は継続して賃貸借料が入っている。建物は有償譲渡すると補助金の返還が発生するということなので、今日のような形になった。長期の貸し付けは譲渡とみなされ、短期の貸し付けとなる。経営状況は厳しい時期があつたが売上自体は向上してきており、昨年600万円の黒字で借金が1,000万円ほどに減っている。平成28年度も黒字の見込み等々の補

足説明がありました。詳しい説明を受け、当面現在の形でやむなしとの委員らの意見がありました。以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第6号、7号、8号、9号、10号、17号、18号、19号、20号、30号、33号、35号、36号の13件であります。以下、審査の経過と結果を報告します。

初めに、議案第6号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算では、国保会計の広域化に向けた賦課方式について本市の対応はとの質疑に、国は2方式、県は3方式で行うことが決定している。現在、香美市は4方式をとっているが、広域化への対応は市町村の裁量に任されているとの答弁。また、本市の4方式の内容と税率への対応はとの質疑に、現在は所得割、資産割、平等割、均等割の4方式をとっている。現在の基準は所得割、資産割は応能割で、均等割、平等割は応益割となっていて、おおむね50対50の比率であるが、広域化では率も廃止となり市町村独自で決めることが可能となるとの答弁。さらに本市はどのような率になるのかとの質疑に、まだ方式も率も決まっていない。今後運営協議会等で諮っていくとの答弁。次に、療養給付費等負担金の減額はとの質疑に、人数減と前年度の給付額を多く見込んでいたためとの答弁。また、コンビニ収納代行業務委託料の予算減額はとの質疑に、利用者が152人であった実績に基づき減額となっているとの答弁。また、病床転換支援金事務費拠出金とはとの質疑に、療養病床について老健施設等への転換を進めるための拠出金であり、今まで社会保険診療報酬支払基金の剰余金から拠出していたが、会計検査院からの指摘により予算計上したものであるとの答弁がありました。さらに保健衛生普及費の委託料の実績と見込みはとの質疑に、データヘルス計画と特定健診の実施計画が平成29年度で終了となるため、平成30年度からの計画を立てる予算計上のため増となっているとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第6号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算では、介護保険の改正により一定の収入がある場合、1割負担から2割負担となった人数はとの質疑があり、正確な数は把握していないが100人足らずと記憶しているとの答弁。また、介護事業費補助金とはどのような使用かとの質疑に、介護システム改修に伴う補助金であり、事業者負担、自己負担額の割合を法改正に伴ったシステム改修・構築するための費用であるとの答弁。また、介護予防サービス給付費の減額はとの質疑に、総合事業に移行したための減額であるとの答弁。また、在宅医療・介護連携推進事業費の現

状と今後の見通しはとの質疑に、この事業は香南市、香美市、南国市が連携して行う事業で、土佐長岡郡医師会に委託している。現在、医療機関への現状調査をしている。また、毎月研修会も開催している。今後はコーディネーターを雇い、医療と介護事業者をつないでいくとの答弁。関連で、平成30年度の改正に向けた取り組みの一環と捉えるのかとの質疑に、時期の施策に向けた取り組みも含まれているとの答弁。また、認知症啓発事業の現状と今後についてとの質疑には、認知症よりそい事業、認知症教室、認知症出前教室などの啓発事業を実施。また、上映会による啓発事業予算であるとの答弁がありました。関連で、相談業務の対応はとの質疑に、医師、看護師、ケアマネ、理学療法士や包括支援センターとも連携し対応しているとの答弁。また、認知症と車の運転に関する判断はとの質疑に、運転判断は医師でも苦慮するが、どうしても無理と思われる人にはそれなりの判断をすとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第7号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算では、ケアプラン委託料の減額は要支援1・2と関係があるかとの質疑に、事業所の対応が難しく、現在、包括支援センターでは280人ほどかかっている。また、研修負担金は専門的な研修とあるがどのような研修かとの質疑に、専門研修にはⅠ・Ⅱの区別があり、専門研修Ⅰが介護専門員3名、専門研修Ⅱが非常勤職員1名、主任介護支援専門員研修1名は職員を対象としているとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第8号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算では、普通徴収保険料が増加となっているがふえた要因はとの質疑に、平成28年度に保険料率が改正され、介護保険と後期高齢者保険料を合わせて年金額の2分の1を超えた場合は、普通徴収になる2分の1判定の対象者がふえたのが主な要因ではないかと考えているとの答弁。また、保健事業費の委託料、健診外の増額の理由はとの質疑に、後期高齢者の健診の条件が拡大されているためふえているとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第9号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算では、補足説明の後、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第10号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）では、基金積立金の減額理由についてはとの質疑に、国保の運営は現在、財政調整基金を繰り入れることにより財政運営を行っているが、予算の見込み額が歳入、歳出との差額が発生したため減額となり、結果財調で調製したものであるとの答弁。また、残った金額は使ったとの判断でよいのかとの質疑に、この金額は財調に積み立てするもので財調に戻るものになるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第17号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第18号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明の後、今後の利用計画はとの質疑に、本市での利用計画はないとの判断で3月31日までに管財課に移譲し、4月からは管財課が普通財産として管理することになるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第20号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、条例の内容についての質疑に、第1号被保険者の介護保険料を現行の所得指標である合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができると規定されたもので、原則として平成30年度での改正が行われるものであるが、市町村が新たな所得指標を用いる旨を条例で定めることにより、特例的に平成29年度から用いるためとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第30号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第33号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定については、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第35号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を一旦終わります。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 3番、利根でございます。

産業建設常任委員会が付託を受けました議案第2号、第3号、第4号、第5号、第11号、第12号、第14号、第15号、第16号、第21号、陳情第1号について審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第2号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題といたしました。山田地区簡易水道・飲料水供給施設管理委託業務及び香北・物部地区簡易水道・飲料水供給施設管理委託業務について、委託先、1年間の評価等についての補足説明の後、質疑に入りました。昨年まであった取水・浄水管理委託がなくなっているがとの質

疑に対し、簡易水道施設清掃等維持管理委託に名称が変更になっていると答弁がありました。簡易水道・飲料水供給施設管理委託8,600万円の積算根拠はどの質疑に対し、委託業務については積算要領があり、それをもとにしている。労務単価は高知県には単価がないので香川県を参考にしていると答弁。業務委託が続いた場合、内容、成果をチェックする能力が職員になくなるおそれがあるのではとの質疑に対し、管理監督は市でやる。全てを民間に委託する予定ではない。監督能力のある職員は残していく必要がある。退職者が出ている中で対応は急がれる。民間との相互連携の中で研修の場を設置する。場合によっては官が民に習うことも必要になってくると答弁。国庫補助金、市債についての詳細はどの質疑に対し、国庫補助金の減額は事業精算による減額、市債の減額は事業費の精算減であると答弁。乾燥した天候が続いているが水源は大丈夫かとの質疑に対し、断水は避けられそうであるが山田堰簡易水道、上水道とも厳しい状況である。地下水の水位が下がっている。これは昨年12月よりまとまった雨のないことや、物部川の山田堰、下ノ村の河川工事の影響も出ているのではないかと思われる。新水源の整備は急務であると答弁。今後も業務委託は現在と同じ形で続いていくかとの質疑に対し、最終的には香北・物部の支所の業務は本課に統合していく。給水対応と広報等は支所の業務として残る。引き継ぎ期間を1年と見ている。平成30年以降は3カ年の契約としたいと答弁。業務が本課へ統合された場合の職員配置はどの質疑に対し、現在の支所、出張所の事務分担の中にある上水道の業務を本課で引き取るので、支所、出張所の業務が軽減されるのではないかと思われる。職員配置については承知をしていないと答弁。香北・物部・山田の簡水は同一の業者で3年契約をしていくのかとの質疑に対し、今後の評価にもよるが同一の業者で考えていると答弁。地元業者への影響はどの質疑に対し、清掃業務については今後も今までどおりである。民間委託する部分は、あくまで本来行政がやる部分の委託業務であると答弁。委託業者同士の連携はどの質疑に対し、平成27年度に関連業者に集まっていただき協議を行った。今後も体制は整える。連携は平成28年度も問題なくやってきたと答弁。山田堰簡易水道基幹改良工事はどの質疑に対し、国の予算の関係でおくれていたが今年度完成予定である。残りの自家発電工事が終わると全てが完了すると答弁。上水道事業事務負担金について詳細をとどの質疑に対し、料金システム機器等更新業務は端末パソコンのOSのバージョンアップ、サーバー・データの更新作業に係る費用である。経営戦略作成業務は、総務省の通達により平成32年度までに完了の必要がある事業である。将来にわたっての経営戦略を立てるもので、この事業は交付税措置がある。平成29年度は住民アンケートをとり、平成30年度より10年間の経営戦略を立てる予定である。内容については平成30年度に議会に報告する予定であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第2号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第3号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。受益者負担金現年分の減額の理由は

との質疑に対し、平成29年度調定見込み額として平成27年度徴収率と調定額を掛け合わせたもので計算している。また、猶予解除分、秦山公園分を含めた金額を計上していると答弁。包括的民間委託検討業務について公共下水道事業も検討されているのか、財源措置はとの質疑に対し、平成28年度下水道事業団に検討を依頼し、特環下水道、山田公共下水道について民間委託について検討してきた。特環分としては美良布クリーンセンター、土佐山田分の管路、美良布管内の管路について民間委託の可能性を調査した。すぐに民間委託というわけではない。実現についてはまだ不透明であると答弁。使用料徴収事務委託料が増額している。毎年の状況はとの質疑に対し、上水道システム保守委託料等の負担料である。システムの保守については各会計の均等割、量水器等の検針委託は計算式により案分していると答弁。旭町地区の雨水貯留管詳細設計委託業務について詳細はとの質疑に対し、社会資本整備交付金を財源にしている。事業は百石町1丁目から旭町5丁目の雨水浸水対策である。排水は物部川へ流す計画であると答弁。公共下水道污水管渠築造工事の詳細はとの質疑に対し、社会資本整備交付金を財源に予定している。神母ノ木、談議所の污水管渠事業である。本年度は楠瀬病院から神母ノ木橋東詰までを予定、最上流は高知工科大の予定である。早期に完成させたいと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第3号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第4号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。調査委託料は不明水のことかの質疑に対し、不明水については平成28年度分の調査の結果が出た。平成29年度は不明水の流入が多いエリアを特定し、次年度は流入対策に進んでいく予定であると答弁。修繕費の内訳はとの質疑に対し、老朽化による修繕がふえている。実績に対する見込みの額であり、現在特定の箇所を予定しているわけではないと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第4号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第5号、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。施設維持管理料の増額の理由はとの質疑に対し、債務負担行為3年間の本年負担分であると答弁。水洗便所改造資金利子補給補助金における農業集落排水事業分はとの質疑に対し、平成27年から平成32年までの予定が1名であると答弁。接続者の広がりはとの質疑に対し、現在の世帯の状況を見ると困難である。問い合わせは1件あった。現在58%の接続率であると答弁。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第5号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第11号、平成29年度香美市水道事業会計予算を議題としました。上水道戸板島水源地更新計画及び基幹管等計画資料が配付され、各計画の詳細説明の後、質疑に入りました。管路の新町西町線分は道路工事を見合わせたものか、無駄のない工

事を望むとの質疑に対し、工期は都市計画道路の進捗による。詳細は建設課と協議しながら進めていく。JR線路部分の埋設工事については、JRとの協議はほぼ終わったが詳細部分が少し残っていると答弁。管路の計画変更になった箇所は交通量も多いが大丈夫かとの質疑に対し、交通量も多いが道路が広いので工事がやりやすい。計画変更した箇所は夜間も工事ができる予定である。施工後の管理も含めて、新計画のほうがベターであると答弁。京田・戸板島の調査地区の井戸に影響が出た場合はとの質疑に対し、井戸が枯れる等影響が出て、因果関係があるとわかった場合は市が対応する。個人井戸については調査を行わない旨、地元と協議済みであると答弁。今後、上水道事業の民間への管理委託に対しての見解はとの質疑に対し、将来的には可能性はあるがハード事業がめじろ押しであり、すぐにはできない。経営戦略を策定予定なので、その中で検討していくと答弁。全て委託ではなく行政の技術力の維持が必要ではないかとの質疑に対し、職員数、予算等厳しい。十分に認識はしているが、育成についてもすぐに解決できるものではない。これも作成予定の経営戦略の中で検討していくと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第11号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第12号、平成29年度香美市工業用水道事業会計予算を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第12号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第14号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。量水器取り付け作業費5,000円について詳細をとの質疑に対し、破損したメーター1個を取りかえた工事費込みの金額であると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第14号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第15号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題としました。平成28年5月30日に平成28年4月22日付口座振替分が入金された際に、平成27年度現年分で処理するところを平成28年度現年分で処理をしてしまったこと、そして誤りに気がついたのが平成29年1月と出納整理期間及び平成27年度の決算処理が終了していたこと、それに対する対応方法、再発防止に向けての取り組み等の補足説明の後、質疑に入りました。例年の事務作業なのになぜ今回こういったことが起こったのかとの質疑に対し、担当者の会計年度に対する認識、知識不足に合わせ、精査、チェックの甘さが重なったと答弁。初歩的な事務知識がないのは論外である。研修等は行ってないのかとの質疑に対し、班単位、課単位で改めて業務の見直しをすると答弁。今回気がついた理由はとの質疑に対し、繰越分の入金処理中、昨年度との金額の差異に気がついたと答弁。この件に関しましては業務見直し、チェック体制に合わせまして、個人のレベルアップを図るようにと申し入れがありました。下水道費負担金の受益者負担金現年分320万円の増額の理由はとの質疑に対し、平成28年度

調定額の確定によるもので、猶予解除分の増によるものであると答弁。アクションプラン策定委託業務が終了して今後の計画はとの質疑に対し、下水道会計の公的化に向けて取り組むと答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第15号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第16号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題としました。補足説明はなく、直ちに質疑に入りました。繰越明許について繰り越しの理由はとの質疑に対し、国の補正の翌年度事業調整のためである。防災安全交付金の補正の関係により、平成29年度まとめて発注するためと答弁。下水道使用料現年分の金額が上がっているがとの質疑に対し、水洗化率が向上したためであると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第16号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第21号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。地籍調査の合筆による地番変更によるものとの説明の後、質疑に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第21号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてを議題としました。現地の状況や今後の市道改良計画等について建設課長から説明を受けた後、審査に入りました。本案については、直接陳情者からの意見を求めたい、現場視察を行いたい等、慎重審査を求める意見があり、協議の結果、申出書のとおり継続審査することに決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第3、議案第2号、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、平成29年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、平成29年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第21号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第25号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号、香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数でございます。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号、香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第29号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第30号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第31号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第32号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第33号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第35号、泰山ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第35、陳情第1号、市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続についてを採決します。

陳情第1号につきましては、産業建設常任委員長からは閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにご

異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第36、議案第34号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、島岡信彦君、爲近初男君、比与森光俊君の退場を求めます。

（8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君、16番、比与森光俊君 退場）

○議長（小松紀夫君） これから、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。議案第34号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についての報告を行います。

本案は総務常任委員会において質疑、討論はなく、採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決をされました。

島岡信彦君、爲近初男君、比与森光俊君の入場を許可します。

（8番、島岡信彦君、9番、爲近初男君、16番、比与森光俊君 入場）

○議長（小松紀夫君） 日程第37、議案第36号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小松 孝君の退場を求めます。

（2番、小松 孝君 退場）

○議長（小松紀夫君） これから、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 織田でございます。

議案第36号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行いました。特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第36号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、教育厚生常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

小松 孝君の入場を許可します。

（2番、小松 孝君 入場）

○議長（小松紀夫君） お諮りします。日程第38、議案第37号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてから日程第45、意見書案第3号、「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出についての8件は追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第38、議案第37号から日程第45、意見書案第3号までの8件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第38、議案第37号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 議案第37号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について

次のとおり美良布地区集落活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 美良布地区集落活動センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 美良布地区集落活動センター推進協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在 香美市香北町美良布1211番地

4 指定の期間 平成29年3月30日から平成31年3月31日まで

平成29年3月17日提出、香美市長 法光院晶一

なお、提案説明につきましては、細部説明書の1ページに記載してありますのでご参照いただきたいと思います。

また、裏面の37-2ページにつきましては、資料として概要を記載しております。議員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） ちょっと1点お伺いしておきます。

指定管理者制度につきましては、一般質問でも指摘をさせていただきましたように公の施設に対してその施設に対する管理ということではありますが、この公の施設の名称はありますけれども、この施設の所在地はどこになるのか、それを確認をさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、美良布直販店があるところのそこが施設の所在地となります。そこが増改築をいたしまして、この美良布1211番地ですが、そこが美良布地区集落活動センターとなります。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎真幹君。

○4番（山崎真幹君） ということは、この指定管理者となる団体の所在と同じ場所という認識でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第39、議案第38号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第38号について説明をいたします。

平成28年度香美市一般会計補正予算（第10号）

平成28年度香美市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億4,354万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月17日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、障害者自立支援医療費負担金返還金、林道大栃線の緊急修繕に係る林道維持補修工事費の追加及び繰越明許費の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、次に、款項目節の内訳、14、15ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、第2表、繰越明許費補正、10ページにつきましては、1事業追加となり総額13億6,564万6,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） それでは、3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費について補足いたします。

補正予算に計上いたしました返還金については、平成27年度の医療費負担金の返還金となっております。内訳は、国費103万1,294円、県費51万5,648円です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 林道の緊急修繕工事について、追加説明をさせていただきます。手元にあります1枚のペーパーのほうをご参照くださいませ。

最初に位置図のほうがございますが、地図のほうが北が横になり申しわけありません。それと、赤で書いてありますところの緊急修繕箇所の「所」が抜けてます。申しわけあ

りません。

場所につきましては、国道195号から約2キロ強のところの崩壊になっております。奥に現在施工中の道整備工事交付金によります山留めの復旧工事、その奥に、議会でもご審議いただきました平成28年度5月豪雨による橋梁の架替工事があります。

経過といたしまして、3月1日に地域の方が川のほうへ入っていく便がありまして、その箇所で見つけていただき、通報をいただき現地確認を行いました。

裏面の写真のほうのご確認をしていただきたいのですが、崩落状況としまして道路面が残り、道路下が全て抜けているような状況になっております。現在、当時からそうですが通行どめの区間となっており、通行車両はありませんでした。現在もそのまま通行どめの処置をとっております。

奥にあります施工中の道整備交付金事業につきましては、現在工事中止をかけ、この箇所の復旧次第、再開を検討しております。現地のほうの確認を行いました、表面の下のほうの標準断面図になりますが、直高が約8メートルぐらいのちょっと高い路測を使わなければならない工法となりました。

復旧延長としまして6.7メートル、大型ブロックが61平米、置きかえの基礎擁壁61立米、復旧舗装工及び取合練石工、あとガードケーブルのつけかえを検討しております。工事費で約1,960万円程度の設計書と現在になっており、承認されましたら早急に入札をかけ工事に移り、あわせて繰り越しという形で工事を施工していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどご説明のありました障害者自立支援医療費負担金の返還、国・県に返還するものというふうに思いますが、この返還金が発生した状況についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

これは平成27年度の実績によって過不足が発生したもので、平成27年度概算払いより事業費のほうが少ないため、返還金となったものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

林道大栃線緊急修繕工事について、細部説明書の繰り越し理由ですけど、ちょっと説明を受けた中で「運搬路の災害により現場への資材の運搬が不能となったため。」と書いてますけど、この緊急修繕の箇所までも車が入れないということで繰り越すわけです

か。

実際、まあここまではやって、だから今後入札を待って3月末やから繰り越しするというのがやったらわかるけど、ここまでも入れんがやったらどうなんのみたいな感じはありますけど、そこのところ。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

表現がちょっとまずいかなとは思いますが、申しわけありません。

奥に道整備交付金の事業、またあわせて災害があり、その工事を急ぐということもあり、この箇所を緊急に工事をしなくてはならないというため3月補正追加で出し、3月いっぱい入札制度に時間がかかったりして工期がとれませんので、繰り越しもあわせて、補正と一緒に繰り越し事業として提案をするという形です。申しわけありません。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連。

そう書きゃあえいですわね、実際。この説明やったら、この工事自体がそこまで資材の運搬ができんがやったら、どうなんねんみたいな感じですよ。で、これめどとしては早急にやらんといかんですよね、奥の工事もあるということで、それももちろん繰り越してるとは思いますけれども。

実際のところ、3月1日に地域の方からの情報でということでしたけど、こういうことは担当課とか林道の管理者らから、逐次にそのチェックなんかをしてもらってるとは思うんですけど。事前にわかれば交付金の措置らも、長いスパンで考えたときにはできるかなとも思いますが。そこのところはそういう状況みたいなもんが、事前につかめなかったのかなと思いますけれども。

その点、2つほど聞きます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現在通行どめ区間でして、一般の通行車両はないという中で、うちの奥の工事の関係で入ることはありました。ただ、まあいつつえたかわからない。路面が正常にあって普通に通れたので、ちょっと確認ができませんでした。主に山留めのほうを注意してという形になっております。それと、通常の警戒路線といいますかパトロール路線からは、現在通行どめになっているため常時のパトロールはしておりませんでした。

復旧のめどにつきましては入札に約一月、それから、何ぼ早くても3カ月はかかると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後ですが。そうしたら奥の工事ですよ、現在施工中の道の整備ですけども、これのめどもあわせて、それが終わってからになりますわね。

実際、どういうふうになるのか見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 工期自体がある程度ダブらせての工程を考えておりますが、当緊急修繕箇所には3カ月、途中から舗装まで仕上がらなくても通れるような形に現場調整をしまして、その後道整備事業のほうの山留めに約3カ月かかると思います。その間に、災害のほうの橋梁のほうの工場製作等もあわせてかかるような形でいけたらと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、発議第1号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。19番、山本芳男君。

○19番（山本芳男君） 19番、山本でございます。

発議第1号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成29年3月17日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 石川彰宏、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 比与森光俊

香美市議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の147.5」に、「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第41、決議案第1号、執行機関の附属機関に議員が参画しない決議についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。19番、山本芳男君。

○19番（山本芳男君） 19番、山本でございます。

決議案第1号、執行機関の附属機関に議員が参画しない決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成29年3月17日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 爲近初男、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 石川彰宏、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 森田雄介、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 小松 孝、賛成者 同 村田珠美、賛成者 同 濱田百合子

執行機関の附属機関に議員が参画しない決議（案）

市長等の執行機関は、審議会・委員会等の附属機関を設置し、行政執行の前提として必要な、調停、審査、審議又は調査等を行っており、私たち議員も現在これらの附属機関の多くに、委員として参画しています。

議員の参画については、これまで、多角的・総合政策的見地からの検討に資することが可能となる等、その必要性が認知されてきました。他方で、議決機関の一部が執行機関の一部を担うこととなること等から、執行機関と議決機関が、抑制均衡と緊張関係を保ちながら住民福祉の向上を目指す、二代表制の機能及び権限の分立の趣旨にかなわず、適切ではないとの考えに至りました。

よって、本市議会は、議決機関としての厳正な監視機能の発揮と、市民の市政参画を拡充する視点から、付属機関の委員には就任しないことを下記の通り決定します。

執行機関におかれては、この決議を尊重し、関係条例等の改正を順次行うとともに、議決機関の審査・審議・議決等に資するよう、付属機関に諮問された内容、参照した資料、審議過程及び結果等について、遺漏のない対応を講じていただくとともに、市民に対しても積極的な情報公開に努められることを要望します。

記

1. 付属機関等の委員への就任については、法令（本市の条例・規則等を除く）に基づくもののみとする。

2. 任期中の委員については、任期満了をもって前項を適用する。

3. 特別の事情があると議長が認めたときはこの限りではない。

以上、決議します。

平成29年3月17日、高知県香美市議会

以上でございます。

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第42、決議案第2号、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 決議案第2号、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成29年3月17日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦、

賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 利根健二

「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、「協働」・「参画」調査研究特別委員会を設置するものとします。

記

1. 名 称 「協働」・「参画」調査研究特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 本市の「協働のまちづくり」の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の進捗には、協働を担保し、住民自治・団体自治を深化させる仕組みが必要である。
よって、自治の担い手である市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、将来都市像の実現にまい進するために必要な「協働」と「参画」の仕組み及び関係条例の調査・研究を行う「協働」・「参画」調査研究特別委員会を設置する。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお、議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究できるものとする。
7. 施行期日 平成29年3月17日

以上、決議します。

平成29年3月17日、高知県香美市議会

以上でございます。

【決議案第2号 巻末に掲載】

- 議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、決議案第2号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

(午前 11 時 40 分 休憩)

(「協働」・「参画」調査研究特別委員会の名簿を配付)

(午前 11 時 41 分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第2号が議決をされましたので、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員の選任を行う必要があります。

「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名をいたしますのでよろしくお願いいたします。

【「協働」・「参画」調査研究特別委員会の名簿 巻末に掲載】

○議長(小松紀夫君) ただいま選任しました「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

(午前 11 時 42 分 休憩)

(「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前 11 時 53 分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた特別委員会におきまして、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員長、副委員長が互選をされましたのでご報告をいたします。

「協働」・「参画」調査研究特別委員会の委員長は山崎真幹君、同じく副委員長は森田雄介君、以上のように決定されました。選任をされました委員長、副委員長はよろしく願いをいたします。

暫時休憩します。

(午前 11 時 54 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第43、意見書案第1号、予算の増額で保育の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番(森田雄介君) 意見書案第1号、予算の増額で保育の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年3月17日提出、香美市議会議員 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員

森田雄介、賛成者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 山崎晃子

予算の増額で保育の充実を求める意見書（案）

昨年に続き、SNS上では「保育園に入りたい」というタグ付け等で、「仕事復帰できない」「上の子と違う園にしか入れない」「入れない子にベビーシッター費用を出すべきでは」などの訴えがあるように、待機児童問題は解消されていません。この事は、国の言う希望出生率1.8以上などの政策目標とも矛盾するものです。

子ども子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、安心できる保育の質・量の拡充を目的としています。そのためには、待機児童を正しく把握し、保育施設等の整備及び運営の基準を改善する事、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要があります。

よって、国会並びに政府におかれては、子どもの安全の確保と、保育の質・量の拡充のため、保育予算の増額と、安定した財源の確保を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、文部科学大臣 松野博一殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 加藤勝信殿

高知県香美市議会議員 小松紀夫

同僚議員のご審議よろしくお願いをいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にちょっとお聞きします。

本市の保育園の事情とか待機問題等について、把握はどのようにされてますか。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 本市の状況ということで、この案文に書かれてあることそのものは、本市には当たらないということかと思いますが、実際2016年度緊急対策をして保育園に入りたくても入れないというようなことが続いているということで、この案文の中にも、今SNS上で語られている文言を入れさせてもらいました。

こういった対策がとられることによって、翻ってそういった予算が拡充されることによって、本市の保育もさらによくなるというふうに認識をするところであります。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 本市にはそぐわない、そのように受けとめさせていただきました。

本市もご存じのように、各園でゼロ歳児からの受け入れも可能となるような、そういう精いっぱい待機児童問題等にも配慮した施策が行われておるわけでございます。私は

本市にはこの意見書提出はそぐわないとそのように思っておりますが、その点いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 議員のおっしゃることもわかるわけですが、先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、国の予算配分をより充実すれば、今の本市の政策をさらに充実させることができると。

先ほどゼロ歳保育もという話がありましたが、希望される方が全員ゼロ歳保育に入れているかという、過去の答弁では年度の途中では入れない場合もあるというようなこともお聞きしたことがあります。そういったことも含めまして、さらなる充実を求めるという立場であります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第1号、予算の増額で保育の充実を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

2016年は「保育園落ちた」ブログをきっかけに、待機児童の解消、保育士の処遇改善、認可保育所の増加を求める運動が全国に広がりました。政府は緊急対策を打ちましたが、子どもの健やかな成長、保護者の声に答えたものにはなっていません。

2017年度の保育関連予算は前年度よりも増額しました。しかし、目立つのは多様な保育の確保として70億円を増額するもの、企業主導型保育として512億円増額するものなど、国や地方自治体がみずからの責任を果たせるものにはなっていません。

そもそも国が定める保育士数の最低基準では、安全かつ健全な発育と成長を確保できないとして、最低基準よりも多い数の保育士を雇用している保育園がほとんどです。本来に必要な保育士数によって公定価格を算出することが求められています。

これらの問題の背景には、OECD諸国に比べて保育予算が少ないことが挙げられます。EUでは、保育・幼児教育への公的支出は、少なくとも国内総生産比1%以上であるべきだとして、フランスが1.24%、英国1.12%などとなっています。一方、日本は0.45%と経済協力機構平均0.71%にも届いていません。

さらにEUでは、乳幼児期の保育・教育は公共財産と位置づけ、ほとんどの国で保育士の給料が小学校教員と同等であるのに対し、日本では女性が働いてもらうための受け皿とみなし、教員給与の6割でしかありません。2017年度で実施される処遇改善は、

全ての保育士につき6,000円、経験年数が7年以上で要件に当てはまる人に月額4万円の処遇改善をするものですが、全産業平均とは数万円の差があります。

よって、国はみずからの責任で保育基準を充実させ、保育予算を増額し、安心できる保育の実現を求める本意見書案に賛成の意を表明し、討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はございませんか。

○議長（小松紀夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は、否決されました。

次に、日程第44、意見書案第2号、地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 意見書案第2号、地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年3月17日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読し、提案理由といたします。

地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書（案）

国民生活に大きな影響を及ぼす「国民年金法等の一部改正する法律」が、世論調査でも6割近くが反対するなか、2016年12月、十分な審議もせず採決されました。

この法律は、現在の年金受給者のみならず、現役世代にも影響する重大な法律です。「賃金減額が物価減額を下回る場合に、賃金減額に合わせて年金額を改定する考え方を徹底する」とされており、年金削減をさらにすすめるものです。

これまでは、賃金がマイナスになったときには年金までマイナスにはせず、年金額を据え置いてきたものの、今回の法律は、物価がいくら上っても、賃金が下がったら年金を下げるというものです。例えば、消費税が増税されて物価が上っても、実質賃金が下がったら年金を下げるということになります。

年金は、高齢者世帯の年収の7割を占め、それだけで暮らす世帯は6割に及ぶなど高齢者の生活を支える重要な収入源となっています。公的年金の対高知県民所得比は16.0%で、家計最終消費支出比は19.4%（2013年度厚生労働省作成）であり、島根県、鳥取県について3番目となっています。

年金を削減すれば、個人消費が落ち込んで、内需不振による景気低迷をもたらし、賃

金の低下を招き、年金の保険料収入にも影響を与えます。高齢者の消費支出が経済の大きな比重を占める地方経済への影響は深刻となります。

よって政府におかれては、地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提案書にちょっと質問をしたいと思います。

最後のほうで、「高齢者の消費支出が経済の大きな比重を占める地方経済への影響は深刻となります。」とこのように書かれておりますけれども、本市のこれに対する現状、どれくらいの比重を占めていて、これが削減されるということになるとどれくらいの影響があるのかというようなことについては、試算のようなものはされていますか。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 試算をしているわけではございませんが、生活保護を受けている方が世代別に見たときに、高齢者世帯がここ4年間ずっとふえてきております。私が一般質問で生活保護についてのご質問をしたときも、そのようなご答弁があったと思います。

そして、実際就学援助を受けている世代が多い。今現役の年金を支払っている方々の生活も今大変な状況にあるのを考えますと、今後年金がこれ以上減り続けるということが、将来世代にわたっても大変な状況になるのではないかと危惧をしているところでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） やはり「高齢者の消費支出が経済に大きな比重を占める地方経済への影響は深刻となります。」とこのように書かれる以上は、ある程度のエビデンスを持たなければいけないと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 本市の高齢化率を見てますと、土佐山田・香北・物部、物部のほうは、もうとうに40%を超している深刻な状況でございます。

今後、団塊世代、2025年には75歳以上の高齢者がふえてくるようなことは、これは全国的にも言われています。中山間を抱えたこのような経済状況の本市におかれては、やはり、この紙面にも書いておりますけれども、年金で生活されている方は本当に日々私の声にも聞こえてまいります。年金が下げられたらもうどうしよう、消費を抑えるしかない、そういう声は毎日のように聞こえております。そういうこともありまして、私は香美市からも、この内容で国に対して意見書を提出したいと思った次第でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 提案者の言われているそのような点については私も否定をするものではございませんけれども、やはりこの「地方経済への影響は深刻となります。」という言い方については、私はやっぱり、もう少し説得力のあるものが必要ではないかというふうに考えるんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 地方経済、雇用を生み出し、そして労働者をふやし、そして、それに見合った所得税を支払って、そして、地域の経済が活性化していくということが一番いいことでございますけれども、香美市を見ましたときにやはりほとんどが中山間、農業・林業を基幹とした一次産業に従事している方々が多いと思われま。

今、若い人たちは仕事を求めて市外には出ていっておりますけれども、やはり今香美市の経済を今後活性化していくためにも、若い人の雇用も含めまして安心して働けるそういう状況も必要です。それには、やはり今の年金を下げていくということは、それだけ今の購買力が減るわけですので、そうすると地域の経済についても、大きな影響を今与えていく状況があると私自身は思っています。その指数ですね、どれぐらいで何%でどうなるとかというようなことまでは調べておりません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。

日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第2号、地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書案に賛成の立場で討論します。

厚生労働省は本年1月27日、平成29年度の年金額を総務省の平成28年平均の全国消費者物価指数を踏まえ、0.1%引き下げると発表しました。

しかし、この総務省の調査は、自動車、家電など、高齢者の今の生活には余り関係の

ない物の価格下落などを反映した物価指数に基づいており、高齢者の日々の生活に直接的な影響の大きい生鮮食料品などの高騰は含まれていません。そのため高齢者の生活は一層厳しくなることが危惧されます。

また、年金には地域経済を支える役割があると認めており、2015年2月、厚生労働大臣は、物価が上がれば年金も上げる。物価スライドで購買力を維持すると答弁してきました。しかし、昨年12月に可決された国民年金法等の一部を改正する法律では、物価が上がっても賃金が下がれば年金も引き下げることになります。これでは購買力を維持することはできません。昨年10月から12月期には、国民総生産の6割を占める個人消費はマイナス圏0.01%減に落ち込みました。

公的年金は老後の支えです。今回マクロ経済スライドを確実に発動させることと、物価が上がっても賃金が下がれば賃金に合わせるという賃金スライド制度の両方で、100年安心どころか年金は下がり続けます。高齢者がいま少し我慢すれば、将来世代の年金がふえるかのような説明は道理がありません。

地域経済の打撃は、現役世代の賃金にも影響してきます。消費低迷は賃金の低下と非正規雇用の増大を招き、若い世代も抑制された低い年金しか受け取れなくなってしまいます。つまり年金水準の確保とは、低い年金水準を確保するということにすぎません。

以上を申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君）　　これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君）　　起立少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

次に、日程第45、意見書案第3号、「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君）　　14番、大岸眞弓です。

意見書案第3号、「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年3月17日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して、提案理由といたします。

「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書（案）

安倍政権は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に「共謀罪」法案を通常国会に提出しようとしています。

同法案は、犯罪を実行しようとしていなくても、犯罪を行うことを相談・計画すればそれ自体を罪とするというものです。犯罪の実行行為がない（心の中で思っている）段階から捜査するとなれば、国民の思想信条・良心・言論の自由などに捜査機関が介入することになり、基本的人権を侵すことになりうるため、過去3回にわたり国会に提出されながら、そのたびに廃案となりました。

そのため、政府は「共謀罪」に、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設して、テロ対策のように装い「国際組織犯罪防止条約の批准のために必要」といっていますが、この条約は国際マフィアなど経済犯罪の取り締まりを主眼とする条約であり、テロは含まれていないことが明らかにされています。そしてテロ防止に関する条約は国際的に13本制定されており、日本はそのすべてを締結し、国内法も準備されています。

しかも本法案が適用される犯罪はテロとは関係ない公職選挙法や道路交通法を含め、広く市民に関わるものも犯罪の対象となっています。対象犯罪を限定しようとしても、市民の思想・表現・内心を監視し、介入し、処罰しようとする本質は変わりません。

「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、刑事法研究者は「歯止めのない捜査権限の拡大につながる恐れがある」と危険性を指摘しています。

よって政府におかれては、自由に物言えぬ監視・密告社会を作ることにつながる「共謀罪」法案を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 金田勝年殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

以上、よろしくお願ひいたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 提出者にお聞きします。

これ中ほどに「国際組織犯罪防止条約の批准のために必要」云々という文言が入っていますが、これは世界の187カ国が協力する条約、TOC条約であります。これに日本は入っていないということでこの法案の成立が望まれておりますが、現状のままでよしと、そういうご意見でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この国際組織犯罪防止条約に日本は加盟していなくて、世界で187カ国が加盟をしているわけですが、この共謀罪を新設しなくても国際組織犯罪防止条約は批准することはできますので、そういう意味であります。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君）　これは批准の対象には、きょうの法案が成立しないとならないとそのような認識をしておりますし、我が公明党としては対象犯罪、そういった数が当初676あったわけですが、これを絞り込んで277に絞ったわけでございまして、反対であればその対案、そういったものも私は出す必要があるんじゃないかと思いますが、見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君）　14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君）　対案につきましては、日本は既に国際犯罪のテロ防止とか、それから国内法でも予備罪とか陰謀罪とか、いろんな法案は全てもう整備し尽くしておりますので、共謀罪の新設、それは必要ないというふうに考えます。

それから、最初のお尋ねですが、2000年に採択されました国連国際組織犯罪防止条約ですが、これはテロとかいうのが入ってなくて、マフィアとかそういう経済的な組織犯罪を対象としたものが1つということと、それから、組織的な犯罪集団に参加する参加罪か、4年以上の自由刑を含む法定刑に含む犯罪の共謀罪のいずれかの処罰を締約国に義務づけているとされておりますけれども、しかし、その条約は形式的にこの法定刑に該当する全ての罪の共謀罪の処罰を求めているわけではありません。それで、その約180カ国のうちで共謀罪を新設しているのは、たしかノルウェーとブルガリアだけ2カ国になっています。ただ、この2カ国につきましては、予備行為の処罰を大幅に制限をしておったり、捜査訴追権限の乱用を含む、そういう防止をする各種の制度もきちんと同時に規定づけているわけです。

○議長（小松紀夫君）　ほかに質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君）　提出者にちょっとお尋ねします。

私はこの共謀罪につきましては、東京オリンピックでのテロ対策ということが念頭にあっての今回の法案提出だというふうに認識をしていますが、提出者におきましては、現在の法律内でテロ対策は万全であるか、政治は結果だと思しますので万全を尽くすことが求められていると思いますが、現在の法律でテロ対策は万全かを1点お聞きします。

2点目に、最初の1行目ですけど、テロ対策を口実に共謀罪法案を提出しようとしているということですけど、ということは、口実ということはほかに目的があるということだと思いますけど、この共謀罪の提出の目的は何だとお考えかお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君）　14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君）　最初のお尋ねですけれども、テロ対策ということですが、ほかの国もいろんな、テロ対策は現在13本国際条約があるわけですが、条約を批准している国でもテロは防げ得ておりません。それで、共謀罪のある国でも多分そうだと思うのですが、私はテロを防ぐ、そのテロの起きている国ですね、例えば最近ではフランスですとか、それからイギリスでもありました。今起きているイスラム国なんかの過激派組織というのは、背景としてやっぱり米国とともに武力を行使する国を敵とみ

なして行動を起こしております。既に日本も安保法を通して以来、バングラデシュで日本人農家の暗殺事件とか、日本人を被害者とする飲食店でのテロ事件などもあっております。やはり、武力行使をしない国である、空爆などに加担しない国である、憲法9条を持つ国であるということのイメージを、事実上も他国にイメージを持ってもらうことが一番のテロ防止策だと私は考えております。

それから、この共謀罪法案にテロ対策を口実にということなのですが、今までこういう過去3回出そうとしたのですけれども、廃案というか国会に提出されない段階で過去3回上程されなかったということは、やはりきょうの新聞にも、須崎市議会では公明党さんが提案をして、この意見書を提出して採択をされておりますけれども、その中身は組織的犯罪集団の定義が曖昧、刑事法の研究者はやっぱり内心を捜査するわけですので、人にはわからないわけですね。だからやっぱり、恣意的な捜査がそこに入るのではないかということで、それを危惧をしてこの法案は潰れているわけですね。そういうことがあったので、2020年のオリンピック、パラリンピック対策にということをも新たに持ち出してきたのではないかとこのように捉えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第3号、「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

本意見書の案文中にもあるように、安倍政権は共謀罪創設の根拠として、国際組織犯罪防止条約締結のために法整備が必要としてきました。しかし、この条約が締結されたのは同時多発テロ発生前の2000年であり、テロ防止のためという説明は成り立たないことがわかりました。また同条約締結のために、新たに共謀罪などの法律をつくる必要はありません。国際犯罪組織防止条約は既に180カ国以上が締結していますが、共謀罪を新設されたのはノルウェーとブルガリアの2カ国だけです。

テロ対策に関して日本はテロ関連条約のうち、核によるテロリズム行為の防止に関する国際条約を除く全てを批准しており、国内法の整備によって、テロなどの重要犯罪は未遂に至らない予備段階から処罰できる体制は既に整っています。

日本弁護士連合会によれば、犯罪は人の内心で生まれ、共犯の場合は合意を得て犯罪を準備する予備段階、実行に着手する未遂段階、実行されて結果が生じる既遂段階とあり、日本の刑法は既遂処罰を原則としていると説明しています。ただし、重大犯罪に対

する備えとして、予備罪が35、準備罪が6、陰謀罪が8等と合計62の主要重大犯罪が未遂に至らない段階で処罰可能な法律が整備されています。そこには化学兵器、サリン、航空機のハイジャックなどの組織犯罪も含まれており、共謀罪を新設する必要性は認められません。

一方で、共謀罪法案は成立すれば、国民の自由な表現や行動、運動を抑圧する危険性があることが指摘されています。

3月9日の国会質疑では、捜査機関が組織的犯罪集団とみなした団体で、犯罪の合意があったと判断すれば日常生活上のさまざまな行為、例えば散歩の途中、庭の梅の花をのぞくといった行為も、ともすれば捜査対象になり得る危険性が明らかにされました。

先ごろ最高裁で違法の判決が下された、令状なしのGPS捜査や、大分県警が野党統一候補の選挙事務所を盗撮していた事件など、警察の違法な捜査が問題となっていますが、共謀罪が成立すれば、こうした捜査にお墨つきを与えることになるのではないのでしょうか。対象犯罪の数が絞られても、日常的に市民のプライバシーに立ち入り監視し、他人が知りようのない人の内心を捜査機関が決めつけ捜査する。結局内心を処罰するという人権侵害の本質は変わりません。また、自首すれば自首した者の減刑や免除をする規定があり、密告を促し、警察の捜査が根本から変わる可能性があります。

共謀罪は戦前の治安維持法に例えられますが、治安維持法ができるにあたって一般人は対象でないと説明していました。しかし、最後には対象範囲が一般国民にも拡大され、宗教者らも捕らわれ弾圧されております。日本を再び息苦しい監視社会に引き戻してはなりません。

以上を申し上げ賛成の討論とします。

○議長（小松紀夫君）　これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君）　起立少数であります。よって、意見書案第3号は、否決されました。

次に、日程第46、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君）　異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第４７、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りをします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。そのように決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

３月１日に開会をいたしました平成２９年第１回香美市議会定例会も、本日をもって終了することとなりました。

本定例会には議案３８件、同意１件、発議１件、決議案２件、意見書案３件、陳情１件が上程をされ、陳情１件につきましては継続審査となりました。

また、議案第１号に対する修正動議が提出をされましたが、それぞれ慎重審議の上適切な議決がなされ、第２次香美市振興計画の初年度であります平成２９年度に向けた準備が整ったところでございます。

一般質問におきましては、新図書館建設事業等々に対する厳しい意見も多数ございましたが、執行部におかれましてはしっかり精査をして、今後の行政運営に生かしていただきたいと思えます。

さらに、二元代表制の機能及び権限の分立並びに市民の市政参画の観点から、執行機関の附属機関に議員が参画しない決議が可決をされました。

また、「協働」・「参画」調査研究特別委員会が設置をされましたことから、協働のまちづくりのために必要な協働と参画、また、その前提となる行政の透明化、情報の公開についての仕組みを条例化するための調査・研究が始まります。

結びに、本定例会が無時終了できましたのも議員各位のご協力の賜物でございます。まことにありがとうございました。

これをもちまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成２９年第１回香美市議会定例会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました平成２９年度香美市一般会計予算を初め、報告２件、議案３８件、同意１件につきましては、慎重なる審議をいただき適切なるご決定を賜りま

したことに對しまして、まずもって心よりお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

ご決定を賜りました上は、市民の福祉増進を初め香美市発展充実のために全力を挙げて市政を推進してまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、本定例会中3月11日、東日本大震災から6年目を迎えました。今も全国に12万3,000人が避難しており、被災地復興がなかなか進まない実態やふるさとへの帰還の見通しがつかないなど、厳しい状況が続いています。被災自治体では3万5,000人以上の方がプレハブの応急住宅に暮らしており、高齢化も進行しています。避難先生活と週末帰宅の2地域居住問題なども生じております。

香美市におきましても、必ず来ると言われている南海トラフ地震に備えて防災・減災の取り組みを進めており、新年度からは浸水予想地区対策、住宅耐震化など、一層対策を加速化させてまいります。東日本大震災の実態からもっとも多くのことを学び、将来へ生かしていかなければならないと考えています。遠いところの出来事で終わらせてはなりません。

自治体職員には広い視野と想像・発想力、適切、確実、スピード感のある事務遂行能力が求められます。このことは防災・減災問題にだけ限ったことではありません。私たちは今グローバル化、高度IT社会、経済の減速、本格的な人口減少など、かつて経験をしたことのない厳しい時代の中にあります。少し目を転じれば民間企業、商業、農林業、研究者、教育者、誰もが今必死に時代と格闘していることがよくわかります。自治体職員として時代の要請に本当に応えているのか、市民の暮らしを見据えて取り組んでいるのか、市民の声をしっかり受けとめているのか、真摯に考えなければなりません。

平成29年第1回香美市議会定例会は、そのことを行政に鋭く突きつけたと考えています。

時代は変わっています。過去の経験や実績は大切にしなければなりません、限られた経験のみを優先して、他者の意見に耳を傾けない姿勢は排除しなければなりません。

学校トイレの洋式化率と今後の計画について一般質問がありました。答弁者は平成38年度以降の改修計画であると答えました。校舎耐震化工事の際、学校側の要望で和式とした。補助の絡みで改修がおくれるとのことですが、中学生の身になって考えなかったのでしょうか。疑問すら感じなかったのでしょうか。まことに残念であります。

図書館、武道館についても多くの問題点のご指摘をいただきました。これまでの市政を振り返り、地方自治体のあるべき姿、地方自治体職員の責務についていま一度熟慮し、協働のまちづくり理念を踏まえて、市民本位の香美市行政を進めてまいりたいと思えます。

現況の四国山地の頂にはまだ残雪があるようですが、このところ寒さも次第に緩み、花の便りも届く季節となり、春の行事もさまざま予定されていることから、議員の皆様には一層多忙をきわめることだと存じますが、変わらず地域、香美市の充実発展のため

にお力添えを賜りますよう、よろしく願いをいたします。

終わりに、議員の皆様のみすますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、平成29年第1回香美市議会定例会閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

皆様まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもちまして平成29年第1回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後 1時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成29年第1回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	3月1日(水)	本会議 (午後1時～)	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第22号、同意第1号は本会議方式で採決まで また、継続中の陳情第1号は報告から採決まで (本会議終了後、議員協議会)
第2日	2日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	3日(金)	休 会	〃
第4日	4日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	5日(日)	休 会	〃 〃
第6日	6日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	7日(火)	本会議	一般質問① (行財政改革推進特別委員会)
第8日	8日(水)	本会議	一般質問② (定住人口増加促進特別委員会)
第9日	9日(木)	本会議	一般質問③ (会派代表者会議)
第10日	10日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(議案第1号、議案第13号) 総務常任委員会の審査 (議案第1・13・23・24・25・26・27・28・29・31・32・34号)
第11日	11日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	12日(日)	休 会	〃 〃
第13日	13日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (午後1時～) (議案第6・7・8・9・10・17・18・19・20・30・33・35・36号)
第14日	14日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第2・3・4・5・11・12・14・15・16・21号、陳情第1号)
第15日	15日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	16日(木)	休 会	〃
第17日	17日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第1号	平成29年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第2号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第3号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第4号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第5号	平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	平成29年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	平成29年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
議案第21号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第23号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	市有財産の無償貸付けについて		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について		総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について		教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
陳情第1号	市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について		産業建設常任委員会	継続	

平成29年3月17日

香美市議会議長 小松紀夫 殿

発議者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

〃 大岸 眞弓

〃 濱田 百合子

〃 森田 雄介

〃 山崎 晃子

議案第1号 平成29年度香美市一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第1号 平成29年度香美市一般会計予算に対する修正案

議案第1号 平成29年度香美市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「18,514,000千円」を「18,513,259千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
18. 繰入金	1,294,713 1,295,454	898,265	396,448 397,189
19. 繰越金	2,000	2,000	0
20. 諸収入	236,230	259,587	△ 23,357
21. 市債	2,160,406	1,915,928	244,478
歳入合計	18,513,259 18,514,000	17,656,000	857,259 858,000

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	152,206	146,773	5,433				152,206
2. 総務費	2,173,885	2,512,379	△ 338,494	111,972	31,800	238,810	1,791,303
3. 民生費	5,881,787	6,007,133	△ 125,346	1,849,722	24,200	795,900	3,211,965
4. 衛生費	1,392,733	1,272,489	120,244	85,963	102,400	85,449	1,118,921
5. 労働費	1	1	0				1
6. 農林水産業費	1,067,806	1,078,358	△ 10,552	497,563	119,700	9,925	440,618
7. 商工費	187,667	195,343	△ 7,676	9,342		1,610	176,715
8. 土木費	1,856,432	1,374,210	482,222	682,135	364,300	37,990	772,007
9. 消防費	1,331,898	1,282,149	49,749	200,599	528,300	191	602,808
10. 教育費	1,896,069 1,896,810	1,452,610	443,459 444,200	133,156	459,600	360,796	942,517 943,258
11. 災害復旧費	211,681	94,551	117,130	95,040	73,600	1,000	42,041
12. 公債費	2,238,238	2,189,539	48,699			58,319	2,179,919
13. 諸支出金	92,856	20,465	72,391	90		92,356	410
14. 予備費	30,000	30,000	0				30,000
歳出合計	18,513,259 18,514,000	17,656,000	857,259 858,000	3,665,582	1,703,900	1,682,346	11,461,431 11,462,172

発議第1号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

平成29年3月17日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者	香美市議会議員	山本芳男
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	島岡信彦
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	門脇二三夫
賛成者	〃	石川彰宏
賛成者	〃	甲藤邦廣
賛成者	〃	比与森光俊

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例
第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の147.5」に、
「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

決議案第1号

執行機関の付属機関に議員が参画しない決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成29年3月17日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 山本芳男

賛成者 香美市議会議員 山崎龍太郎 賛成者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 // 山崎真幹 賛成者 // 依光美代子

賛成者 // 大岸真弓 賛成者 // 甲藤邦廣

賛成者 // 爲近初男 賛成者 // 比与森光俊

賛成者 // 島岡信彦 賛成者 // 利根健二

賛成者 // 石川彰宏 賛成者 // 織田秀幸

賛成者 // 門脇二三夫 賛成者 // 小松孝

賛成者 // 山崎晃子 賛成者 // 村田珠美

賛成者 // 小松紀夫 賛成者 // 濱田百合子

執行機関の附属機関に議員が参画しない決議（案）

市長等の執行機関は、審議会・委員会等の附属機関を設置し、行政執行の前提として必要な、調停、審査、審議又は調査等を行っており、私たち議員も現在これらの附属機関の多くに、委員として参画しています。

議員の参画については、これまで、多角的・総合政策的見地からの検討に資することが可能となる等、その必要性が認知されてきました。他方で、議決機関の一部が執行機関の一部を担うこととなること等から、執行機関と議決機関が、抑制均衡と緊張関係を保ちながら住民福祉の向上を目指す、二元代表制の機能及び権限の分立の趣旨にかなわず、適切ではないとの考えに至りました。

よって、本市議会は、議決機関としての厳正な監視機能の発揮と、市民の市政参画を拡充する視点から、附属機関の委員には就任しないことを下記の通り決定します。

執行機関におかれては、この決議を尊重し、関係条例等の改正を順次行うとともに、議決機関の審査・審議・議決等に資するよう、附属機関に諮問された内容、参照した資料、審議過程及び結果等について、遺漏のない対応を講じていただくとともに、市民に対しても積極的な情報公開に努められることを要望します。

記

1. 附属機関等の委員への就任については、法令（本市の条例・規則等を除く）に基づくもののみとする。
2. 任期中の委員については、任期満了をもって前項を適用する。
3. 特別の事情があると議長が認めたときはこの限りではない。

以上、決議します。

平成29年3月17日

高知県香美市議会

決議案第2号

「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成29年3月17日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 比与森光俊

賛成者 香美市議会議員 甲藤邦廣

賛成者 " 山崎龍太郎

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 大岸真弓

賛成者 " 山崎真幹

賛成者 " 依光美代子

賛成者 " 利根健二

「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、「協働」・「参画」調査研究特別委員会を設置するものとします。

記

1. 名 称 「協働」・「参画」調査研究特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 本市の「協働のまちづくり」の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の進捗には、協働を担保し、住民自治・団体自治を深化させる仕組みが必要である。
よって、自治の担い手である市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、将来都市像の実現にまい進するために必要な「協働」と「参画」の仕組み及び関係条例の調査・研究を行う「協働」・「参画」調査研究特別委員会を設置する。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお、議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究できるものとする。
7. 施行期日 平成29年3月17日

以上、決議します。

平成29年3月17日

高知県香美市議会

意見書案第 1 号

予算の増額で保育の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議員議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 17 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 依 光 美代子

賛成者 " 山 崎 晃 子

予算の増額で保育の充実を求める意見書（案）

昨年に続き、SNS上では「保育園に入りたい」というタグ付け等で、「仕事復帰できない」「上の子と違う園にしか入れない」「入れない子にベビーシッター費用を出すべきでは」などの訴えがあるように、待機児童問題は解消されていません。この事は、国の言う希望出生率1.8以上などの政策目標とも矛盾するものです。

子ども子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、安心できる保育の質・量の拡充を目的としています。そのためには、待機児童を正しく把握し、保育施設等の整備及び運営の基準を改善する事、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要があります。

よって、国会並びに政府におかれては、子どもの安全の確保と、保育の質・量の拡充のため、保育予算の増額と、安定した財源の確保を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	松野博一殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣府特命担当大臣	加藤勝信殿

（少子化対策）

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 2 号

地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 17 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 " 山 崎 龍太郎

賛成者 " 山 崎 晃 子

地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書（案）

国民生活に大きな影響を及ぼす「国民年金法等の一部改正する法律」が、世論調査でも6割近くが反対するなか、2016年12月、十分な審議もせず採決されました。

この法律は、現在の年金受給者のみならず、現役世代にも影響する重大な法律です。「賃金減額が物価減額を下回る場合に、賃金減額に合わせて年金額を改定する考え方を徹底する」とされており、年金削減をさらにすすめるものです。

これまでは、賃金がマイナスになったときには年金までマイナスにはせず、年金額を据え置いてきたものの、今回の法律は、物価がいくら上っても、賃金が下がったら年金を下げるというものです。例えば、消費税が増税されて物価が上っても、実質賃金が下がったら年金を下げるということになります。

年金は、高齢者世帯の年収の7割を占め、それだけで暮らす世帯は6割に及ぶなど高齢者の生活を支える重要な収入源となっています。公的年金の対高知県民所得比は16.0%で、家計最終消費支出比は19.4%（2013年度厚生労働省作成）であり、島根県、鳥取県について3番目となっています。

年金を削減すれば、個人消費が落ち込んで、内需不振による景気低迷をもたらし、賃金の低下を招き、年金の保険料収入にも影響を与えます。高齢者の消費支出が経済の大きな比重を占める地方経済への影響は深刻となります。

よって政府におかれては、地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第3号

「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成29年3月17日提出

香美市議会議長 小松紀夫 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 山崎晃子

「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書（案）

安倍政権は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に「共謀罪」法案を通常国会に提出しようとしています。

同法案は、犯罪を実行しようとしていなくても、犯罪を行うことを相談・計画すればそれ自体を罪とするというものです。犯罪の実行行為がない（心の中で思っている）段階から捜査するとなれば、国民の思想信条・良心・言論の自由などに捜査機関が介入することになり、基本的人権を侵すことになりうるため、過去3回にわたり国会に提出されながら、そのたびに廃案となりました。

そのため、政府は「共謀罪」に、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設して、テロ対策のように装い「国際組織犯罪防止条約の批准のために必要」といっていますが、この条約は国際マフィアなど経済犯罪の取り締まりを主眼とする条約であり、テロは含まれていないことが明らかにされています。そしてテロ防止に関する条約は国際的に13本制定されており、日本はそのすべてを締結し、国内法も準備されています。

しかも本法案が適用される犯罪はテロとは関係ない公職選挙法や道路交通法を含め、広く市民に関わるものも犯罪の対象となっています。対象犯罪を限定しようとしても、市民の思想・表現・内心を監視し、介入し、処罰しようとする本質は変わりません。

「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、刑事法研究者は「歯止めのない捜査権限の拡大につながる恐れがある」と危険性を指摘しています。

よって政府におかれては、自由に物言えぬ監視・密告社会を作ることにつながる「共謀罪」法案を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
法務大臣	金田勝年殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

「協働」・「参画」調査研究特別委員会の名簿

【 「協働」・「参画」調査研究特別委員会 8人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
1	甲 藤 邦 廣	7	村 田 珠 美
3	利 根 健 二	1 2	山 崎 晃 子
4	山 崎 眞 幹	1 4	大 岸 眞 弓
5	森 田 雄 介	1 6	比 与 森 光 俊

陳情第 1 号

住所 香美市土佐山田町宮ノ口

氏名 かたじ児童クラブ会長 野口紗矢

陳 情 書

【件 名】 かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について

【趣 旨】

かたじ児童クラブは平成 15 年 4 月に発足し、片地小学校に隣接する片地多目的集会所の一部を利用して運営を行っています。長年利用していく中で以下のような問題があり、運営に支障が生じています。

1. 現在、トイレ（男女兼用 1 室）と児童の手洗い施設が同じ場所でのしよとなっており、おやつ時間帯などは一度に複数の児童が手洗い施設を利用する事となり大変混雑し、全員の手洗いが終了するまでに 20 分以上を要しています。
2. 地震・火災等の防災用具の保管場所がない為、防災用具を購入できません。
3. 調理室が児童の生活する部屋から離れており、調理中や片付け時に室内にいる児童の監視が妨げられています。
4. インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が流行した際、緊急処置に対応する場所が確保できていません。
5. 県や市が行う検診等に、通常児童クラブが利用している当集会所のホールが使われるため、児童は別の部屋を利用しなければならず、その都度部屋の移動や保護者への対応に追われています。また、他団体の事務所と隣り合わせとなっており、他団体の方の事務の妨げにもなっています。

上記のような状況で、指導員さんにも過度な負担をお掛けしながら 12 年が経過しました。児童クラブは、労働等により保護者が昼間家庭にいない児童にとって、安心して放課後を過ごすことができる「もう一つの家」であり、保護者にとっても児童クラブがあるから安心して仕事に行くことができる大変重要な施設です。児童が放課後を安心してのびのび過ごすことができる環境をつくるため、是非とも早期の専用施設建設にむけてご尽力くださいますようお願いいたします。

上記のとおり陳情書を提出します。

平成 28 年 11 月 21 日

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

平成29年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 1 号	平成29年度香美市一般会計予算 〔「議案第1号平成29年度香美市一般会計予算に対する 修正動議」を否決〕	原案可決	29. 3. 17
議案 第 2 号	平成29年度香美市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 3 号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 4 号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 5 号	平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 6 号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 7 号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 8 号	平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 9 号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 10 号	平成29年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 11 号	平成29年度香美市水道事業会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 12 号	平成29年度香美市工業用水道事業会計予算	原案可決	29. 3. 17
議案 第 13 号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第9号）	原案可決	29. 3. 17
議案 第 14 号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	29. 3. 17
議案 第 15 号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	29. 3. 17
議案 第 16 号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予 算（第4号）	原案可決	29. 3. 17
議案 第 17 号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算 （第4号）	原案可決	29. 3. 17
議案 第 18 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 19 号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 20 号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 21 号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 22 号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 1
議案 第 23 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 24 号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 25 号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 26 号	香美市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 27 号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 28 号	香美市個人情報保護条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 29 号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 30 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 31 号	香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 32 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	29. 3. 17
議案 第 33 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 34 号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 35 号	秦山ふれあいセンターの指定管理者の指定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 36 号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 37 号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について	原案可決	29. 3. 17
議案 第 38 号	平成 28 年度香美市一般会計補正予算（第 10 号）	原案可決	29. 3. 17

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
同意 第 1 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	29. 3. 1
発議 第 1 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	29. 3. 17
決議案 第 1 号	執行機関の附属機関に議員が参画しない決議について	原案可決	29. 3. 17
発議 第 2 号	「協働」・「参画」調査研究特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	29. 3. 17
意見書案 第 1 号	予算の増額で保育の充実を求める意見書の提出について	原案否決	29. 3. 17
意見書案 第 2 号	地域経済に深刻な打撃を与える年金削減を行わないように求める意見書の提出について	原案否決	29. 3. 17
意見書案 第 3 号	「共謀罪」法案を撤回するよう求める意見書の提出について	原案否決	29. 3. 17

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
陳情第1号 (H28)	かたじ児童クラブ専用施設の早期設置について	原案採択	29. 3. 1
陳情第1号 (H29)	市道谷相線及び市道日ノ御子線の改良事業の継続について	継 続	29. 3. 17